

鴨川市地域防災計画

平成26年3月

鴨川市防災会議

鴨川市地域防災計画

〔第 1 編 総 則 編〕

〔第 2 編 地震・津波災害編〕

〔第 3 編 風水害等編〕

〔第 4 編 大規模事故編〕

平成 2 6 年 3 月

鴨川市防災会議

第 1 編 総則編

鴨川市地域防災計画

第 1 編 総則編

第 1 節 計画の目的及び構成	1
1. 計画の目的	1
2. 計画の内容	1
3. 計画の構成	1
4. 計画の修正	1
5. 地区防災計画	2
第 2 節 計画の基本方針	3
1. 災害予防対策	3
2. 災害応急対策	3
3. 災害復旧・復興対策	4
第 3 節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	5
1. 市	5
2. 一部事務組合	6
3. 県	6
4. 指定地方行政機関	6
5. 自衛隊	9
6. 指定公共機関	9
7. 指定地方公共機関	10
8. その他公共団体	11
9. 市民及び事業所等	11
第 4 節 市の概況	13
1. 自然条件	13
2. 社会的概況	17
第 5 節 災害危険性	18
1. 地震の想定	18
2. 津波の想定	21
3. 風水害の想定	21
4. 大規模事故の想定	21

第1節 計画の目的及び構成

1. 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び鴨川市防災会議条例第2条の規定に基づき、鴨川市防災会議が作成する計画であり、鴨川市で発生する災害に関し、予防活動、応急対策活動及び復旧活動等の一連の災害対策を実施するにあたり、防災関係機関、鴨川市民及び事業所がその全力をあげて、鴨川市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、実施すべき事務を定めることを目的とする。

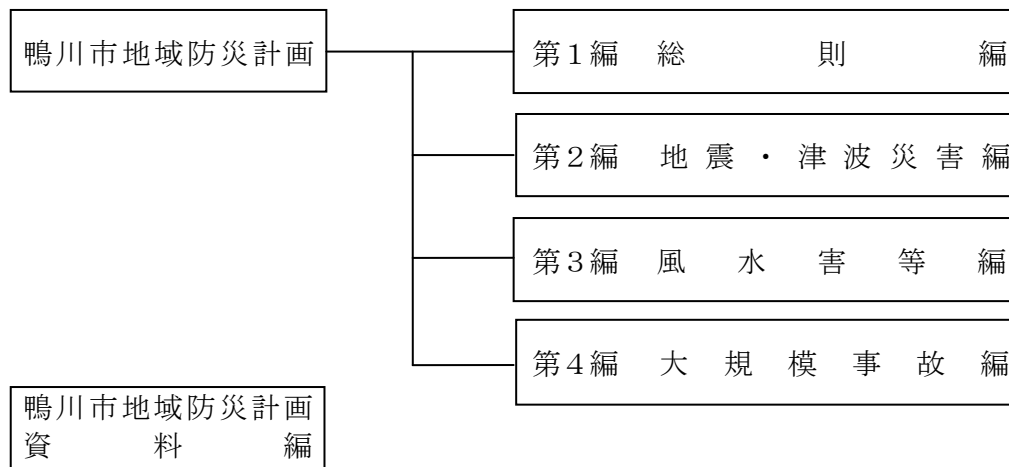
2. 計画の内容

本計画は、鴨川市の処理すべき事務又は業務を中心として、各防災関係機関の責任を明確にするとともに、各機関が防災に関し行う事務又は業務を有機的に結合した計画である。

また、本計画は、国の防災方針を定めた防災基本計画及び千葉県地域防災計画との整合性及び関連性を有するものであるが、地域の特性や災害環境にあわせた独自の計画である。

3. 計画の構成

本計画は、次のような構成である。



4. 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき各関係機関が毎年検討を加え、必要があると認めるときは、防災会議の承認を得て修正する。

ただし、軽易な事項等は会長が修正し、防災会議に報告する。

なお、修正したときは、知事に報告する。

市及び防災関係機関は、自己の所掌する事項について検討し、必要がある場合は修正内容を防災会議（事務局：鴨川市消防防災課）に提出する。

5. 地区防災計画

本市地域の一定の地区内の居住者等が、災害対策基本法第42条第2項に基づく地区防災計画（一定の地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等の計画）を提案した場合、防災会議において本計画への抵触等を判断し、必要と認める場合は当該地区防災計画を本計画に定める。なお、必要がないと判断した場合は、その理由等を提案者に通知する。

第2節 計画の基本方針

本市は、南東が海に面し、北東から南西部を取り囲むように山間部が広がっており、降雨、暴風により被害を受けやすい地形的条件にあるが、治水事業、治山事業等が計画的に推進されてきたため、近年は、風水害による被害は最小限にとどめられているところである。

しかし、都市化が進展していること、市民の生活様式の変化により水道、電気、ガス、電話等への依存度が高まっていること、高齢化、少子化の到来による要配慮者が増加していること、住民の相互扶助意識が低下していることなどから防災面に関するさまざまな課題が指摘され、さらには、市街地の多くが海岸及び河川沿いに位置し、津波や地盤の液状化の影響を受けやすい地域にあるとともに、市街地への人口集中は、災害危険地域への居住地の拡大をもたらす傾向にある。

本市の場合は、昭和30年代後半から整備された建築物や道路、鉄道などの社会資本が更新の時期にさしかかりつつあることに加え、都市構造の複雑化は、地震災害対策のより一層の強化を求めることとなる。

また、本市は、海に面しており海難事故や油流出事故の危険性がある。更には都市化の進展、森林面積も大きいこと、産業の高度化等により、大規模火災、林野火災、危険物事故、鉄道事故、道路事故などの大規模な事故災害のおそれがある。こうした大規模事故災害についても対策を講じておく必要がある。

加えて、市民の生活様式の変化は、水道、電気、ガス、電話等への依存度を高め、鉄道等の交通施設とともに地震災害からこれらを守る対策の強化が求められている。

これら本市防災環境の変化に的確に対応し、市民生活の安全を守り、本市の持つ諸機能を確保していくため、風水害、各種大規模事故災害及び地震災害の各段階に応じた予防対策、応急対策及び復旧対策の充実に努めていく。

1. 災害予防対策

- (1) 市民への防災知識の普及に努めるとともに、自主防災組織の育成強化と防災訓練の充実に努め、自助・共助・公助の役割分担に基づき地域防災力を向上させる。
- (2) 災害に強い地域づくりを進めるため、土地区画整理等による都市整備や、耐震化・不燃化による建築物対策等の防災都市づくりを進める。
- (3) 防災拠点の整備を進めるとともに、各種資機材の備蓄と消防施設の整備を進める。
- (4) 津波災害を軽減するための施設整備や避難体制を整える。
- (5) 情報連絡手段となる防災行政無線の整備を進める。
- (6) 今後の災害対策に役立つ各種調査研究を進める。

2. 災害応急対策

- (1) 災害時に迅速な対応がとれるよう、市、県及び防災関係機関の応急体制を整える。
- (2) 気象予警報や被害情報などの災害情報の収集伝達体制を整える。
- (3) 被災者の安全な避難に努めるほか、水や食料等の供給、医療や救助など救援救護活動の充実に努める。
- (4) 消防、水防、警備、交通規制など応急活動の充実に努める。
- (5) 必要に応じ、自衛隊や広域的な応援を得て応急対策を実施する。

- (6) 水道、電気、ガス、電話等の生活関連施設等の迅速な応急復旧を図る。
- (7) 応急教育の確保と災害廃棄物の迅速な処理及び応急仮設住宅建設の体制整備を図る。

3. 災害復旧・復興対策

- (1) 一般被災者や被災事業者への援護措置の充実を進め、民生安定を図る。
- (2) 生活関連施設等の迅速な本格復旧を図る。
- (3) 中長期に及ぶ復興計画の作成体制づくりを合意形成の基に進め、計画的に復興事業を進める。

第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

市及び一部事務組合、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、並びに指定地方公共機関等は、災害対策に関し、概ね次の事務又は業務を処理する。

なお、これらの機関は、鴨川市の防災に関係する機関のみを抽出して記載している。

1. 市

機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
市	・鴨川市防災会議及び市の災害対策本部に関すること ・防災思想の普及並びに市内にある公共的団体及び自主防災組織の育成、指導に関すること ・防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること ・防災訓練の実施に関すること ・災害応急対策に関する物資並びに資材の備蓄及び点検に関すること ・防災に関する設備の整備及び点検に関すること ・管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること ・災害発生の防除及び拡大防止のための措置に関すること ・災害対策要員の動員、雇上げに関すること ・近隣市町との相互応援協力に関すること ・警報の伝達並びに避難の勧告、指示に関すること ・災害による被害の調査・報告と情報の収集及び広報に関すること ・災害時における自衛隊の災害派遣要請の依頼に関すること ・消防、水防その他の応急措置に関すること ・緊急輸送道路の確保に関すること ・公共的施設の復旧に関すること ・被災者に対する救助及び救護措置に関すること ・市営施設の応急対策に関すること ・災害時の医療及び救護に関すること ・清掃、防疫、その他の保健衛生に関すること ・災害時の給水に関すること ・災害時における文教対策に関すること ・被災者の生活再建支援に関すること ・義援金品の受領及び配布に関すること ・被災産業に対する融資等の対策に関すること ・災害復旧の実施に関すること

2. 一部事務組合

機関の名称	事務又は業務の大綱
安房郡市広域 市町村圏 事務組合	・消防事務（消防団事務を除く）及び救急事務に関する事 ・火葬場施設・設備の維持・管理及び応急対策に関する事 ・粗大ゴミ処理施設の維持・管理及び応急対策に関する事 ・地域救急医療対策（夜間急病診療事業、在宅当番医制事業、及び病院群輪番制方式による二次救急医療機関運営事業）に関する事

3. 県

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	・千葉県防災会議及び県災害対策本部に関する事 ・防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関する事 ・災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関する事 ・災害の防除と拡大の防止に関する事 ・災害時における防疫その他保健衛生に関する事 ・災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関する事 ・被災産業に対する融資等の対策に関する事 ・被災県営施設の応急対策に関する事 ・災害時における文教対策に関する事 ・災害時における社会秩序の維持に関する事 ・災害対策要員の動員、雇上げに関する事 ・災害時における交通、輸送の確保に関する事 ・被災施設の復旧に関する事 ・市町村が処理する事務及び事業の指導、指示及びあっせん等に関する事 ・災害対策に関する自衛隊への派遣要請、国への派遣要請及び隣接都県市間の相互応援協力に関する事 ・災害救助法に基づく被災者の救助、保護に関する事 ・被災者の生活再建支援に関する事 ・市町村が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整に関する事

4. 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東管区警察局	・管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関する事 ・管区内各県警察の相互援助の調整に関する事 ・他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関する事 ・警察通信の確保及び警察通信統制に関する事 ・津波警報の伝達に関する事

第1編 総則編
第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
関 東 財 務 局 千葉財務事務所	1 立会関係 ・主務省が行う災害復旧事業費の査定の立会に関する事 2 融資関係 ・災害つなぎ資金の貸付（短期）に関する事 ・災害復旧事業費の融資（長期）に関する事 3 国有財産関係 ・地方公共団体が防災上必要な通信施設等の応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関する事 ・地方公共団体が災害による著しい被害を受けた小・中学校等の施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関する事 ・地方公共団体が水防、消防及びその他の防災に関する施設の用に供する場合における普通財産の減額譲渡又は貸付に関する事 ・災害の防除又は復旧を行おうとする事業者に対する普通財産の売払又は貸付に関する事 ・県が急傾斜地崩壊防止施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付又は譲与に関する事 ・県又は市町村が防災のための集団移転促進事業の用に供する場合における普通財産の譲与等に関する事 4 民間金融機関等に対する指示、要請関係 ・災害関係の融資に関する事 ・預貯金の払戻し及び中途解約に関する事 ・手形交換、休日営業等に関する事 ・保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する事 ・営業停止等における対応に関する事
農 林 水 産 省 関 東 農 政 局	1 災害予防関係 ・ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関する事 ・農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設の整備に関する事 2 応急対策 ・農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関する事 ・災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関する事 ・災害時における生鮮食料品等の供給に関する事 ・災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関する事 ・土地改良機械及び技術者などを把握し、緊急貸出及び動員に関する事 3 復旧対策 ・災害発生後はできる限り速やかに査定をし、農地の保全に係る海岸施設及び農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関する事 ・災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する事 4 その他 ・農業関係被害状況の情報収集及び報告に関する事

第1編 総則編
第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
	・災害時の政府所有米穀の供給に関すること（農林水産省生産局）
関東森林管理局 東 京 分 局	・国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持造成に関すること ・災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること
関東経済産業局	・生活必需品、復旧資材などの防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること ・商工鉦業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること ・被災中小企業の振興に関すること
関東東北産業 保 安 監 督 部	・火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなど危険物等の保安に関すること
関 東 運 輸 局	・災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関すること ・災害時における被害者、災害必要物資などの輸送調整に関すること ・災害による不通区間における迂回輸送等の指導に関すること ・災害時における応急海上運送に関すること ・応急海上運送用船舶の緊急修理に関すること
国 土 交 通 省 関東地方整備局	1 災害予防 ・防災上必要な教育及び訓練等に関すること ・通信施設等の整備に関すること ・公共施設等の整備に関すること ・災害危険区域等の関係機関への通知に関すること ・官庁施設の災害予防措置に関すること ・大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立に関すること 2 災害応急対策 ・災害に関する情報の収集、災害対策の助言・協力及び気象予報及び警報の伝達等に関すること ・水防活動、避難誘導活動等への支援に関すること ・建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること ・災害時における復旧資材の確保に関すること ・災害発生が予測されるとき又は災害時における応急工事等に関すること ・災害時のための応急復旧資機材の備蓄に関すること ・海洋汚染の拡散防止及び防除に関すること 3 災害復旧 ・災害発生後、できる限り速やかに現況調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況を勘案のうえ、二次災害防止に努めるとともに、迅速かつ適切な復旧を図るものとする。
海上保安庁第三管 区海上保安本部 (勝浦海上保安署)	・海上災害の発生及び拡大の防止に関すること ・船舶交通の安全、危険を防止し又は混雑を緩和するための船舶交通制限に関すること ・海上における人命及び財産の保護並びに公共の秩序の維持に関すること ・海難救助及び天災事変その他救済を必要とする場合における救助に関すること
東京管区气象台 (銚子地方气象台)	・気象、地象、水象に伴う災害に対する気象資料の提供に関すること ・気象、地象（地震にあっては、地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の発表・通報に関すること

第1編 総則編
第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
	・災害発生時における気象観測資料の提供に関すること
関東総合通信局	・電波及び有線電気通信の監理に関すること ・防災及び災害対策用無線局の開設、整備についての指導に関すること ・災害時における非常通信の確保に関すること ・関東地方非常通信協議会の運営に関すること ・災害対策用無線機、災害対策用移動電源車の貸出しに関すること
千葉労働局木更津労働基準監督署	・工場、事業場における労働災害の防止に関すること ・労働力の確保及び被災者の生活確保に関すること

5. 自衛隊

機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
自 衛 隊	1 災害派遣の準備 ・防災関係資料の基礎調査に関すること ・自衛隊災害派遣計画の作成に関すること ・防災資材の整備及び点検に関すること ・千葉県地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に合致した防災に関する各種訓練の実施に関すること 2 災害派遣の実施 ・人命又は財産保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関すること ・災害派遣時の救援活動のため、防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関すること

6. 指定公共機関

機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
東日本電信電話(株)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、(株)NTTコム、KDDI(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株)	・電気通信施設の整備に関すること ・災害時における緊急通話の取扱いに関すること ・被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること
日本赤十字社	・災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関すること ・災害救助の協力奉仕団の連絡調整に関すること ・義援金品の募集及び配分に関すること
日本放送協会	・防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること ・災害応急対策等の周知徹底に関すること ・社会事業団体等による義援金品の募集及び分配に関すること ・被害者の受信対策に関すること

第1編 総則編
第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
東日本旅客鉄道（株）、日本貨物鉄道（株）	・ 鉄道施設等の保全に関する事 ・ 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事 ・ 帰宅困難者対策に関する事
日本通運（株）、福山通運（株）、佐川急便（株）、ヤマト運輸（株）、西濃運輸（株）	・ 災害時における貨物（トラック）自動車による救援物資及び避難者の輸送の協力に関する事
東京電力（株）	・ 災害時における電力供給に関する事 ・ 被災施設の応急対策と災害復旧に関する事
日本郵便（株）	・ 災害時における郵便事業運営の確保 ・ 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 - 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関する事 - 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関する事 - 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関する事 - 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分 - 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除に関する事 ・ 災害時における郵便局窓口業務の維持に関する事

7. 指定地方公共機関

機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
公益社団法人千葉県医師会	・ 医療及び助産活動に関する事 ・ 医師会と医療機関との連絡調整に関する事
一般社団法人千葉県歯科医師会	・ 歯科医療活動に関する事 ・ 歯科医師会と医療機関との連絡調整に関する事
一般社団法人千葉県薬剤師会	・ 調剤業務及び医薬品の管理に関する事 ・ 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関する事 ・ 地区薬剤師会との連絡調整に関する事
一般社団法人千葉県LPガス協会安房支部鴨川協議会	・ ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関する事
千葉テレビ放送（株）、（株）ニッポン放送、（株）ベイエフエム	・ 防災知識の普及と警報の周知徹底に関する事 ・ 災害応急対策等の周知徹底に関する事 ・ 社会事業団体等による義援金品の募集及び分配に関する事
社団法人千葉県トラック協会房州支部及び社団法人千葉県バス協会	・ 災害時における貨物自動車（トラック）及び旅客自動車（バス）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事
千葉県道路公社	・ 所管道路の保全に関する事

第1編 総則編
第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
	・所管道路の災害復旧に関する事 ・災害時における緊急交通路の確保に関する事

8. その他公共団体

機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
安房農業協同組合	・農業施設の保全及び農産物の確保、資機材の供給に関する事 ・被災組合員に対する融資及びあっせん、資金導入計画に関する事
鴨 川 市 商 工 会	・災害時における物価安定についての協力に関する事 ・救助物資、復旧資材の確保、あっせんに関する事 ・被災会員等に対する資金の融資あっせんに関する事
鴨川市漁業協同組合 東安房漁業協同組合	・災害時における港湾運送関係事業者との輸送力の確保及び連絡調整に関する事 ・災害時における食糧及び救援物資の海上輸送に関する事
一般社団法人千葉県 建築士事務所協会	・被災建築物の応急危険度判定に関する事
鴨川市社会福祉協議会	・要配慮者の支援に関する事 ・災害時におけるボランティア活動の支援に関する事
公 益 社 団 法 人 安 房 医 師 会	・医療及び助産活動に関する事
一 般 社 団 法 人 安 房 歯 科 医 師 会	・歯科医療活動に関する事

9. 市民及び事業所等

機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
医 療 機 関 管 理 者	・避難施設の整備と避難訓練の実施に関する事 ・災害時における収容者の保護及び誘導に関する事 ・災害時における病人等の収容及び保護に関する事 ・災害時における負傷者の医療と助産救護に関する事
学 校 法 人	・避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事 ・災害時における児童生徒の保護及び誘導に関する事 ・災害時における応急教育計画の確立及び実施に関する事 ・被災施設の災害復旧に関する事
金 融 機 関	・被災事業者等に対する資金の融資に関する事
社会福祉施設経営者	・避難施設の整備と避難訓練の実施に関する事 ・災害時における入所者の保護に関する事
そ の 他 事 業 所	・消防法に基づく防火管理体制の強化に関する事 ・事業所における防災対策の充実と従業員の安全の確保に関する事 ・地域の防災活動に積極的に参加し、地域における防災力の向上に寄与すること ・集客施設を保有する事業所にあつては、来客者の安全確保に努めること ・事業所等は災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）

第1編 総則編
第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
	の策定に努めること
ボランティア団体	・ 普段から構成員間の連携を密にし、活動体制の整備を図ること ・ 災害時に行政機関と協力して迅速な救援救護活動の実施に寄与すること
自主防災組織	・ 地域において自発的に防災活動を実施し、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害復旧に寄与すること ・ 防災に関する知識の普及及び出火防止の徹底に関すること ・ 初期消火、避難、救出教護等に関すること ・ 消火用資機材、応急手当用医療品、救助用資機材、防災資機材等の備蓄及び保守管理に関すること
市 民	・ 市及び県等が実施する防災対策に協力するとともに、自発的に防災活動に積極的に参加し、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害復旧に寄与すること ・ 食料・飲料水の備蓄、非常持出品の準備に関すること

第4節 市の概況

本市は、房総半島の南東部、太平洋側に位置し、温暖な気候と美しい海岸線など自然環境に恵まれている。

海岸に沿って東は勝浦市と、西は南房総市・鋸南町に接し、北は房総丘陵を境として、君津市・富津市・大多喜町に接している。

平成17年2月11日に旧鴨川市と天津小湊町が合併し、現在の鴨川市が誕生し、南房総の中核都市として更なる発展を目指している。千葉市へは直線距離にして57km、時間距離にしてJR東日本外房線で2時間弱の位置にある。

■市の位置

位 置	東 経		北 緯		地 点
	極 東	140° 13' 00"	35° 08' 00"		大字内浦地先
	極 西	139° 55' 49"	35° 07' 49"		大字平塚字細谷地先
	極 南	140° 02' 17"	35° 03' 05"		大字江見外堀字堀原地先
	極 北	140° 08' 20"	35° 11' 27"		大字四方木字白岩地先
市 役 所		140° 05' 56"	35° 06' 50"		大字横渚 1450 番地
面 積		191.30km ²			

出典：市統計書

1. 自然条件

(1) 地形・地質

本市は千葉県の南東部に位置し、地勢は全般的に平坦地が少なく、幾多の丘陵起伏に富み、西の南房総市との境に愛宕山(408.2m)、北部から東部に連なる清澄山系は標高300m前後と低い割に急峻な山が多く、いたる所に溪谷が見られ、市町境となっている。

市の中部には千葉県最高峰の嶺岡山系があり、この間に北西部の丘陵地帯より東南に細長く緩い傾斜をみせて低地部が海岸に達して、長狭平野となっている。

南部海岸線は無霜地帯として知られ早出し花卉が盛んであると共に起伏に富んだ小島、岩礁が多く、その眺望は絶景である。

地質は、第三紀、第四紀の堆積岩や変成岩が分布する。

南部の山地は、嶺岡層群、保田層群、安房層群からなり、嶺岡山系を中心に玄武岩や蛇紋岩が、また、海岸部では変成岩も見られる。この嶺岡山系の蛇紋岩等は風化が進み、地すべりが発生しやすい性質をもっている。

北部の山地は、三浦層群と上総層群からなっている。この三浦層群と上総層群の間には激しい地殻変動の名残と考えられる不整合が存在し、この不整合の直上に沖積層が発達しており、さらに沖積層の上には多くの地域で埋立層が認められている。

いずれの地層の岩石も風化が早いいため、非常にもろく、海岸や道路沿いのがけなどのように露出している岩盤は、崩壊の危険が高い。

■主要山岳

山 岳 名	標 高	所 在 地
愛 宕 山	408.2m	鴨川市、南房総市
清 澄 山 (妙見)	377.0	鴨川市
二 ッ 山	376.0	鴨川市
元 清 澄 山	344.2	鴨川市、君津市
嶺 岡 山 浅 間	334.8	鴨川市
高 鶴 山	326.0	鴨川市

出典：市統計書

(2) 河川

流域が狭く、規模の小さい河川が蛇行しており、勾配も比較的急峻である。主要河川は東流して太平洋に注ぎ、上流部は砂防指定地となっており、砂防工事が行われ、中下流は局部改良工事が行われている。

上流域は耕地率が低く、水田酪農地帯として知られる。

■主要河川

河川名	延長 (km)	流域面積 (km ²)	水源地	流末地
洲貝川	3.7	8.5	鴨川市畑	鴨川市江見内遠野 (太平洋流出点)
曾呂川	5.4	14.2	鴨川市上	鴨川市太海 (太平洋流出点)
加茂川 (加茂川支流)	22.3	82.0	鴨川市金束	鴨川市貝渚 (太平洋流出点)
金山川	11.1	14.0	鴨川市打墨	鴨川市太尾 (加茂川合流点)
銘川	3.1	5.0	鴨川市北小町	鴨川市押切 (")
川音川	1.8	5.3	鴨川市成川	鴨川市仲 (")
待崎川	2.4	19.4	鴨川市和泉	鴨川市広場 (太平洋流出点)
二夕間川 (二夕間川支流)	5.7	7.4	鴨川市清澄	鴨川市天津 (太平洋流出点)
袋倉川	7.2	7.4	鴨川市東町	鴨川市天津 (二夕間川合流点)
神明川	1.5	3.8	鴨川市天津	鴨川市天津 (太平洋流出点)
大風沢川	7.7	11.9	鴨川市内浦	鴨川市内浦 (太平洋流出点)
開戸川	1.2	2.3	鴨川市内浦	鴨川市内浦 (太平洋流出点)

出典：市統計書

(3) 湖沼

鴨川市には本来の湖はなく、ダム湖のみ存在し、また流域面積が狭いため流量も少なく、いったん放流するとなかなか満水にならない。他には小規模な農業用溜池が点在している。

(4) 海岸

太平洋に面した 31km に及ぶ海岸線は自然の美しさの反面、津波、高潮による被害を受けるおそれがある。

(5) 気象

① 気温

海洋性の特徴を帯び一般に温暖湿潤であり、冬は最も寒い2月でも海岸では降霜がなく

最低気温も氷点下に下がることは稀であり、積雪日数もほとんどない。

② 降水量

年間降水量は、平成22年で年間2,179mmと県北部に比較して多い。これは標高300m程度の山地の影響で、風向が山地に直交するときは地形性降雨を伴うため、風上側の山地斜面では降水量が多くなるためである。

降雨量の季節的变化を見ると、秋に多く、春・夏がこれに次ぎ冬は最も少なくなっている。秋は台風、夏は梅雨等の影響によるもので、特に台風は短期的に激しい雨を伴い、大雨をもたらすことが多い。

③ 風向・風速

春から夏にかけて南西風に、秋から冬にかけては北西風に支配されることが多い。風速に関しては、冬の季節風、台風、低気圧又は寒冷前線の接近、通過の際には強風の吹くことが多い。特に台風接近時には暴風を伴うため、大雨、強風ともに厳重な警戒が必要となる。

(6) 断層帯

本市周辺には、房総半島南部をほぼ東西に横断する幅約5～7kmの「鴨川地溝帯」の北縁と南縁に位置する「鴨川地溝帯北断層」と「鴨川地溝帯南断層」が分布しており、平成10年度～12年度に、千葉県によって活断層調査が実施された。

このうち、鴨川地溝帯北断層は、最近の活動を示す地形が見いだせなかったため、国の地震調査研究推進本部は、「鴨川地溝帯南断層」を「鴨川低地断層帯」とし、次のような評価を行った。

過去の活動：過去の活動に関する資料が乏しく、具体的な活動履歴については明らかでない。

将来の活動：全体が1つの区間として活動した場合、発生する地震規模はマグニチュードが概ね7.2で、そのときの上下変位量は概ね2mとなる可能性がある。

(7) 災害特性

① 風水害

県の南部沿岸は、海からの湿った空気を受け内陸部に比べて強い雨が多く、特に黒原（南部丘陵地域）付近を中心とした比較的狭い範囲で強い雨が多く降る。

過去の水害履歴をみると、台風の通過に伴う大雨によるものが多い。

② 土砂災害

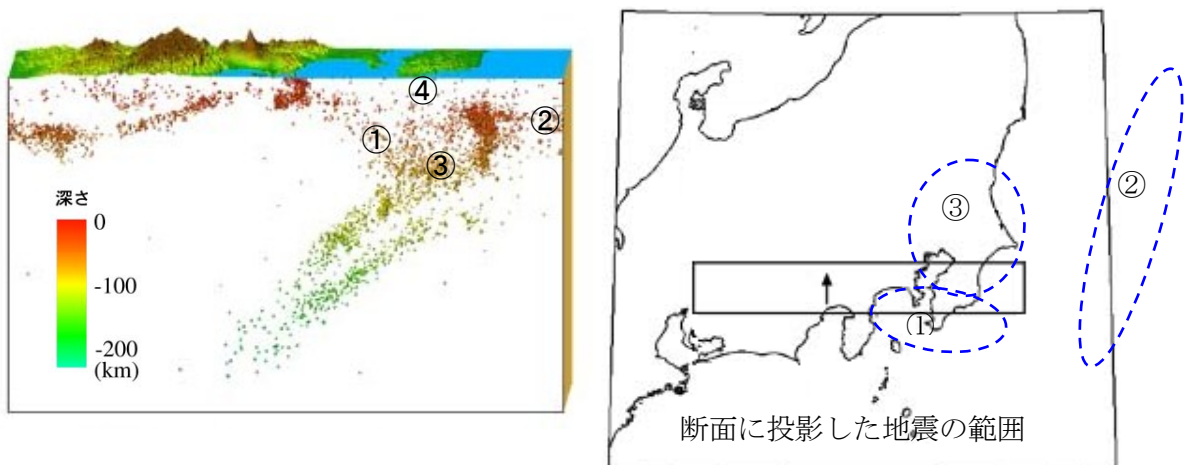
市内は山地に囲まれているため、土砂災害の危険が高い地域が多い。このうち、市北部の上総丘陵は、斜面が崩れ落ちるタイプの「がけ崩れ」が起りやすい地層からできている。一方、南部から西部の嶺岡山地周辺は、「地すべり」が起りやすい地層が分布しており、過去にも地すべりが多く発生している。

③ 地震災害の特性

■千葉県南部（鴨川市周辺）に被害をもたらす地震

	地震のタイプ	規模と頻度	特徴
①相模湾から房総半島南東沖にかけてのプレート境界付近で発生する地震	フィリピン海プレートと大陸プレートの境界付近	M8クラスの地震が、200～400年に1度程度の周期で発生。関東地震から80年以上経過しており、早ければ百年後に次の地震が来ると考えられる。 元禄地震・関東地震	震源が市域に近いので、震度7に近い揺れとなることが予想される。また、津波による被害も大きく、特に地震直後に津波が到達することが予想される。
②関東地方東方沖合から福島県沖にかけてのプレート境界付近で発生する地震	太平洋プレートと大陸プレートの境界付近で発生する地震	最大でM7クラスの地震（歴史時代にM8クラスの地震が1度だけ記録されている）。M5～6の地震は数年おきに発生 延宝房総津波	震源から離れているため、大きな揺れはないと予想される。しかし、震源が海底であるため、津波が発生することがある。
③陸域で発生し、震源がやや深い地震	フィリピン海プレートと大陸プレートの境界付近で発生する地震 太平洋プレートと大陸プレートの境界付近で発生する地震等	最大でM7クラスの地震（明治28年）、M5クラスの地震は年に数回発生	震源が地表面から離れているが、規模が大きいため県内でも被害が予想される。
④地表近くの断層による地震	地殻の浅部で発生する地震	鴨川低地断層帯が活動したとすると、M7.2程度（詳細不明） 県内には、切迫性の高い活断層はない。	地表に現れない断層の活動によって地震が発生することもある。このような地震は、規模は比較的小さいが、地表近くを震源とするため、大きな被害が発生する。
⑤遠地地震による津波被害		不特定	津波監視システム等で、津波来襲前に津波発生を覚知できる。

下図の①～④に対応



関東地方の地震活動と太平洋プレートの沈み込み（鴨川市周辺を通る断面図：M2以上、1987～1996年、深さ200km以浅；地震調査研究推進本部（1999）を編集）

2. 社会的概況

(1) 人口

本市の人口は、昭和25年に48,571人をピークに、徐々に減少傾向をたどり、昭和60年に旧鴨川市でやや増加傾向が見られたものの、その後は減少傾向をたどっている。最新の国勢調査(平成22年)での人口総数は35,759人であり、ピーク時の約74%となっている。

(2) 交通・ライフライン等

① 道路

鴨川市域の幹線道路形態を見ると、海岸線に国道128号、市の西部を国道410号、西端部を主要地方道富津館山線が南北に走り、主要地方道鴨川保田線及び鴨川富山線が東西に走っている。また、市の中央部を主要地方道千葉鴨川線が北西・南東方向に走り、更に市東部を主要地方道市原天津小湊線、東端部を天津小湊夷隅線が南北に走っている。

■道路の状況

平成22年3月31日現在

区 分	総延長 (m)	舗装延長 (m)	舗装率 (%)	改良済延長 (m)	改良率 (%)
国 道	43,826	43,826	100.0	40,836	93.1
県 道	75,168	75,168	100.0	62,961	83.8
市 道	743,761	509,847	68.5	231,147	31.1

出典：市統計書

② 鉄道

海岸沿いにJR東日本外房線、内房線が通り、東から安房小湊駅、安房天津駅、安房鴨川駅、太海駅、江見駅となり、1日約2,300人(平成20年度)の乗車人員がある。

③ バス

鴨川日東バス(株)、館山日東バス(株)により路線バスが運行されている。また、その他数社により、高速バス等が運行されている。

④ 通信、ライフライン

ア. 災害用通信

災害用通信施設として、防災行政無線等を整備している。

イ. ライフライン

鴨川市のライフラインは、上下水道が鴨川市、電力が東京電力(株)、通信が東日本電信電話(株)、ガスは(社)千葉県LPガス協会安房支部鴨川協議会によって供給されている。

(3) その他

本市には、年間を通じ、約400万人の観光客が訪れている。

第5節 災害危険性

1. 地震の想定

(1) 想定条件

計画の前提とする想定地震は、元禄地震とする。

想定地震： 元禄地震(1703) マグニチュード：8.2
発生時期： ① 冬季 午前5時 多くの市民が自宅にいる季節時刻
② 夏季 正 午 観光客が多くいる季節時刻

※中央防災会議の「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」（平成25年12月）では、フィリピン海プレート内に一律に震源を想定した場合に、市内で震度7となる震度分布図が示された。しかし、その範囲がごく一部に限られること、特定の地震を想定したものでないこと、さらには、これまでの防災・減災対策の方向性に影響するものではないことから、本計画では元禄地震を計画の前提とする。

(2) 被害予測結果

① 建物被害予測

	建物棟数	地震による被害（住家） ※揺れ＋液状化		
		木造	*RC造	鉄骨造
総数	18,081	17,078	232	771
全壊棟数	3,159	3,093	14	54
半壊棟数	4,204	4,058	27	119

*RC造：鉄筋コンクリート造 単位：棟

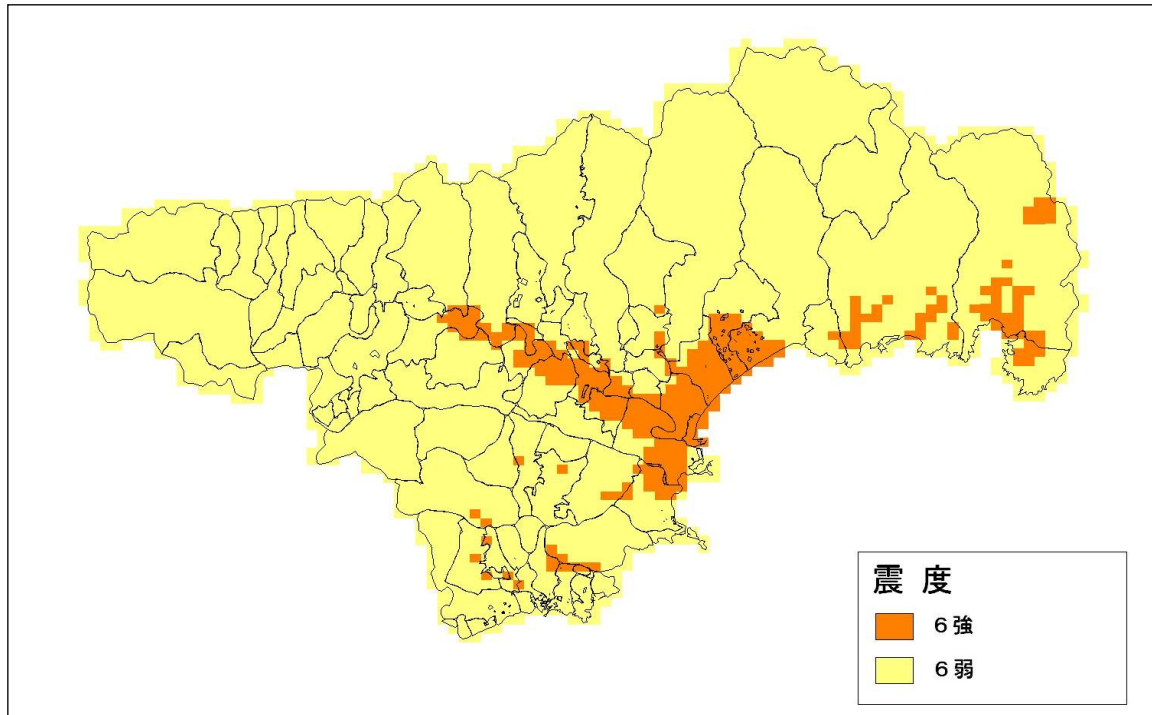
② 人的被害予測

人的被害	死者	重傷者	軽傷者
冬季午前5時	149	45	183
夏季正午	243	74	298

単位：人

◆地震動

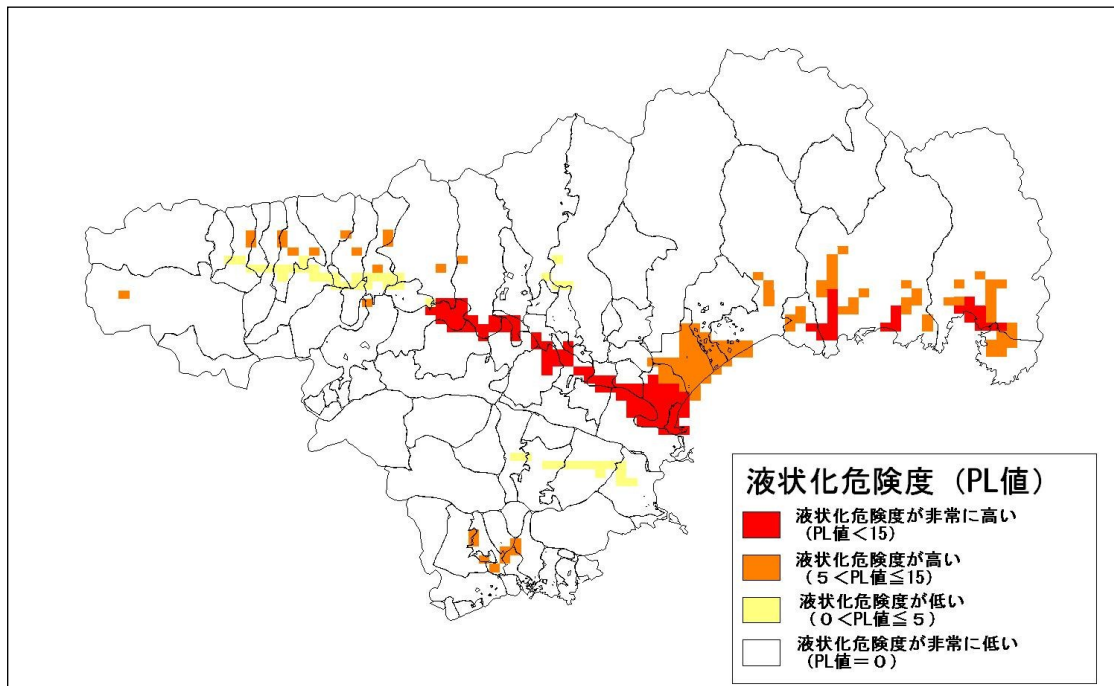
加茂川沿いの低地や海岸付近の低地で震度6強、それ以外の地域で震度6弱が予想され、本市全域で震度6弱以上となるものと予想される。



震度予測

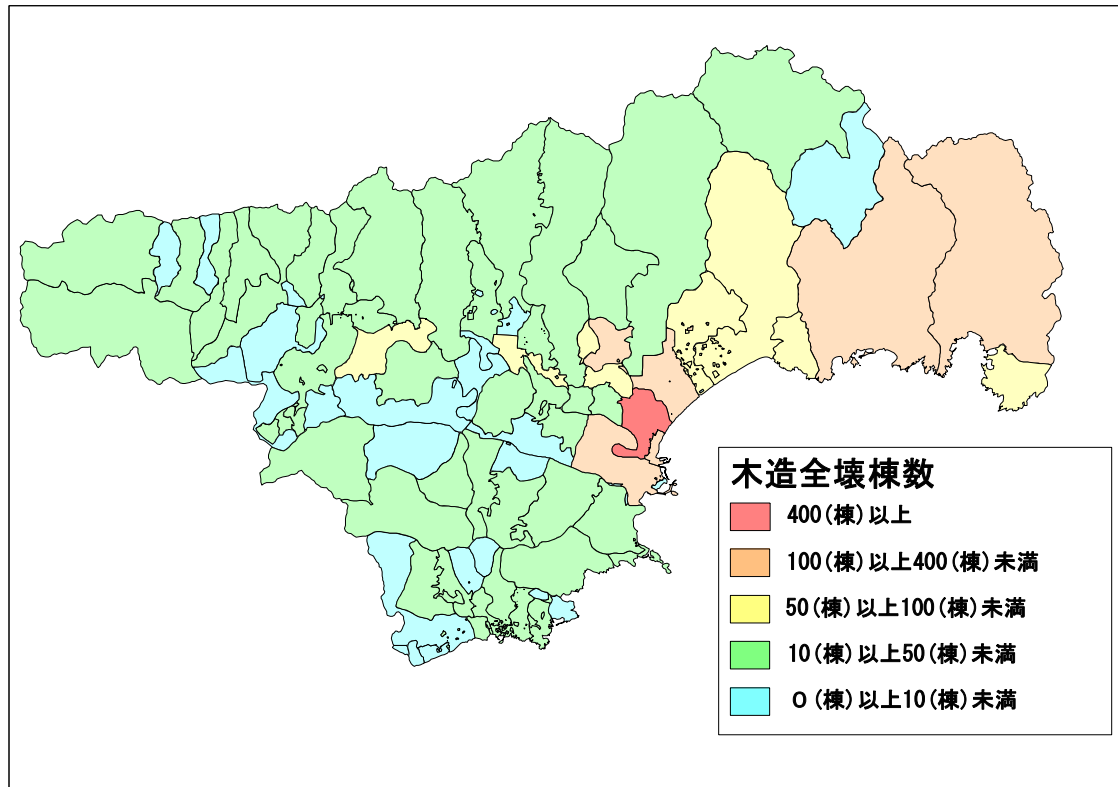
◆液状化

加茂川沿いの低地、海岸部及び河口部での液状化の危険性がやや高くなると予想される。



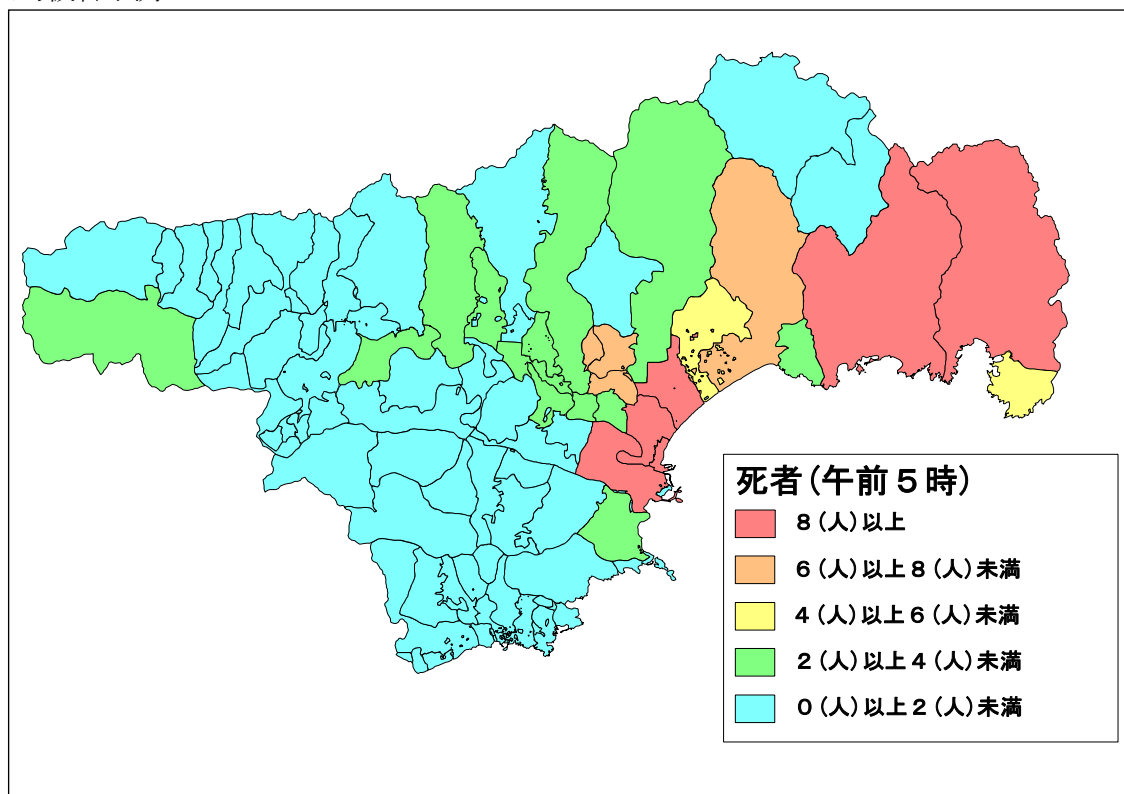
液状化危険度予測

◆建物被害予測



建物被害予測(木造全壊棟数)

◆人的被害予測

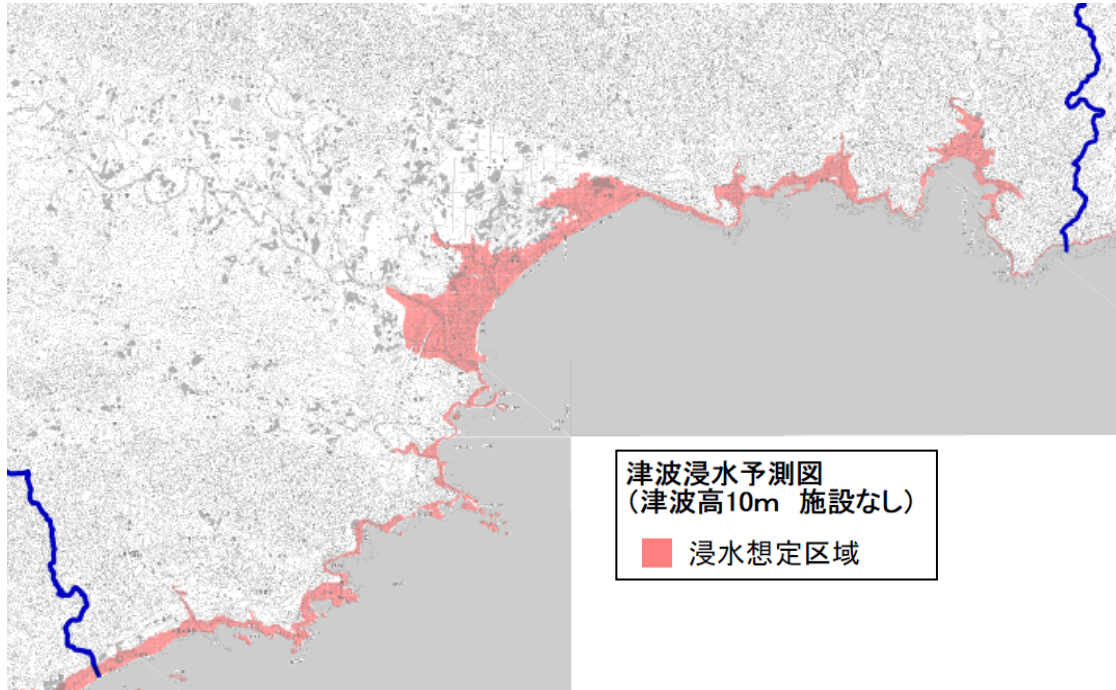


地震による人的被害予測 (死者：冬季午前5時)

2. 津波の想定

本市における過去の津波実績では、元禄地震の8mの津波が最大であるが、それを上回る津波に備える必要があるため、千葉県による津波浸水予測図（平成23年度）の津波高10mを想定津波とする。

津波浸水予想区域に含まれる建物数（住家）は、約3,000棟であり、概ね7,000人を被災人口と想定する。



3. 風水害の想定

千葉県が想定、作成した浸水想定区域図（加茂川）を前提とする。それ以外では、大雨による水路での局所的な氾濫・浸水、局所的な土砂災害を対象とする。

4. 大規模事故の想定

大規模事故については、次の事象を対象とする。

・大規模火災	・林野火災	・危険物等災害
・海上災害（海難事故）	・油等流出災害	・航空機災害
・鉄道災害	・道路災害	・放射性物質事故災害

第2編 地震・津波災害編

鴨川市地域防災計画

第2編 地震・津波災害編

第1章 災害予防計画	1
第1節 地域防災力の向上	1
1. 防災知識の普及・啓発	1
2. 広報すべき内容	2
3. 教育訓練計画	2
4. 自主防災組織の育成、強化	3
第2節 地盤災害予防対策	6
1. 地盤災害の防止	6
2. 地盤の液状化対策	6
3. 液状化対策の広報・周知	7
第3節 防災都市づくり	8
1. 出火防止	8
2. 建築物の不燃化対策	9
3. 土地区画整理事業等	9
4. 建築物の防災対策	9
5. ブロック塀等倒壊防止及び落下物対策の推進	10
6. ライフライン等の耐震対策	11
7. 道路等交通施設の整備	12
8. 港湾施設の安全化	13
9. 危険物施設等の安全化	13
第4節 防災施設等の整備	15
1. 災害用備蓄の整備	15
2. 避難施設の整備	16
3. 災害通信施設の整備	16
第5節 津波災害予防対策	17
1. 津波調査	17
2. 津波避難対策	17
3. 津波防災施設の整備	17
4. 津波に対する自衛体制の確立	18
5. 津波広報、避難訓練	18
第6節 要配慮者の安全確保対策	20
1. 在宅要配慮者に対する対応	20
2. 社会福祉施設等における防災対策	21
3. 外国人に対する防災対策	22
第7節 帰宅困難者対策	23
1. 一斉帰宅の抑制	23
2. 帰宅困難者収容施設の指定	23
第2章 災害応急対策計画	24
第1節 災害応急活動体制	24
1. 初動体制	24

2. 配備体制	25
3. 職員の動員	25
4. 地域参集体制	26
5. 災害警戒本部	26
6. 災害対策本部	27
第2節 情報収集伝達	34
1. 情報連絡体制	34
2. 地震情報等の収集伝達	35
3. 被害情報の収集・調査	37
4. 災害報告	38
第3節 災害広報・広聴活動	41
1. 市の行う広報	41
2. 避難所での広報	42
3. 報道機関への対応	42
4. 被災者相談	43
第4節 災害救助法の適用	44
1. 災害救助法の適用基準	44
2. 被災世帯の算定	44
3. 災害救助法の適用手続き	45
4. 救助の実施	46
第5節 広域応援・自衛隊派遣要請	47
1. 自治体等への応援要請	47
2. 消防の広域応援要請	49
3. 自衛隊の災害派遣	49
第6節 消防・救助救急・水防・危険物等対策	52
1. 消防活動	52
2. 救助活動	53
3. 救急活動	54
4. 危険物等の対策	54
第7節 警備・交通・輸送	55
1. 警備計画	55
2. 交通規制	56
3. 緊急輸送路の確保	58
4. 緊急通行車両等の確認	58
5. 緊急輸送の実施	59
第8節 避難対策	61
1. 津波避難	61
2. 避難の勧告・指示	61
3. 警戒区域の設定	63
4. 避難誘導	64
5. 避難所開設	65
6. 避難所の運営	65
7. 避難所設備の整備	66
8. 避難者への支援	67
9. 要配慮者の避難対策	67

10. 広域避難	68
11. 避難所の集約及び解消	68
第9節 医療救護	69
1. 応急医療救護活動	69
2. 医薬品・医療用資器材等の確保	71
3. 被災者等の健康管理	71
第10節 防疫・清掃	72
1. 検病調査・健康診断	72
2. 防疫活動	73
3. 避難所における衛生管理	73
4. 保健活動	73
5. 食品衛生対策	73
6. し尿の処理	74
7. ごみの処理	74
8. 障害物の除去	75
9. 動物対策	76
第11節 食料・飲料水・生活必需品等の供給	77
1. 食料の供給	77
2. 給水	78
3. 生活必需品の供給	79
4. 救援物資の受け入れ・管理	80
第12節 行方不明者の捜索・遺体の処理	81
1. 行方不明者の捜索	81
2. 遺体の処理	81
3. 遺体の埋火葬	82
第13節 被災住宅対策	83
1. 応急仮設住宅	83
2. 住宅の応急修理	84
3. 被災建築物の応急危険度判定	84
4. 被災建築物の撤去・解体	85
5. 被災宅地の危険度判定	85
第14節 文教対策及び労働力の確保	86
1. 災害発生時の対応	86
2. 応急教育活動	86
3. 応急保育	88
4. 労働力の確保	88
第15節 ライフライン施設等の応急・復旧	89
1. 上水道施設	89
2. ガス施設	90
3. 電力施設	90
4. 通信施設	91
5. 道路・橋梁	91
6. 公共施設	91
7. 鉄道施設	92
第16節 ボランティア活動への対応	93

1. ボランティア団体への要請	93
2. ボランティアへの対応	93
第17節 要配慮者への対応	95
1. 要配慮者の安全確認	95
2. 要配慮者への支援	95
3. 福祉仮設住宅の供給	96
4. 福祉施設入所者等への対策	96
5. 外国人に対する対策	96
第18節 孤立対策	97
1. 孤立地区の確認	97
2. 救助・救出	97
3. 集団避難	97
4. 緊急支援物資の確保・搬送	97
第19節 帰宅困難者対策	98
1. 安全確保	98
2. 帰宅困難者への支援	98
第3章 災害復旧・復興計画	99
第1節 被災者生活への支援	99
1. 被災者台帳の作成等	99
2. 災害見舞金等の支給	100
3. 被災者生活再建支援金	100
4. 災害復興住宅融資	100
5. 災害証明書の発行	101
6. 災害公営住宅の供給	101
7. 租税等の減免等	101
8. 介護保険における措置	102
9. 職業のあっせん	102
10. 農林漁業への融資	102
11. 中小企業への融資	102
12. 義援金の受け付け・配分	103
13. 郵便事業における措置	103
第2節 生活関連施設等の復旧対策	104
1. 災害復旧事業計画	104
2. 災害復旧予算措置	104
第3節 激甚災害の指定	105
第4節 災害復興	107
1. 復興計画作成の体制づくり	107
2. 復興に対する合意形成	107
3. 復興計画の推進	107
第4章 東海地震対応計画	108
第1節 総則	108
1. 計画策定の趣旨	108
2. 基本方針	108
3. 東海地震関連情報の発表	109
4. 今後の課題	109

第2節 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置	110
1. 東海地震注意情報の伝達	110
2. 活動体制	111
3. 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの広報	112
4. 混乱の防止	112
第3節 警戒宣言発令に伴う対応措置	114
1. 活動体制	114
2. 警戒宣言の伝達及び広報	115
3. 水防・消防等対策	118
4. 交通・公共輸送対策	119
5. 上下水道、ガス、電気、通信等対策	120
6. 学校・病院・社会福祉施設等対策	124
7. 避難対策	125
8. 生活物資対策	126
9. 金融対策	126
10. 救護救援・防疫対策	127
11. その他の対策	128
第4節 住民等がとるべき措置	130
1. 住民のとるべき措置	130
2. 自主防災組織のとるべき措置	133
3. 事業所のとるべき措置	134

第1章 災害予防計画

第1節 地域防災力の向上

項目	実施担当	関係機関
1. 防災知識の普及・啓発	消防防災課	県、関係機関
2. 広報すべき内容	消防防災課	県、関係機関
3. 教育訓練計画	各課、学校教育課	県、関係機関
4. 自主防災組織の育成、強化	消防防災課、農水商工課	消防本部、社会福祉協議会、 県、施設管理者、事業所

1. 防災知識の普及・啓発

災害による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、住民の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関の防災対策の推進に合せて、住民一人ひとりが災害についての正しい認識を持ち、日頃から災害時に沈着に行動できる力を身につけることが最も必要なことである。このため、消防防災課、県及び関係機関は、災害危険箇所の把握に努め、この調査結果等をもとに防災知識の普及、啓発活動を行い、住民の防災知識の普及・啓発を図る。

(1) 実施の時期

防災に関する知識の普及啓発について、常時行うことが必要であるが、季節的に発生が予想される災害については、その季節の到来前に重点的に行う。

(2) 広報の実施方法

① 新聞の利用

各新聞社の協力を得て防災に関する知識を普及・啓発する。

② ラジオ、テレビの利用

各ラジオやテレビ局の協力を得て防災に関する知識を普及・啓発する。

③ 広報紙への掲載

防災に関しての知識を深めるため、広報「かもがわ」等の広報紙に、防災に関する知識に関する事項を掲載して関心を高める。

④ 鴨川市ホームページへの掲載

防災に関しての知識を深めるため、鴨川市のホームページに、防災に関しての知識を深める情報を掲載して関心を高める。

⑤ ハザードマップの配布、掲示

災害の危険区域を示したハザードマップを作成し、住民への配布、公共施設への掲示を行う。

⑥ 防災に関する講演会、説明会、座談会の開催（県・市）

災害に関する講演会、説明会、座談会を開催して防災意識の普及・啓発を図り、災害の予防対策に役立たせるため、随時市職員、自主防災会その他関係者を対象として実施する。

⑦ 学校教育

園児・児童・生徒等の防災知識の普及・啓発を図るため、教材となる資料を提供する。特に、防災教育を新たに位置付けた「学校教育指導の指針」等に基づき、園児・児童・生

徒の発達段階や学習の実態に即して、防災教育を計画的に進める。

- ⑧ 千葉県西部防災センター（県）の活用
センターの展示、教育用施設を利用し、災害に関する知識の普及・啓発に努める。
- ⑨ 事業所に対する防災知識の普及・啓発
防火管理者、危険物取扱者及び自衛消防隊員に対する講習を防災関係機関と協力して実施する。また、防火の集い、研究会、講習会等を随時開催し、防災知識の普及・啓発に努める。

(3) 配慮事項

- ① 要配慮者への対応
防災知識の普及・啓発にあたっては、高齢者、障害者、外国人等要配慮者への広報に十分配慮するとともに、分かりやすい広報資料の作成に努める。
- ② 過去の災害教訓の伝承
防災知識の普及・啓発にあたっては、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えるため、災害調査の結果や資料を収集・整理し、適切に保存するとともに、市民に閲覧できるように公開に努める。

2. 広報すべき内容

普及・啓発すべき防災広報の事項は、概ね次のとおりである。

(1) 市地域防災計画の概要

災害対策基本法第42条に基づく「鴨川市地域防災計画」の要旨の公表は、鴨川市防災会議が鴨川市地域防災計画を作成し、又は修正したときに、その概要について行う。

(2) 災害予防の知識

平常時から市民、事業所等が自らの身を守るための知識、自主防災組織等の地域防災力向上のための知識、その他一般的な災害に関する知識を広報する。

(3) 災害時の心得

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときにおいて、適切な行動がとれるよう広報する。

- ① 気象警報・注意報、津波警報・注意報、特別警報等の種別と対策
- ② 避難する場合の携帯品
- ③ 避難所・避難場所等
- ④ その他避難時の心得

3. 教育訓練計画

(1) 緊急連絡網及び動員計画の策定

各課及び関係機関は、個々の災害対策員の配備体制及び役割について、あらかじめ動員計画を定める。また、勤務外についても、緊急連絡網を定め、迅速な防災活動体制を確保する。

(2) 行動マニュアルの作成

各課及び関係機関は、個々の職員が、災害時の状況に応じて的確に対応できるよう、行動マニュアルを作成する。

(3) 職員等の防災教育の実施

消防防災課及び総務課は、職員等への防災教育を実施する。

- ① 過去に起きた災害の教訓を生かした災害予防活動の研修を実施する。
- ② 関係防災機関等が開催する研修会等に職員を参加させる。
- ③ 図上訓練やシミュレーション訓練などを実施し、職員に行動マニュアルの周知徹底を図る。

(4) 学校等における応急教育計画の策定

学校教育課は、災害時の応急教育計画を作成しておき、関係機関への連絡体制や所属職員の非常招集方法等を定める。

(5) 各種防災訓練の実施

① 避難等救助訓練

各課及び関係機関は、関係の計画に基づく避難その他の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動と併せ、又は単独で訓練を実施する。

なお、学校、病院、鉄道、社会福祉施設、工場、事業所、集客施設等では、利用者、従業員等の人命保護のため、特に避難についての施設を整備し、各施設の実情に合わせ、年2回以上の訓練を実施する。また、地域住民の参加を得て、地域の実情に即した避難訓練を行うことを検討する。

② 総合防災訓練

消防防災課は、警察、消防、自衛隊及びライフライン企業、自主防災組織、ボランティア（NPO）組織及び教育機関等と合同で、総合防災訓練を実施する。

4. 自主防災組織の育成、強化

大きな災害が発生した場合、被害が広域にわたるため防災機関のみで対処することが困難になることが予想されることから、各地域で自発的に防災活動を行う自主防災組織、事業所防災組織の強化を図る。

(1) 自主防災組織の育成

市は地域住民による自主的な防災組織の設置育成に努めるとともに、日頃から大災害が発生した場合を予想した訓練の実施を推進する。

消防防災課は、自主防災組織のリーダーマニュアルを作成し、活動内容等の知識の普及を図るとともに、「鴨川市自主防災組織補助金交付要綱」により防災備品・備蓄品購入等を支援する。

また、防災関係機関の協力を得て、自主防災組織リーダー研修会、講演会及び施設見学等により、防災に対する知識の普及を図るとともに、自主防災組織リーダーの交流強化に努めるとともに、日ごろ地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験や能力を活用する。

さらに、継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員、小中学校、地域のボランティア等の地域コミュニティによる防災ネットワークづくりを促進する。

なお、自主防災組織に求められる活動は、次のとおりである。

■自主防災組織に求められる活動

平常時	1 防災に関する知識の普及・啓発及び出火防止の徹底 2 初期消火、避難、救出救護等各種訓練の実施 3 消火用資機材、応急手当用医薬品、救助用資機材、防災資機材等の備蓄及び保守管理 4 地域を知るため、地域内の避難所、地域の危険箇所などの把握及び防災マップの作成 5 災害時避難行動要支援者対策 6 家庭の安全点検
発災時	1 出火防止及び初期消火の実施 2 地域内の被害状況等の情報収集、住民に対する避難勧告等の伝達、防災関係機関への連絡及び要請 3 救出救護の実施及び協力 4 集団避難の実施 5 炊き出し、給水や救助物資の配布に対する協力

(2) 事業所防災体制の強化

① 防火管理体制の強化

施設管理者は、学校、病院、集客施設等の多数の人が出入りする施設について、消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備の点検及び整備等を行う。また、初期消火体制の強化等を指導する。

高層建築物、雑居ビル等の防災体制については、消防法第8条の2の規定により、共同防火管理体制が確立されるよう指導するとともに、発災時には事業所の共同防火管理協議会が中心となった防災体制がとれるよう指導する。

② 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織

危険物施設で災害が発生した場合周囲に及ぼす影響が大きいことから、施設管理者は、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、災害によって高圧ガス施設等に被害が生じた場合には防災機関のみでは十分な対応が図られないことが考えられる。

このため、消防本部は危険物施設等管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。また、県は高圧ガス関係保安団体に対し防災活動に関する技術の向上、防災訓練の実施等に関し指導・助言を与え、その育成強化を図る。

③ 事業所組織

事業所は、消防法第8条の規定により「消防計画」を作成する事業所はもちろん、地域の安全と密接な関連のある事業所については、従業員、利用者の安全を確保するとともに、地域の災害を最小限に食い止めるため、自主的に防災組織を編成し、事業所内における安全確保の他、周辺地域の自主防災組織とも密接な連携をとり、地域の安全に積極的に寄与するよう努める。

また、その具体的な活動は、概ね次のとおりである。

- ア. 防災訓練
- イ. 従業員の防災
- ウ. 情報の収集・伝達方法
- エ. 火災その他の災害予防対策
- オ. 避難対策
- カ. 応急救護対策

キ．地域の防災活動への協力

④ 中小企業の事業継続

農水商工課は、災害に対する危機管理対策の取組が遅れている中小企業者等を対象に、事業継続計画（ＢＣＰ）の策定について、普及啓発と取組の促進を図る。

(3) ボランティアリーダーの養成

一般分野でのボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動の中で指導的な役割を担うボランティアが必要である。

そこで、社会福祉協議会は、県が開催する研修会や講習会を通じて、普段から災害ボランティアリーダーの養成を進める。

第2節 地盤災害予防対策

項目	実施担当	関係機関
1. 地盤災害の防止	都市建設課	
2. 地盤の液状化対策	都市建設課、水道局	県
3. 液状化対策の広報・周知	都市建設課	県

1. 地盤災害の防止

都市建設課は、地震に伴う地盤災害による人的、物的被害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、市が行った防災アセスメント調査等による地盤の液状化危険度等、危険地域の実態を把握し、危険箇所における災害防止策を講ずるとともに、地盤災害の危険性を助長するような造成工事の規制、指導等の措置を講ずる。

なお、土砂災害の防止対策は、「風水害等編第1章予防計画第3節土砂災害予防計画」に定める。

2. 地盤の液状化対策

都市建設課及び県は、地震時において液状化現象の発生が予想される地域にあっては、地盤特性との関係を踏まえ、千葉県東方沖地震(1987年)、阪神・淡路大震災(1995年)、東北地方太平洋沖地震(2013年)等の教訓を生かし検討等を行う。

(1) 道路・橋梁

橋台や橋脚周辺の地盤の液状化が予測される橋梁については、橋梁の損壊を防ぐ方策を講じる。

(2) 河川・海岸

通常、河川では大地震と洪水が同時に発生する確率はかなり低い、地盤の低い地域では通常の水位(潮位)で浸水するおそれがあり、また海岸では地震発生とともに津波が予想されるため、堤防や護岸等の液状化対策など耐震対策を緊急的に実施する必要がある。

このため、県では国土交通省で作成した堤防、護岸、水門、樋管等の各種施設の耐震点検マニュアルに基づき点検を行っており、危険度の高い箇所より液状化対策をすることとなっている。

(3) 漁港施設

県は、地震に強い港湾、港湾海岸を目指し、海岸保全施設の新設や老朽化及び機能の高質化に伴う改良等において、液状化対策を進めており、引き続き施設の重要性を考慮し液状化対策を実施する。

(4) 上水道

水道局は、浄水施設、配水施設の周辺において液状化が予測される場合は、地盤改良等の対策に努める。上水管路においては、耐震性の高い管路網整備を適宜実施する。

3. 液状化対策の広報・周知

(1) 液状化に関する知識の広報・周知

都市建設課は、県が平成23年度に作成した「液状化しやすさマップ」や「揺れやすさマップ」を用いて、市民に広報・周知を図る。

(2) 建築物

県は、建築物の基礎、杭等について建築基準法等に定められた構造基準への適合を図るとともに、パンフレットの配布、講演会の実施等により建築物の所有者、設計者に対し、液状化対策に関する普及・啓発に努める。

第3節 防災都市づくり

項目	実施担当	関係機関
1. 出火防止		消防本部
2. 建築物の不燃化対策	都市建設課	県
3. 土地区画整理事業等	都市建設課	県
4. 建築物の防災対策	都市建設課、各施設を所管する課	
5. ブロック塀等倒壊防止及び落下物対策の推進	都市建設課	県
6. ライフライン等の耐震対策	水道局	県、東京電力（株）、東日本電信電話（株）
7. 道路等交通施設の整備	都市建設課	県、東日本旅客鉄道（株）
8. 港湾施設の安全化	農水商工課	県
9. 危険物施設等の安全化		県、消防本部

1. 出火防止

(1) 建築物等の出火防止

消防本部は、次の対策を実施する。

① 一般住宅等

地震に関する一般知識の広報活動や住宅防火診断の実施等により、防災性にすぐれた住環境づくり、出火防止と初期消火の重要性についての指導を推進する。

② 防火対象物の防火管理体制の確立

防火管理者選任義務対象の防火対象物には、必ず防火管理者の選任を期すとともに、小規模防火対象物についても、地震に対する事前対策と発災時の応急対策が効果的に行えるよう指導を強化し、職場における防火管理体制の確立を図る。

特に、劇場、ホテル、病院及び高層建築物等火災時の危険性の高い建築物に対しては、指導の強化を図る。

また、複数の用途が存在し、管理権限が別れている雑居ビル、地下街等の防災体制については、共同防火管理体制が確立されるよう指導するとともに、災害時には事業所の共同防火管理協議会が中心となった防災体制がとれるよう指導する。

③ 予防査察の強化指導

消防法第4条の規定による立入検査を強化し、消防対象物の用途に応じた計画的な査察等を実施し、消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努める。

④ 消防同意制度の活用

建築物の新築、改築等の許可、認可、確認の同意時、防火の観点からその安全性を確保するため、消防法第7条に規定する消防同意制度の効果的な運用を図る。

⑤ 火災警報器の設置

消防法に基づき住宅用自動火災報知設備の設置が義務づけられたため、すべての住宅(寝室、階段、台所等)に住宅用火災警報器、住宅用火災報知器を設置するように指導する。

(2) 初期消火

消防本部は、家庭及び職場での初期消火の徹底を図るため、家庭や職場に対して消火器具

の設置を奨励する。

また、地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

2. 建築物の不燃化対策

都市計画法に基づき、防火地域、準防火地域の指定を行い、木造建築物の延焼防止、耐火建築の促進を図る。

(1) 建築物の防火規制

都市建設課及び県は、防火、準防火区域及び建築基準法第22条による「屋根不燃区域」の指定により、木造建築物の延焼防止、耐火建築の促進を図る。

(2) 都市防災不燃化促進事業

都市建設課は、大規模な地震等に伴い発生する火災から住民の生命・財産を守るため、避難地・避難路・延焼遮断帯の周辺等の一定範囲の建築物の不燃化を促進する。

3. 土地区画整理事業等

既成市街地における建築物の過密、用途の混在等の都市環境の悪化、道路、公園、駐車場等の未整備による都市機能の低下等の問題に対処していくため、土地区画整理事業等により都市の防災化を推進する。

(1) 延焼遮断帯の整備

市内を防火区画に区分することで広域火災の発生を未然に防止する観点から、市街地整備等の事業を通じて道路等の延焼遮断帯としての機能強化・整備を進める。

県及び都市建設課は、交通及び防災等総合的に検討し、特にその効果の著しい広幅員の道路については緊急性の高いものから整備を促進する。

(2) オープンスペースの確保

県及び都市建設課は、市街地及びその周辺部におけるオープンスペースを確保し、やすらぎのある快適な公園の整備を図るとともに、緑の基本計画に基づく計画の実現に努め、住民参加の緑化運動の推進などを通じて緑の保全を図り、うるおいのあるまちづくりを目指して、緑化の推進を図るとともに、それらの公園に防災機能を持たせるよう努める。

4. 建築物の防災対策

(1) 公共建築物の防災対策

不特定多数の者が利用する特殊建築物の新築等については、県が作成をした「防災計画書作成指導指針」に基づき、建築主及び設計者に防災計画書の作成を指導し、防災設計の推進と防災意識の高揚を図る。

また、既存の特殊建築物については、建築基準法第12条第1項の規定による定期調査報告制度を活用するほか、予防査察を実施し、所有者等に必要な改善指導をし、建築物の安全性の確保を図る。

① 体制の整備

各施設を所管する課は、非常時における各職員、施設利用者の役割や行動について、各施設の内容に応じた実践的な想定を踏まえ、利用者・職員に対する防災手引書作成及び実践的な訓練の定期的実施を推進する。

② 防災点検の実施

各施設を所管する課は、事務用家具・備品類の固定、危険物等の引火性物質の安全管理、施設建物及び壁、塀等の耐震・耐久性能の調査、補強、防災設備の作業点検等を行い、普段からできる限りの危険排除に努める。

③ 公共建築物等の耐震診断・耐震改修の実施

各施設を所管する課は、「鴨川市耐震改修促進計画」（平成20年12月）に基づき、耐震診断及び耐震改修に努める。

(2) 施設の移転

各施設を所管する課は、管理する施設が津波の浸水想定区域内にあり、警戒避難体制の構築によっても利用者等の安全を確保できない場合は、安全な場所への施設移転を検討する。

なお、当該区域内にある施設のうち海岸に面して設置されている天津保育園は、平成25年度中に天津幼稚園施設内へ、太海保育園、江見保育園は、平成26年度中に旧江見中学校敷地内に移転する。

(3) 既存建築物の耐震性向上に向けた耐震診断・改修の促進

都市建設課は、「鴨川市耐震改修促進計画」（平成20年12月）に基づき、住宅及び特定建築物の耐震化目標を90%と定め、耐震化を促進する施策を実施する。

① 耐震診断・耐震改修への支援

鴨川市木造住宅耐震診断費補助金交付要綱に基づき、一定要件を満たす一戸建て木造住宅の耐震診断に要する費用の一部を補助する。

② 知識の普及及び情報提供

建築物の所有者に対し、地震ハザードマップ、パンフレットの公表、関係団体の協力による無料相談会等により、耐震診断、耐震改修及び家具の転倒防止等に関する啓発、知識の普及を実施する。

③ 大規模施設の耐震化促進

旧耐震基準の旅館・ホテル等大規模施設の耐震診断・耐震改修に対する支援を検討する。

(4) 被災建築物の応急危険度判定体制の整備

都市建設課は、応急危険度判定士認定要綱に基づき、建築士等の建築技術者に対し、応急危険度判定に必要な建築技術を習得させるため、千葉県主催の講習会への参加を推進する。

(5) 連絡協議会体制の整備と普及・啓発の推進

都市建設課は、県及び県内の市町村で設立した連絡協議会の活動を通し、既存建築物の地震対策等に関する住民への普及・啓発のための施策を推進するとともに、民間の建築関係団体との連携も強化していく。

5. ブロック塀等倒壊防止及び落下物対策の推進

(1) ブロック塀等倒壊防止

都市建設課は、ブロック塀や石塀等の倒壊による人的被害を防止し、避難、消防・救援活動の妨げとならないよう小・中学校・幼稚園の周辺の道路等を中心に実態を調査し、危険なものについては、改修を指導する。

さらに、県等関係機関と連携して、施工業者、ブロック塀の所有者、管理者を対象とした講習会の開催による正しいブロック塀等の施工方法の周知徹底を図る。

また、住民に対しては、地震時のブロック塀からの危険回避について、普段からPR強化に努める。

(2) 落下物対策

県は、屋外及び屋内の落下物等による人的被害を防止し、避難・消防・救助活動の妨げとならないよう、「千葉県落下物防止指導指針」(平成2年11月制定)に基づき、窓ガラス等の落下に関する専門知識及び技術の普及・建築物の所有者等への啓発等に努める。

また、人通りの多い道路や国・県道等主要道路に面する地上3階以上の既存建築物を対象に、窓ガラス等の落下による危険性のあるものについては、改修や補修の指導を徹底する。

6. ライフライン等の耐震対策

(1) 水道施設

水道施設は、耐震設計、管路の改良及び配水池の増強等により、耐震性の強化が図られてきたところである。しかしながら、既存施設の中にはまだ老朽化による更新又は補強が必要な施設等がある。そこで、「鴨川市水道事業中期経営計画(安全で良質な水供給を目指して)」(平成24～28年度)において、施設の耐震化を進め、地震に強い水道施設の整備に努める。

(2) 電気施設

① 災害予防計画目標

建築物については、建築基準法、土木工作物(機器基礎を含む)についてはダム設計基準、港湾工事設計要覧、道路橋示方書などの基準水平震度とする。

② 防災施設の現況

ア. 変電設備

最近の標準設計では、機器の耐震設計は水平加速度0.3～0.5G、機器基礎の耐震設計は水平加速度0.2Gを下限値とし、地域別・地盤別・構造種別・重要度別の各係数により補正している。

建築物については、建築基準法による耐震設計を行っている。

イ. 送電設備

架空送電設備に対する地震力の影響は風圧加重によるものに比べ小さいため、地震時加重についてはその検討を一般に省略している。ただし、軟弱地盤や活断層付近に支持物を布設する場合は、地盤の変動・破壊に起因する被害を受けるおそれがあるためその地盤に応じた適切な対策を実施している。

また、地中送電設備では154KV以上のケーブルヘッドについては、水平加速度0.3G、共振正弦3波に耐えるよう耐震設計を行っている。

ウ. 配電設備

震度5強(水平加速度0.255G)の地震に対し、概ね送電可能としている。

エ. 通信設備

水平加速度0.5Gに耐えるよう機器を整備している。

③ 保守・点検

電気工作物を常に法令で定める技術基準に適合するよう保持し、さらに事故の未然防止を図るために定期的に電気工作物の巡視点検(災害発生のおそれがある場合には特別の巡視)並びに自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

(3) ガス施設

① 消費者の保安対策

県は販売事業者等に対し、次の指導を行うことにより、消費設備の事故防止と震災時の

二次災害を防ぎ、消費者の安全確保を図る。

ア．消費先の容器設置状況が基準に適合しているか確認し、容器のチェーン止め等による転倒・転落防止措置の徹底を図る。

イ．マイコンメーター等の安全器具の普及を促進し、さらに感震機能を備えた安全装置の導入についても促進を図る。

ウ．消費者に対し、周知パンフレット等により地震時の元栓、器具栓、容器バルブの閉止等の措置について啓発に努める。

エ．避難所に指定される可能性が高い公共的施設等への安全器具の設置を図る。

② 情報収集、伝達体制、供給経路及び応援体制の整備

県は、大地震に際して、り災地域において、販売施設、充填所等の被害によりガスの円滑な供給が不能となる事態が予想されるので、他地域からの供給経路、応援体制等を一般社団法人千葉県LPガス協会を通じて整備し、供給の円滑と保安の確保を図る。

なお、り災地域の市町村から応急のガス供給の要請がある場合も同様に対応を図る。

(4) 電話施設

① 建物設備

建築基準法による耐震設計を行っている。耐震設計目標は、震度6（弱・強）に対して軽微な損傷、震度7に対しては倒壊を回避する。

② 局外設備

ア．土木設備

(ア) マンホール・ハンドホール及び埋設管路から構成されており、管路の接続には、離脱防止継ぎ手等を使用して耐震性を高めている。

(イ) 構造系の異なる接続部は、フレキシブルジョイント化により耐震性を強化する。

(ウ) 耐震性の高い、中口径管路の導入を促進する。

イ．線路設備

(ア) 中継ケーブル網設備の2ルート化及び地中化を推進する。

(イ) 幹線系ルートは、プライオリティー付けを行い、高規格な中口径管路・とう洞に収容し、設備の耐震性強化を図る。

③ 局内設備

ア．交換機等は、キャビネット型設備（自立型）の導入を促進し、耐震性の強化を図る。

イ．通信設備の周辺装置（パソコン等）については、転倒防止対策を実施する。

④ その他

震度4以上の地震が発生した場合、設備点検を実施する。

7. 道路等交通施設の整備

(1) 道路及び橋梁の整備

県及び都市建設課は、耐震対策を実施し、安全確保に努める。

① 道路については、特に崩落の危険性のある法面について、安全対策を実施する。

② 特に緊急輸送については、必要な輸送機能を確保できるよう、橋梁や法面对策等耐震対策を最優先に実施する。

③ 橋梁については、地震対策上緊急性の高い橋梁から順次耐震対策を実施する。

④ 住宅密集地の狭い道路について、狭あい道路整備事業により拡幅を図る。

(2) 鉄道施設の整備

① 耐震列車防護装置の整備

東日本旅客鉄道（株）は、地震時に運転中の列車を速やかに停止させるため、耐震列車防護装置整備の改良を行っている。

② 構造物の耐震化

防災工事に耐震性を考慮した線区防災強化を推進している。

8. 港湾施設の安全化

県及び農水商工課は、大規模な地震が発生した場合の応急対策のため、復旧資機材、緊急物資等の海上輸送拠点として、耐震強化岸壁等を整備する。

さらには、耐震強化岸壁の近隣の空地を災害用ヘリコプター離発着場として位置づけるほか、国道からの接続道路を県緊急輸送道路として指定するよう検討する。

本市には、県が管理する第3種小湊漁港、天津漁港、鴨川漁港、市が管理する第2種漁港外5漁港があり、特に県が管理する第3種の3漁港は県の漁港漁場整備計画で、防波堤及び護岸の整備、航路、泊地の浚渫、女性や高齢者に配慮した施設の補修、陸揚げの効率性を高める整備等が計画されている。

9. 危険物施設等の安全化

(1) 高圧ガス関係

高圧ガスは、液化ガス又は圧縮ガスの状態において製造し、貯蔵、消費及び輸送されるが、設備の破損や取扱不注意によっては、周辺地域に影響を及ぼすことが予想されるため、県は指導を行い地震時の災害を防止する。

(2) 危険物施設関係

消防本部及び県は、消防法第11条の規定により許可された危険物施設等について、不測の事態に備える防災体制を整えるため、下記の対策を実施するよう指導し、地震時の災害を防止する。

① 設備面の対策

- ア. 地震による局所的な応力集中による配管やフランジ継手等の変形、破損、漏洩を防ぐため、変位を有効に吸収する構造とするほか、配管及び支持方法についても配慮する。
- イ. 地震の振動等により損傷を受けるおそれのある散水配管、消火設備、ドレンピット等については、配置換え等を行う。
- ウ. 防火塀等の倒壊防止のため配筋等を再検討し、必要に応じ、ひかえ壁等を設置する。
- エ. 停電等に際しても設備の安全が保持できるよう電源等の支援設備を備える。
- オ. 設備を新設する場合は、消防法による耐震基準に基づき設計する。

② 保安体制面の対策

- ア. 作業標準等を整備し、非常停止等の作業が的確に措置されるよう保安教育、訓練を実施する。
- イ. 点検基準を見直し、日常の点検及び地震後の異常の有無確認についての的確化を図るとともに、従業員への周知を徹底する。
- ウ. 夜間、休日の応急体制、命令系統、通報体制について明確化を図る。

(3) 少量危険物施設関係

消防本部は、不測の事態に備える防災体制を整えるため、下記の対策を実施するよう指導し、地震時の災害を防止する。

① 設備面の対策

- ア. 無届出施設の防止に努め、貯蔵又は取扱いの技術上の基準の遵守を強力に指導する。
- イ. 地震による局所的な応力集中を排除する配管の緩衝装置、地震動によるタンク本体の転倒、落下防止構造について配慮する。

② 保安体制面の対策

- ア. タンクの元弁及び注入口の弁又はふたは、危険物を入れ、又は出すとき以外は封鎖するよう指導する。
- イ. 地震後の異常の確認の実施及び応急措置について指導する。
- ウ. 定期自主検査の完全実施を指導する。

(4) 火薬類関係

火薬類取扱施設について、防災体制を整えるため、県は下記の対策を指導し地震時の災害を防止する。

① 製造所への対策

- ア. 従事者に対する保安教育を実施し、保安意識の高揚を図る。
- イ. 定期自主検査の完全実施を指導する。

② 火薬庫への対策

- ア. 地すべり防止区域に火薬庫を設置しないよう指導する。
- イ. 火薬類取扱保安責任者の講習会を実施し、保安意識の高揚を図る。
- ウ. 定期自主検査の完全実施を指導する。
- エ. 応急消火設備を設置するよう指導する。
- オ. 延焼防止対策を施すよう指導する。

③ 点検及び通報

一定規模以上の地震が県内で観測された場合は、火薬庫、製造所等の占有者は速やかにその占有する施設の点検を実施し、被害の有無等を県へ通報するよう指導する。

(5) 毒物劇物取扱施設

消防本部及び県は、下記の対策を実施し、地震時の災害を防止する。

- ① 立入検査体制の整備、強化を図る。
- ② 毒物劇物貯蔵タンク等の整備点検について十分留意させ、防災を考慮の上、耐震設備を講ずるよう指導する。
- ③ 中和剤等の確保及び事故発生時の応急措置体制について指導する。
- ④ 危害防止規定を作成し、管理責任体制を明確にするよう指導する。
- ⑤ 毒物劇物関係業者に対して講習会を開催し、法の遵守の徹底を図る。

第4節 防災施設等の整備

項目	実施担当	関係機関
1. 災害用備蓄の整備	消防防災課	
2. 避難施設の整備	消防防災課、学校教育課	
3. 災害通信施設の整備	消防防災課	

1. 災害用備蓄の整備

(1) 備蓄品の整備

消防防災課は、「災害時の緊急物資等の備蓄に関する計画」（千葉県）に基づき、発災から3日間は最低限必要な食料を備蓄で対応するよう緊急用食料、生活必需品及びその他の応急対策用資機材の備蓄量の増加を図る。備蓄は、避難所となる協定避難所や小中学校の空き教室等を活用して行う。

また、備蓄物資の中で耐用年数のあるものについては、随時点検入替えを行い、品質管理及び機能維持に努める。

なお、備蓄物資の選定に際しては、地域特性や要配慮者・女性の避難生活等など、男女双方のニーズの違いに配慮する。

■市の備蓄目標

- 津波により自宅が浸水し備蓄を取り出せない住民を対象とする。便宜上、建物1棟＝1世帯とする。
- 県の方針から3日間を備蓄で対応することとし、1日は非常時のため2食とする。
- 必要量の90%を市の備蓄、10%を県の備蓄で対応する。
 $3,000 \text{ 棟} \times 2.27 \text{ 人/世帯} \times 3 \text{ 日} \times 2 \text{ 食} \times 90\% = \text{約 } 37,000 \text{ 食}$

(2) 民間等との協定促進

消防防災課は、大手スーパー、生活協同組合、コンビニエンスストア等の流通業者との災害時援助協定を推進して、在庫を利用した流通備蓄の活用を図る。

また、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等について民間物流事業者と連携するなどの体制整備に努める。

(3) 県、他市町村との協力

消防防災課は、市内業者からの調達では間に合わない場合は、県もしくは近隣市町村に応援を要請し、対処する。

また、県の総合防災情報システムの中の「物資管理サブシステム」を活用することにより、県、他市町村、防災関係機関間において備蓄情報の共有化を図る。

(4) 住民への備蓄の推進

消防防災課は、公共備蓄の物資が、被災者に対して迅速に供給できない場合を想定して、各家庭で3日分以上の食料、飲料水等の備蓄を進めるほか、各職場においても備蓄の充実に努めるよう、防災関連行事等を通じて備蓄の推進を図る。

また、事業所等においては、従業員、来客等を考慮した備蓄を行うよう周知を行う。

2. 避難施設の整備

(1) 避難場所の指定等

消防防災課は、災害対策基本法第49条の4～9に基づき、津波、洪水、土砂災害等から円滑に避難するための「指定緊急避難場所」、避難者及び住居を失った被災者等を一時滞在させる「指定避難所」を指定するため、同法施行令及び施行規則に適合する施設の調査、選定を行う。指定にあたっては県知事への通知及び公示を行うほか、ハザードマップ等で緊急避難場所等を周知するよう努める。

(2) 避難所の整備

消防防災課及び学校教育課は、「災害時における避難所運営の手引き」により、避難所の選定を行うものとし、特に避難所の整備については、手引きの内容及び次の点に留意する。

- ① 避難所の開設が予定されている施設の耐震性を確保するとともに、対象地域の被災住民を収容できる規模をもって適切に配置する。
- ② 避難所に指定した建物については、必要に応じ、冷暖房施設、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。
- ③ 避難所における救護所、貯水槽、井戸、通信機器等施設、設備の整備に努める。
- ④ 避難所に食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、LPガスなどの非常用燃料の確保等に努める。
- ⑤ 要配慮者に特別の配慮をするための避難施設（福祉避難所）の整備に努め、簡易ベッド、簡易トイレ等の設備及び避難時の介助員の配置等について検討する。
- ⑥ 避難生活の長期化に対応するため、間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。

(3) 避難路の整備

消防防災課は、道路の安全性の点検及び避難誘導標識の設置等適切な措置を講じる。

3. 災害通信施設の整備

(1) 防災行政無線の整備

消防防災課は、防災行政無線のデジタル化への移行に伴い、施設、設備の更新を図る。また、難聴地域への屋外拡声器の増設を行う。

(2) 新たな通信機器の導入

消防防災課は、地域防災拠点等との通信を確保するための手段について検討する。
また、市民に情報を伝達するために防災ラジオ等の導入についても検討する。

(3) アマチュア無線の活用

消防防災課は、災害時における情報収集等を行うため、アマチュア無線団体との協力体制について検討する。

第5節 津波災害予防対策

項目	実施担当	関係機関
1. 津波調査	消防防災課	
2. 津波避難対策	消防防災課	県
3. 津波防災施設の整備	都市建設課、農水商工課	県
4. 津波に対する自衛体制の確立	消防防災課、農水商工課、観光課	
5. 津波広報、避難訓練	消防防災課	

1. 津波調査

本市は、過去には1703年12月31日（元禄16年11月23日）に発生した元禄地震などによる津波被害を経験している。また、現在も地震活動の空白域である東海地方をはじめとする関東近海の地震ばかりでなく、遠隔地の地震においても、津波の襲来が懸念される。

このように津波防災対策は、本市にとって重要課題のひとつであるため、消防防災課は、過去の津波記録、文献資料の収集、伝承・体験情報の収集などの調査を進める。

2. 津波避難対策

(1) 津波浸水予測図の作成・周知

消防防災課は、県が平成23年度に作成した津波浸水予測図に基づき、浸水する範囲を記載した防災マップを作成し周知する。

(2) 津波避難ビル等の指定

消防防災課は、(1)による津波浸水予測図を基に基づき、津波から避難が困難と想定される地域に対し、緊急的・一時的に避難する津波避難ビル及び津波避難場所を指定する。

なお、平成26年3月現在、45箇所が指定されている。

(3) 津波避難計画の見直し

消防防災課は、市民の迅速な避難行動ができるよう、避難計画、初動体制、避難勧告・指示の発令等を定めた「鴨川市津波避難計画」（平成23年7月改訂）を作成している。

今後は、新たな津波浸水予測や津波避難ビル等の指定に合わせて見直しを図る。

3. 津波防災施設の整備

(1) 津波防波堤の検討

県は、海岸保全施設については、今まで、侵食、高波及び高潮に対する施設整備を進めており、その規模を超える津波に対してはソフト対策で対応することとしていたが、東北地方太平洋沖地震による津波により、九十九里浜を中心に甚大な被害が発生したことから、「千葉東沿岸海岸保全基本計画」を変更し、発生頻度の高い津波から防護するための海岸保全施設等の整備を海岸の利用形態や環境面に配慮しながら、地元の意見を踏まえて実施する。

(2) 防災施設点検、診断及び改修、補強

既存の防波堤等の防災施設は、ほとんどが高潮を想定した設計基準に基づき築造されてい

る。都市建設課は、特に建設年次の古い施設については、老朽度、天端高の点検及び設置地盤の液状化を含む耐震性診断を南部漁港事務所、安房土木事務所鴨川出張所と連携して整備に努める。農水商工課は、漁港海岸について整備に努める。

(3) 護岸等の避難階段、避難口の設置

都市建設課は、直立構造の護岸、堤防等で避難階段が少ない施設について、海水浴場等の利用形態に応じ、避難階段、避難口等の設置を行うよう南部漁港事務所、安房土木事務所鴨川出張所と連携して整備に努める。農水商工課は、漁港海岸について整備に努める。

4. 津波に対する自衛体制の確立

(1) 住民等への情報伝達体制の確立

① 情報伝達手段の整備

消防防災課は、住民等に対する情報伝達や避難指示等を迅速かつ確実に実施するため今後とも防災行政無線の拡充に努めるほか、多様な情報伝達手段について検討する。

② 海水浴場等の自主的情報伝達

消防防災課及び観光課は、海水浴場、観光施設の責任者等に対して、ラジオ、防災行政無線等の情報伝達手段の聴取や市の関係各課と連絡により、自主的に観光客等に情報伝達を行う体制づくりを指導する。

③ 漁港、船舶等の情報伝達

農水商工課は、各漁業協同組合等に対して、伝達システム、手段、具体的実施方法等を検討のうえ、迅速な情報伝達体制づくりを指導する。

(2) 津波避難体制の確立

① 住民等の自主避難

消防防災課は、防災行政無線による避難指示によって、住民の自主的避難が行えるよう自主防災組織、町内会等の避難体制づくりを支援する。特に、避難行動要支援者の支援方法等について検討する。

② 誘導者の行動ルールの作成

消防防災課は、避難行動支援者、消防吏員、消防団員、警察官、市職員等の避難誘導を行う者の危険を回避するため、行動ルールについて定める。

③ 標識等の整備

消防防災課は、観光客等に避難場所等を周知するために、避難場所案内板や避難誘導標識等の整備、ハザードマップ等の掲示を行う。

④ 海水浴場等の自主避難

消防防災課及び観光課は、海水浴場等の多数が集まる場所については、海水浴場の管理者等の判断により自主的、主体的に避難誘導を行う体制の確立について指導する。

5. 津波広報、避難訓練

(1) 津波広報

消防防災課は、「地震イコール津波・即避難」の認識が、沿岸地域に限らず全域的に共通認識として定着するよう、広報紙、パンフレット、テレビ、ラジオ、新聞等の多種多様な広報媒体を活用し、防災訓練等あらゆる機会をとらえて繰り返し、分かりやすい広報に努める。

(2) 津波避難訓練の実施

消防防災課は、住民、事業者等が一体となった津波避難訓練を実施する。

また、自治会・自主防災組織、観光施設等による地域の津波避難訓練の実施を支援する。

第6節 要配慮者の安全確保対策

項目	実施担当	関係機関
1. 在宅要配慮者に対する対応	福祉課	県
2. 社会福祉施設等における防災対策	福祉課	県、社会福祉施設の管理者
3. 外国人に対する防災対策	市民交流課、市民生活課、消防防災課	県

1. 在宅要配慮者に対する対応

福祉課は、「鴨川市災害時要援護者避難支援プラン全体計画」（平成22年7月）に基づき、避難行動要支援者の名簿を作成するなど、要配慮者の支援体制づくりを行う。

(1) 災害支援体制

自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団、福祉関係者等と連携し、それぞれの避難行動要支援者に対応する避難支援協力員を明確化する。避難支援協力員は、要援護者本人の意向を極力尊重した上で、原則として、自主防災組織、福祉関係者やボランティア等から複数名選出する。

(2) 災害時避難行動要支援者の範囲

災害時避難行動要支援者の対象は、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全に避難するなど災害時の一連の行動をとるのに支援を要する次のいずれかに該当する人々とする。

■対象の範囲

- ① 一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯の者
 - ② 介護保険における要介護度3、4又は5の者
 - ③ 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている者
 - ④ 療育手帳の交付を受けているもののうち、○A又はA判定を受けている者
 - ⑤ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者
 - ⑥ 常時特別な医療等を必要とする在宅療養者
 - ⑦ 日本語に不慣れな在住外国人
 - ⑧ 乳幼児（0～3歳）
 - ⑨ 妊産婦
- その他家族などの支援が困難なため災害時に支援を希望する者

(3) 個人情報とその入手方法

避難行動要支援者の情報は、市の通常業務を通じて要介護認定情報、障害者手帳台帳、母子健康手帳の発行状況、住民基本台帳等から把握する。

(4) 個人情報の更新

個人情報の見直しは、原則として毎年行うものとする。

(5) 避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者の名簿は、要援護者登録制度により、対象者自らが行う手上げ方式、自主防災組織・民生委員・児童委員等が登録を働きかける同意方式で行い、名簿を作成する。

把握した情報のうち、要援護者登録制度による基本情報は自主防災組織等に提供する。詳細情報は、避難行動要支援者の同意を得た者に提供する。

(6) 情報漏洩を防止する措置

対象者の名簿を、自主防災組織等に提供する場合は、誓約書等の提出を求め、情報漏洩を防止する。

(7) 避難支援プラン（個別計画）の作成

支援者一人ひとりの支援プラン（個別計画）を避難支援に関わる関係者との話し合いにより作成する。その中には、情報伝達の方法や警告の配慮事項を定め、定期的に更新を図る。

(8) 避難支援関係者等の安全確保

避難支援者の安全を確保するため、関係者等が話し合って支援ルールを定め、支援できない可能性もあること等を避難行動要支援者等に理解してもらうように努める。

(9) 防災設備等の整備

福祉課及び県は、独り暮らし高齢者、ねたきり高齢者等の安全を確保するため緊急通報システム等の整備及び聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置の普及等に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火器及び火災報知器等の設置等の推進に努める。

(10) 避難施設等の整備

福祉課は、要配慮者が避難生活を送るために必要な次の資機材等を、あらかじめ避難施設等へ配備するよう努める。

- ① トイレ、車椅子、簡易ベッド等の障害者・高齢者用備品
- ② 児童遊具、ミルク、ほ乳びん等幼児用備品及び授乳に配慮するための設備

(11) 防災知識の普及・啓発、防災訓練の充実

福祉課及び県は、要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、ちらし等を配布する等、広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練への積極的参加を呼びかけ、防災知識の普及・啓発に努める。

2. 社会福祉施設等における防災対策

(1) 防災施設等の整備

社会福祉施設の管理者は、施設の安全性の確保に努める。また、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧等に必要な非常用自家発電機等の防災資機材の整備を行う。

(2) 組織体制の整備

社会福祉施設の管理者は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておく。

また、福祉課との連携のもとに、施設相互間、近隣住民及び自主防災組織等の協力が得られるよう体制づくりを行う。

(3) 防災教育の充実

社会福祉施設の管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるため、定期的に防災教育を実施する。

3. 外国人に対する防災対策

市民交流課及び市民生活課は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速かつ的確な行動ができるよう住民登録時等多様な機会に防災対策の周知を図る。

なお、消防防災課は、県が作成した「災害時における避難所運営の手引き」を活用し、避難所の整備に努める。

第7節 帰宅困難者対策

項目	実施担当	関係機関
1. 一斉帰宅の抑制	消防防災課	
2. 帰宅困難者収容施設の指定	消防防災課	

1. 一斉帰宅の抑制

(1) 基本原則の周知・徹底

消防防災課は、大規模災害が発生した場合は「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則をホームページ等により周知徹底を行う。

また、事業所、学校、観光施設等に対し、宿泊客、従業員、生徒、教職員等の食料・飲料水の備蓄や安否確認等の体制整備を行うよう要請する。

(2) 安否確認手段の普及・啓発

消防防災課は、災害用伝言ダイヤル 171、災害用伝言板等の一般電話に頼らない安否確認手段について、平常時から体験することで、発災時に利用してもらえるよう広報・啓発を行う。

(3) 避難対応の協議

消防防災課は、東日本旅客鉄道（株）と交通機関停止時の旅客の避難対応について協議を行う。

2. 帰宅困難者収容施設の指定

消防防災課は、帰宅が困難となった観光客等を一時的に受け入れるための収容施設を指定する。民間施設については、当該事業者と協議を行い、事前に協定を締結し指定する。

また、施設における情報提供や物資の備蓄のあり方についても検討する。

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害応急活動体制

大地震が発生した場合、人命損傷にとどまらず、家屋の倒壊、火災やがけ崩れの発生、道路・橋梁の損壊、津波や水害さらには生活関連施設の機能障害など、市内の広い範囲にわたり大きな被害の発生が予想される。

このような被害の拡大を防止し、被災者の救援救護に全力を挙げて対処するため、市及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき迅速かつ的確な活動体制のもと災害応急対策に万全を期する。

1. 初動体制

市は、地震が発生した場合、もしくは震度情報、津波警報等に対応して次の体制をとる。

(1) 本部参集体制

職員は、通常の災害対策本部の配置場所に参集し、災害対策を開始する。

(2) 地域参集体制

居住する地域の地域防災拠点及び市役所に参集し、災害対策を開始する。

なお、勤務時間内の場合は、市役所から地域防災拠点に職員を派遣する。

■参集場所

条件	勤務時間内	勤務時間外
震度5弱 津波注意報	【本部参集体制】 ・市役所に災害警戒本部を設置して対応する。	【本部参集体制】 ・市役所に参集し、災害警戒本部を設置して対応する。
震度5強以上 津波警報 大津波警報	【地域参集体制】 ・市役所に災害対策本部を設置して対応する。 ・地域の指定職員は、地域防災拠点に派遣される。	【地域参集体制】 ・地域の指定職員以外は市役所に参集する。 ・市役所に災害対策本部を設置して対応する。 ・地域の指定職員は、直接、地域防災拠点に参集し、対応する。

■地域防災拠点設置箇所

江見小学校、旧江見中学校、曾呂小学校、東条小学校、西条小学校、田原小学校、長狭小学校、天津小学校

2. 配備体制

(1) 配備基準

地震災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合、状況に応じて次の配備基準により、災害警戒及び応急対策にあたる。

■配備体制（震災）

配備段階		配備基準	配備を要する部署
連絡体制	第1配備	1. 市内震度が4を記録したとき（自動配備） 2. 東海地震観測情報が発表されたとき（自動配備） 3. その他市長（本部長）が必要と認めたとき	・消防防災課
災害警戒本部	第2配備	1. 市内震度が5弱を記録したとき（自動配備） 2. 気象庁が津波予報区「千葉県九十九里・外房」に「津波注意」の津波注意報を発表したとき（自動配備） 3. 東海地震注意情報が発表されたとき（自動配備） 4. その他市長（本部長）が必要と認めたとき	・消防防災課 ・福祉課長 ・健康推進課長 ・都市建設課長 ・農水商工課長 ・水道局長 ・学校教育課長 ・生涯学習課長 ・天津小湊支所長 ・状況に応じ、各所属班員を登庁させる
災害対策本部	第3配備	1. 市内震度が5強以上を記録したとき（自動配備） 2. 気象庁が津波予報区「千葉県九十九里・外房」に「津波」「大津波」の津波警報を発表したとき（自動配備） 3. 東海地震予知情報が発表されたとき（自動配備） 4. その他市長（本部長）が必要と認めたとき	・全職員【地域参集体制】（勤務時間内） ・地域防災拠点に本部から派遣（勤務時間外） ・地域防災拠点、本部に直接参集

(2) 配備の決定

職員の配備は、震度、津波情報に基づく自動配備（参集指示なし）とする。

その他の場合、消防防災課長は、災害情報及び必要な対策を市長（本部長）に報告する。

市長（本部長）は、報告に基づいて配備体制及び災害対策本部の設置を決定し、動員を指示する。

3. 職員の動員

(1) 動員方法

勤務時間内の場合、市長（本部長）は、地震情報から震度を確認し、各班長に配備及び動員を連絡する。各班長は、所属職員に連絡する。連絡は、職員参集メールの他、電話及び庁内放送を用いる。

勤務時間外の場合は、職員参集メールの他、各職員がテレビ、ラジオ等で情報を確認し、配備基準に該当する場合は参集する。

(2) 参集場所

参集場所は、各自の勤務先又は地域防災拠点（地域防災拠点の指定者）とする。

なお、災害状況等により、やむをえず参集場所に行けない場合は、直近の地域防災拠点と

する。

4. 地域参集体制

震度5強以上の地震発生、あるいは津波警報以上が発表された場合、小学校区別に地域に居住する職員が地域防災拠点に参集し、地域の住民とともに初動活動を実施する地域参集体制をとる。

5. 災害警戒本部

(1) 設置基準

災害警戒本部は、第2配備段階に該当した場合に、自動的に設置する。

(2) 組織

災害警戒本部は、災害対策本部の組織を準用する。

(3) 指揮の権限

災害警戒本部の設置及び指揮は、市長（本部長）の権限により行われるが、市長の判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任する。なお、本部長の代替職員については、次のとおりとする。

■本部長及び代替職員

名 称	本部長	代替職員 (第1順位)	代替職員 (第2順位)
本部長	市 長	副市長	教育長

(4) 運営

災害警戒本部の活動は、次のとおりである。

■災害警戒本部の活動内容

○災害情報の収集	○関係機関との連絡・調整
○災害危険箇所の警戒巡視	○所管施設の警戒巡視及び予防措置
○軽微な被害への応急対策	○住民への災害広報

(5) 災害警戒本部の廃止

市長（本部長）は、被害が発生しなかったとき、あるいは事態が収束したときは、災害警戒本部を廃止する。

(6) 災害対策本部への移行

市長（本部長）は、災害が拡大したとき、若しくは拡大のおそれがあるときは、災害警戒本部から災害対策本部へ移行する。

6. 災害対策本部

(1) 設置基準

災害対策本部は、次の設置基準に該当し、市長（本部長）が必要と認めたときに設置する。

■災害対策本部の設置基準

- 市内震度が5強以上を記録したとき
- 気象庁が津波予報区「千葉県九十九里・外房」に「津波」「大津波」の津波警報を発表したとき
- 東海地震予知情報が発表されたとき
- その他市長（本部長）が必要と認めたとき

(2) 設置場所

災害対策本部は、原則として、市役所4階会議室に設置する。被災のため使用できない場合は、災害の状況により鴨川市総合保健福祉会館に設置する。

■災害対策本部の設置場所

区 分	設置順位	設置場所
災害対策本部	1	鴨川市役所4階会議室
	2	鴨川市総合保健福祉会館（ふれあいセンター）

(3) 災害対策本部設置の通知

本部事務局は、本部を設置した場合、直ちに千葉県、自衛隊、警察署、その他必要な防災関係機関等に通知する。

■本部設置の通知

通 知 先	通 知 方 法
市各課	庁内放送、市防災行政無線、電話、口頭
防災関係機関	県防災行政無線、電話、口頭
一般市民	市防災行政無線、広報車、市ホームページ
報道機関	電話、口頭
隣接市町村	電話、文書、県防災行政無線

(4) 指揮

災害対策本部の設置及び指揮は、市長（本部長）の権限により行われるが、市長（本部長）の判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任する。

■部長及び代替職員

名 称	本部長、副本部長	代替職員 (第1順位)	代替職員 (第2順位)
本部長	市 長	副市長	教育長
副本部長	副市長	教育長	総務課長

(5) 本部の組織

災害対策本部の組織及び編成は「鴨川市災害対策本部条例」及び「鴨川市災害対策本部規則」の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

第2編 地震・津波災害編 第2章 災害応急対策計画
第1節 災害応急活動体制

① 本部の組織

本部長 (市長)	・災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。 ・本部の設置・廃止の決定、避難の勧告・指示の発令、警戒区域の設定、自衛隊の災害派遣要請の権限をもつ。
副本部長 (副市長)	・本部長の補佐をし、本部長に事故あるときはその職務を代理する。 ・本部長が適切に判断するために必要なアドバイスが行えるよう、各班からの情報を収集・分析する。
本部員	・本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

② 班

災害対策を行うため本部に班をおく。班長、副班長及び班員は、市長（本部長）が指名する。

班長	・班における職員の活動を統括する。 ・班内における人員の配置・補充、他機関への応援の要請等を行う。
副班長	・班長の補佐をし、班長に事故あるときはその職務を代理する。
班員	・班長の指示にしたがって対策を実行する。

③ 本部会議

市長（本部長）は、災害応急対策に関する基本方針その他重要事項を審査決定するため、本部会議を開催する。

本部員	教育長、教育次長、全所属長、その他市長が認める者
本部会議 の協議事項	○災害対策本部配置体制の決定 ○避難所等の開設決定 ○避難の勧告等の決定 ○自衛隊派遣要請依頼の決定 ○災害救助法適用申請の決定 ○県及び他市町村への応援要請の決定 ○その他重要事項の決定 ※市長（本部長）が最終決定権限を有する。

(6) 災害対策本部の廃止

市長（本部長）は、災害の発生する危険が解消したと認めたとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、災害対策本部を廃止する。廃止の通知は、設置時の通知と同様に行う。

なお、災害の規模等により、事後処理を必要とする場合は、関係課等において継続して対処する。

■災害対策本部の組織



■各班共通事務

1. 避難所の運営に関すること
2. 所管の被害把握及び復旧に関すること
3. 関係する機関、団体等との連絡調整に関すること
4. 本部長の命による業務に関すること

■災害対策本部事務分掌

班		担当	事務分掌（全期間）	事務分掌（12 時間程度）	事務分掌（発生～3 日間）
本部事務局	防災班	消防防災課	1. 本部事務局に関すること ①気象等、災害情報の受理、伝達に関すること ②避難の勧告及び指示に関すること ③被害情報のとりまとめ及び国・県への報告に関すること 2. 防災拠点に関すること ①防災拠点との連絡に関すること 3. 協定施設避難所及び広域避難に関すること	1. 本部事務局に関すること ①気象等、災害情報の受理、伝達に関すること ②避難の勧告及び指示に関すること ③被害情報のとりまとめ及び国・県への報告に関すること 2. 防災拠点に関すること ①防災拠点との連絡に関すること 3. 協定施設避難所及び広域避難に関すること	1. 本部事務局に関すること ①気象等、災害情報の受理、伝達に関すること ②避難の勧告及び指示に関すること ③被害情報のとりまとめ及び国・県への報告に関すること 2. 防災拠点に関すること ①防災拠点との連絡に関すること 3. 協定施設避難所及び広域避難に関すること
	総務班	総務課 監査委員事務局 選挙管理委員会事務局	1. 職員の動員及び配備に関すること ①職員参集把握に関すること ②職員の必要物資の調達に関すること ③職員の配置計画に関すること 2. 災害救助法に係る報告のとりまとめ及び県との調整に関すること 3. 受援に関すること ①応援機関との連絡調整に関すること ②応援要員の受入れに関すること ③応援要員の支援に関すること 4. 本部事務局に関すること ①災害対策本部の庶務に関すること ②県、他市町村及び関係機関等との相互連絡に関すること ③自衛隊派遣要請及び調整に関すること 5. 秘書に関すること ①本部長、副本部長の秘書に関すること ②被害を受けた地域の視察及び慰問に関すること 6. その他他班に属さないこと	1. 職員の動員及び配備に関すること ①職員参集把握に関すること 4. 本部事務局に関すること ①災害対策本部の庶務に関すること ②県、他市町村及び関係機関等との相互連絡に関すること ③自衛隊派遣要請及び調整に関すること 5. 秘書に関すること ①本部長、副本部長の秘書に関すること	1. 職員の動員及び配備に関すること ①職員参集把握に関すること ③職員の配置計画に関すること 2. 災害救助法に係る報告のとりまとめ及び県との調整に関すること 3. 受援に関すること ①応援機関との連絡調整に関すること ②応援要員の受入れに関すること 4. 本部事務局に関すること ①災害対策本部の庶務に関すること ②県、他市町村及び関係機関等との相互連絡に関すること ③自衛隊派遣要請及び調整に関すること 5. 秘書に関すること ①本部長、副本部長の秘書に関すること 6. その他他班に属さないこと
	広報連絡班	議会事務局 企画政策課	1. 広報に関すること ①災害広報に関すること ②災害記録の保存及び公表に関すること ③報道機関との連絡調整に関すること ④議員への情報提供に関すること 2. 本部事務局に関すること ①災害対策本部の庶務に関すること	1. 広報に関すること ①災害広報に関すること 2. 本部事務局に関すること ①災害対策本部の庶務に関すること	1. 広報に関すること ①災害広報に関すること ③報道機関との連絡調整に関すること 2. 本部事務局に関すること ①災害対策本部の庶務に関すること
	情報班	財政課 会計課	1. 管財に関すること ①臨時電話・その他の機材確保に関すること ②庁舎及び庁内施設・設備の保全に関すること ③車両その他輸送手段の確保、配車計画及び緊急輸送の実施に関すること ④災害対策に係る契約に関すること ⑤緊急通行車両証明書の申請に関すること 2. 情報に関すること ①情報の受付に関すること ②情報のとりまとめに関すること 3. 被災経費の出納に関すること	1. 管財に関すること ①臨時電話・その他の機材確保に関すること ②庁舎及び庁内施設・設備の保全に関すること 2. 情報に関すること ①情報の受付に関すること ②情報のとりまとめに関すること	1. 管財に関すること ①臨時電話・その他の機材確保に関すること ②庁舎及び庁内施設・設備の保全に関すること ③車両その他輸送手段の確保、配車計画及び緊急輸送の実施に関すること ⑤緊急通行車両証明書の申請に関すること 2. 情報に関すること ①情報の受付に関すること ②情報のとりまとめに関すること

第2編 地震・津波災害編 第2章 災害応急対策計画
第1節 災害応急活動体制

班	担当	事務分掌（全期間）	事務分掌（12時間程度）	事務分掌（発生～3日間）
調査班	税務課	1. 被害発生状況の把握に関すること ①被害状況の確認に関すること 2. 家屋被害調査に関すること ①家屋の被害調査に関すること（土木班と協力） ②り災証明に関すること 3. 税金の減免等災害時の税制措置に関すること 4. 避難に関すること（市民生活班、防災班、学校教育班、社会教育班と連携をとる） ①担当避難場所の開設、運営に関すること ②担当避難場所での避難者の把握に関すること ③担当避難場所での避難者の対応に関すること	1. 被害発生状況の把握に関すること ①被害状況の確認に関すること 4. 避難に関すること（市民生活班、防災班、学校教育班、社会教育班と連携をとる） ①担当避難場所の開設に関すること ②担当避難所での避難者の把握に関すること ③担当避難所での避難者の対応に関すること	1. 被害発生状況の把握に関すること ①被害状況の確認に関すること 4. 避難に関すること（市民生活班、防災班、学校教育班、社会教育班と連携をとる） ①担当避難場所の運営に関すること ②担当避難場所での避難者の把握に関すること ③担当避難場所での避難者の対応に関すること
市民生活班	市民生活課 出張所 サービスセンター 市民交流課 市民会館 天津小湊支所 コミュニティセンター小湊	1. 市民生活に関わること ①相談窓口、手続き窓口対応に関すること ②行方不明者の把握に関すること ③遺体の安置・処理・火葬に関すること ④外国人への対応に関すること 2. 市民の把握に関すること ①市民の安否確認、避難先等の把握に関すること ②被災者台帳の作成に関すること 3. 避難に関すること（調査班、防災班、学校教育班、社会教育班と連携をとる） ①避難者把握、避難場所運営の統括に関すること ②担当避難場所の開設、運営に関すること ③担当避難場所での避難者の把握に関すること ④担当避難場所での避難者の対応に関すること 4. 被災者相談窓口に関すること	1. 市民生活に関わること ②行方不明者の把握に関すること ④外国人への対応に関すること 3. 避難に関すること（調査班、防災班、学校教育班、社会教育班と連携をとる） ①避難者把握、避難場所運営の統括に関すること ②担当避難場所の開設に関すること ③担当避難場所での避難者の把握に関すること ④担当避難場所での避難者の対応に関すること	1. 市民生活に関わること ②行方不明者の把握に関すること ③遺体の安置・処理に関すること ④外国人への対応に関すること 2. 市民の把握に関すること ①市民の安否確認、避難先等の把握に関すること 3. 避難に関すること（調査班、防災班、学校教育班、社会教育班と連携をとる） ①避難者把握、避難場所運営の統括に関すること ②担当避難場所の運営に関すること ③担当避難場所での避難者の把握に関すること ④担当避難場所での避難者の対応に関すること
環境班	環境課 清掃センター 衛生センター	1. 被災地の環境に関すること ①大気・河川等の監視に関すること ②環境汚染対策に関すること 2. 被災地のゴミの収集・処理に関すること 3. 災害廃棄物に関すること 4. 被災地のし尿汚物の処理に関すること ①仮設トイレの確保・設置に関すること ②し尿収集・処理に関すること 5. 家庭動物に関すること 6. 土木施設の対策に関すること（土木班と連携をとる） ①道路・橋梁・河川等の被害調査点検・復旧に関すること ②水防活動に関すること ③がけ崩れの点検・復旧に関すること ④道路情報収集に関すること ⑤緊急輸送路確保に関すること ⑥障害物除去に関すること	3. 被災地のし尿汚物の処理に関すること ①仮設トイレの確保・設置に関すること 6. 土木施設の対策に関すること（土木班と連携をとる） ①道路・橋梁・河川等の被害調査点検・復旧に関すること ②水防活動に関すること ③がけ崩れの点検・復旧に関すること	4. 被災地のし尿汚物の処理に関すること ①仮設トイレの確保・設置に関すること ②し尿収集・処理に関すること 5. 家庭動物に関すること 6. 土木施設の対策に関すること（土木班と連携をとる） ①道路・橋梁・河川等の被害調査点検・復旧に関すること ②水防活動に関すること ③がけ崩れの点検・復旧に関すること ④道路情報収集に関すること ⑤緊急輸送路確保に関すること ⑥障害物除去に関すること
医療支援班	健康推進課	1. 傷病者の応急救護に関すること ①救護センター設置に関すること ②医薬品・医療用資器材等の確保に関すること ③応急医療の調整に関すること ④傷病者の収容・搬送に関すること ⑤医療要援護者の支援に関すること 2. 市民の健康管理に関すること ①市民の健康管理及び防疫に関すること ②被災地の消毒に関すること	1. 傷病者の応急救護に関すること ①救護センター設置に関すること ②医薬品・医療用資器材等の確保に関すること ③応急医療の調整に関すること ④傷病者の収容・搬送に関すること	1. 傷病者の応急救護に関すること ①救護センター設置に関すること ②医薬品・医療用資器材等の確保に関すること ③応急医療の調整に関すること ④傷病者の収容・搬送に関すること ⑤医療要援護者の支援に関すること

第2編 地震・津波災害編 第2章 災害応急対策計画
第1節 災害応急活動体制

班	担当	事務分掌（全期間）	事務分掌（12時間程度）	事務分掌（発生～3日間）
福祉班	福祉課 保育園	1. 住民の福祉に関すること ①要配慮者への支援に関すること ②福祉避難所の開設・運営に関すること ③日赤、社会福祉協議会との連絡調整に関すること ④ボランティア活動調整に関すること ⑤各種給付対策に関すること 2. 保育所に関すること ①応急保育の実施に関すること	1. 住民の福祉に関すること ①要配慮者への支援に関すること	1. 住民の福祉に関すること ①要配慮者への支援に関すること ③日赤、社会福祉協議会との連絡調整に関すること
産業班	農水商工課 観光課 農業委員会事務局	1. 物資に関すること ①食料、生活必需品の調達及び配布に関すること ②救援物資の受入れ、整理に関すること（広域拠点班と連携をとる） 2. 帰宅困難者に関すること ①帰宅困難者の把握に関すること ②一時滞在施設の開設及び収容に関すること	1. 物資に関すること ①食料、生活必需品の配布（備蓄品）に関すること 2. 帰宅困難者に関すること ①帰宅困難者の把握に関すること	1. 物資に関すること ①食料、生活必需品の調達及び配布に関すること ②救援物資の受入れ、整理に関すること（広域拠点班と連携をとる） 2. 帰宅困難者に関すること ①帰宅困難者の把握に関すること ②一時滞在施設の開設及び収容に関すること
土木班	都市建設課	1. 土木施設の対策に関すること ①道路・橋梁・河川等の被害調査点検・復旧に関すること ②水防活動に関すること ③がけ崩れの点検・復旧に関すること ④道路情報収集に関すること ⑤緊急輸送路確保に関すること ⑥ヘリコプター離発着場の対応に関すること ⑦障害物除去に関すること ⑧復旧資材の確保調達に関すること 2. 宅地・住宅・建築物の対策に関すること ①被災宅地の危険度判定に関すること ②被災建築物の応急危険度判定に関すること ③仮設住宅、公営住宅・公共施設・公園の点検、復旧に関すること ④仮設住宅の設営及び修理に関すること	1. 土木施設の対策に関すること ①道路・橋梁・河川等の被害調査点検・復旧に関すること ②水防活動に関すること ③がけ崩れの点検・復旧に関すること	1. 土木施設の対策に関すること ①道路・橋梁・河川等の被害調査点検・復旧に関すること ②水防活動に関すること ③がけ崩れの点検・復旧に関すること ④道路情報収集に関すること ⑤緊急輸送路確保に関すること ⑥ヘリポート対応に関すること ⑦障害物除去に関すること ⑧復旧資材の確保調達に関すること 2. 宅地・住宅・建築物の対策に関すること ②被災建築物の応急危険度判定に関すること
水道班	水道局 浄水場	1. 被災地における給水に関すること 2. 水道施設の点検・復旧に関すること 3. 応急・応援給水対策に関すること 4. 南房総広域水道企業団その他関係機関との連絡調整に関すること	2. 水道施設の点検・復旧に関すること	1. 被災地における給水に関すること 2. 水道施設の点検・復旧に関すること 3. 応急・応援給水対策に関すること
学校教育班	学校教育課 幼稚園 小学校 中学校 学校給食センター	1. 生徒、児童、園児に関すること ①生徒・児童・園児の避難・救護に関すること ②災害時の応急教育に関すること ③被災生徒・児童・園児に対する学用品の支給に関すること 2. 避難に関すること（調査班、防災班、市民生活班、社会教育班と連携をとる） ①担当避難場所の開設、運営に関すること ②担当避難場所での避難者の把握に関すること ③担当避難場所での避難者の対応に関すること	1. 生徒、児童、園児に関すること ①生徒・児童・園児の避難・救護に関すること 2. 避難に関すること（調査班、防災班、市民生活班、社会教育班と連携をとる） ①担当避難場所の開設に関すること ②担当避難場所での避難者の把握に関すること ③担当避難場所での避難者の対応に関すること	1. 生徒、児童、園児に関すること ①生徒・児童・園児の避難・救護に関すること 2. 避難に関すること（調査班、防災班、市民生活班、社会教育班と連携をとる） ①担当避難場所の運営に関すること ②担当避難場所での避難者の把握に関すること ③担当避難場所での避難者の対応に関すること
社会教育班	生涯学習課 文化振興室 図書館 公民館	1. 避難に関すること（調査班、防災班、市民生活班、学校教育班と連携をとる） ①担当避難場所の開設、運営に関すること ②担当避難場所での避難者の把握に関すること ③担当避難場所での避難者の対応に関すること	1. 避難に関すること（調査班、防災班、市民生活班、学校教育班と連携をとる） ①担当避難場所の開設に関すること ②担当避難場での避難者の把握に関すること ③担当避難場所での避難者の対応に関すること	1. 避難に関すること（調査班、防災班、市民生活班、学校教育班と連携をとる） ①担当避難場所の運営に関すること ②担当避難場での避難者の把握に関すること ③担当避難場所での避難者の対応に関すること

第2編 地震・津波災害編 第2章 災害応急対策計画
第1節 災害応急活動体制

班	担当	事務分掌（全期間）	事務分掌（12 時間程度）	事務分掌（発生～3 日間）
広域拠点班	スポーツ振興課	1. 広域防災拠点に関すること ①広域防災拠点の開設・運営支援に関すること 2. 物資集積場場所の開設、管理に関すること(産業班と連携をとる) ①物資集積場所の開設、管理に関すること ②物資の整理に関すること	1. 広域防災拠点に関すること ①広域防災拠点の開設に関すること	1. 広域防災拠点に関すること ①広域防災拠点の開設・運営支援に関すること 2. 物資集積場場所の開設、管理に関すること(産業班と連携をとる) ①物資集積場所の開設、管理に関すること ②物資の整理に関すること
国保病院		1. 施設の被害調査・復旧及び入院患者の安全確保に関すること 2. 被災者の医療に関すること	1. 施設の被害調査・復旧及び入院患者の安全確保に関すること 2. 被災者の医療に関すること	1. 施設の被害調査・復旧及び入院患者の安全確保に関すること 2. 被災者の医療に関すること
消防対策班	消防団	1. 消防団の動員に関すること 2. 消防機関との連絡に関すること 3. 被害情報の収集に関すること 4. 水防活動に関すること 5. 災害の警戒及び防御に関すること 6. 被災者の捜索及び救出に関すること 7. 活動に関する資機材の調達及び補給に関すること 8. 避難者の誘導案内に関すること	1. 消防団の動員に関すること 2. 消防機関との連絡に関すること 3. 被害情報の収集に関すること 4. 水防活動に関すること 5. 災害の警戒及び防御に関すること 6. 被災者の捜索及び救出に関すること 7. 活動に関する資機材の調達及び補給に関すること 8. 避難者の誘導案内に関すること	1. 消防団の動員に関すること 2. 消防機関との連絡に関すること 3. 被害情報の収集に関すること 4. 水防活動に関すること 5. 災害の警戒及び防御に関すること 6. 被災者の捜索及び救出に関すること 7. 活動に関する資機材の調達及び補給に関すること 8. 避難者の誘導案内に関すること

第2節 情報収集伝達

項目	実施担当	関係機関
1. 情報連絡体制	本部事務局	
2. 地震情報等の収集伝達	本部事務局	県、銚子地方気象台
3. 被害情報の収集・調査	各班	警察署、消防本部
4. 災害報告	本部事務局	県

1. 情報連絡体制

(1) 通信機能の確保と統制

災害時には、次の通信施設を活用する。

本部事務局は、災害発生後、防災行政無線、電話等の通信施設の機能確認を行う。停電、機器の破損等の支障が生じている場合は、自家発電装置の運転、修理等の措置をとる。また、無線機の貸出し等の管理を行う。

■主な通信手段

主な通信手段		主な通信区間
有線	一般加入電話・FAX	市・防災関係機関との連絡
	災害時優先電話	
無線	県防災行政無線	市～県・近隣市町・防災関係機関
	市防災行政無線（固定系）	市～災害現場・避難所・防災関係機関・住民等
	市防災行政無線（移動系）	市～災害現場
	簡易デジタル業務無線（消防団配備）	市～災害現場
口頭	広報車	市～住民等

(2) 代替通信施設の利用

本部事務局は、市が所有する通信機能が低下し、応急対策に著しい支障が生じる場合は、次の代替通信手段を確保する。

■代替通信施設

手 段	内 容
非常・緊急通話	あらかじめ承認を受けた電話番号から「非常（緊急）」の旨及び必要事項を東日本電信電話（株）に申し出ることにより接続する。
非常・緊急電報	東日本電信電話（株）に非常扱い電報（緊急扱い電報）である旨を告げ発信を依頼する。
専用通信施設の利用	それぞれの通信系が被災により不通となった場合、又は著しく通信が困難となった場合は、次に掲げる機関所属の無線局を利用し災害に関する通信の確保を図る。 ① 県の無線通信施設 ② 関東地方非常通信協議会の構成機関である次の機関の通信施設 ア. 警察通信施設

	イ．国土交通省関係通信施設 ウ．勝浦海上保安署通信施設 エ．日本赤十字社通信施設 オ．東日本電信電話（株）千葉支店通信施設 カ．東京電力（株）通信施設 キ．日本放送協会千葉放送局通信施設 ク．東京ガス（株）通信施設
アマチュア無線	アマチュア無線の協力により被害情報を収集する。

(3) 災害時における放送及び緊急警報放送の要請

県は、災害対策基本法第55条及び第56条に規定する災害に関する通知、要請、伝達又は警告等で、他に手段がなく緊急を要する場合は、別に定める「災害時における放送要請に関する協定」により、日本放送協会千葉放送局、（株）ニッポン放送、千葉テレビ放送（株）、（株）ベイエフエムに放送の要請を行う。

なお、市長（本部長）が行う避難の勧告、指示等で緊急やむを得ない特別の事情がある場合は、県の定める「緊急警報放送の実施に伴う災害時の放送要請について」により、県を通じ日本放送協会千葉放送局に緊急警報放送を行うよう求める。

(4) 非常通信の利用方法

本部事務局は、公衆電気通信施設が使用できない状態になった場合又は特に緊急を要する事態が生じたときで、他の通信施設を利用したほうが速やかに連絡できると認めた場合は、防災関係機関の通信施設の利用を図る。

2. 地震情報等の収集伝達

銚子地方気象台は、次の地震・津波情報を伝達する。本市が属する予報区は、南部（一次細分区域名）、夷隅・安房（二次細分予報区）である。

■地震情報の種類

種 類	内 容
震度速報	地震発生から約2分後、震度3以上の全国180に区分した地域名と地震の発生時刻を発表
震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表
震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられるが、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について、マグニチュード7.0以上又は著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合、地震の発生時刻、発生場所（震源）、その規模（マグニチュード）、津波の影響に関して、概ね30分以内に発表する。

第2編 地震・津波災害編 第2章 災害応急対策計画
第2節 情報収集伝達

その他の情報	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震の回数を発表
推計震度分布図	観測した各地の震度データをもとに、1 km 四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表

■津波警報等

鴨川市の津波予報区は、「千葉県九十九里・外房」に属している。

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ	
			数値での発表	定性的表現での発表
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3 mを超える場合	10 m < 高さ	10 m 超	巨大
		5 m < 高さ ≤ 10 m	10 m	
		3 m < 高さ ≤ 5 m	5 m	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合	1 m < 高さ ≤ 3 m	3 m	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2 m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2 m ≤ 高さ ≤ 1 m	1 m	(表記なし)

■津波情報の種類

種 類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は2種類の定性的表現で発表。
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表
津波に関するその他の情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

■津波予報

発表される場合	内 容
津波が予想されないとき(地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
0.2 m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2 m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(2) 初期情報の収集・報告

異常現象発見の通報を受けたとき、又は災害の発生が予想されるときは、調査班、土木班及び消防対策班等は現場を巡回し警戒にあたる。各班は所管施設の警戒監視にあたる。

(3) 災害調査

各班は、災害の危険が解消した段階で、住家・人的被害及び所管施設等の被害調査を行う。各調査担当班は、調査した結果をまとめ、本部事務局に提出する。各調査担当及び調査対象は、次のとおりである。

■調査の対象及び担当

調査対象	調査担当
住家被害	調査班
人的被害	市民生活班
農業作物、農業施設被害、林業被害	産業班
商業被害、工業被害	産業班
河川、道路、橋梁被害、漁港、がけ崩れ、公園施設、下水路施設被害	土木班、産業班
水道施設被害	水道班
医療施設被害	医療支援班
廃棄物処理施設被害	環境班
福祉施設被害	福祉班
教育施設被害、社会教育施設被害	学校教育班、社会教育班、広域拠点班
文化・観光施設被害	社会教育班、産業班
危険物施設被害	消防本部

4. 災害報告

(1) 地震発生時の通報

本部事務局は、震度4以上を記録した場合、速やかに被害情報を収集し、千葉県防災情報システム及び、電話・ファクシミリ又は防災行政無線により県本部事務局に連絡する。

ただし、県に報告できない場合にあっては、総務省消防庁に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。震度5強以上を記録した地震にあっては、「火災・災害即報要領」により被害の有無を問わず、第1報等について県と併せて総務省消防庁に報告する。

また、同時多発の火災等により消防機関への通報が殺到したときは、その旨を国（消防庁）及び県に報告する。

(2) 県への報告

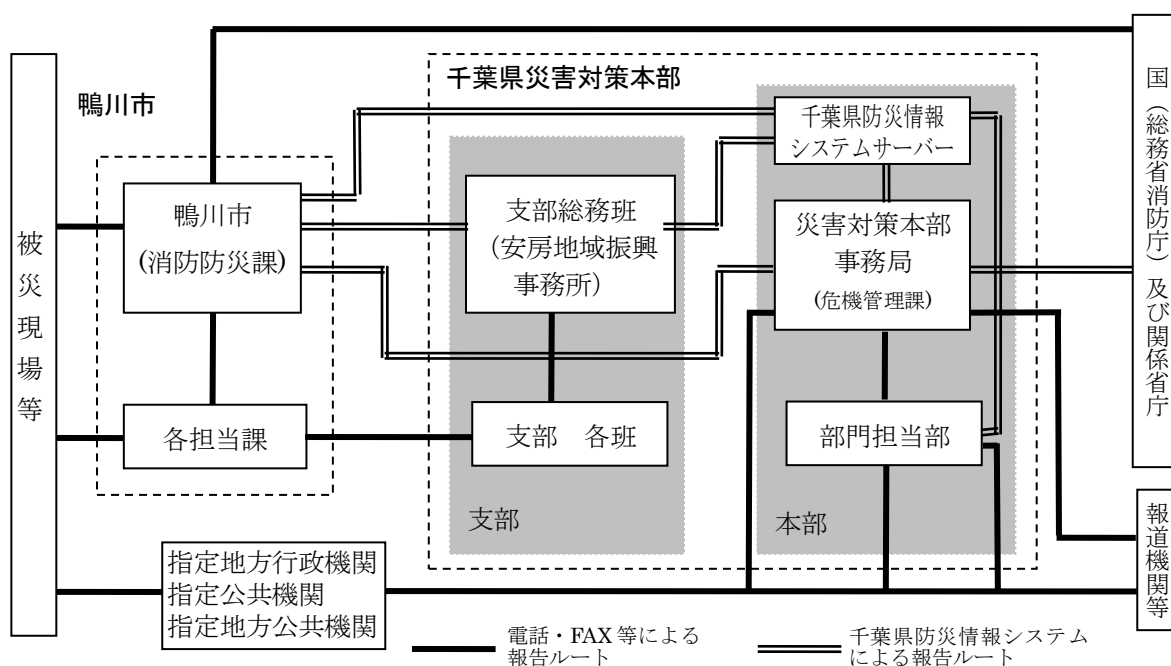
市長（本部長）は、災害対策基本法第53条の規定により、災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を県に報告する。被害情報等の収集報告活動に関する具体的運用は、「千葉県被害情報等報告要領」による。

県へ報告すべき事項は次のとおりである。

- ① 災害の原因
- ② 災害が発生した日時
- ③ 災害が発生した場所又は地域
- ④ 被害の状況（被害の程度等は「被害認定基準」に基づき判定する。）
- ⑤ 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置

- ア. 災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
イ. 主な応急措置の実施状況
ウ. その他必要事項
- ⑥ 災害による市民等の避難の状況
⑦ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
⑧ その他必要な事項
- また、被害情報等の報告経路概要図は、次のとおりである。

■報告経路概要図



(3) 報告責任者の選任

市及び防災関係機関は、次の基準により、被害情報等の報告に係る責任者を定めておく。

区分	所掌事務	市	防災関係機関
総括責任者	市及び防災関係機関における被害情報等の報告を総括する。	市に1名	各機関に1名
取扱責任者	市及び防災関係機関における各部門の被害情報等の報告事務を取り扱う。	市において所掌事務等を勘案して定める。	各機関において所掌事務等を勘案して定める。

第2編 地震・津波災害編 第2章 災害応急対策計画
第2節 情報収集伝達

(4) 報告先と連絡方法

国、県及び安房地域振興事務所に行う被害報告の報告先は、次のとおりである。

① 総務省消防庁

時 間 区 分	報告先 区分	消防防災無線（県防災行政無線）			一般加入電話	
		系 統	電 話	F A X	電 話	F A X
勤 務 時間内	応急対 策室	地上系	120-90-49013	120-90-49033	03- 5253-7527	03- 5253-7537
		衛星系	048-500-90- 49013	048-500-90- 49033		
勤 務 時間外	消防庁 宿直室	地上系	120-90-49102	120-90-49036	03- 5253-7777	03- 5253-7553
		衛星系	048-500-90- 490102	048-500-90- 49036		

② 千葉県

時 間 区 分	報告先区分	県防災行政無線			一般加入電話	
		系 統	電 話	F A X	電 話	F A X
勤 務 時間内	県 危機管理課	地上系	500-7309	500-7298	043- 223-2175	043- 222-1127
		衛星系	012-500-7309	012-500-7298		
勤 務 時間外	県防災行政 無線統制室	地上系	500-7225	500-7110	043- 223-2178	043- 222-5219
		衛星系	012-500-7225	012-500-7110		

③ 安房地域振興事務所

時 間 区 分	報告先区分	県防災行政無線		一般加入電話	
		電 話	F A X	電 話	F A X
	地域振興課	509-721・723	509-722	0470- 22-7111	0470- 22-0074

④ 安房土木事務所

時 間 区 分	報告先区分	県防災行政無線		一般加入電話	
		電 話	F A X	電 話	F A X
	維持課	509-733・731	509-732	0470- 22-4348	0470- 23-8349
	鴨川出張所	556-721・723	556-722	04- 7092-1109	04- 7093-2190

第3節 災害広報・広聴活動

項目	実施担当	関係機関
1. 市の行う広報	本部事務局	
2. 避難所での広報	本部事務局	
3. 報道機関への対応	本部事務局	
4. 被災者相談	市民生活班、調査班、産業班、 土木班、福祉班	

1. 市の行う広報

本部事務局は、災害の推移や緊急度により、次の手段によって住民への広報を行う。必要に応じて、消防本部の協力を得る。

(1) 市の広報活動

被災地域に対する広報活動を次の方法によって行う。

- ア. 新聞・ラジオ・テレビ等を利用して適時に広報を行う。
- イ. 広報紙、チラシ、ポスター等を作成して配布又は避難所に貼付する。
- ウ. 広報車を利用して巡回する。
- エ. 防災行政無線、鴨川市安全・安心メール、市ホームページ等を利用して一斉に広報する。

(2) 広報内容

広報内容は、次に掲げる事項を中心とする。

- ① 災害発生前の広報
 - ア. 災害の規模、動向、今後の予想に関する情報
 - イ. その他被害及び混乱防止に必要な注意事項の呼びかけ
- ② 災害発生時の広報
 - ア. 二次災害に関する情報
 - (ア) ガスの元栓を閉めること及び電気のブレーカーを切る等の指示
 - (イ) ガス器具、電気器具及び石油ストーブ等の火災予防の注意喚起
 - イ. 被害情報及び被災状況に関する情報
 - (ア) 人及び家屋関係
 - (イ) 公益事業関係
 - (ウ) 交通施設関係
 - (エ) がけ崩れその他地盤関係
 - (オ) 土木施設関係
 - (カ) 農林水産関係
 - (キ) 商工業関係
 - (ク) 教育関係
 - (ケ) その他
 - ウ. 市の災害対策関係及び活動状況に関する情報
 - (ア) 本部の設置
 - (イ) その他

エ. 避難方法等に関する情報

(ア) 避難の指示・勧告

(イ) 避難の際の注意及び避難場所の周知

オ. 応急対策活動に関する情報

(ア) 水防、警備、救助及び防疫活動

(イ) 通信、交通、土木港湾等施設の応急対策活動

カ. その他一般市民及び被災者に対する必要な広報事項

③ り災者に対する広報

ア. 救護センター、避難所の開設状況

イ. 医療救護、衛生知識の周知

ウ. 給水、給食等の実施状況

エ. 通信、道路、交通機関等の復旧、運行状況

オ. 被災地の状況

カ. その他

④ 流言飛語の防止に関する情報

⑤ 県外で発生した震災に係る支援に関する情報

(3) 災害記録の保存・公表

本部事務局は、被災状況や対策実施状況等の災害記録を保存し、必要に応じて公表する。

2. 避難所での広報

本部事務局は、館内放送に加え、掲示板への掲示や避難所及び自治組織を通じて災害広報紙を配布する。

また、福祉班との連携により、要配慮者に配慮し口頭伝達など避難者の状況に応じた広報を行う。

■避難所での広報項目例

○災害の状況	○施設使用方法等の注意事項
○生活ルール	○生活支援対策のお知らせ
○その他各種対策のお知らせ	○避難所運営等への協力要請

3. 報道機関への対応

(1) 広報の要請

本部事務局は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関へ、住民広報、救援物資等の支援に関する広報を要請する。この際、情報及び必要な資料等を提供し、広報を要請する。

(2) 報道発表

本部事務局は、市役所本庁舎等に記者発表場所を設置し、定時型の記者発表を行う。必要に応じて臨時の記者発表を行う。

■記者発表の項目例

○災害の種別	○発生年月日、時刻
○災害の発生場所及び被害激甚地域	○被害状況
○二次災害等その他の情報	○応急・復旧対策
○災害対策本部の設置又は廃止	○住民への情報

(3) 取材活動での要請

本部事務局は、災害対策本部内への立入、取材は原則禁止する措置をとる。また、避難者への取材は、プライバシー等に配慮するように要請する。

4. 被災者相談

市民生活班は、住民からの問い合わせや生活相談に対応するため、市役所本庁舎及び支所に相談窓口を設置する。また、住民の相談に対し迅速に対応するため、相談窓口には各班の担当者を置く。

相談窓口で扱う事項は、次のとおりである。

なお、住民からの意見、要望等についても、可能な限り聴取し応急対策に反映させる。

■相談窓口の内容

設置場所	市役所本庁舎、支所
相談窓口で扱う事項	○捜索依頼の受付け（市民生活班） ○食料、飲料水、日用品等の支給に関する情報（産業班） ○り災証明書の発行（調査班） ○埋火葬許可書の発行（市民生活班） ○仮設住宅の申し込み（土木班） ○住宅の応急修理の申し込み（土木班） ○災害見舞金、義援金の受付け、払い出し（福祉班） ○生活資金等の相談等（福祉班）

第4節 災害救助法の適用

項目	実施担当	関係機関
1. 災害救助法の適用基準	本部事務局	
2. 被災世帯の算定	本部事務局	
3. 災害救助法の適用手続き	本部事務局	
4. 救助の実施	本部事務局	

1. 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項の1～4の規定による。鴨川市における具体的適用基準は、次のとおりである。

■災害救助法の適用基準

指標となる被害項目	適用の基準	該当条項
市内の住家が滅失した世帯の数	80以上	第1条第1項第1号
県内の住家が滅失した世帯の数	2,500以上	第1条第1項第2号
そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	40以上	
県内の住家が滅失した世帯の数	12,000以上	第1条第1項第3号前段
そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	多数	
災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したものであること。※1	知事が内閣総理大臣と協議	第1条第1項第3号後段
多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき。※2	知事が内閣総理大臣と協議	第1条第1項第4号

※1 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること

※2 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

2. 被災世帯の算定

(1) 被災世帯の算定基準

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定により以下のとおり、みなし換算を行う。

■被災世帯の算定方法

被災住家1世帯	全壊（全焼・流失）住家	1世帯
	半壊（半焼）住家	2世帯
	床上浸水、土砂の堆積により一時的に居住できない状態になった住家	3世帯

(2) 住家被害の認定

本部事務局は、被害住家の調査を行い、被害程度の認定を行う。被害滅失、半壊等の認定は、「被害状況判定基準」によるが、住家被害については、以下の表のとおりである。

■住家被害程度の認定基準

被害の区分	認定の基準
住家の全壊 (全焼・全流失)	居住のための基本的機能を喪失したもので、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延面積の70パーセント以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が、住家全体の50パーセント以上に達した程度のも
住家の半壊 (半焼)	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延面積の20パーセント以上70パーセント未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が住家全体の20パーセント以上50パーセント未満のも
住家の床上浸水 土砂の堆積等	住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもので、全壊・半壊に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のも、又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの
(1) 住家被害戸数については、「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を世帯の単位として算定する。 (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。 (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。	

3. 災害救助法の適用手続き

(1) 災害救助法の適用要請

市長（本部長）は、本市の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、直ちにその旨を知事に報告し、災害救助法適用を知事に要請する。その場合には、次に掲げる事項について、緊急を要する場合は口頭又は電話をもって要請し、後日文書によりあらためて処理する。

■報告事項

○災害発生の日時及び場所	○災害の原因及び被害の概況・状況
○適用を要請する理由	○災害救助法適用の要否
○既にとった救助措置及びとろうとする救助措置	
○その他必要な事項	

(2) 適用要請の特例

市長（本部長）は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施の決定を待つことがで

きない場合には、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指導を受けなければならない。

なお、災害救助法適用の申請に関しては、「災害救助の手引」によるものとする。

4. 救助の実施

災害救助法による救助は、知事が行い（法定受託事務）、市町村長がこれを補助する。

知事は、市が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について、市長（本部長）へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

なお、この法律の適用以外の災害については、災害対策基本法第5条に基づき市長（本部長）が応急措置を実施する。

■災害救助法の適用となる救助の項目

救 助 の 種 類	実施期間
避難所の設置	7 日以内
応急仮設住宅の設置及び供与	災害発生の日から 20 日以内に着工
炊き出しその他による食品の給与	7 日以内
飲料水の供給	7 日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10 日以内
医療	14 日以内
助産	分娩の日から 7 日以内
被災者の救出	3 日以内
被災した住宅の応急修理	1 ヶ月以内
学用品の給与	教科書等 1 ヶ月以内 文房具等 15 日以内
埋葬	10 日以内
死体の搜索	10 日以内
死体の処理	10 日以内
障害物の除去	10 日以内
生業資金の貸与	1 ヶ月以内

第5節 広域応援・自衛隊派遣要請

項目	実施担当	関係機関
1. 自治体等への応援派遣要請	本部事務局、水道班	
2. 消防の広域応援要請	本部事務局、広域拠点班	消防本部
3. 自衛隊の災害派遣	本部事務局	

1. 自治体等への応援要請

(1) 県への応援要請

市長（本部長）は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、応援の要請又はあっせんの要請を行う。

■県への応援要請手続き

要請先	県防災危機管理部	
連絡方法	文書（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送付）	
応援の要求	○災害の状況 ○応援を必要とする理由 ○応援を希望する人員、物資等の品名、数量 ○応援を必要とする場所・活動内容 ○その他必要な事項	災害対策基本法第68条

(2) 指定地方行政機関等への応援要請

市長（本部長）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する、又はその派遣について知事に対しあっせんをもとめる。

■指定地方行政機関等への応援要請手続き

要請先	指定地方行政機関又は特定公共機関（あっせんをもとめる場合は県）	
連絡方法	文書（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送付）	
職員派遣・あっせん要請	○派遣の要請・あっせんを求める理由 ○職員の職種別人員数 ○派遣を必要とする期間 ○派遣される職員の給与その他勤務条件 ○その他必要な事項	派遣：災害対策基本法第29条 あっせん：災害対策基本法第30条 地方自治法252条の17

(3) 他市町村への応援・援助要請

市長（本部長）は、応急措置を実施するため必要と認めるときは、県内市町村間で締結した「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」及び「災害時における相互援助に関する協定」に基づき、県内外の他市町村長に応援及び援助の要請を行う。

第2編 地震・津波災害編 第2章 災害応急対策計画
第5節 広域応援・自衛隊派遣要請

■県内市町村への応援要請手続き

要 請 先	要請先市町村（複数にわたる場合は知事）
連 絡 方 法	文書（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送付）
要請事項	○被害状況 ○応援の種類 ○応援の具体的内容及び数量 ○応援を希望する期間 ○応援場所及び応援場所への経路 ○その他必要な事項災害の状況
応援の種類	○食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 ○被災地の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 ○救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供 ○救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣 ○被災者の一時収容のための施設の提供 ○被災傷病者の受入れ ○遺体の火葬のための施設の提供 ○ごみ・し尿等の処理のための施設の提供 ○ボランティアの受入及び活動調整 ○全各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

■相互応援協定

協定名	協定締結先
千葉県水道災害相互応援協定	千葉県内の水道事業体、水道用水供給事業体
鴨川市と荒川区との非常災害時等における相互応援に関する協定	東京都荒川区
災害時における相互援助に関する協定	東京都板橋区、栃木県日光市、山梨県都留市、群馬県渋川市、群馬県高崎市、群馬県沼田市、茨城県かすみがうら市、茨城県桜川市、新潟県南蒲原郡田上町、新潟県妙高市、福島県白河市、山形県最上郡最上町

(4) 水道事業体等の相互応援

市長（本部長）は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県内水道事業体等の間で締結した「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき、県の調整の下に他の事業体等に応援要請を行うよう要請する。

(5) 資料の提供及び交換

- ① 防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査の成果を相互に交換する。
- ② 知事及び指定地方行政機関の長は、災害応急対策に必要な職員の派遣措置が講じられるよう、あらかじめ関係資料を整備しておく。

(6) 経費の負担

- ① 国又は他都県、市町村から市に職員派遣を受けた場合
国又は他都県、市町村から市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による。
- ② 指定公共機関等から協力を受けた場合
指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほか、

その都度、又は事前に相互に協議して定めた方法による。

(7) 民間団体等への協力要請

市長（本部長）は、大規模災害時における迅速な応急・復旧体制を図るため、必要と認められるときは、各種団体等に対して協力を要請する。

(8) 応援隊の受入れ・活動支援

広域拠点班は、広域防災拠点の開設、運営について、県と連携して支援を行う。

応援隊の活動拠点施設を指定し、受入れを行う。

また、本部事務局は、各班からの応援要請に基づき応援隊の派遣について、応援先の自治体等と調整し、受入れを行い応援者を配分する。各活動現場においては、各班が応援者の業務について対応する。

なお、宿泊先、食料、資機材等については、原則として応援者に要請する。

2. 消防の広域応援要請

(1) 消防相互応援

市長（本部長）又は消防長は、県内消防機関による広域的な応援の必要を認めるときは、「千葉県消防相互応援協定」及び「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき、迅速な応援要請をする。

(2) 緊急消防援助隊

県内の消防力を結集しても消防力に不足が生じると認めるときは、知事を通じて消防庁長官へ緊急消防援助隊の出動を要請することができる。

緊急消防援助隊の応援要請を行った場合には、緊急消防援助隊が円滑に活動できるよう次の体制の確保を図る。

○情報提供	○通信運用
○集結及びヘリコプター離発着場予定場所	○補給体制

3. 自衛隊の災害派遣

(1) 災害派遣要請

市長（本部長）は、人命又は財産の保護に必要がみとめられるときに、知事に対して自衛隊の災害派遣の要請を求めることができる。

■自衛隊の活動

○被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い被害の状況を把握する。

○避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

○遭難者等の捜索救助

行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、捜索救助を行う。

○水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。

○消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

○道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。

○応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

○人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

○給食及び給水

被災者に対し、給食及び給水を実施する。

○物資の無償貸付又は貸与

「防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

○危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

○その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

(2) 派遣要請の要求の手続き

市長（本部長）は、自衛隊の災害派遣の必要があると認められるときは、知事に対して文書により要求する。なお、緊急を要する場合は、電話又は口頭で次の事項を明らかにして要求し、事後速やかに文書を提出する。

また、通信の途絶等で知事に依頼できないときは、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知し、事後、所定の手続きを行う。

なお、事態の推移に応じ、派遣を要請しないことを決定した場合は、直ちにその旨を連絡する。

■災害派遣要請の手続き

要請事項	○災害の情况及び派遣を要請する事由 ○派遣を希望する期間 ○派遣を希望する区域及び活動内容 ○連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等その他参考となるべき事項
連絡先	千葉県防災危機管理部

(3) 受入体制

本部事務局は、自衛隊の災害派遣要請を依頼した場合、作業計画を作成し、次のような対応を行う。

■自衛隊の受入体制

項 目	内 容
作業計画の作成	○作業箇所及び作業内容 ○作業箇所別必要人員及び必要機材 ○作業箇所別優先順位 ○作業に要する資材の種類別保管（調達）場所 ○部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
資機材の準備	必要な機械、器具、材料、消耗品等の確保に努め、諸作業に係る関係のある管理者への了解を取りつける。
派遣部隊の受入れ	派遣された部隊に対し、次の施設等を準備する。 ○本部事務室 ○宿舎 ○材料置場、炊事場（野外の適切な広さ） ○駐車場（車1台の基準は3m×8m） ○指揮連絡用ヘリコプター離発着場
連絡窓口	○自衛隊派遣要請に係る県との連絡調整は、本部事務局に連絡窓口を一本化する。 ○自衛隊からの連絡員の派遣を要請する。

■ヘリコプター離発着場の必要地積 (注)四方向に障害物のない広場のとき

機 種	必 要 地 積
OH-6J×1	約 30m×30m
UH-1H×1	約 36m×36m
UH-60×1	約 50m×50m
CH-47×1	約 100m×100m

(4) 自衛隊の自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、部隊等を自主派遣することができる。

(5) 経費の負担区分

次の費用は、市が負担する。

また、派遣部隊は、関係機関又は民間からの宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村が協議して定める。

■負担経費

- 資機材（自衛隊装備にかかるものを除く）等の購入費
- 資機材等の借上料及び修繕費
- 宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- 宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市が協議する。

(6) 撤収要請依頼

災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、市長（本部長）は、知事及び派遣部隊の長と協議の上、知事に派遣部隊の撤収要請の依頼を行う。

第6節 消防・救助救急・水防・危険物等対策

項目	実施担当	関係機関
1. 消防活動	消防対策班	消防本部
2. 救助活動	市民生活班、消防対策班	警察署、消防本部
3. 救急活動		消防本部
4. 危険物等の対策		消防本部、県

1. 消防活動

(1) 消火活動

消防本部は、次の点に留意して消火活動を効果的に行う。

■消火活動の留意事項

- ① 風向き、市街地の建物分布等を考慮し、最も効果的に消防力を投入する。
- ② 延焼火災の少ない地区は、集中的に消火活動を実施し、安全地区として確保する。
- ③ 延焼火災が発生している地区は、直ちに住民の避難を開始し、必要に応じて避難路の確保等を最優先で行う。また、安全な方向への避難誘導を呼びかける。
- ④ 危険物の漏洩等のおそれがある地区は、立入り禁止措置をとり、安全な避難誘導に努める。
- ⑤ 病院、避難所等、幹線道路、防災拠点となる施設等の火災防ぎょを優先して行う。
- ⑥ 住民等が実施する初期消火活動との連携、指導に努める。

① 活動体制

震災時には、人命に対する多様な危険現象が複合的に発生することが予想されることから、災害事象に対応した防御活動を常備消防、消防団の全機能をあげて展開し、地域住民の生命、身体及び財産の保護に努める。

② 活動方針

震災時には、住民の生命、身体の安全確保を基本とし、出火防止と地震により発生した火災の早期鎮圧、人命の救出、救助及び避難路の安全確保を原則とした活動を実施する。

③ 活動の基本

ア. 常備消防

(ア) 避難場所、避難路確保の優先

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所、避難路確保の消防活動を行う。

(イ) 重要地域の優先

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ延焼拡大危険要素が高い地域を優先に消防活動を行う。

(ウ) 消火可能地域の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消火活動を行う。

(エ) 市街地火災の優先

大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して活動に当たる。

(オ) 重要対象物の優先

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消防活動を優先する。

イ. 消防対策班

(ア) 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し出火防止を広報するとともに、出火した場合は、住民と協力して初期消火を図る。

(イ) 消火活動

常備消防の出動不能若しくは困難な地域における消火活動、又は主要避難路確保のための消火活動については、単独又は常備消防と協力して行う。

(ウ) 救急救助

要救助者の救助救出、負傷者に対する応急措置及び安全な場所への搬送を行う。

(エ) 避難誘導

避難の指示・勧告がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

(2) 住民・自主防災組織の活動

住民及び自主防災組織は、火災が発生した場合に初期消火活動を行い、消防機関が到着した場合にはその指示に従う。

(3) 事業所の活動

事業所は、火災が発生した場合、出火防止措置及び初期消火活動を行う。また、火災の拡大、爆発等が発生するおそれのあるときは、次の措置をとる。

■事業所の消火活動等

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 警察、消防署等最寄りの防災機関への通報② 自衛消防隊等による初期消火、延焼防止活動③ 必要に応じて従業員、顧客等の避難④ 周辺地域の住民等に対する必要な情報の伝達⑤ 立入り禁止措置等の実施 |
|--|

2. 救助活動

(1) 行方不明者情報の収集

市民生活班は、災害により要救出者、行方不明者が発生した場合は、氏名、性別、年齢、災害発生場所、遭難場所、身体的特徴、衣服等の情報を把握する。

(2) 救助活動

消防本部及び消防対策班は、救助隊を編成、救助資機材等を準備し行方不明者情報をもとに救出活動を行う。

災害の状況等により市の救助隊だけでは、救助活動が困難な場合は、警察署、消防本部、隣接消防機関等の応援を要請する。自衛隊の応援が必要な場合は、知事に要請を依頼する。

また、車両、特殊機械器具が必要な場合は、県の協力又は土木・建設協力会等に出動を要請する。

(3) 住民・自主防災組織・事業所の救助活動

住民、自主防災組織及び事業所は、二次災害の発生に十分注意しながら連携して、地域及

び事業所内の被害状況を調査し、行方不明者の確認を行う。

また、崩壊土砂や建物等の下敷きとなっている者がいるときは、可能な限り協力して救助を行う。

3. 救急活動

消防本部は、救助現場から救護所又は救急指定病院等まで、救急車等で傷病者を搬送する。傷病者が多数発生した場合は、警察その他の機関、住民等に搬送を要請する。市内の搬送先病院で収容できない場合は、災害拠点病院へ救急車で搬送する。

また、道路の被害等で救急車による搬送ができない場合は、県を通じてヘリコプターの出動を要請する。

4. 危険物等の対策

市は、県及び消防本部等が行う次の対策に協力する。

(1) 高圧ガス保管施設の応急対策

- ① 高圧ガス保管施設の破損に伴う被害の拡大を防止するため、関係機関と連絡を密にし、高圧ガス製造事業者等に必要な指示を行う。
- ② 関係機関と連絡の上、必要に応じて高圧ガス取扱いの制限等の緊急措置を行う。

(2) 石油類等危険物保管施設の応急対策

- ① 危険物の流出並びに爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置を行う。
- ② 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策を行う。
- ③ 危険物による災害発生時の自主防災組織活動と活動要領の制定を行う。
- ④ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置並びに防災機関との連携活動を行う。

(3) 危険物等輸送車両の応急対策

- ① 事故通報等に基づきその状況を把握の上、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。
- ② 必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。
- ③ 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止又は使用制限の緊急措置命令を発する。

第7節 警備・交通・輸送

項目	実施担当	関係機関
1. 警備計画		警察署
2. 交通規制	土木班、本部事務局	警察署、県、国
3. 緊急輸送路の確保	土木班	県
4. 緊急通行車両等の確認	本部事務局	県公安委員会
5. 緊急輸送の実施	本部事務局	

1. 警備計画

(1) 災害警備の基本方針

警察は、地震や津波に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出・救護、避難誘導、交通の規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たる。

(2) 警備体制

警察本部及び警察署は、地震や津波に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

① 連絡室

震度4以上の地震が発生した場合、津波注意報が発表された場合、及び東海地震に関連する調査情報が発表された場合等

② 対策室

地震に伴う被害程度が小規模の場合、津波警報が発表された場合、及び東海地震注意情報が発表された場合等

③ 災害警備本部

大規模地震が発生した場合、津波警報が発表された場合、又は東海地震予知情報が発表された場合等

(3) 警備活動要領

- ① 要員の招集及び参集
- ② 地震、津波その他災害情報の収集及び伝達
- ③ 装備資機材の運用
- ④ 通信の確保
- ⑤ 負傷者の救出及び救護
- ⑥ 避難誘導及び避難地区の警戒
- ⑦ 警戒線の設定
- ⑧ 災害の拡大防止と二次災害の防止
- ⑨ 報道発表
- ⑩ 行方不明者の捜索及び迷子等の保護
- ⑪ 死傷者の身元確認、遺体の収容
- ⑫ 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）
- ⑬ 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）
- ⑭ 協定に基づく関係機関への協力要請

⑮ その他必要な応急措置

(4) 市の活動

消防対策班は、警察署や海上保安署等の関係機関の災害警備実施計画に協力し、住民の安全を守るため次の措置を講ずる。

- ① 住民が避難した地域については、地域安全活動を強化して、犯罪の予防、財産の保護等に努める。
 - ア. 住民の避難後の住宅密集地域等、商店街、金融機関等の防犯対象及び各種犯罪の多発地域等については、自主的防犯組織等によるパトロール活動を支援するとともに、広報活動も実施し、犯罪の予防等を図る。
 - イ. 防犯協会等の自主的防犯組織に対して情報の提供・伝達を行うとともに、平常時からこれらの組織に対する支援等を行う。
- ② 大規模な災害発生時には自然発生的に地域住民による自警団が組織されることが予想されるので、自警団が行う防犯活動に対する支援を行う。

2. 交通規制

(1) 道路情報の収集及び提供

土木班は、警察署及び道路管理者と連絡を取り、その管理する道路の被災状況、交通の状況等の情報を収集する。

- ① 調査及び報告
土木班は、調査の結果被災箇所を発見した場合は、下記の要領により報告する。
 - ア. 市域の道路について被災箇所を発見したときは、速やかにその路線名・箇所・拡大の有無・迂回路線の有無その他被災の状況等を本部事務局に報告する。
 - イ. 本部事務局は、アによる報告を受けたときは、その状況を直ちに道路管理者に報告する。
- ② 県警本部
 - ア. 交通情報の収集は、航空機、オートバイその他の機動力を活用し、専従の収集班を編成して行う。なお、警察本部においては、隣接都県警察及び警察庁（管区警察局を含む。）と連携を密にし、交通情報の収集を行う。
 - イ. 交通情報の提供は、交通情報提供装置を活用し、道路情報センター及び報道機関の協力を得て行う。

(2) 交通規制

警察署及び国道、県道の道路管理者等は、災害により危険な箇所又は緊急輸送等のため必要な路線を、通行禁止又は制限等の措置をとる。交通規制を行う箇所には、検問所を設置し規制、警戒にあたる。

また、交通規制又は道路が被災した場合は、鴨川警察署及び県道、国道の道路管理者等と協議し、迂回路を設定する。

■交通規制等の実施者及び状況・内容

実施機関	規制を行う状況・内容	根拠法令
道路管理者	○道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路法第46条
公安委員会	○道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他道路における交通の規制をすることができる。 ○災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路交通法第4条 災害対策基本法第76条
鴨川警察署長	○道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の交通の規制のうち、適用期間の短いものを行うことができる。	道路交通法第5条
警察官	○道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、一時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。 ○通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあるとき、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。また、措置をとることを命ぜられたものが当該措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないときは、自ら当該措置をとることができる。	道路交通法第6条 災害対策基本法第76条の3第1項 災害対策基本法第76条の3第2項
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官、消防吏員	○警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、災害対策基本法第76条の3第1項、第2項に定められた職務を行うことができる。	災害対策基本法第76条の3
海上保安署	○天災事変、海難、工作物の損壊、危険物の爆発等危険な事態がある場合であつて、人の生命若しくは身体に危険が及び、又は財産に重大な損害が及ぶおそれがあり、かつ、急を要するとき航行制限を実施する。	海上保安庁法第18条

(3) 地震発生時における運転者のとるべき措置

地震発生時における運転者のとるべき措置については、次の事項の周知を図る。

- ① 走行中の車両の運転者は、次の行動をとること
 - ア. 直ちに、車両を道路の左側に停止させること
 - イ. 停止後は、ラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し行動すること
 - ウ. 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動する。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど通行の

障害とならない方法により駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと

② 通行禁止区域等においては、次の措置をとること

ア．車両を道路外の場所に置くこと

イ．道路外に置く場所のない車両は、通行禁止区域等の外に移動すること

ウ．速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること

3. 緊急輸送路の確保

(1) 緊急輸送路の確保

土木班は、道路管理者と連携を図り、緊急輸送道路となる道路の状況を点検し、交通規制、応急復旧などを行い、通行を確保する。

また、本部事務局は、道路の通行禁止、制限等緊急輸送道路における状況について、警察署と密接な連絡をとる。

(2) 千葉県の緊急輸送に関する交通規制対象道路

県は、災害発生時の被害者の救援、緊急物資の輸送への対処を目的として、千葉県内の国道、主要地方道等を緊急輸送道路として指定している。市の該当する緊急輸送ネットワークは、次のとおりである。

■ 県の緊急輸送ネットワーク

路線区分	市内の路線
1次路線	国道128号、主要地方道千葉鴨川線、鴨川有料道路
2次路線	国道410号、主要地方道鴨川保田線、主要地方道富津館山線

4. 緊急通行車両等の確認

(1) 申請手続き

市は、知事又は公安委員会に対し、車両が緊急通行車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車、災害応急対策的的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両）であることの確認を求めることができる。

本部事務局は、災害対策に使用する車両について、緊急通行車両確認申請書を県又は公安委員会に提出する。県又は公安委員会は、緊急通行車両であることを確認したときは、標章及び確認証明書を交付する。

交付された標章は、運転者席の反対側（助手席）の内側ウインドウガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付し、証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

(2) 緊急通行車両等の事前届出について

県公安委員会は、緊急通行車両の迅速な確認手続きを実施するため、あらかじめ関係機関から緊急通行車両の事前届出を受理している。緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行い、緊急通行車両に該当すると認められるものには、届出済証を交付する。

届出済証の交付を受けた車両については、緊急通行車両の確認申請を受けた場合、確認に係る審査を省略し確認証明書及び標章が直ちに交付される。

5. 緊急輸送の実施

(1) 緊急輸送の範囲

市が実施する緊急輸送の対象は、次のとおりである。

本部事務局は、各班からの輸送要請に基づき、輸送業者等と連絡調整を行い、車両等の手配を行う。

■輸送の範囲

○被災者の避難	○医療救護を必要とする傷病者等
○救出救助、医療救護のための人員、資機材	○飲料水、食料、物資
○応急復旧用資機材・災害対策要員等	

(2) 車両・燃料の確保

本部事務局は、公用車その他の車両を管理し、各班からの配車要請に基づいて配車を行う。公用車では不足する場合又は公用車では輸送できない場合は、輸送業者等からトラック、バス等を調達する。

① 車両等の調達の優先順位

必要車両の調達の優先順位は、次のとおりである。

- ア. 各班専用管理車両の各班利用
- イ. 本班事務局管理の市所有車両の運用
- ウ. 外部からの車両の調達
- エ. 県への要請若しくは調達あっせんの依頼

② 借り上げの準備

災害の状況により、必要と認めるときは、本部事務局はあらかじめ以下のとおり、輸送業者等からの借り上げの準備を行う。

- ア. 借り上げ可能な車両の調査
- イ. 車両の用途
 - (ア) 生活必需品及び政府食糧等の輸送
 - (イ) 障害物の除去及び運搬
 - (ウ) 塵芥処理及び運搬
 - (エ) その他必要な運搬

ウ. 車両の待機

市内の各輸送業者等は、市からの要請があった場合は、供給可能な台数を各事業所に待機させる。

エ. 借り上げ料金

借り上げに要する費用は、市が当該輸送業者等の団体若しくは当該業者等と協議して定める。

③ 燃料の調達

燃料は、市内の燃料販売業者から「災害時における物資の供給に関する協定書」（千葉県石油商業協同組合安房支部）に基づき調達する。

(3) 配車計画

本部事務局は、次のとおり車両を効率的に管理し、配車を行う。

① 配車基準

- ア. 災害時において各班の所管事務が円滑に実施できるよう、市保有車両並びに調達車両の配分又は併用、転用等災害の状況に応じた車両の運用計画を立て、輸送力を確保する。

イ．災害時における各班に配分する車両は、あらかじめ定めておく。

ウ．災害の状況に応じて必要とする車両を各班、関係防災機関及び市内の輸送関係業者に対し、車両の待機を要請することができる。

② 配車手続き

各班は、車両を必要とする場合は、車種、台数、日時及び引渡し場所等を明示し、本部事務局に請求する。

(4) 鉄道による輸送

本部事務局は、自動車による輸送が不可能な場合又は広域輸送が必要な場合は、東日本旅客鉄道（株）又は、日本貨物鉄道（株）に鉄道による輸送を要請する。

(5) ヘリコプターによる輸送の要請

本部事務局は、災害による交通の途絶又は緊急的な輸送を必要とする場合は、千葉県を通じてヘリコプターによる輸送を要請する。

その場合、自衛隊等と連携して臨時のヘリコプター離発着場を開設する。

(6) 船舶による輸送

本部事務局は、陸路による緊急輸送が困難な場合においては、耐震強化岸壁等が整備された鴨川漁港を海上輸送拠点として活用した輸送を実施する。

その場合においては、鴨川市漁業協同組合及び東安房漁業協同組合に組合及び組合員の持船による海上輸送の協力要請をする。それでも間に合わない場合には、県、他市町村の漁業協同組合にも協力を要請し、応急対応要員又は緊急物資等の輸送をする。

市内の民間企業の持船にも協力を要請する。

第8節 避難対策

項目	実施担当	関係機関
1. 津波避難		
2. 避難の勧告・指示	本部事務局	
3. 警戒区域の設定	本部事務局	
4. 避難誘導	本部事務局	
5. 避難所開設	調査班、市民生活班、学校教育班、 社会教育班、防災班	
6. 避難所の運営	調査班、市民生活班、学校教育班、 社会教育班	
7. 避難所設備の整備	市民生活班	
8. 避難者への支援	市民生活班、産業班、医療支援班	
9. 要配慮者の避難対策	福祉班、市民生活班	
10. 広域避難	本部事務局	
11. 避難所の集約及び解消	本部事務局	

1. 津波避難

津波避難は、別に定める「鴨川市津波避難計画」によるものとする。津波避難の方針は、次のとおりである。

(1) 避難の勧告・指示の発令

次の場合に海浜から退避し、安全な場所に避難するよう勧告、指示する。

- ① 大津波警報、津波警報が発表されたとき
- ② 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、かつ市長が避難の必要を認めたとき
なお、津波注意報が発表された場合は、海岸線から離れることを注意喚起する。

(2) 避難先

津波避難ビル又は海岸から離れた避難場所や高台に避難する。

津波が引いた後も長期にわたり避難が必要な場合は、2次避難場所へ移動する。

(3) 避難方法

避難方法は徒歩を基本とする。

ただし、以下の場合においては車両の使用を認めるものとする。

- ① お年寄りや体の不自由な人などが長い距離を避難する場合
- ② 避難者が自力で避難できない場合及び遠隔地の避難所へ早急に避難させるため必要と認められる場合

2. 避難の勧告・指示

(1) 避難の勧告・指示の発令

市長（本部長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告し、緊急を要すると認め

第2編 地震・津波災害編 第2章 災害応急対策計画
第8節 避難対策

るときは避難のための立ち退きを指示する。

また、避難の勧告・指示に先立ち、一般住民の避難準備と要配慮者等の避難開始を促すため「避難準備情報」を伝達する。

なお、「勧告」は、その対象地域の住民等に対し避難を拘束するものではないが、住民がその勧告を尊重することを期待して避難の立ち退きを勧め、又は促すものである。「指示」は、被害の危険が切迫している場合に発し、勧告よりも拘束力が強く、住民等を立ち退かせるものである。本部事務局は、これらの事務を行う。

■避難の勧告・指示の発令権者及び要件

発令権者	勧告・指示を行う要件	根拠法令
市長 (本部長)	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第60条
知事	○災害の発生により市長（本部長）がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第60条
知事及びその命を受けた県職員	○洪水又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるとき ○地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条 地すべり防止法第25条
警察官 海上保安官	○市長（本部長）が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき ○市長（本部長）から要求があったとき ○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官、海上保安官がいな	自衛隊法第94条

■避難の種類及び発令基準（津波を除く）

種 類	内 容	基 準
避難勧告	○危険区域の住民が避難すること	○地震火災の拡大により、住民に生命の危険が及ぶと認められるとき。 ○がけ崩れ等の地変が発生し、又は発生するおそれがあり、付近住民に生命の危険が認められるとき。
避難指示	○危険の切迫性があり緊急的に避難すること	○有毒ガス等の危険物質が流出拡散し、又はそのおそれがあり、住民に生命の危険が認められるとき。 ○その他災害の状況により、市長（本部長）が必要と認めるとき。

(2) 避難の勧告・指示等の伝達

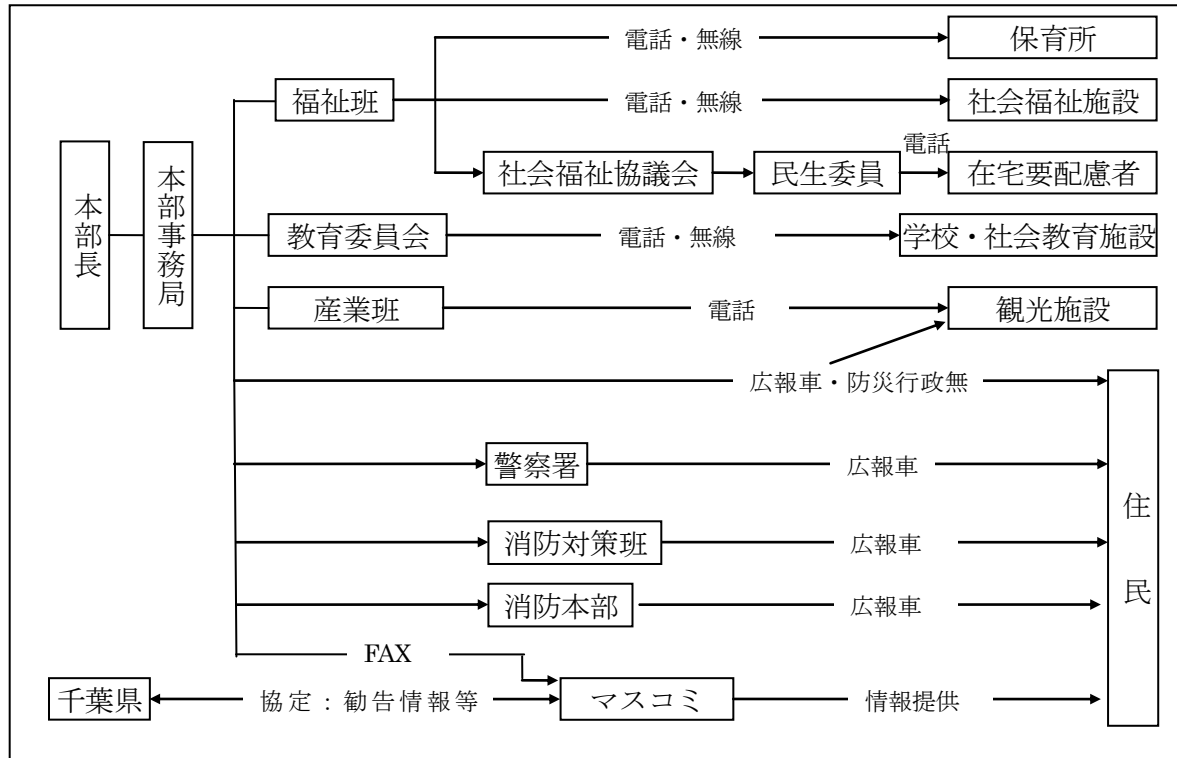
避難の勧告・指示等の伝達は、次の経路のとおりとする。本部事務局は、関係各対策班及び関係機関に避難の勧告・指示等の広報を要請する。

また、知事に対し、避難勧告（指示）の実施時刻、避難先、避難者数、避難対象地域の人口等を速やかに報告する。

■避難時の伝達事項例

○避難の理由	○避難勧告・指示の対象区域
○避難先	○避難経路
○避難時の服装、携行品等	○避難行動における注意事項

■避難勧告・指示等の伝達経路



※保育所、社会福祉施設、学校等へは、市防災無線などで伝達した後、職員を派遣する（津波を除く）。

(3) 避難の措置と周知

本部事務局は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。

① 住民等への周知

避難の措置を実施したときは、当該実施者は防災行政無線を活用するほか報道機関や自主防災組織の協力を得て住民に対し、その内容の周知徹底を図る。

② 関係機関の相互連絡

市、県、警察本部、自衛隊及び海上保安庁は、避難の措置を行った場合においては、その内容について相互に通報連絡する。

(4) 解除

市長（本部長）は、災害による危険がなくなつたと判断されるときには、避難の勧告・指示を解除し、住民に周知するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。

3. 警戒区域の設定

市長（本部長）は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立

ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。

■警戒区域の設定権者及び要件・内容

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
市長 (本部長)	○災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災害対策基本法第63条
知事	○災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、上記の全部又は一部を市長(本部長)に代わって実施しなければならない。	災害対策基本法第73条
消防長、消防署長	○ガス、火薬又は危険物の漏洩、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認めるとき、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。	消防法第23条の2
消防吏員又は消防団員	○火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ又はその区域への出入りを禁止し若しくは制限することができる。	消防法第28条
警察官	次の場合、上記に記載する市長(本部長)等の職権を行うことができる。 ○市長(本部長)若しくは市長(本部長)の委任を受けた市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき ○消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき ○消防吏員又は消防団長が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があったとき	災害対策基本法第63条 消防法第23条の2 消防法第28条
警察官 海上保安官	○市長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき ○市長から要求があったとき ○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	○市長(本部長)若しくは市長(本部長)の委任を受けた市職員及び警察官が現場にいないとき、上記に記載する本部長等の職権を行うことができる。	災害対策基本法第63条

4. 避難誘導

避難の誘導は、市職員、消防職員、消防団員、警察官、自主防災組織の避難誘導担当者その

他の避難措置の実施者が行う。本部事務局は、これらの機関に要請する。

5. 避難所開設

(1) 避難所の開設

市長（本部長）は、災害の状況に応じて開設する避難所を決定する。

調査班、学校教育班及び社会教育班は、避難所を開設する施設の管理者に連絡し、開設準備のため職員（避難所職員）を派遣する。派遣された職員は、施設の管理者等と協力して避難者受入れの準備を行う。

市民生活班は、調査班、学校教育班及び社会教育班からの連絡を受け、避難所の開設状況を把握する。

防災班は、協定施設避難所開設の要請を行う。

(2) 避難者の受入れ

避難所職員は、施設管理者等と協力して、避難スペースへの案内、施設利用の注意、避難者の要望聴取等を行う。

また、各避難所（学校施設避難所、社会教育施設避難所、協定施設避難所）の統括者は、避難者等の状況及びニーズを把握し、随時、災害対策本部（市民生活班）に報告する。

6. 避難所の運営

家屋の被災又は災害危険性が解消せず、避難生活が長期化する場合は、次のような避難所の運営を行う。

(1) 避難所運営体制の確立

住民組織を中心とした避難所自治組織（以下「自治組織」という。）を立ち上げ、避難者、職員及びボランティアによる運営を行う。運営にあたっては、男性だけでなく女性の参画を求めるとともに、性別での役割固定化や、役割分担に偏りが無いよう配慮する。

また、市は避難所の運営管理のために、調査班、学校教育班及び社会教育班（長期化する場合は、全職員で対応）の職員を派遣する。派遣職員が到着するまでは、施設管理者が管理する。

避難所職員は、住民組織のリーダーが中心となって自治組織を結成するように、組織やルールづくり等を支援する。また、避難所運営における相談や災害対策本部（市民生活班）との調整等を行う。

■避難所の運営

避難所職員	○災害対策本部（市民生活班）との連絡	
	○避難者への広報	○避難所記録の作成
自治組織	○施設管理者との調整	○運営に関する相談
	○運営方針の決定	○生活ルールの決定
	○避難世帯調査票の記入	○食料・物資の配布
	○清掃	○避難者への情報伝達
	○要望のとりまとめ	
ボランティア	○生活支援	

(2) 避難所事務室の開設

避難所職員は、避難所に避難所事務室を開設し、運営の拠点とする。

(3) 避難者の管理

避難所職員は、自治組織の協力を得て、避難世帯調査票、避難者名簿等を作成し、避難者の把握を行う。

また、避難所の運営状況について、避難所運営記録を作成し、1日に1度、災害対策本部（市民生活班）へ報告する。病人の発生等、特別な事情のある時は、そのつど必要に応じて報告する。

避難所からの退去者、毎日の出入りを記録する。

なお、避難所への名簿掲示などの避難者情報の広報に際しては、個人情報取り扱いに注意するとともに、あらかじめ避難者から情報公開についての同意を得るなど、適切に対応する。

(4) 指定避難所以外の被災者の把握

市民生活班は、調査班、学校教育班及び社会教育班と連携し、指定避難所以外に自宅、地区の集会場等で避難生活を余儀なくされている被災者を把握する。

(5) 避難所広報

避難所職員は、避難者への広報を掲示板への掲示、館内放送によって行う。要配慮者に考慮し自治組織を通じて広報紙、チラシ等の配布、口頭による伝達をするように配慮する。

(6) 防犯対策

避難所職員は、避難所において外来者は受け付け記録をとるほか、就寝場所、トイレ等の巡回警備等を行い、防犯に注意する。市民生活班は、必要に応じて警察官の派遣を要請する。

また、警察官と連携して、避難地域の安全確保と犯罪の防止に努める。

7. 避難所設備の整備

(1) スペースの確保

避難所職員は、施設管理者と協力して避難所のスペースを確保し、要配慮者、乳幼児のいる家庭、単身女性等の専用エリアの区分、男女別更衣室、物干場、授乳室、女性用トイレの設置などに配慮するとともに、被災者のプライバシー及び安全の確保に努める。避難生活が長期化する場合、関係担当班と協議の上、避難所生活の環境整備に努める。

■スペース例

○生活スペース	○休憩スペース	○更衣スペース
○洗面・洗濯スペース	○救護センタースペース	○物資保管スペース
○配膳・配給スペース	○駐車スペース	

(2) 設備・備品の整備

避難生活に必要な設備・備品を整備する。特に、季節の特性や要配慮者に配慮する。市民生活班は、関係班等と連携し必要な設備を確保する。

■避難所の設備例

○暖房器具	○仮設トイレ	○公衆電話
○給湯設備	○掲示板	○間仕切り
○食器、調理器具	○清掃用具	

8. 避難者への支援

(1) 食料・物資の供給

市民生活班は、避難所職員から必要数を把握し、産業班に食料・物資の供給を連絡する。
食料は、アレルギー、宗教等に配慮する。

なお、避難者への食料・物資の配布は、自治組織が実施するが、女性用品は女性が配布するなどの配慮を行う。

食料・物資の供給は、自宅や指定避難所以外に避難している地域の被災者全員を把握し配給する。

食料の調達、運搬、炊き出しは第11節を参照する。

(2) 衛生対策

避難所職員は、自治組織、ボランティア及び医療支援班等と協力して、避難所の衛生対策を行い居住環境の保持に努める。

自治組織は、ゴミ捨てや清掃ルールを定め、定期的に避難者で清掃を行う。

■衛生対策例

○ゴミ箱、清掃用具の設置	○トイレ、洗面所の清掃・消毒
○ゴミ置場等の清掃・消毒	

(3) 食中毒等の予防

避難所職員は、医療支援班と連携し食中毒の予防のため、食料の管理、炊事場の清掃、炊き出し時の衛生管理を徹底するよう指導する。

(4) 入浴対策

市民生活班は、自衛隊の入浴支援、近隣のホテル、旅館等の入浴施設等を確保し、被災者に提供する。

(5) 健康管理対策

避難所職員は、医療支援班と連携しインフルエンザ等の予防のため、薬品を確保し、手洗い、うがいを励行する。

なお、医療支援班は、安房健康福祉センターの協力により、避難所内に避難所救護センターを設置し、健康診断や巡回医療などを実施する。心のケア等にも配慮する。

(6) 被災者意見等の聴取

避難所職員は、避難所で被災者等の要望や意見を収集し整理する。

9. 要配慮者の避難対策

(1) 重度在宅療養者の対策

福祉班は、避難時に重度在宅療養者を福祉施設に一時的に受入れ、施設での受入れ又は他施設への転送などの措置をとる。

(2) 避難生活での配慮

福祉班は、避難所職員と連携し要配慮者専用スペースや間仕切りの設置など、要配慮者の避難所生活に配慮する。

(3) 福祉避難所の開設

避難生活が長期化し、避難所での生活が困難な要配慮者に対して、要配慮者の状況に応じ

て福祉避難所を開設する。福祉班は、社会福祉施設等に福祉避難所を開設し、要配慮者を収容する。

10. 広域避難

本部事務局は、避難者が多数で地域の避難所に収容できない場合は、市内の他地域の避難所に収容する。

さらに、市内の避難所では収容できない場合は、近隣市町及び県に対し、市外への広域避難を要請し、受入れ先の自治体との調整及び移送について検討する。

11. 避難所の集約及び解消

本部事務局は、避難生活の改善及び施設の本来機能確保のため、災害の復旧状況や避難者の状況を勘案しつつ、避難場所の集約及び解消を図る。

第9節 医療救護

項目	実施担当	関係機関
1. 応急医療救護活動	医療支援班、国保病院	安房郡市消防本部、公益社団法人安房医師会、一般社団法人安房歯科医師会、千葉県薬剤師会鴨川支部、安房健康福祉センター、災害拠点病院（亀田総合病院 外）、救急告示病院（東条病院 外）
2. 医薬品・医療用資器材等の確保	医療支援班、国保病院	公益社団法人安房医師会、一般社団法人安房歯科医師会、千葉県薬剤師会鴨川支部、安房健康福祉センター、千葉県赤十字血液センター
3. 被災者等の健康管理	医療支援班、国保病院	公益社団法人安房医師会、一般社団法人安房歯科医師会、千葉県薬剤師会鴨川支部、安房健康福祉センター

1. 応急医療救護活動

(1) 情報の収集

医療支援班は、災害対策本部を通じ、又は安房健康福祉センター及び千葉県薬剤師会鴨川支部等関係機関との連携により、災害医療体制の確立（「安房地域災害医療体制整備のための実働マニュアル」に基づく）と迅速な応急救護活動のため、次の情報の収集を行う。

- ア. 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
- イ. 避難所の設置状況及び傷病者の発生状況
- ウ. 救護用品及び医薬品等医療資器材の需給状況
- エ. 医療施設及び避難所等への交通状況
- オ. その他参考となる事項

(2) 救護センター等の設置

医療支援班は、総合保健福祉会館に救護センターを設置し、傷病者の応急救護活動並びに収容及び搬送を実施する。

また、必要に応じて地域防災拠点又は避難所に救護所を設置し、傷病者の応急救護活動を実施するとともに、安房郡市消防本部及び救急告示病院との連携のもと、傷病者の収容及び搬送を実施する。

■ 応急救護活動

- 傷病者の応急手当
- 医療施設への転送の要否及び転送順位の判別
- 軽症者等の処置
- 助産活動
- 健康及び衛生状態の管理に関する助言
- 応急救護活動の記録及び医療支援班への活動状況等の報告

(3) 医療救護の実施

医療支援班は、救護センターにおいて対応できない事態が生じた場合は、公益社団法人安房医師会に対して医療救護班の派遣を要請し、医療救護班を一次的に救護センターで受け入れる。

医療救護班は、傷病者の発生状況等に応じて、避難所等において医療救護を実施する。

市長（本部長）は、多数の傷病者が発生した場合は、安房健康福祉センター又は同センターが設置する合同救護本部に対し、医療救護班等の派遣を要請する。

■医療救護活動

- 負傷者の傷害等の程度判別（トリアージ）の実施
- 重篤・重症者の応急手当及び中等者等に対する処置
- 医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- 軽症者等に対する医療
- 助産活動
- 在宅療養者、特に人工呼吸機器装着患者等の救護
- 死亡の確認
- 医療救護活動の記録及び災害対策本部への活動状況等の報告

(4) 傷病者の搬送

救出現場又は避難所等から救急告示病院等への重篤・重症者又は中等症者の搬送は、消防本部若しくは救急告示病院の救急車又は医療支援班により行う。

災害拠点病院又は県外の医療施設への搬送は、救急車又はヘリコプターにより行う。

軽症者の搬送は、原則として自主防災組織が行う。

(5) 後方医療施設の確保

市内の災害拠点病院及び救急告示病院において、重篤・重症者、中等症者等を収容する。

市長（本部長）は、市内の災害拠点病院等で収容困難な重篤・重症者等の収容先を確保するため、安房健康福祉センター又は同センターが設置する合同救護本部を通じて広域搬送を要請する。

■後方医療施設

災害 拠点 病院	基幹災害医療 センター	亀田総合病院	鴨川市東町 929	04-7092-2211
	地域災害医療 センター	安房地域医療センター (合同救護本部)	館山市山本 1155	0470-25-5111
救急告示病院		市立国保病院	鴨川市宮山 233	04-7097-1221
		東条病院	鴨川市広場 1615	04-7092-1207
その他後方医療施設		エビハラ病院	鴨川市太海 630	04-7093-2626
		小田病院	鴨川市横渚 880	04-7092-1128
		東条メンタルホスピタル	鴨川市広場 1338	04-7092-2138

(6) 医療要援護者の支援

医療支援班は、在宅の人工透析患者及び人工呼吸器装着者等の医療要援護者について、医療施設の対応状況を確認し、情報を提供する。

また、必要に応じて受け入れ可能な医療機関への移動を支援する。

2. 医薬品・医療用資器材等の確保

(1) 医薬品・医療用資器材等の確保

医療支援班は、医薬品及び医療用資器材が不足するときは、市内医療機関、千葉県薬剤師会鴨川支部及び医薬品業者から医薬品及び医療用資器材を調達する。

入手困難なときは、災害対策本部を通じて、災害応援協定を締結している他の地方公共団体等に要請するほか、安房健康福祉センター（鴨川地域保健センター）に備蓄されている災害用備蓄医薬品を救護所等に供給要請する。そのほか安房健康福祉センターから県を通じて、医薬品卸業者の県内営業所等から調達し、医薬品等を確保する。

(2) 血液製剤等の確保

医療支援班は、輸血用の血液及び血液製剤が必要なときは、千葉県赤十字血液センター等に供給を依頼する。また、必要に応じて献血への呼びかけを行う。

3. 被災者等の健康管理

(1) 避難所での医療活動体制

医療支援班は、避難所生活が長期化するときは、安房健康福祉センターの協力により、避難所内に避難所救護センターを設置し、又は避難所を巡回して医療救護活動を行う。この実施にあたっては、公益社団法人安房医師会、一般社団法人安房歯科医師会に対して巡回医療支援班の編成を要請し、健康診断のほか、精神科及び歯科等を含めたきめ細かな活動を行う。

(2) 心のケア

医療支援班は、災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変や避難生活の長期化によるストレス障害等に対応するため、安房健康福祉センターと連携し、精神科医療機関の協力を得て、カウンセリングやメンタルヘルスケア等を行い、被災者の精神的負担の軽減に努める。

(3) 医療情報の提供

医療支援班は、通院患者等のために治療可能な医療施設等の情報を収集し、災害広報紙等で住民に提供する。

(4) エコノミークラス症候群等の予防

医療支援班は、エコノミークラス症候群等に関する知識や予防措置を広報し、その発症を未然に防止する。

第10節 防疫・清掃

項目	実施担当	関係機関
1. 検病調査・健康診断	医療支援班、国保病院	安房健康福祉センター、公益社団法人安房医師会
2. 防疫活動	医療支援班	安房健康福祉センター
3. 避難所における衛生管理	医療支援班	公益社団法人安房医師会、一般社団法人安房歯科医師会
4. 保健活動	医療支援班	公益社団法人安房医師会、安房健康福祉センター
5. 食品衛生対策	医療支援班	安房健康福祉センター
6. し尿の処理	環境班	
7. ごみの処理	環境班	安房郡市広域市町村圏事務組合
8. 障害物の除去	土木班、環境班	河川管理者、道路管理者
9. 動物対策	産業班、環境班、市民生活班、調査班、学校教育班、社会教育班	南部家畜保健衛生所、安房健康福祉センター、獣医師会

1. 検病調査・健康診断

(1) 検病調査・健康診断

検病調査は、安房健康福祉センターが検病調査班を編成し実施するが、被害の状況によっては、医療支援班は、公益社団法人安房医師会に検病調査班の編成を要請し、安房健康福祉センターに協力する。

検病調査の結果、感染症等の発生のおそれがある場合は、避難所等において健康診断を実施する。また、必要がある場合は、予防接種を実施する。

(2) 感染症患者への措置

医療支援班は、一類～四類感染症又は新感染症の患者が発生し知事の指示があるときは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）に基づき、感染症の発生場所及びその周辺の消毒を実施する。

■感染症患者等への措置

○県の業務

- ・発生状況、動向及び原因の調査（感染症法第15条）
- ・健康診断（ 〃 第17条）
- ・就業制限（ 〃 第18条）
- ・染症指定医療機関への入院勧告（ 〃 第19条、第20条）

○市の業務

- ・消毒等（ 〃 第27条、第29条）

※感染症指定医療機関：成田赤十字病院

2. 防疫活動

(1) 防疫業務の実施

医療支援班は、感染症法に基づき、関係各班、医師会等と協力し、安房健康福祉センターの指示により次の防疫事務を実施する。

また、市は患者の発生状況や防疫活動の状況等を随時安房健康福祉センターに報告する。

■災害防疫業務

○予防教育及び広報活動の強化	○消毒方法の施行
○そ族、昆虫等の駆除	○生活用水の使用制限及び供給等
○避難所の衛生管理及び防疫指導	○臨時予防接種の実施

(2) 防疫班の編成

医療支援班は、防疫活動実施のための防疫班を編成し、防疫活動を実施する。被災状況によっては、衛生業者に委託して防疫班を複数編成する。不足する場合は、近隣市町、県、その他の関係機関に応援を要請する。

(3) 防疫用資機材・薬品の調達

医療支援班は、防疫用資機材・薬剤を県（安房健康福祉センター）から調達する。

(4) 清潔方法・消毒方法の実施

医療支援班は、災害により感染症が発生し、又は発生のおそれのある地域に消毒を行う。また、自主防災会等の住民組織を通じて薬品を配布する。

3. 避難所における衛生管理

医療支援班は、避難所自治組織、ボランティア等と協力して、感染症の早期発見に努めるとともに、避難所の衛生管理を行うよう指導する。

■避難所の衛生指導

○トイレの清掃・消毒	○避難所居住スペースの清掃
○ごみ置場の清掃・消毒	○手洗い、うがい等の励行
○食品の衛生管理	

4. 保健活動

医療支援班は、避難生活の長期化やライフラインの長期停止等により、被災者の健康が損なわれることのないよう公益社団法人安房医師会、安房健康福祉センター等と連携し保健活動班を編成し、巡回により、被災者の健康状態の把握、栄養指導、メンタルヘルスケア、生活不活発病、食中毒や感染症の発生予防等の健康管理を行う。

5. 食品衛生対策

医療支援班は、安房健康福祉センターと協力し、飲料水汚染のおそれがある場合は、被災者へ供給する飲料水の水質検査を実施し、必要がある場合は消毒を実施する。また、被災者等へ供給する食品、炊き出し施設等の衛生を確保するよう関係団体等に要請する。

6. し尿の処理

(1) 仮設トイレの設置

環境班は、避難者数等に応じて仮設トイレを避難所に設置する。市の調達で不足する場合は、県等を通じて仮設トイレを確保する。

(2) し尿の処理

環境班は、仮設トイレ等のし尿の収集・処理計画を作成し、衛生センターで収集・処理する。「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」により、し尿収集・処理が困難な場合は、県や隣接市町等に要請する。

7. ごみの処理

住民の在宅している世帯及び避難所から発生する可燃ごみを優先的に収集・処理する。粗大ごみや資源物回収については可燃ごみを優先するために状況によっては一時的に中止する。通常と同じようにごみの分別を徹底し、個別に収集し、リサイクルの方針にあわせて処理を行う。避難所でも、一般のごみと同じように分別を行い収集する。

環境班は、被災状況などから推定されるごみの推計発生量をもとに、ごみ処理能力、収集車両、人員の確保や支援の必要性を明確にし、ごみ収集計画及び処理計画を見直す。これをもとに、必要な体制を速やかに確保し、ごみの収集・処理を行う。また、ごみの発生量が多い場所などでは仮集積所の設置についても考慮する。

(1) 実施機関

- ① 災害時における被害地域の清掃は、市長（本部長）が実施する。
- ② 市は、地震災害等による大量の廃棄物が発生し市で処理が困難な場合は「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき相互に援助協力を行う。

(2) 廃棄物の処理方針

- ① がれき
がれきは、膨大な量が発生することから、いったん仮置場に保管し、分別、中間処理リサイクルを行ったのち、原則として最終処分場で適正に処分する。
- ② 粗大ごみ
粗大ごみは、平常時に比べ増大することから、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておく。
- ③ 生活ごみ
生活ごみは、衛生、防疫に十分配慮するとともに、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておく。
- ④ 適正処理が困難な廃棄物に関する処理方針
産業廃棄物に該当するものは、平常時と同様に事業者の責任において処理する。一般家庭から排出されるものは、適正な処理方法を住民に広報するとともに相談窓口を設置する。

(3) 発生量の推計方法

市において、原則として千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針（以下「策定指針」という。）で定めた推計方法に準じて発生量を推計し、処理体制の確立を図る。

(4) ごみの搬送方法

ごみの搬送方法については、環境班が作業計画を策定し決定するが、原則として次のとお

り行う。

- ① 生ごみ等腐敗しやすい廃棄物は、被災地における防疫上、特に早急に収集されることが望ましいので最優先で収集、搬送の体制を確立し、焼却場へ搬送し焼却処理する。
- ② 家具・家電製品等の粗大ごみは、種別し、清掃センター等へ搬送し、焼却処理又は、安房郡市広域市町村圏事務組合処理施設に搬送し、共同処理する。

③ ごみの一時集積

被災地域の環境保全の緊急性を考える観点から、災害発生後収集可能な状態になった時点から10日以内に、ごみの一時集積場を指定し、速やかに被災地域からの搬出を行う。

作業は、平常作業からの全面応援及び臨時雇用の人員・機材により、市民生活に直接障害となっているごみの早急な収集に努める。

また、一時集積場については定期的な消毒を行う。

(5) 一時集積場所の確保

短期に発生する膨大な廃棄物に対し、最終処理に至るまでの間、一時的に集積する場所が必要となることから、市ではあらかじめその適地等をリストアップし、一時集積場所として確保できるようにする。

(6) ごみの処理方法

- ① 清掃センターで焼却するほか、必要に応じて埋め立て、露天焼却等環境衛生上支障のない方法で行う。
- ② 安房郡市広域市町村圏事務組合粗大ごみ処理施設で粉碎、圧縮処理する。

8. 障害物の除去

(1) 住宅関係の障害物の除去

住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、その除去は市長が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助する。

■障害物除去の対象者

- ① 当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの
- ② 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水したもの
- ③ 自らの資力をもってしては障害物の除去ができないもの

土木班は、土木業者等に応援を要請して障害物を除去する。本市限りで処理不可能な場合は、隣接市町村、県、国、その他の関係機関の応援を得て実施する。

(2) 河川関係の障害物の除去

河川管理者は、河川、排水路等の巡視を行うとともに、災害によって発生した障害物を除去する。特に、橋脚、暗渠流入口及び工事箇所仮設物等につかえる浮遊物、並びに流下浮遊物、その他の障害物の除去作業を、県及び関係機関、並びに市内の土木業者と協力して実施する。

(3) 道路上の障害物の除去

道路管理者は、各管理の道路の巡視を行い、交通に支障を及ぼしている障害物を除去する。また、管理道路以外でも、交通に著しい障害がある場合は、緊急的に障害物を除去する。除去の方法は、住宅関係の障害物の除去と同様に行う。

(4) 除去作業上の留意事項

除去作業を実施するにあたっては、次の点について十分留意して行う。

- ① 他の所有者の敷地内で作業が必要なときは、可能な限り管理者、所有者の同意を得る。
- ② 除去作業は、緊急でやむを得ない場合を除き、再度の輸送や事後の支障の生じないように配慮して行う。

(5) 環境汚染の防止対策

環境班は、倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考に環境汚染防止体制の強化を図る。

また、必要に応じて、アスベスト飛散の危険性について住民やボランティアに対し注意喚起や被害防止のための指導を行う。

9. 動物対策

(1) 死亡獣畜の処理

産業班は、南部家畜保健衛生所の指導により、死亡した家畜、野禽等を処理する。

(2) 放浪動物への対応

環境班は、安房健康福祉センター、動物愛護センター、公益社団法人千葉県獣医師会等関係団体及びボランティア等と連携して、飼い主の被災により遺棄又は逃げ出したペット等を救助及び保護する。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携により必要な措置を講ずる。

(3) ペットへの対応

避難時のペットの保護及び飼養は、原則としてペットの所有者が行う。避難所には、ペットの収容スペースを指定し所有者自らが準備したケージ、餌等にて飼養を行う。市民生活班、調査班、学校教育班、社会教育班は、住民による自己責任においてペットを飼養させることを広報する。

環境班は、避難生活が長期化し、避難所等において避難生活の障害となるペット問題が生じた場合は、県及び公益社団法人千葉県獣医師会等と取扱いについて協議する。ペット救護所等を設置する場合は、公共用地の使用に便宜を図る。

第11節 食料・飲料水・生活必需品等の供給

項目	実施担当	関係機関
1. 食料の供給	産業班	
2. 給水	水道班	
3. 生活必需品の供給	産業班	
4. 救援物資の受け入れ・管理	広域拠点班	

1. 食料の供給

(1) 備蓄食料の活用

災害発生から3日間は、家庭内備蓄等の食料を活用することを原則とする。
市は、家庭内備蓄等を持ち出せない被災者に市で備蓄した食料を提供する。

(2) 対象者

食料供給の対象者は、次のとおりとする。

■食料供給の対象者

- 避難指示等に基づき避難所に収容された人
 - 住家が被害を受け、炊事の不可能な人
 - 旅行者、市内通過者などで他に食料を得る手段のない人
 - 施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者
 - 災害応急活動従事者※
 - 流通が麻痺し、食料の調達が不可能となった人※
- ※これらの者は、災害救助法の実費弁償の対象外である

(3) 供給数の把握

産業班は、避難者や災害従事者等に食料を供給するため、次のように必要数を把握する。

■供給数把握の方法

対象者	方 法
避難者	避難所自治組織からの申告にもとづいて、市民生活班が把握する。
災害対策本部要員	各班からの報告を本部事務局が把握する。
応援者、作業従事者	作業を所管する各班からの報告を本部事務局が把握する。

(4) 食料の確保

供給する食料は、弁当、パン、牛乳、ジュース類とする。産業班は、必要量をもとに協定締結業者から調達する。できる限り要配慮者に適した供給ができるように配慮する。乳児に対しては、協定締結業者及び市薬剤師会、薬局等から粉ミルク（調製粉乳）を調達する。

市内で調達が不可能又は必要数量を確保できない場合は県に要請する。

なお、応急用米穀の確保ができないときは、知事に政府米の供給を要請し、知事の指示・要請に基づいて農林水産省生産局を通じ米穀販売業者から受領する。

(5) 食料の搬送・配布

産業班は、食料の供給を避難所まで搬送するよう食料供給業者に要請する。

市外から救援物資として届けられた食料は、鴨川市文化体育館に集積し、輸送業者等に避

難所までの輸送を要請する。

避難所等での配布は、避難所自治組織に一任する。

(6) 炊き出し

産業班は、弁当等が調達できない場合や避難者等から申し出があった場合は、炊き出しを実施する。

炊き出しは、学校給食センター、自衛隊に要請する。避難所内での炊き出しは、避難所自治組織、ボランティアに要請して行う。

炊き出しの食材等は、安房農業協同組合、食料品販売業者から調達する。米穀は、米穀取扱業者から調達する。

2. 給水

水道施設が破損し、飲料水の供給が停止した場合、次のように行う。

(1) 備蓄飲料水の活用

災害発生から3日間は、家庭内備蓄等の飲料水を活用することを原則とする。

(2) 優先給水

水道班は、水道施設の破損等により水の供給が停止した場合、断水地区の重要施設に対し優先給水を行う。

(3) 需要の把握

水道班は、水の供給が停止したときは、給水の必要な地域、給水活動の規模を決定するため、需要の把握を行う。

■把握する内容

○断水地区の範囲	○断水地区の人口、世帯数
○避難所及び避難者数	○給水所の設置場所

(4) 給水活動の準備

水道班は、次のように給水活動の準備を行う

■給水活動の準備

給水拠点の設定	避難所又は被災地の公園等			
活動計画作成	○給水ルート	○給水方法	○給水量	○人員配置
	○広報の内容・方法等	○資機材の準備	○水質検査	
応援要請	自衛隊、他水道事業者			
給水資機材の確保	水槽積載車（不足するときは自衛隊、他水道事業体に要請） 備蓄品（不足するときは業者から確保）			

(5) 水源の確保

水道班は、災害が発生し、水道施設の破損等により水の供給が停止した場合、被害状況を把握するとともに、水源の確保を図る。

また、緊急の場合は、小・中学校の受水槽、貯水槽等を給水源として利用する。この場合、機械的処理（ろ水機等）、薬剤投入、煮沸消毒等を施す等安全性に特に留意する。また、応急給水資機材の清掃・消毒等による水質の安全に留意する。

(6) 給水活動

水道班は、浄水場から給水拠点に水槽積載車で運搬する。また、給水拠点において、市が所有している飲料水袋や住民自らが持参したポリタンク、バケツ等に給水する。

市のみで対応不能な場合は、近隣市町、県、国及びその他の関係機関の応援を得て実施する。

水道事業体等間の応援活動については、「千葉県水道災害相互応援協定」による。

また、給水管の通水状況を調査し、使用可能な消火栓等、あるいは復旧作業により使用可能になった消火栓等に仮設給水栓を接続して、応急給水を行う。

なお、復旧に長期を要するときは、応急仮設配管などの措置をとる。

(7) 家庭用井戸等からの給水

水道班は、家庭用井戸、事業所の井戸について、水質検査の結果、飲料水として適当と認めたときは、その付近の住民に飲料水として使える旨を広報する。

3. 生活必需品の供給

(1) 備蓄物資の活用

災害発生当初は、家庭内備蓄等の物資を活用することを原則とする。

市は、家庭内備蓄等を持ち出せない被災者に市で備蓄した物資を提供する。

(2) 対象者

生活必需品供給の対象者は、次のとおりとする。

■生活必需品の供給対象者

住家の被害が全壊（焼）、半壊（焼）等であって次に掲げる条件を満たす者

①被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者 かつ

②被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(3) 供給数の把握

産業班は、市民生活班を通じて、避難所職員、自治的活動をする団体(区・町内会等)住民自治会組織から必要数を把握する。

(4) 生活必需品の確保

産業班は、生活必需品を協定締結業者から確保する。確保が十分でない場合は、県等に供給を要請する。

■供給する生活必需品

○寝 具…………毛布、布団

○外 衣…………作業衣、婦人服、子供服等

○肌 着…………肌着、下着等

○身の回り品…………タオル、ズック靴等

○日 用 品…………石鹸、ちり紙、歯ブラシ、おむつ、生理用品等

○光 熱 材 料…………マッチ、ロウソク、懐中電灯、卓上コンロ、ガスボンベ等

○燃 料…………ガソリン、石油、灯油、重油等

○炊 事 道 具…………食器、鍋等

(5) 生活必需品の搬送・配布

産業班は、生活必需品の供給を避難所まで搬送するよう物資供給業者に要請する。市外から救援物資として届けられた生活必需品は、鴨川市文化体育館に集積し、輸送業者等に避難所までの輸送を要請する。

避難者への配布は、自治組織に一任する。被災者宅への配布は、地区の施設まで搬送し、自治的活動をする団体（区・町内会等）自治会、民生委員及びボランティア等の協力を得て被災者に公平に配布する。

4. 救援物資の受け入れ・管理

(1) 救援物資の取扱い

原則として、個人からの救援物資は受け入れない。公共団体、企業からの救援物資は、登録制とし必要なときに供給を要請する。

(2) 受け入れ・管理・配分

広域拠点班は、鴨川市文化体育館に物資集積所を開設し、受入れ、整理等を行う。

第12節 行方不明者の捜索・遺体の処理

項目	実施担当	関係機関
1. 行方不明者の捜索	市民生活班、消防対策班	消防本部、警察署、勝浦海上保安署
2. 遺体の処理	市民生活班	警察署、公益社団法人安房医師会、一般社団法人安房歯科医師会
3. 遺体の埋火葬	市民生活班	

1. 行方不明者の捜索

(1) 行方不明者情報の収集

市民生活班は、相談窓口で受付けた捜索願及び被災現場等での情報を収集し、行方不明者のリストを作成する。行方不明者のリストは、警察署に提出し、連携をとる。

(2) 捜索活動

消防対策班は、救助活動で編成した救助隊を、遺体の捜索及び収容隊としてあて、行方不明者リストに基づき捜索活動を行う。また、警察署、自衛隊等と協力して捜索活動を実施する。行方不明者を発見し、すでに死亡していると認められるときは、警察署に連絡し警察官の検視（見分）を受ける。

鴨川市周辺海域に行方不明者等が漂流する事態が発生した場合は、直ちに鴨川警察署及び勝浦海上保安署に連絡するとともに、地元漁協及び船舶関係者の協力を得て、捜索、救助及び収容にあたる。

2. 遺体の処理

(1) 遺体安置所の開設

市民生活班は、遺体の検視、検案等の処理、安置を行うための遺体安置所を開設する。
また、遺体の処理、安置に必要な資機材を葬祭業者等から確保する。

(2) 遺体の検視（見分）

市民生活班は、遺体の検視のための警察官の派遣を警察署に依頼する。

警察署は、遺体の検視（見分）を行い、検視（見分）終了後に遺族に引き渡す。遺体の受取人がない場合は、検視調書を添えて市に引き渡す。

(3) 身元の確認

市民生活班は、警察署と連携して身元不明遺体の特徴等をまとめ、問い合わせ等に対応する。

また、警察署は、身元不明者の所持品、着衣、人相、特徴等を写真に収め、関係方面に手配するとともに写真の掲示、縦覧などを行って早期に確認できるよう協力する。

特に、身元不明遺体が多数の場合、身元不明者のリスト等を作成し身元確認を進める。

(4) 遺体の処理

市に引き渡された遺体は、医師による検案等の処理を行う。

市民生活班は、検案医師について、県、国保病院のほか、必要に応じて公益社団法人安房医師会長、一般社団法人安房歯科医師会長等に出動を要請し、知事、他の市町村に応援を求めるほか、必要な措置を講じる。

遺体の処理は、遺体安置所で行い、処理が終了後に遺族に引き渡す。

■遺体の処理

① 遺体の洗浄、縫合消毒等の処理	遺体識別のための洗浄、縫合、消毒等の措置
② 遺体の一時保存	身元が識別されない遺体又は短期日の間に埋葬することが困難な場合には、そのまま一時保存する。
③ 遺体の検案	遺体の死因その他の医学的検査をする。

(5) 漂着遺体等の取扱い

遺体の身元が判明している場合は、その遺族又は被災地の市町村長に引き渡す。遺体の身元が判明しない場合は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定により処理する。

ただし、災害救助法が適用された市町村から漂着したものであると推定される場合は、被災地の市町村に引き渡す。なお、遺品の保管、遺体の撮影記録を保存する。

3. 遺体の埋火葬

(1) 埋火葬の受付

市民生活班は、災害相談窓口等で埋火葬許可書を発行する。

(2) 埋火葬

市民生活班は、遺体を長狭地区火葬場にて火葬する。また、遺族では遺体の搬送が困難なときは、葬儀業者等に協力を要請する。なお、遺体の埋火葬が市のみで対応不可能な場合は、千葉県広域火葬計画に基づき、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(3) 遺骨の保管

市民生活班は、引き取り手のない遺骨等を遺留品とともに保管する。引き取り手がないときは、市が指定した墓地に埋葬する。

第13節 被災住宅対策

項目	実施担当	関係機関
1. 応急仮設住宅	土木班	
2. 住宅の応急修理	土木班	
3. 被災建築物の応急危険度判定	土木班	
4. 被災建築物の撤去・解体	土木班	
5. 被災宅地の危険度判定	土木班	

1. 応急仮設住宅

災害救助法が適用された場合は、県が応急仮設住宅を建設する。

災害救助法が適用されない場合で、多数の住家被害が発生した場合は、災害救助法に準じて市が応急仮設住宅を建設する。実施は市長（本部長）の指示により土木班が担当する。

なお、市限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

ただし、小規模な災害で住家を失った被災者が発生した場合は、状況に応じて公民館等の既存施設を応急仮設住宅として提供する。

(1) 需要の把握

土木班は、災害後に被害調査の結果から仮設住宅の概数を把握する。また、災害相談窓口又は避難所にて、仮設住宅入居の申し込みを受付ける。

応急仮設住宅の対象者は、り災証明の発行を受けている等次の条件に該当する者である。

■ 応急仮設住宅の対象者(入居資格条件)

次のすべての条件に該当する者

- ①災害時において現実に市内に居住していることが明らかな者。
- ②住家が全焼、全壊又は流失した者であること。
- ③居住する住家がない者であること。
- ④自らの資力で住宅を確保することができない者であること。

上記の条件に合う、次に掲げる者とする。

- 生活保護法の被保護者及び要保護者
- 特定の資産のない失業者
- 特定の資産のない寡婦並びに母子世帯
- 特定の資産のない老人、病弱者、身体障害者
- 特定の資産のない勤労者
- 特定の資産のない小企業者
- 前各号に準ずる経済的弱者

※住民登録の必要はなく、市域に居住していることが明らかな者であればよい

(2) 入居者の選定

入居者の選定は、市長（本部長）が委員を選任し、その意見を聞いて方針を定め選定する。

(3) 建設用地の確保

土木班は、仮設住宅の建設地としてライフライン、交通、教育等の利便性を考慮して、原則として市立学校の校庭や公園などから選定する。

(4) 仮設住宅の建設

土木班は、市が建設する場合、応急仮設住宅の建築基準に基づいて応急仮設住宅を設計し、原則として鴨川市入札参加業者資格者名簿に登録された者の中から指名し請負工事にて建設する。なお、気象条件や要配慮者に配慮して、冷暖房設備の設置、段差の排除等に配慮する。

(5) その他の措置

応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね 50 戸以上設置した場合は居住者の集会等に利用するための施設を設置する。また、要配慮者への措置として、社会福祉施設等を福祉仮設住宅として利用することができる。

(6) 公営住宅の確保

土木班は、住宅を失った被災者に対して、公営住宅の空き部屋を確保する。

(7) 民間賃貸住宅の借り上げ

土木班は、応急仮設住宅を十分確保できない場合は、関係団体と協力をし、応急仮設住宅の建設に代えて、借り上げにより民間賃貸住宅を提供できるよう努める。

2. 住宅の応急修理

地震災害により、住家が半焼又は半壊し自己の資力では応急修理ができない者に対し、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を、応急的に修理する。

土木班は、原則として建設事業者との請負契約により応急修理を実施し、市で実施不可能な場合は、国、県、近隣市町村及びその他関係機関の応援を得て実施する。

3. 被災建築物の応急危険度判定

(1) 応急危険度判定士の確保

土木班は、県及び建築士会等関係団体の協力を得て、次の方法により応急危険度判定の有資格者を確保する。

■判定士確保の方法

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 県、他市町村への要請② 市内の建築士会等関係団体への要請③ ボランティアの募集 |
|---|

(2) 応急危険度判定実施本部の設置

土木班は、鴨川市役所に応急危険度判定実施本部を設置し、以下の準備を行う。

■危険度判定の準備事項

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 担当区域の分担② 判定基準等のマニュアルの準備③ 判定結果を表示する用紙の準備④ 実施方法等の説明会の実施 |
|--|

(3) 応急危険度判定の実施

判定は、「震災建築物等の被災度判定基準及び復旧技術指針」（一般財団法人日本建築防災協会）に基づき、2人以上のチームで目視点検により行う。判定の結果は、「危険」「要注意」「調査済」に区分し、建物の入り口に判定結果を色紙で表示する。

なお、判定は、避難所等になっている公共建物を優先的に行う。

■判定の内容

危険（赤色）	建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。
要注意（黄色）	建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。
調査済（緑色）	建築物の損傷が少ない場合である。

4. 被災建築物の撤去・解体

被災建物の解体は原則として所有者の責任において行う。ただし、大規模災害などにおいて特例措置として公費負担による解体を行う場合もあり、それらの手続きについては、国及び県の方針に従い実施する。

5. 被災宅地の危険度判定

市は、被災した宅地の余震等による二次災害を防止し、住民の安全を図るために被災宅地の危険度判定を行う。

土木班は、県を通じて被災宅地危険度判定士の確保を要請する。判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会）等に基づき行い、判定の結果はステッカー等で表示する。

また、施設等に著しい被害を生じるおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

第14節 文教対策及び労働力の確保

項目	実施担当	関係機関
1. 災害発生時の対応	学校教育班、社会教育班	各学校、幼稚園、保育園
2. 応急教育活動	学校教育班	各学校、幼稚園、保育園
3. 応急保育	福祉班	保育園
4. 労働力の確保	本部事務局	公共職業安定所

1. 災害発生時の対応

災害発生時の対応は、「鴨川市幼稚園・小中学校防災対応マニュアル」に定める大規模地震が発生した場合の学校の初期対応に基づき行う。

(1) 児童・生徒等の安全確保

学校長等は、地震が発生した場合、児童・生徒等の無事を確認する。校舎の被害、火災等が発生した場合は、安全な場所に避難させる。

児童・生徒等は、保護者の引き取りがあるまで、一時的に保護する。

(2) 安否の確認

災害が発生した場合、学校長は、各学校等で児童・生徒等の安否を確認し、教育委員会に報告し、教育委員会はそれを把握する。

(3) 施設の被害調査

学校長等は、施設設備の被害状況を把握し、教育委員会に報告する。

学校教育班及び社会教育班は、学校施設、社会体育及び社会教育施設の点検、被害調査及び応急措置を実施する。

(4) 避難所開設への協力

各学校では、避難所開設時には、派遣された職員とともに体育館等の避難スペースを確保し、避難者受け入れ準備を行う。

また、避難所運営にあたっては、避難所自治組織とともに教育スペースと避難スペースとの調整をとる。

2. 応急教育活動

災害発生時の対応は、「鴨川市幼稚園・小中学校防災対応マニュアル」に定める学校再開に向けた対応に基づき行う。

(1) 教育場所の確保

学校教育班は、各学校の被害状況を把握するとともに、学校長と連携をとって応急教育の場所を確保する。

■教育場所の確保

災害の程度	応急教育実施予定
学校等の校舎の一部が災害を受けた場合	①特別教室、屋内施設等を利用する。 ②2部授業を実施する。
学校等の校舎すべてが災害を受けた場合	①公民館等公共施設を利用する。 ②近隣の学校等の校舎を利用する。
県内大部分(広域な範囲)について大災害を受けた場合	①避難先の最寄りの学校等、公民館など公共施設を利用する。
特定の地区全体について相当大きな災害を受けた場合	①市民の避難先の最寄り学校等、災害を受けなかった最寄りの学校等、公民館、公共施設等を利用する。 ②応急仮設校舎を建設する。

(2) 応急教育の準備

学校教育班及び学校長は、臨時の学級編成を行い、児童・生徒及び保護者に授業再開を周知する。教職員の被災により、十分な人員を確保できない場合は、県教育委員会と連携して学級編成の組み替え、近隣学校からの応援等により対処する。

(3) 応急教育の要領

学校長は、応急教育において実施する指導内容、教育内容については、特別計画を立案する。授業不可能な場合にあっては、家庭学習の方法等について指導する。

■応急教育の留意事項

教育内容	○教具、資料を要するものはなるべく避ける。 ○健康指導、生活指導、安全教育に直接、間接に関係する科目。例えば、体育、理科の衛生等を主として指導する。
生活に関する指導	○飲み水、食物、手洗等の飲食関係の衛生指導 ○衣類、寝具の衛生指導 ○住居、便所等の衛生指導 ○入浴その他身体の衛生指導
その他の生活指導	○児童生徒のそれぞれの発達段階に応じて事態の認識と復興の意欲を持たせ、具体的に出来る仕事をさせる。 ○児童生徒相互の助け合い、協力の精神を育て、集団生活の積極的な指導の場とする。

(4) 学用品の給与

災害により学用品を失った児童、生徒に対し、必要な教材、学用品を給与する。学校教育班は、学校長を通じて給与の対象となる児童・生徒数を把握し、り災者名簿及び学籍簿と照合する。

学用品、文房具については被害状況別、小中学校別に学用品購入(配分)計画表を作成する。文房具、学用品は、業者から一括購入し、学校ごとに分配する。教科書の確保は、千葉県教育委員会に要請する。

(5) 学校納付金等の減免

学校教育班は、被災した児童生徒等に対する学校納付金等の減免を行う。

(6) その他の留意事項

施設内における児童生徒の救護は原則として、当該学校医、歯科医、薬剤師、養護教諭等がこれにあたるものとし、随時最寄りの校の校医等が求めに応じて、補充要員として加わる。

■その他の留意事項

- 学校給食については、原則として一時中止するものとし、可能な限り、被災者の炊出しを行う。また、学校教育班は合せて、給食施設及び給食物資搬入業者の被害状況を迅速に把握し、学校給食の再開計画を策定するものとし、市長（本部長）へ報告する。
- 教育次長は、被害学校ごとに分担を定めて、情報及び指令の伝達についての万全を期するものとし、あわせて学校の衛生管理指導、教育施設の緊急使用等の応急・復旧対策の総括にあたる。
- 市立幼稚園も市立学校に準じた措置を行う。

3. 応急保育

市立保育園長は、保育所等の被害状況を把握する。既存施設において保育の実施ができない場合、臨時的な保育所を設け、保育を実施する。

交通機関の不通、保護者の被災等で通園に支障をきたす場合は、近隣の保育所で保育することができる。

また、災害に関する理由により、緊急に保育が必要な場合は、保育措置の手続きを省き、一時的保育を行うよう努める。

4. 労働力の確保

(1) 求人の申込み

市又は県の出先機関の長は、災害応急措置の実施において作業員等を必要とするときは、館山公共職業安定所長に対し、所定の申込書により求人の申込みをする。

(2) 求職者の紹介

求人を受理した館山公共職業安定所長は、即時に条件に該当する求職者を検索し、最優先で紹介に努めるものとし、該当する求職者が存在しない場合には、他都道府県公共職業安定所への依頼を含めて、求職者の開拓に努めるよう要請する。

第15節 ライフライン施設等の応急・復旧

項目	実施担当	関係機関
1. 上水道施設	水道班	
2. ガス施設		一般社団法人千葉県LPガス協会安房支部鴨川協議会
3. 電力施設		東京電力(株)
4. 通信施設		東日本電信電話(株)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株)
5. 道路・橋梁	土木班	道路管理者
6. 公共施設	施設を所管する班	施設管理者
7. 鉄道施設		東日本旅客鉄道(株)

1. 上水道施設

(1) 応急活動体制の確立

水道班は、被害が発生した場合は、必要な要員を動員し、応急体制を確立する。

(2) 応急活動

水道班は、浸水した区域等の被害状況を調査する。浸水等により上水道施設が被災し、機能が停止した場合は、緊急止水をした上で機能回復作業を行う。

① 情報収集と緊急措置

水道班は、被災の情報収集と同時に緊急措置を行い、水道施設からの水の流出防止と施設破損に伴う危険物等による二次災害の防止等を図る。

② 応急復旧体制の整備

水道班は、集められた被災情報に基づき、速やかに応急復旧体制を整える。市水道局の応急復旧体制では対応が不可能な場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき、近隣市町村に応援を要請し、応急復旧体制を整える。

ア. 復旧の優先順位

- ・取水、導水、浄水施設の復旧を優先する。
- ・主要な送・配水管及び応急給水拠点に至るまでの管路の復旧を優先する。

イ. 復旧体制を整備し、住民への広報、保安対策に万全を期する。

ウ. 応急復旧資機材の備蓄

- ・応急復旧に必要な管類等の資機材を備蓄する。

(3) 上水道の復旧対策

水道班は、被害状況を調査し、復旧計画を作成する。復旧計画に基づき次のような復旧作業を実施する。

■上水道施設の復旧作業

○管類等の資機材の確保	○復旧に必要な人員の確保
○被害状況、復旧の見込み等の広報	○他水道事業者への応援要請

2. ガス施設

(1) 動員、配備体制

一般社団法人千葉県LPガス協会安房支部鴨川協議会は、非常災害が発生した場合は、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、社内規定により体制をとり、二次災害の防止と事故処理にあたる。

(2) 情報収集、連絡体制

災害に対して無線・有線などの通信設備を使用し、情報の収集、連絡にあたる。

また、消防署等の防災機関との通信体制は、各関係機関の指導を得て行う。

さらに本部は、外部関係機関と連絡をとるとともに、テレビ、ラジオ等の報道機関の情報から、通信、交通、電力、水道等の被災状況を収集する。

(3) 消費者に対する広報

災害時には、広報車による巡回のほか、消防署、警察署、報道機関等に協力を要請し、被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項について広報する。

ア. ガス栓を全部閉めること。

イ. ガスの臭いがする場合、火気使用は厳禁であること。

この場合には、ガス栓・メータコックを閉め、直ちにガス会社に連絡すること。

ウ. 換気扇の使用は、スイッチの火花によって爆発の原因となるので避けること。

県、市、消防署、警察署等の官公庁及び上部団体並びに報道機関に対し、ガス設備の被害状況、供給支障の状況、災害復旧の現状と見通しについて適切に広報連絡を行い、周知に努める。

3. 電力施設

東京電力(株)は、電力の円滑な供給を確保するために必要な災害応急復旧対策を講じる。

(1) 非常体制の確立

地震災害が発生したとき、東京電力は、非常災害対策本部を千葉支店内に設置する。

(2) 応急復旧対策

非常災害が発生した場合は、関係機関から情報収集を行うとともに電力設備の被害状況を把握し、速やかに応急復旧対策をたてる。

(3) 応急復旧作業

電力施設の被害状況及び重要度、被害復旧の難易度を勘案し関係機関と協議を図るとともに、連携をとり安全を確認しながら応急復旧を行い、極力送電の確保に努める。

(4) 情報連絡

非常災害時における電力設備の被害状況等の情報連絡を関係機関に行うとともに、復旧状況の通報及び報告を行う。

(5) 消費者に対する広報

感電事故並びに漏電による出火を防止するため、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて需要家に対し、次の諸点を十分PRするほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

4. 通信施設

東日本電信電話(株)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株)は、災害が発生した場合は、電気通信設備の予防措置、災害応急対策、災害復旧等に対する適切な措置をとる。

(1) 災害時の活動体制

災害が発生した場合は、非常態勢を発令し対処する。この場合、市及び各防災機関と密接な連携を保ち相互協力に努める。

(2) 設備、資機材の点検及び出動準備

災害の発生とともに、設備、資機材の点検等を行う。

(3) 応急措置

電気通信設備に被害が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関し応急措置をとる。この場合、重要通信の確保に留意し、災害の状況、電気通信設備の被害状況に応じて、電気通信事業法に定められた復旧順位に従って実施する。

(4) 広報

災害が発生し、通信が途絶若しくは利用の制限を行ったときは、利用制限の措置状況及び被災した設備の復旧状況を、テレビ、ラジオ、新聞掲載及び広報車により地域の住民に周知する。

災害用伝言ダイヤル「171」や掲示板等の安否情報確認のためのシステム提供を開始する。

5. 道路・橋梁

地震が発生した場合、各道路管理者は、所管の道路、橋梁について被害状況を把握し、緊急輸送道路を最優先に、道路交通の確保を図る。

各道路管理者は、所管道路について警察署と連携して通行の禁止又は制限等の措置などを講じるとともに、被災道路、橋梁については、緊急巡回、緊急点検によって得られた情報を整理検討のうえ、応急復旧の方針を決定し、応急復旧を行う。

各道路管理者は、被害を受けた道路を速やかに復旧し、交通の確保に努めるものとする。特に、緊急輸送道路1次路線など交通上重要と認められるものを最優先に復旧作業を実施し、道路の機能確保に努める。

6. 公共施設

地震が発生した場合、河川、海岸、漁港、砂防、地すべり防止及び急傾斜地崩壊防止施設の被害状況を速やかに把握し、各施設管理者は、所管施設の被災状況を調査し、施設利用者等の安全確保を図るため、避難誘導措置を行うとともに、二次災害の防止等の応急措置を行う。

(1) 海岸保全施設

海岸保全施設が、地震、津波により被害を受けた時、又はそのおそれがある時は関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(2) 河川管理施設

地震、津波等により堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けた時、又はそのおそれのある時は関係機関と協議して施設の応急措置を行う。

(3) 漁港施設

地震・津波により漁港の基本施設等が被害を受けた時、又はそのおそれがある時は関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(4) 砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

地震により砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けた時、又はそのおそれのある時は関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

7. 鉄道施設

鉄道施設の応急復旧対策は、東日本旅客鉄道(株)が定めた「防災業務実施計画」に基づいて行われる。市は必要に応じてこれに協力する。

第16節 ボランティア活動への対応

項目	実施担当	関係機関
1. ボランティア団体への要請	福祉班	社会福祉協議会
2. ボランティアへの対応	福祉班	社会福祉協議会

1. ボランティア団体への要請

大規模震災時において、災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策を実施する。

(1) ボランティアの活動分野

ボランティアの協力を得て実施する活動内容は次のとおりとする。

■ ボランティアの活動

専門ボランティア	一般ボランティア
○救護所等での医療、看護 ○病院などへの搬送 ○被災建築物の応急危険度判定 ○被災宅地の危険度判定 ○外国語の通訳 ○被災者への心理治療 ○高齢者や障害者などの要配慮者の介護 ○その他の専門的知識、技能を要する活動等	○避難所の運営 ○炊出しや食料、飲料水などの受入・配給 ○救援物資や義援品の仕分け ○高齢者や障害者などの要配慮者の介護 ○清掃 ○その他被災地における軽作業など

(2) ボランティアとして協力を求める個人、団体

災害時にボランティアとして活動が期待される個人、団体は、次のとおりであり、これらに積極的に協力を求める。

■ 協力を求める個人、団体

○個人 被災地の住民、応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士その他 ○団体 鴨川市赤十字奉仕団、鴨川市社会福祉協議会、鴨川市国際交流協会、 日本アマチュア無線連盟千葉県支部、その他ボランティア活動団体

(3) ボランティア参加の呼びかけ

大規模な災害が発生した際には、テレビやラジオ、新聞、インターネット等の報道機関や市、県及び近隣都県の社会福祉協議会、日本赤十字社各支部等の関係団体や民間団体等を通じて、広くボランティアの参加を呼びかける。

2. ボランティアへの対応

災害状況によって多くのボランティアが集まる場合は、社会福祉協議会と連携してボランティアへの対応を行う。

(1) 活動拠点の設置

社会福祉協議会は、ボランティア団体と協力して、ボランティアが活動するために必要な本部機能をもつ活動拠点（「ボランティア活動センター」と仮称する。）を鴨川市総合保健福祉会館に設置する。

ボランティア活動センターでは、ボランティアの受付、登録、ボランティア活動のコーディネーターと関係機関との連絡調整などを行う。

(2) ボランティア保険への加入

福祉班は、社会福祉協議会と協力して、登録したボランティアをボランティア保険に加入するように手続きを行う。

(3) ボランティア活動との調整、支援

福祉班は、社会福祉協議会、ボランティアコーディネーター等と定期的に協議を行い、市からの要請事項、活動の報告や諸問題の解決を図る。

福祉班は、ボランティアの活動に必要な情報をボランティア活動センター及びその他のボランティア組織へ提供するとともに、これらの組織と災害対策本部との連絡調整にあたる。

第17節 要配慮者への対応

項目	実施担当	関係機関
1. 要配慮者の安全確認	福祉班	社会福祉協議会
2. 要配慮者への支援	福祉班	社会福祉協議会
3. 福祉仮設住宅の供給	福祉班、土木班	社会福祉協議会
4. 福祉施設入所者等への対策	福祉班	社会福祉施設等
5. 外国人に対する対策	市民生活班	

1. 要配慮者の安全確認

災害時要配慮者の安否確認及び避難行動要支援者の支援は、避難支援プラン（個別計画）の基づき実施する。

(1) 安否確認

福祉班は、住民組織、自主防災組織及び福祉関係団体等と協力して、浸水や土砂災害等の災害危険被災地区の在宅要配慮者の安否確認を行う。災害状況によっては、移送の可否等を検討する。

(2) 避難支援

要配慮者の避難は、原則として地区の住民組織、自主防災組織等が誘導する。

なお、津波警報等が発表された場合は、安全な避難時間が確保される場合のみ避難支援を行う。

(3) 避難後における要配慮者への対応

福祉班は、高齢者や障害者等の要配慮者の避難状況を速やかに確認し、優先的に避難所を確保するとともに、健康状態等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送、社会福祉施設等への緊急入所を行う。

2. 要配慮者への支援

(1) 避難所における援護対策

福祉班は、要配慮者に対する援護対策のニーズを把握し、避難所運営組織、ボランティアの協力を得て、次にあげる対策を行う。

■避難所における要配慮者への支援

ケアサービスリストの作成	○必要となる介護・介助要員・用具の種別・規模 ○その他介護に必要な状況
必要な設備・物資の確保・設置	○踏み板等、段差の解消 ○簡易ベッド ○パーティション（間仕切り） ○車椅子、紙おむつ、障害者用携帯トイレ等介護物資
要配慮者専用スペースの確保	○可能な限り少人数部屋 ○専用トイレ

生 活 支 援	○適温食と高齢者に配慮した食事の供給 ○ホームヘルパーの派遣、ガイドヘルパーの派遣
広 報 支 援	○手話通訳の派遣 ○ボランティアによる個別情報伝達

(2) 社会福祉施設等への入所

福祉班は、避難所で介護等が困難な要配慮者を、可能な限り社会福祉施設等へ入所させるため、福祉施設等に受け入れを要請する。

(3) 巡回相談等の実施

福祉班は、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地等において、社会福祉士、介護福祉士、児童相談員、ケースワーカー、ボランティア等の専門家によるホームヘルプサービス、要介護者への巡回相談等に努める。

(4) 応急仮設住宅の配慮

福祉班及び土木班は、要配慮者に配慮した応急仮設住宅の設置を検討する。

3. 福祉仮設住宅の供給

土木班及び福祉班は、県と協力し、要配慮者向住宅として福祉仮設住宅を設置する。

■福祉仮設住宅の対策

- 医師会並びに医療ボランティア等との連携・協力による健康チェック・こころのケア対策
- ケースワーカー・カウンセラー等による全般的な生活相談業務、各種行政支援サービスの利用相談業務、ホームヘルパーの派遣その他要配慮者向サービスの実施
- グループホーム入居者への支援措置

4. 福祉施設入所者等への対策

(1) 安全確保

社会福祉施設等の管理者は、入所者・利用者の安否を確認し、負傷した場合は、救護所等に移送する。

また、火災が発生した場合、職員は初期消火を行い、避難が必要な場合は、近隣の住民等の協力を要請する。

(2) 施設における生活の確保

福祉班は、災害によりライフライン等が断たれ、食料、飲料水、生活必需品等が供給でなくなった場合、必要とする品目、数量等の情報を収集し、産業班に供給を要請する。

5. 外国人に対する対策

市民生活班は、被災した外国人を把握し、県等と協力して外国語通訳の派遣等を行うなど、ニーズにあわせた支援を行う。

第18節 孤立対策

項目	実施担当	関係機関
1. 孤立地区の確認	本部事務局、土木班	
2. 救助・救出		消防本部
3. 集団避難	本部事務局	
4. 緊急支援物資の確保・搬送	本部事務局	

1. 孤立地区の確認

本部事務局は、一般電話、無線電話等を用いて孤立が予想される地区の確認を行う。通信遮断により孤立が予想された場合は、土木班の派遣等により道路の状況を確認し、孤立状況の把握を実施する。

また、県、自衛隊、関係機関のヘリコプター、船舶による偵察などにより可能な限り孤立地区の状況を把握する手段を確保する。

2. 救助・救出

消防本部は、建物被害等により生き埋め者や重傷者が発生した場合は、県、自衛隊、関係機関に要請し、ヘリコプター、船舶等により救急搬送や救助要員の応援隊を搬送する。

3. 集団避難

本部事務局は、孤立地区において、土砂災害により二次災害のおそれやライフラインの途絶、食料・物資の不足等により、地区内で生活が困難な場合は、地区全員の集団避難を勧告する。

その場合は、県、自衛隊、関係機関に要請し、ヘリコプター、船舶などの避難手段を確保する。

なお、集団避難を完了した後は、防犯等のために必要に応じてパトロールを実施する。

4. 緊急支援物資の確保・搬送

地区住民は、集団避難完了あるいは道路の復旧などにより孤立が解消するまでの間は、食料品等を相互に融通しあい、できる限り地区内で自活することを原則とする。

本部事務局は、食料品、物資等が不足する場合は、県、自衛隊等の協力を得て、地区住民の生活維持のため、食料品、生活必需品等の輸送を実施する。

第19節 帰宅困難者対策

項目	実施担当	関係機関
1. 安全確保		観光施設の管理者、交通機関の管理者
2. 帰宅困難者への支援	産業班	

道路の寸断、公共交通機関等の不通により、自力で帰宅することが困難な滞留者、観光客に対し、観光施設、交通機関の管理者等と協力して次のような支援を行う。

1. 安全確保

観光施設の管理者、交通機関の管理者等は、災害が発生又は発生するおそれがあるときは、利用者等を適切な場所に誘導し、安全を確保する。

また、必要に応じて、利用者を一時滞在施設へ誘導する。

2. 帰宅困難者への支援

(1) 一時滞在施設等の提供

産業班は、滞留時間が長期に及ぶ見通しのときは、観光施設の管理者、交通機関の管理者等と連携して、公共施設等に一時滞在施設を開設する。特に、自動車で移動する帰宅困難者のために、駐車可能な空地を確保し、駐車場として指定する。

一時滞在施設を開設した場合は、その状況を集約し県へ報告するとともに、駅、帰宅困難者が避難している避難所等への情報提供を行い、避難誘導を促す。

(2) 情報等の提供

産業班は、帰宅困難者に対し、被害の状況や鉄道の運航情報等の帰宅情報を提供する。さらに、可能な場合は、飲料水、食料、物資等の提供を行う。

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 被災者生活への支援

項目	実施担当	関係機関
1. 被災者台帳の作成等	市民生活班	
2. 災害見舞金等の支給	福祉班	社会福祉協議会
3. 被災者生活再建支援金	福祉班	県、(財)都道府県会館
4. 災害復興住宅融資		住宅金融支援機構
5. リ災証明書の発行	調査班	
6. 災害公営住宅の供給	土木班	
7. 租税等の減免等	調査班	県
8. 介護保険における措置	福祉班	
9. 職業のあっせん		公共職業安定所
10. 農林漁業への融資	産業班	県、農業協同組合
11. 中小企業への融資	産業班	県、一般金融機関、政府系金融機関、信用保証協会
12. 義援金の受け付け・配分	福祉班	
13. 郵政事業における措置		日本郵便(株)

1. 被災者台帳の作成等

(1) 被災者台帳の作成

市民生活班は、被災者への支援を漏れなく行うために、それぞれの被災者の被害状況、支援の実施状況、支援にあたっての配慮事項等を一元に集約した被災者台帳を作成する。被災者台帳は、全庁的に共有を図る。

(2) 被災者台帳の利用

市民生活班は、次のいずれかに該当すると認めるときは、災害対策本部内において被災者台帳を利用する。

- ① 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- ② 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- ③ 他の自治体に台帳情報を提供する場合で、提供される自治体が、被災者への支援に必要な限度で利用するとき。

また、台帳情報の提供について申請があった場合は、不当な目的でない場合を除いて情報提供を行う。

(3) 安否情報の提供

市民生活班は、被災者の安否情報について家族及び親族等から照会があったときは、避難者名簿、行方不明者名簿、被災者台帳等を活用し、照会された市民等の安否情報を確認する。

回答の際は、被災者や第三者の利益を侵害しないように配慮するほか、照会に対して適切に回答し、又は備えるため、必要な限度で当該情報を利用し、必要に応じて関係自治体、警察等に対して、被災者に関する情報提供を求める。

2. 災害見舞金等の支給

(1) 災害弔慰金の支給等に関する法律による支給

福祉班は、次の支援を行う。

① 災害弔慰金の支給

「千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

② 災害障害見舞金の支給

「千葉県市町村総合事務組合条例」に基づき、自然災害により負傷し又は疾病にかかり、治癒後に精神又は身体に著しい障害がある住民に対して災害障害見舞金を支給する。

③ 災害援護資金の貸付

「千葉県市町村総合事務組合条例」に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しのために災害援護資金の貸付を行う。

(2) 千葉県災害弔慰金・千葉県災害見舞金による支給

福祉班は、「千葉県災害見舞金等支給基準（平成10年11月20日施行）」に基づき、災害による被災者及びその遺族に対し災害見舞金及び弔慰金を支給する。

(3) 鴨川市災害見舞金等支給要綱による支給

福祉班は、市民に対し、「鴨川市災害見舞金等支給要綱（平成17年告示第12号）」に基づき、地震等の災害により災害を受けた場合に、その世帯又は遺族に対し、見舞金又は弔慰金等を支給する。

(4) 生活福祉資金の貸付け

社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付事業制度要綱」（厚生労働省）に基づき、災害救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯に対して、生活福祉資金を貸付ける。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付け対象とならない。

3. 被災者生活再建支援金

「被災者生活再建支援法」（平成10年法律第66号。以下「支援法」という。）に基づき、県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受け、自立した生活を再建することが困難なものに対し、自立した生活を開始するために必要な費用に当てるため、被災者生活再建支援金の支給を行う。（支給事務については、県から事務の全部の委託を受けて、被災者生活再建支援法人（以下「法人」という。）である（財）都道府県会館が行う。）

福祉班は、支援法に基づき基金の事務の一部を委託された場合、申請書の審査・取りまとめ等、支給に関する事務が適切かつ速やかに実施されるよう県と連携を図りながら事務を行う。

4. 災害復興住宅融資

住宅金融支援機構は、災害により住宅を失い、又は破損した者が住宅の建設、補修、購入等を行えるよう資金を融資する。

5. り災証明書の発行

調査班は、家屋の被害調査の結果から「り災台帳」を作成し、被災者の「り災証明書」発行申請に対し、り災台帳で確認のうえ発行する。り災台帳で確認できないときでも、申請者の立証資料をもとに客観的に判断できるときは「り災証明書」を発行する。

6. 災害公営住宅の供給

災害公営住宅は、地震等による大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の条件の1つに達した場合に、低所得り災世帯のため、国庫から補助を受け整備し入居させるものである。

土木班は、県と調整を図り災害公営住宅の整備を行う。

■災害公営住宅の適用条件

- 地震、暴風雨、洪水、その他異常な天然現象による災害の場合
 - ・被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき
 - ・1市町村の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき
 - ・滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき
- 火災による場合
 - ・被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき
 - ・滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

7. 租税等の減免等

地震等の災害によって被害を受けた住民に対して市税等の減免、納税延期及び徴収猶予を行う。

調査班は、各種申請手続きを一括して受け付ける窓口を設置し、受付処理を行う。

(1) 納税期限の延長

地震等の災害により、納税義務者等が期限内に申告その他の書類の提出又は市税を納付もしくは納入することができないと認めるときは、当該期限の延長を行う。

(2) 徴収猶予

地震等の災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

(3) 減免

地震等に被災した納税（納付）義務者に対し、該当する各税目等について減免を行う。なお、県税、国税も同様な措置がとられる。

■税等の減免の内容

税 目	減 免 の 内 容
市民税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
固定資産税	災害により著しく価値が減じた固定資産について行う。
軽自動車税・国民健康保険税	被災した納税（納付）義務者の状況に応じて減免を行う。
特別土地保有税	災害により著しく価値を減じた土地について行う。

8. 介護保険における措置

福祉班は、災害によって被害を受けた住民に対して、介護保険について次の措置をとる。

■介護保険における措置

○認定更新申請期限に関する措置	○給付差し止め等に関する措置
○給付割合の増額	

9. 職業のあっせん

館山公共職業安定所は、地震等の災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、以下の措置を行い、離職者の早期再就職のあっせんを行う。

■職業安定所の職業のあっせん

- | |
|--|
| ○被災者のための臨時職業相談窓口の設置 |
| ○館山公共職業安定所に出頭することが困難な地域において、臨時職業相談所の開設、又は巡回職業相談の実施 |
| ○職業訓練受講指示又は職業転換給付金制度等の活用 |
| ○雇用保険の失業給付に関する特例措置 |

10. 農林漁業への融資

産業班は、災害により被害を受けた農林漁業者に対し、千葉県、農業協同組合等の協力を得て災害復旧融資制度の広報等の支援策を行う。

■農林漁業への融資

- | |
|--|
| ○天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の規定に基づいた、指定された天災に基づく被害を受けた農林漁業者に必要な資金融資（農業協同組合、金融機関） |
| ○農林漁業金融公庫による復旧資金融資（農業協同組合、金融機関） |
| ○自作農維持資金融通法に基づく資金融資（農林漁業金融公庫） |

11. 中小企業への融資

産業班及び県は、地震等による災害により被害を受けた中小企業が再建と経営の安定を図るため、復旧に必要な資金並びに事業費の融資を促進する。

■中小企業への融資制度

- | |
|--------------------|
| ○一般金融機関、政府系金融機関の融資 |
| ○小規模企業者等設備導入資金の貸付 |
| ○信用保証協会による融資の保証 |

12. 義援金の受け付け・配分

(1) 義援金の受け付け

福祉班は、県及び日赤千葉県支部と連携をとり、義援金受付窓口を設置し、受付記録を作成して保管の手続きを行うとともに、寄託者に受領書を発行する。被災者に配分するまでの間、市指定金融機関に専用口座をつくり保管する。

(2) 義援金の配分

福祉班は、義援金の配分にあたっては、義援金配分委員会を組織し、被災者数、被災者世帯数、被災状況等を考慮して義援金の配分を決定する。

13. 郵便事業における措置

地震が発生した場合において、日本郵便（株）は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次の対策を実施する。

■郵便事業における措置

- 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- 被災地あて救助用郵便物の料金免除
- 災害時における窓口業務の維持
- 災害特別事務取扱い、（株）ゆうちょ銀行の非常払及び（株）かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い

第2節 生活関連施設等の復旧対策

項目	実施担当	関係機関
1. 災害復旧事業計画	各班	
2. 災害復旧予算措置	各班	

1. 災害復旧事業計画

市は、県、国と連携して地震による災害の再発生を防止し、単なる原形復旧にとどまらず必要な改良を行うなど将来の災害に備えるため、法律に基づいて次のような災害復旧事業計画を策定し復旧事業にあたる。

■公共施設の災害復旧事業計画

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ① 河川
 - ② 海岸
 - ③ 砂防設備
 - ④ 林地荒廃防止施設
 - ⑤ 地すべり防止施設
 - ⑥ 急傾斜地崩壊防止施設
 - ⑦ 道路
 - ⑧ 漁港
 - ⑨ 下水道
 - ⑩ 公園
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
- (3) 都市施設災害復旧事業計画
- (4) 上下水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) その他災害復旧事業計画

2. 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び県が全部又は一部を負担し又は補助して行われる。

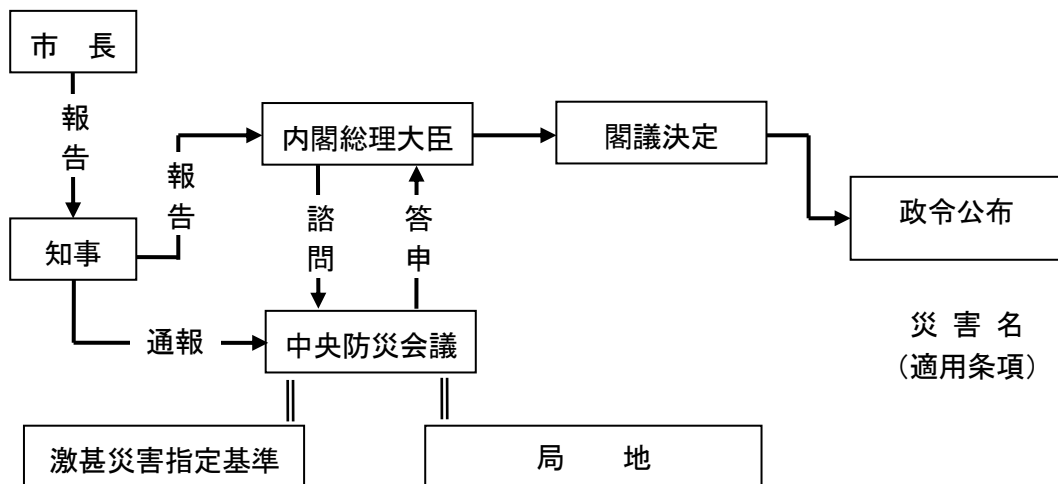
第3節 激甚災害の指定

項目	実施担当	関係機関
激甚災害の指定に関する計画	本部事務局	

市及び県は、著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年9月6日法律第150号）（以下「激甚法」という。）の指定を受け、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

激甚の基準については、「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日・中央防災会議決定）と「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日・中央防災会議決定）の2つがあり、この基準により指定を受ける。

■激甚災害指定の流れ



■激甚法による財政援助

助 成 区 分	財 政 援 助 を 受 け る 事 業 等
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	○公共土木施設災害復旧事業 ○河川等災害復旧助成事業 ○河川等災害関連事業 ○河川等災害特定関連事業 ○河川等災害関連特別対策事業 ○特定小川災害関連環境再生事業 ○公立学校施設災害復旧事業 ○公営住宅災害復旧事業 ○生活保護施設災害復旧事業 ○児童福祉施設災害復旧事業 ○老人福祉施設災害復旧事業 ○身体障害者更正援護施設災害復旧事業 ○知的障害者援護施設・授産施設災害復旧事業 ○婦人保護施設災害復旧事業 ○感染症予防施設災害復旧事業 ○感染症予防事業 ○堆積土砂排除事業 ○湛水排除事業
農林水産業に関する特別の助成	○農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 ○農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 ○開拓者等の施設災害復旧事業に対する補助 ○天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 ○森林災害復旧事業に対する補助 ○森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 ○土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助 ○共同利用小型漁船の建造費の補助
中小企業に関する特別の助成	○中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 ○小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例 ○事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 ○中小企業者に対する資金の融通に関する特例
その他の財政援助及び助成	○公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 ○私立学校施設災害復旧事業に対する補助 ○市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 ○母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例 ○水防資材費の補助の特例 ○り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例 ○産業労働者住宅建設資金融通の特例 ○小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 ○雇用保険法による求職者給付に関する特例

第4節 災害復興

項目	実施担当	関係機関
1. 復興計画作成の体制づくり	本部事務局	
2. 復興に対する合意形成	本部事務局	
3. 復興計画の推進	本部事務局	

地震により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。

市は、県及び関係機関と、緊密な連携を図りながら、再度災害の発生防止とより快適な生活環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

なお、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用することにより、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

1. 復興計画作成の体制づくり

復興計画は、被災状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定める。そして、この方針を基に復興計画を作成する。

そのため、市は、県の行う復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行のための体制整備（県と市及び関係機関との連携、国との連携）に協力し、連携をとる。

2. 復興に対する合意形成

復興計画の作成に当たっては、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を住民に対し行い、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民の合意を得るように努める。

3. 復興計画の推進

復興事業は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、中長期に及ぶことから、社会情勢や住民のニーズの変化、科学技術の進展等復興事業を取り巻く状況の変化を考慮の上、可及的速やかに実施するため、市、県及び関係機関は、諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

第4章 東海地震対応計画

第1節 総則

1. 計画策定の趣旨

昭和53年6月15日、大規模地震対策特別措置法が制定され、同年12月14日に施行された。

この法律は、大規模な地震の発生が予想され、当該地震が発生した場合に著しい地震災害が生じるおそれのある地域を地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）として指定するとともに、強化地域に係る観測体制の強化、防災関係機関、事業所等における地震防災計画の策定等により、地震予知を前提として被害の防止、軽減を図ろうとするものである。

国の中央防災会議は、平成13年度に東海地震の震源等を再検討し、震度6弱以上又は、発生後20分以内に大津波（津波高3m以上）が来襲する市町村を強化地域として指定した。鴨川市は、この地域には含まれていないが、震度5強程度の揺れが予想され、警戒宣言の発令に伴う社会的な混乱の発生も懸念される。

このため、鴨川市防災会議においては、警戒宣言発令に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、地震発生に当たっても被害を最小限にとどめることを目的として本計画を策定することとした。

2. 基本方針

この計画は、次の考え方を基本として作成した。

(1) 計画の内容

計画内容は、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として平常時の社会経済活動を維持しながら

- ① 東海地震注意情報、東海地震予知情報（警戒宣言）の発表に伴う社会的混乱の発生を防止するための対応措置をとること
 - ② 東海地震による被害を最小限にとどめるための防災措置を講ずることにより、市民の生命、身体及び財産の安全を確保すること
- を目的とした。

(2) 計画の範囲

本計画は、原則として、東海地震予知情報（警戒宣言）が発せられたときから、地震が発生又は警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき対応措置を定めたものであるが、東海地震注意情報から警戒宣言が発せられるまでの間においても、混乱が発生することが予想されることから、この間における混乱防止のために必要な対策も盛り込んだものである。

なお、東海地震に係る予防対策及び地震発生後の応急、復旧対策は、第2章、第3章で対処する。

(3) 前提条件

計画策定にあたっての前提条件は、原則として次のとおりである。

- ① 東海地震が発生した場合の千葉県の震度は、ほぼ全域で震度5強程度とする。
- ② 警戒宣言発令時刻は、原則として最も混乱の発生が予想される平日の昼間（概ね午前10

時から午後2時)とする。

警戒宣言が発せられた日及び翌日以降の対応措置は、特に区分しないことを原則とする。ただし、対策別に特に考慮すべき時間帯及び翌日以降の対応が異なる事項については、個別に措置することとした。

- ③ 本市及び各防災機関並びに隣接市町等と関連を有する対策については、事前に調整を図るものとする。

(4) 計画の実施

鴨川市は強化地域外であり、大規模地震対策特別措置法が適用されないことから、本計画の実施にあたっては、行政指導、協力要請によって対処する。

(5) 計画の位置づけ

本計画は、「鴨川市地域防災計画」の第4章として位置づける。

3. 東海地震関連情報の発表

気象庁は、東海地震に関する観測データの変化に対応して、東海地震関連情報を発表する。これらの情報は、テレビ、ラジオ、市防災行政無線等を通じて市民に伝達される。

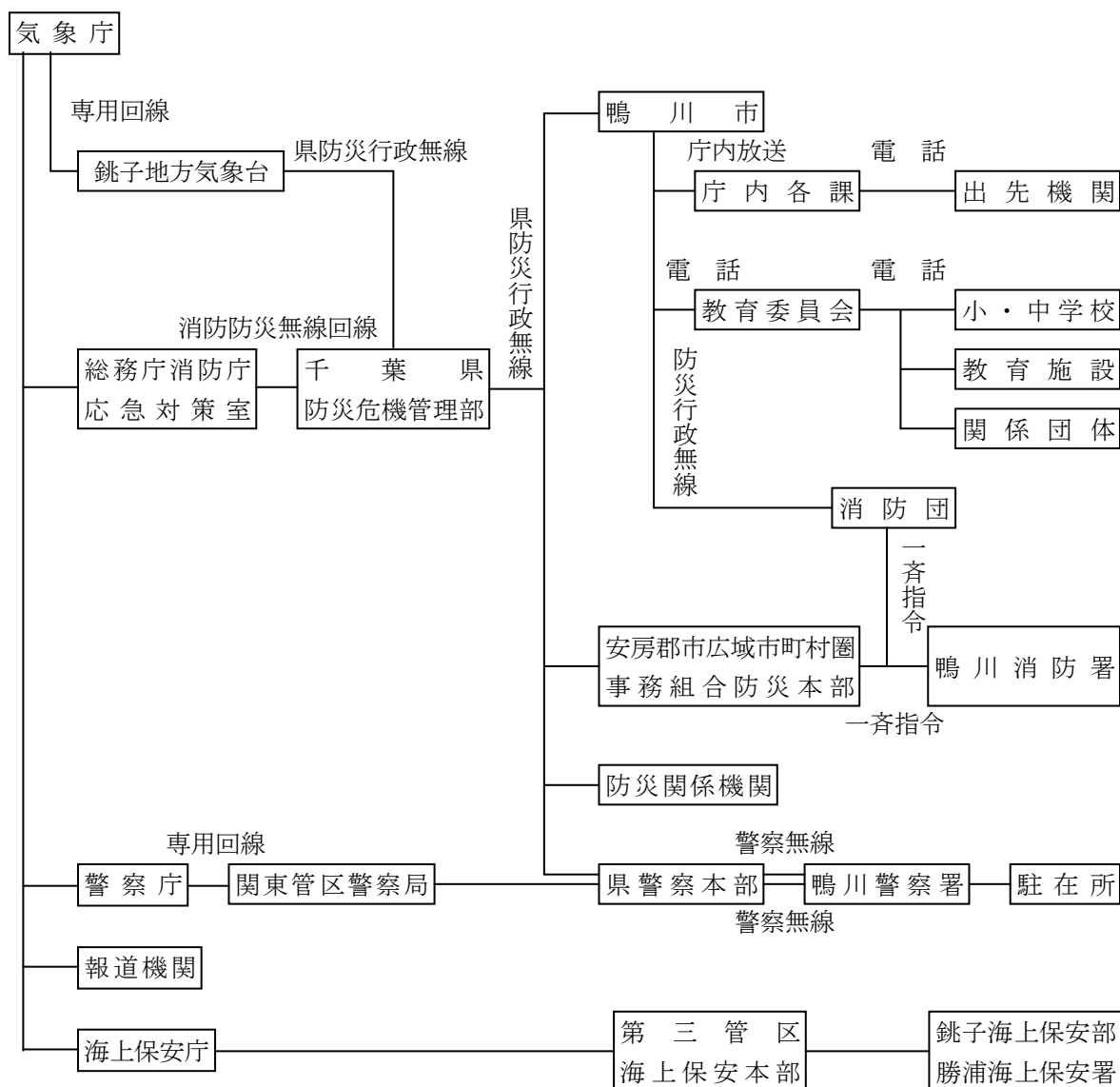
■東海地震関連情報

情報名		発表する基準	強化地域での対応	市の防災体制
東海地震に関連する調査情報(カラーレベル青)	定例	毎月の定例の判定会で評価した調査結果を発表		
	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を発表	特に対策はしない。	通常の体制で対応する。
東海地震注意情報(カラーレベル黄)		観測された現象が前兆現象である可能性が高まった場合	情報収集、行動自粛などの混乱防止措置 気象庁において判定会を開催	災害対策本部設置前体制
東海地震予知情報(警戒宣言が含まれる)(カラーレベル赤)		東海地震の発生のおそれがあると判断した場合(東海地震予知情報を解除する場合)	警戒宣言の発令 交通規制、児童生徒の帰宅措置、列車の運転規制など	災害対策本部

4. 今後の課題

本計画の策定にあたっては、現行の体制下で考えられる可能な範囲内で盛り込むべき対策を定めた。しかし、地震予知を前提とした対応措置は、震災対策上初めてのことであり、具体的対応措置について更に検討を加えていく必要のあるものもある。

今後、市民の意識調査等を通じて、更に充実した計画としていくものとする。



(2) 伝達体制

機 関	内 容
市	消防防災課(勤務時間外は警備員及び日直職員)は、県から東海地震注意情報の通報を受けた時は、直ちにその旨を市各課、事務局及び消防団に伝達する。
	教育委員会は、東海地震注意情報の通報を受けた時は、その旨を幼稚園・小・中学校、出先機関に伝達する。
	各課は、東海地震注意情報の通報を受けた時は、その旨を必要な関係機関、団体等に伝達する。
鴨川警察署	鴨川警察署は、県警察本部から東海地震注意情報の通報を受けた時は、直ちにその旨を署内及び各出先機関に伝達する。
安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部	安房郡市消防本部は、東海地震注意情報の通報を受けた時は、直ちにその旨を消防無線、消防専用電話その他の手段により館山消防署及び鴨川消防署並びに各分署・分遣所に伝達する。
その他の防災機関	県から東海地震注意情報の通報を受けた時は、その旨を部内及び出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関、団体等に伝達する。

(3) 伝達事項

東海地震注意情報に関する伝達事項は、次のとおりとする。

- ① 市及び各防災機関は、東海地震注意情報を伝達するほか、警戒宣言の発令に備えて必要な活動体制及び緊急措置をとることを合わせて伝達する。
- ② その他必要と認める事項

2. 活動体制

(1) 活動体制

東海地震注意情報が出された場合、第2配備体制をとり、消防防災課を中心に必要な部課を動員する。

(2) 東海地震注意情報発表時の所掌事務

市災害対策本部が設置されるまでの間、市消防防災課が関係各防災機関の協力を得て、次の所掌事務を行う。

- ア. 東海地震注意情報、東海地震予知情報等その他防災上必要な情報の収集伝達
- イ. 社会的混乱防止のため必要な措置
- ウ. 県及び関係防災機関との連絡調整

■ 関係機関の活動体制

機 関	内 容
県	(1) 災害対策本部設置準備 緊急連絡体制をとるとともに、県災害対策本部設置準備に入る。 (2) 職員の参集 職員の参集は、第2配備体制とする。 なお、夜間、休日等勤務時間外における職員の参集方法等については、別に定めるものとする。 (3) 東海地震注意情報をうけた時の所掌事務 災害対策本部が設置されるまでの間、防災危機管理部危機管理課

第2編 地震・津波災害編 第4章 東海地震対応計画
第2節 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置

	が関係各防災機関の協力を得ながら、次の事項について所掌する。 ① 東海地震注意情報、その他防災上必要な情報の収集伝達 ② 社会的混乱防止のため必要な措置 ③ 市町村、各防災機関との連絡調整
県警察	(1) 災害警備対策室の設置 (2) 関係機関との連絡調整 (3) 情報の受理伝達等
第三管区海上保安本部	職員の非常招集及び巡視艇の待機の措置をとる。
陸上自衛隊第1空挺団	(1) 第1空挺団に指揮所を開設し、情報、指揮、通信等の整備に着手し、警戒体制を強化する。 (2) 県災害対策本部に連絡班を派遣し、連絡・調整を実施する。
東日本電信電話(株) 千葉支店	防災関係機関等の重要通信を確保するため、次の初動措置を実施する体制をとる。 (1) 通信量、通信疎通状況の監視 (2) 設備運転状況の監視 (3) 輻輳発生時の重要通信確保のための規制措置 (4) 電話利用の自粛等の広報活動
(株) エヌ・ティ・テ ィ・ドコモ(千葉支店) KDDI(株)	東海地震注意情報を受けた場合、次の初動措置を実施する体制をとる。 (1) 通信量、通信疎通状況の監視 (2) 設備運転状況の監視 (3) 輻輳発生時の規制措置
東日本旅客鉄道(株) 千葉支社 東京支社	(1) 地震防災対策本部の設置 東海地震注意情報を受けたときは、支社、地区指導センター長及び、現機関に各地震防災対策本部を設置し、警戒宣言が発令された場合の地震防災応急対策等が円滑に実施できるよう準備体制に入る。 (2) 夜間、休日等において地震対策の関係者は、東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、地震防災対策本部等あらかじめ定められた箇所に参加する。
その他各防災機関	東海地震注意情報を受けた場合、要員を確保し、待機体制をとる。

3. 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの広報

東海地震注意情報発表から警戒宣言が発せられるまでの間においては、原則としてテレビ、ラジオ等により住民に対して冷静な対応を呼びかける広報を行う。

日本放送協会千葉放送局、株式会社ニッポン放送、千葉テレビ放送、株式会社ベイエフエムは、非常配備体制をとり、通常番組を中断し、地震関係の報道を行う。

なお、各現場において、混乱発生のおそれが予測される場合は、各防災機関において必要な対応及び広報を行うとともに、関係機関（県防災危機管理部危機管理課、県警察本部等）へ緊急連絡を行う。

連絡を受けた関係機関は、必要な情報を速やかに市民等へ広報する。

4. 混乱の防止

防災関係機関は、混乱を防止するため、次の対策を実施する。

第2編 地震・津波災害編 第4章 東海地震対応計画
第2節 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置

機 関	体 制
県	各部、各防災機関の協力を得て次により対応する。 (1) 混乱防止に必要な情報を報道機関へ発表する。 (2) 各防災機関が実施する混乱防止措置の連絡調整・実施及びその推進を図る。 (3) その他必要な事項
県警察	民心の安定を図り、混乱を防止するため、次の措置をとる。 (1) 警戒警備等、必要な措置をとる。 (2) 市民等及び自動車運転者のとるべき措置等について広報を実施する。
東日本旅客鉄道(株)	東海地震注意情報を受けた場合、警戒宣言の発令に備えて次により対応する。 (1) 管内全般の列車の運行、旅客の状況、地震防災対策等を的確に把握し、適時報道機関に発表しうる体制を整備するものとする。 ① 東海地震注意情報を受けたときは、強化地域に侵入する予定の旅客列車(同回送列車を含む)以外の列車は、原則として抑止等を行う。 ② 当該地域内を運転する旅客列車(同回送列車を含む)以外の列車は、原則として抑止等を行う。 ③ 東海地震注意情報が報道されたときは、強化地域内を目的としない旅客を主として輸送する列車については、原則として強化地域内への入り込みを規制する。 ④ 強化地域内へ進入する予定の団体臨時列車は、原則として抑止等の手配を行う。 ⑤ 石油類等の化成品を輸送する貨物列車の出発又は通過を知ったときは、必要により出発の見合せ又は抑止等の手配をとる。 (2) 支社社員を派遣するなど、客扱要員の増強を図る。 (3) 状況に応じ適切な放送を実施し、旅客の鎮静化に努める。 (4) 階段止め等の入場制限等の実施と併せ、状況判断を早めに行い、旅客の迂回誘導、一方通行を実施する。 (5) 状況により警察官の応援要請をする。
東日本電信電話(株)	市民及び事業所等による通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが想定されるため、次の措置をとる。 (1) 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。 (2) 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようトラヒック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話(緑・グレー)からの通話は可能な限り疎通を確保する。
(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ	市民及び事業所等による通話が集中的に発生し、携帯電話が著しくかかりにくくなることが想定されるため、次の措置をとる。 (1) 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。 (2) 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようトラヒック状況に応じた利用制限を行う。

第3節 警戒宣言発令に伴う対応措置

1. 活動体制

(1) 市の活動体制

① 災害対策本部の設置

警戒宣言が発せられ、災害の発生するおそれがある場合は、直ちに災害対策本部を設置する。

② 本部の設置場所

災害対策本部は、市役所庁舎4階会議室に設置する。

③ 本部の組織

第2章第1節「災害応急活動体制」による。

④ 所掌事務

ア. 警戒宣言、東海地震予知情報等各種情報の収集伝達

イ. 各防災機関の業務に係る連絡調整

ウ. 社会的混乱防止に係る施策の実施

エ. 報道機関等への情報提供

オ. その他必要な事項

⑤ 職員の動員

第2章第1節「災害応急活動体制」による。

(2) 関係機関の活動体制

機 関	内 容
県	千葉県地域防災計画による。
県警察	(1) 警戒体制の発令 (2) 警備本部の設置
第三管区海上保安本部	(1) 地震災害対策本部の設置 第三管区地震災害対策本部規則により、第三管区本部に地震災害対策本部が設置される。 (2) 地震災害対策本部の組織及び運営 地区地震災害対策本部の組織及び運営は、第三管区地震災害対策本部規則に定めるところによる。 (3) 所掌業務 ① 救援、救助、災害の防除及び維持に関すること。 ② 対策本部船舶の運用に関すること。 ③ 関係機関との連絡、協議及び協力に関すること。
陸上自衛隊第1空挺団	(1) 計画に基づき災害派遣準備を実施

第2編 地震・津波災害編 第4章 東海地震対応計画
第3節 警戒宣言発令に伴う対応措置

機 関	内 容
東日本電信電話（株）千葉支店	(1) 情報連絡室の設置 東日本電信電話（株）千葉支店に情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。 (2) 要員の確保 ① 就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 ② 休日、夜間等においては、非常呼び出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。
（株）エヌ・ティ・ティ・ドコモ（千葉支店） KDDI（株）	(1) 情報連絡室の設置 （株）エヌ・ティ・ティ・ドコモ千葉支店に情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。 (2) 要員の確保 ① 就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 ② 休日、夜間等においては、非常呼び出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。
東日本旅客鉄道（株） 千葉支社 東京支社	(1) 地震災害警戒本部の設置 支社長は、直ちに地震災害警戒本部を設置し、管内の地震災害警戒本部に必要な指示を行い、対策の円滑な推進を図る。 (2) 地区地震災害警戒本部の設置 地区駅長は、直ちに地区地震災害警戒本部を設置し、地区における業務を統括し、応急対策の円滑な推進を図る。 (3) 駅、区等地震災害警戒本部の設置 現業機関の長は、駅、区等地震災害警戒本部を設置し、箇所における業務を統括し、応急対策の円滑な推進を図る。
その他の防災機関	(1) 各防災機関は、所管業務に係る必要な防災体制をとる。 また、県及び市が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その所管業務について適切な指導をとるものとする。 (2) 各防災機関は、所管業務を遂行するために必要な組織及び防災対策に従事する職員の配備等を定めておくものとする。

2. 警戒宣言の伝達及び広報

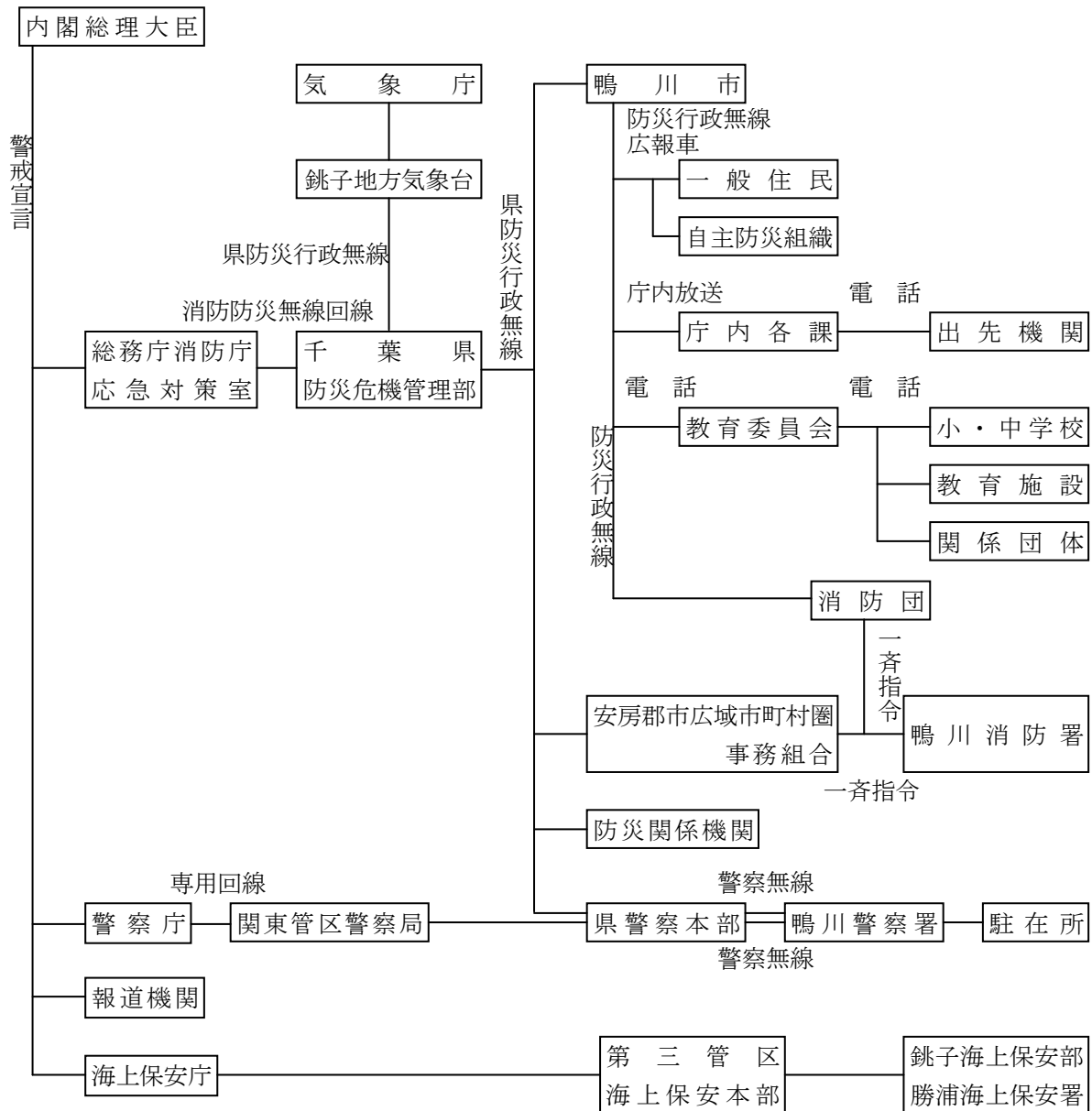
警戒宣言が発せられた場合の対応措置を円滑に実施するため、警戒宣言の発令に関する情報等を迅速、的確に伝達するとともに、住民に対する広報を実施する。

(1) 警戒宣言の伝達

① 伝達系統及び伝達手段

警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達系統及び伝達手段は、下図のとおりとする。

■警戒宣言等の伝達経路



② 伝達体制

- ア. 市は、県から警戒宣言及び東海地震予知情報等を受けたときは、防災対策の遂行上重要な機関、団体に関して、直ちにその旨を伝達する。
- イ. 一般住民に対しては、防災行政無線並びに警察署、消防署、消防団の協力を得て、サイレン吹鳴による防災信号及び広報車等の活用により警戒宣言が発せられたことを伝達する。

警鐘	サイレン
(5点)	(約45秒) (約45秒)
●—●—●—●—●—●—●—●—●—●—	●—●—
	(間隔約15秒)

- 備考 1 警鐘又はサイレンは、適宜継続すること。
- 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。

③ 伝達事項

警戒宣言が発せられた際、伝達する事項は次のとおりとする。

- ア. 警戒宣言等の内容
- イ. 本市への影響予想
- ウ. 各機関がとるべき体制
- エ. その他の必要事項

(2) 警戒宣言時の広報

警戒宣言が発せられた場合、駅、道路における混乱、電話の輻輳等が予想されるので、これらに対処するため、テレビ、ラジオ等による広報のほか、市、県、各防災機関は所管業務を中心に広報活動を積極的に行うものとする。

なお、各現場において、混乱発生のおそれが予想される場合は、各防災機関において必要な対応及び広報を行うとともに、市災害対策本部及び必要な機関へ緊急連絡を行う。

緊急連絡を受けた市災害対策本部は、必要な情報を速やかに市民等へ広報する。

① 市の広報

市は、警戒宣言が発令されたときは、関係防災機関と密接な連絡のもとに、次の事項を中心に広報活動を行う。なお、重要な広報文は、あらかじめ定めておくものとする。

ア. 広報の項目

- (ア) 警戒宣言の内容の周知徹底
- (イ) 住民及び事業所のとるべき防災措置・混乱防止措置
 - a. 火の注意 b. 水のくみおき c. 家具類の転倒防止等
- (ウ) 混乱防止のための対応措置
 - a. 道路交通の混乱防止のための広報
 - b. 電話の輻輳による混乱防止のための広報
- (エ) 避難が必要な地域住民に対する避難の呼びかけ
- (オ) その他地震防災応急対策の内容と実施状況

イ. 広報の実施方法

防災行政無線、広報車等によるほか、自主防災組織等を通じて広報活動を行う。

② 各防災機関の広報

住民及び施設利用者等に対する広報は市に準じて行う。

ア. 広報の項目

- (ア) 警戒宣言の内容の周知徹底
- (イ) 各防災機関の対応状況及び施設利用者等に対する協力体制
- (ウ) その他必要と認める事項
- (エ) 広報の実施方法

イ. 広報の実施方法

各防災機関の広報責任者は、あらかじめ定められた広報計画により職員、外来客、市民等に対する情報伝達の方法を具体的に定めておく。

③ 住民及び事業所の取るべき防災措置・混乱防止措置のあらまし

ア. 情報を集める

(テレビ・ラジオの情報、市の情報等)

イ. 火の始末

- (ア) 火を消す
- (イ) ガスの元栓を締める。プロパンガスボンベを倒れないようにして、元栓を締める。
- (ウ) 危険物を安全な場所に移す。

- (エ) 電気器具のコンセントを抜くなどの安全措置。
- (オ) 火の使用が必要な場所では、十分な注意をする。
- ウ. 児童・園児の引取
- エ. 家の整理
 - (ア) 家族の役割分担
 - (イ) 棚上の物を降ろす
 - (ウ) 家具の転倒防止
 - (エ) 窓ガラスなどにガムテープを貼る
 - (オ) 出入口を確保する
- オ. 水と消火の準備
 - (ア) 消火器、バケツ等の用意
 - (イ) 飲料水の確保及び水の汲みおき
- カ. 身軽な服装(活動しやすい服装、頭を保護するもの等)
- キ. 非常時持出品を確認
 - (ア) 非常時持出袋
 - (イ) 懐中電灯、ローソク類、マッチ、ライター等
 - (ウ) ラジオ等
 - (エ) 応急医薬品
 - (オ) 飲料水、水筒、非常食糧
 - (カ) 衣類、毛布等
 - (キ) その他
- ク. 混乱防止の呼びかけ
 - (ア) デパート、商店街等の買い出しによる混乱防止
 - (イ) 自動車利用の自粛、道路交通混乱の防止
 - (ウ) 時差退社、駅等の交通混雑防止
 - (エ) 電話の集中使用の防止
 - (オ) 金融機関の混乱防止

(3) 報道機関への発表

市災害対策本部は、警戒宣言が発せられた場合、住民、事業所等が社会的混乱の防止と地震に備えてとるべき措置が円滑に実施できるよう、報道機関に対して各種情報の提供を行うこととなっている。

3. 水防・消防等対策

市は、警戒宣言が発せられた場合、出火及び混乱防止等に関して、消防本部と協力して、次の事項を基本として対応措置を講じる。

- ① 正確な情報の収集及び伝達
- ② 火災・水害等防除のための警戒
- ③ 津波危険予想地域、がけ地崩壊危険地域等における避難地域の把握及び警戒避難体制の整備
- ④ 火災発生の防止、初期消火等に関する住民、事業所への広報
- ⑤ 自主防災組織等の防災活動に対する指導
- ⑥ 資機材の点検整備の実施

4. 交通・公共輸送対策

(1) 道路対策

警戒宣言が発せられた場合、道路管理者は緊急点検巡視を行い、道路状況の把握に努め、必要に応じ事前策を講じるとともに、関係機関（県道管理者）との情報の交換を行い、対策の一本化に努める。

① 危険箇所の点検

警戒宣言が発せられた場合、その内容を検討し、災害時に交通の障害となるおそれのある道路、橋梁、トンネルの重点的な緊急点検巡視を実施する。

② 工事中の道路の安全対策

緊急時の支障とならないよう、原則として工事を中止し、安全対策を確立した上で、緊急車等の円滑な通行の確保を図る。

(2) 鉄道対策

警戒宣言が発せられた場合における東日本旅客鉄道（株）の主な対策措置は、次のとおりである。

① 警戒宣言の伝達

ア．機関内部においては指令専用電話及び緊急連絡用電話を使用し、別に定める経路により伝達する。

イ．運転中の列車等の乗務員に対しては、最寄りの駅長等が列車の停車を待って速やかに伝達する。

ウ．旅客等への伝達は次による。

(ア) 駅においては警戒宣言、東海地震予知情報の内容及び列車の運転状況等を放送し、旅客の協力が得られるよう努める。

(イ) 運転中の列車の車掌は、車内旅客に対し、警戒宣言、東海地震予知情報等の内容及び列車の運転状況を放送し、旅客の動揺や混乱防止に努める。

② 混乱防止対策

帰宅ラッシュに伴う混乱防止のため、次の措置をとる。

ア．東日本旅客鉄道（株）の運転計画の概要周知、旅行の自粛、時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅等の呼びかけを行うため、東日本旅客鉄道（株）本社を通じてテレビ、ラジオ等の放送機関及び新聞社等に対して、報道を依頼する。

イ．各駅においては、駅頭掲示及び放送等により利用客に対して運転状況の周知と時差退社、近距離通勤者の徒歩帰宅の呼びかけを行って、理解と協力を要請する。

③ 列車の運転規制

ア．警戒宣言が発令された時の千葉県内の線区の列車の運転規制は次による。

規制速度	線 名	区 間	距 離
45km/h	内房	千倉～ 安房鴨川	22.8km
	外房	御宿～ 安房鴨川	27.9km

イ．駅構内又は専用線内に留置されている化成品（危険品）積載車両で荷役作業を行っている場合は、直ちに安全な箇所を選んで留置する。

④ 乗車券の取扱い

ア．強化地域内着、通過となる乗車券類の発売は停止する。

イ．状況により警戒本部長の指示又は承認を受けて、すべての乗車券類の発売を停止する。

ウ．強化地域を通行する特急列車等各列車は運転を中止するので、発駅まで無賃送還の取扱いをする。

(3) 海上交通対策

海上、港湾関係各機関は万一に備え、海上交通の安全を確保し、港湾内の混乱を防止するため、警戒宣言が発令された時は、次の対策を講じる。

① 海上保安対策等

勝浦海上保安署は、次の対策を講じる。

- ア. 県若しくは海上保安庁から警戒宣言及び東海地震予知情報等の通報を受けた時は、直ちに部内、港湾関係団体に伝達する。
- イ. 港内及びその付近における船舶に対しては、巡視艇等により適宜周辺海域を巡回し、拡声機、横断幕等により周知する。
- ウ. 航行船舶に対しては、第三管区海上保安本部警備救難部運用司令センターを通じ、航行警報又は安全通報によって周知する。
- エ. 海難事故の発生、その他の事情により船舶交通の危険が予想される場合は、船舶の交通を制限又は禁止する。
- オ. 危険物取扱事業所等に対し、海上への危険物流出防止措置を講じるよう指導するとともに、排出油防除資機材の準備を行うよう指導する。
- カ. 工事資機材、木材、定置網、小型船舶等の流出防止を指導する。

② 漁船対策

千葉県水産情報センター及び勝浦漁業無線局は、次の対策を講じる。

- ア. 非常用発電機の点検と始動待機
- イ. 情報の収集と出漁漁船及び近隣漁協に対し無線等による緊急周知
- ウ. 空中線の点検、補強と切断対策の実施
- エ. 送受信機の震動落下物対策（補充部品の防護を含む。）
- オ. 非常用周波数及び他の周波数による緊急呼び出し聴取

5. 上下水道、ガス、電気、通信等対策

(1) 上水道対策

市は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講じる。

① 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、原則として平常どおりの供給を継続する。

また、市民、事業所等が緊急貯水を実施することによって増大する需要に対し、円滑な供給を確保するとともに、発災に備え、緊急給水活動等が迅速に遂行できるよう必要な措置をとる。

② 人員の確保、資機材の点検整備等

ア. 要員の確保等

警戒宣言の発令と同時に応急対策要員を確保するとともに、緊急広報、施設設備の保全、応急給水、施設復旧等に必要な活動体制の確立を図る。また、指定給水装置工事事業者等関係会社との連絡協力体制について確認する。

イ. 資機材の点検整備等

発災に備え、応急対策の実施に必要な資機材、車両等の点検整備及び補完強化を図る。

③ 施設の保安措置等

ア. 警戒宣言時における施設、設備等の保安点検要領をあらかじめ定めておくものとし、警戒宣言が発せられた場合は、これに基づき直ちに点検確認を実施する。

イ. 浄水場においては、薬品類の安全貯蔵に留意し、警戒宣言が発せられた以降は原則として搬入を行わない。

ウ. 浄水池、配水池の水位はできるだけ高水位を維持し、住民、事業所等の緊急貯水に対応できるよう送水量の調整を行う。

エ. 工事中の現場においては適宜工事を中止し、必要な安全措置を講じる。

④ 広 報

警戒宣言が発せられた場合、住民等に対する緊急貯水の呼びかけ、ホームページによる広報等により広報活動を実施する。

広 報 内 容	(1) 警戒宣言時においても、通常の供給が維持されていること (2) 発災に備え、飲料水、生活用水を貯水すること ① 飲料水の汲み置き ポリタンク、フタのできる容器を利用して、3日毎に新しい水に汲み替え、水質保持に留意する。 ② 生活用水の汲み置き 浴槽等を利用し、貯水する。 (3) 発災後、断水が起こった場合の連絡先及び応急給水体制
広 報 手 段	(1) 広報車による広報の実施 (2) 防災行政無線を使用しての広報 (3) ホームページによる広報 (4) 水道工事店の店頭に掲示の依頼

(2) 下水道対策

① 施設等の保安措置

ア. 危険物を取扱う排水機場の運転管理については管理委託業者へ依頼し、保安の徹底に努めるとともに、施設の被害を最小限にとどめ、排水能力の確保に万全を期するため、巡視、点検の強化及び整備を実施する。

イ. 工事現場については工事を中止し、現場の保安措置を講じるとともに、応急資機材の点検、整備を行う。

② 危険物等に対する措置

石油類等についてはタンク等のバルブの閉鎖、火気の使用制限等のほか、付近住民の安全確保のため必要な措置をとる。

(3) ガス対策

ガスボンベの固定や設備の点検を行う。

(4) 電気対策

東京電力（株）は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講じる。

① 電気の供給

警戒宣言が発せられた場合においても、原則として電力の供給は継続する。

② 人員の確保、資機材の点検整備等

ア. 要員の確保

非常災害対策支部構成員は、サービス区域内で震度6弱以上の地震発生、東海地震注意情報あるいは警戒宣言が発せられた場合などの情報を知ったときは、速やかに所属する事業所に参集する。

イ. 資機材の確保

警戒宣言が発せられた場合、各支部は、工具、車輛、舟艇、航空機、発電機車及び変圧器車等を整備、確保して応急出動に備えるとともに、手持資機材の数量確認及び緊急

確保に努める。

③ 施設の予防措置

警戒宣言が発せられたときは、東海地震予知情報等に基づき、電力施設に関する次に掲げる各号の予防措置を講じる。この場合において地震発生危険性の鑑み、作業上の安全に十分配慮した判断を行うものとする。

ア. 特別巡視及び特別点検等

東海地震予知情報等に基づき電力施設に対する特別巡視、特別点検及び機器調整等を実施する。

イ. 通信網の確保

保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制の確立を行う。

また、東日本電信電話（株）、鉄道、警察、消防及び関係機関と連携を密にし、通信網の確保に努める。

ウ. 応急安全措置

仕掛け工事及び作業中の各電力施設については、状況に応じた設備保全及び人身安全上の応急措置を実施する。

④ 広 報

感電事故、漏電による出火を防止するため、次のとおり広報活動を実施する。

広 報 内 容	(1) 無断昇柱、無断工事をしないこと (2) 断線、電柱の倒壊折損等を発見した場合には、絶対に手を触れず、カスタマーセンターへ通報すること (3) 屋外へ避難する場合は、安全器又はブレーカーを切ること (4) 地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと (5) その他必要な事項
広 報 手 段	(1) 報道機関（テレビ、ラジオ等）による広報 (2) 広報車等による広報

(5) 通信対策

【東日本電信電話（株）千葉支店が実施する通信対策】

東日本電信電話（株）千葉支店は、警戒宣言の発令に当たっては、情報が正確かつ迅速に伝達された防災対策上有効に機能されるよう、防災機関等の重要通信を確保するとともに、一般市民に大きな支障をきたさないことを基本として、次のとおり対処する。

① 要員の確保

応急対策等の業務を実施するために必要な要員の確保は、次による。

ア. 就労中の職員は、原則として応急対策等所定の業務に従事する。

イ. 休日、夜間等においては非常呼び出しを行い、必要な要員を確保する。

② 情報連絡室の設置

警戒宣言の受報後、千葉支店は速やかに情報連絡室を設置し、情報の収集及び伝達を行う。

③ 資機材の点検、確認等

警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとる。

ア. 局用予備電源設備、移動電源車、携帯用発動発電機、可搬無線機、移動無線機等の点検、確認

イ. 応急ケーブル等災害復旧用資材、車両の確認

ウ. 工事中施設等の安全措置

④ 応急対策

ア. 電話の輻輳対策

警戒宣言の発令により、防災機関等による重要な情報連絡及び一般市民による家族間の連絡等の急増による電話輻輳が懸念されることから、次の考え方で対処する。

(ア) 防災機関等の重要な通話は最優先で疎通を確保する。

(イ) 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようにトラヒック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話（緑、グレー）からの通話は可能な限り疎通を確保する。

イ. 手動通話、番号案内

(ア) 非常、緊急通話の取扱いは確保することとし、その他“100”番通話に対しては、可能な限り取り扱う。

(イ) 番号案内業務は、可能な限り取り扱う。

ウ. 電 報

非常、緊急電報の取扱いは確保することとし、強化地域内に向けて発信する電報は、遅延承知のものに限り受け付ける。

エ. 窓口業務

平常業務を行う。

⑤ 電話の輻輳時の広報

電話が輻輳した場合には、利用者の電話利用の自粛の協力を得るため、報道機関に対して次の広報文により広報を依頼する。

「〇〇地方の電話はただ今混み合っかかりにくくなっております。防災機関、災害救助機関などの緊急の通信を確保するため、〇〇地方への電話のご利用はできるだけ控えていただくようお願いします。」

【(株) エヌ・ティ・ティ・ドコモ千葉支店及びKDD I (株) が実施する通信対策】

(株) エヌ・ティ・ティ・ドコモ千葉支店は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講ずる。

① 基本方針・要員の確保・情報連絡室の設置

東日本電信電話（株）千葉支店に準じる。

② 資機材の点検、確認等

ア. 可搬型無線基地局装置、移動電源車等の点検、確認

イ. 災害復旧用資機材、車両の確認

ウ. 工事中施設等の安全対策

③ 応急対策

警戒宣言の発令により、防災機関等による重要な情報連絡及び一般市民による家族間の連絡等の急増による携帯電話の輻輳が懸念されることから、次の考え方で対処する。

ア. 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。

イ. 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようにトラフィック状況に応じた利用制限を行う。

6. 学校・病院・社会福祉施設等対策

(1) 学校対策

市は、警戒宣言が発せられた場合には、児童生徒等の安全を確保するとともに、学校施設の保全を図るため、次のとおり対処する。

- ① 警戒宣言発令後は、直ちに授業を中止し、地域防災計画により下校（避難場所への移動を含む。以下「下校」という。）の措置をとる。
- ② 児童生徒等の下校方法については、安全を確かめ実態に応じて下校させる。
 - ア. 通学（園）路の安全を確認し、集団で下校させるか、又は連絡網を通じ保護者の来校を求めて下校させる。
 - イ. 交通機関を利用している児童生徒等については、その運行と安全を確かめて下校させる。
 - ウ. 引き渡し相手は原則として保護者とするが、種々の事情を考慮し保護者以外の者が引き取り手とならざるをえないときは、事前に把握し混乱のないようにする。
- ③ 学校に残留し、保護する児童生徒等については、人数をあらかじめ把握し、職員の職務内容に従って対処する。
- ④ 家族への連絡は通信不能の事態も考慮の上、迅速かつ正確にできるようその手段を定め、徹底させておく。
- ⑤ 警戒宣言が解除されるまで、臨時休校とする。
- ⑥ 防災上急務と思われる校舎内外の施設・設備（理科室、調理室、工作室、戸棚類、下駄箱、がけ下、万年堀、校舎間等）の安全確認をし、必要な措置をとる。
- ⑦ 実践的な防災計画により、職員一人ひとりが迅速適切な行動をとる。
- ⑧ 地域の関係機関・団体との連携を密にし、対応する。

(2) 病院対策

警戒宣言が発せられた場合の医療体制は、次の事項を基本方針とし、民間医療機関に対しては市医師会等を通じて県立病院に準じた対応を要請する。

- ① 外来診療は、可能な限り平常どおり行う。
- ② 手術及び検査は、可能な限り延期する。
- ③ 警戒宣言の発令を外来及び入院患者に伝達するとともに、過剰な不安を与えないよう必要な措置をとる。
- ④ 入院患者の安全確保に万全を期す。
- ⑤ 建物及び設備の安全点検を行い、薬品、危険物等の安全対策を図る。
- ⑥ 水及び食糧の確保を図る。

なお、国保病院の具体的対応は、次のとおりである。

ア. 診療方針

- (ア) 外来患者については、状況に応じ可能な限り平常どおり診療を行う。このための職員の確保は、あらかじめ定められた方法により行う。
- (イ) 入院患者のうち退院及び一時帰宅を希望する者には、担当医師の判断により許可を与える。
- (ウ) 手術、検査については、医師が状況に応じて適切に対処する。
- (エ) 救急患者の受入れ体制を講じる。
- (オ) 手術中の場合は、医師の判断により安全措置を講じる。
- (カ) 手術予定者については、緊急やむを得ない場合を除き、延期するなどの措置を講

じる。

イ. 来院者、入院患者等に対する情報の伝達、取るべき行動に関する指示

(ア) 収集された情報は、入院患者等に不安を与えないよう、必要に応じ適宜連絡、伝達する。

(イ) 外来患者のうち特に急を要する患者以外に対しては、受診の自粛を事前に呼びかける。

ウ. 入院患者の安全確保、施設の保安措置等

(ア) 建物、設備の内外部の点検を強化し、危険物及び可燃性の設備については、発災による被害の防止又は軽減を図るため、あらかじめ定められ点検責任者が直ちに必要な措置を講じる。

(イ) 非常用設備の試運転、非常用備品の確保を講じる。

(3) 社会福祉施設等対策

社会福祉施設等は、警戒宣言が発せられた場合において、迅速かつ的確な防災措置を講じることにより、施設及び要保護者等の安全を確保するため、次の事項を基本として、あらかじめ対応計画を定めておくものとする。

なお、計画は通所（園）施設、収容施設の別及び通所（園）者、収容者の特性等を考慮し、各施設の実態に即した具体的措置について定める。

① 情報の受伝達

職員間及び保護者との連絡方法、代替手段等

② 施設の防災点検

応急補修、設備備品等の転倒、落下の防止措置等

③ 出火防止

消火器等の点検、緊急貯水等

④ 通所（園）者、入所者等の安全確保

応急救護体制、避難スペースの確保、食料、飲料水、医薬品、衛生材料、生活物資の確保、救護運搬用具等の確保

⑤ 要保護者の引き取り方法及び引き取りがない場合の措置

⑥ 保護者に対する当該施設の対応計画の事前周知措置

⑦ その他必要な事項

7. 避難対策

警戒宣言発令時においても、原則として避難する必要はないが、地震の発生によりがけ崩れ、山崩れ、地すべり等の危険性が特に高い地区にあつては、市長は住民の生命及び身体を保護するため、あらかじめ避難対象地区を選定しておくものとする。

なお、警戒宣言が発せられた場合には、避難対象地区に対して避難の勧告又は指示を行い、住民を安全な場所へ避難させるため、次により対応措置を講じるものとする。

(1) 警戒宣言時の措置

① 避難勧告・指示

市長は、消防署等関係機関と協力して、広報無線、広報車等により速やかに避難勧告又は指示を行う。

② 避難所の確認

ア. 落下物、転倒物の予防措置を確認する。

イ. 防災設備等を確認する。

ウ．給食、給水用資機材を確認する。

エ．衣料品等生活必需物資を確認する。

- ③ 情報伝達体制の確認
避難所におけるラジオ、無線機等による情報伝達体制を確認する。
- ④ 関係機関に対する通知
避難所を開設した場合は、速やかに、市、消防署等関係機関に通知する。
- ⑤ 職員の派遣
避難所を開設した場合は、管理運営に必要な職員を派遣する。
- ⑥ 要配慮者に対する援護措置
- ⑦ 幼児、児童、高齢者、病弱者等、他人の援護を要する者に対して必要な援護を行う。
- ⑧ 給食、給水措置
給水活動を行うとともに、食事が確保できない者に対して必要な援護を行う。
- ⑨ 生活必需物資の給与
- ⑩ その他
避難終了後、消防署等と協力の上、避難対象地区の防火、防犯パトロールを行う。

(2) 事前の措置

市長は、警戒宣言発令時に避難活動が円滑に遂行できるよう、あらかじめ次により対応措置を講じておくものとする。

- ① 避難対象地区の選定
関係機関とあらかじめ連絡調整を図ったうえ、がけ崩れ、山崩れ、地すべり等により災害発生の危険性が特に高い地区を把握しておく。
- ② 避難所の指定
避難者を一時的に収容、保護するため、学校、公民館等を避難所として指定する。
- ③ 避難勧告、指示体制の確立
広報無線、広報車等による避難勧告又は指示体制を確立しておく。
- ④ 情報伝達体制の確立
避難所におけるラジオ、無線機等による情報伝達体制を確立しておく。
- ⑤ 要配慮者に対する援護体制の確立
幼児、児童、高齢者、病弱者等、他人の援護を要する者の把握に努めるとともに、警戒宣言時における援護体制を確立しておく。
- ⑥ 住民に対する周知
避難対象地区の住民に対し、避難対策措置に係る必要事項について周知徹底させておく。

8. 生活物資対策

市は、警戒宣言において、次の措置をとる。

- ① 食料及び生活必需品を取扱うスーパーマーケット、小売店等に対し、できるだけ営業の継続、売り惜しみをしないよう呼びかける。
- ② 市民に対して、スーパーマーケット、小売店等の営業状況及び買い占め・買い急ぎ等の抑制を広報車、防災行政無線等により呼びかける。

9. 金融対策

金融機関及び郵便局は、警戒宣言時において、次の措置をとる。

(1) 金融機関の措置

- ① 金融機関及び郵便局は、できるだけ窓口業務を確保する。
- ② 金融機関及び郵便局は、顧客及び従業員、職員の安全に十分配慮する。
- ③ 金融機関及び郵便局は、店頭の顧客に対しては警戒宣言発令を直ちに伝達するとともに、その後の来客に備え、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて、告示するように配慮する。

(2) 市の広報

広報車、防災行政無線等により呼びかけを行う。

- ① 市民に対しては、金融機関、郵便局の営業状況
- ② 急いで預金を引き出す必要のないこと

(3) 市税の対応措置

- ① 警戒宣言発令による交通混乱等が発生、市税の申告、納税が困難な場合には、その期限の延長等について状況に応じ適切に対処する。
- ② 警戒宣言発令中において、市の一部又は全部の地域に災害が発生した場合には、市税の減免及び申告、納付等の期限の延長等について、適切な措置を講ずる。
県においても、県税は前記同様な対応措置をとることとしている。

10. 救護救援・防疫対策

(1) 救護救援対策

- ① 医療関係機関の対応
医療関係機関がとる措置は次のとおりである。

県病院局	(1) 警戒宣言が発せられた場合、病院内に災害対策本部を設置し、県本部等関係機関との情報交換を密にする。 (2) 医師、看護師等、医療技術職員及び事務職員を配置待機させる。 (3) 医薬品、医療機器等の確保配置及び点検を行う。 (4) 病院内の施設を再点検し、余剰スペース等を利用するなど被災者多数の受入れ体制を整える。 (5) 病院内の施設、設備、危険物等の点検と保安対策を行う。
日本赤十字社 千葉県支部	警戒宣言が発せられた場合は、別に定めた日本赤十字社救護規則により、非常体制配備の活動体制を整えるとともに、支部に災害警戒本部を設置し、次の業務を行う。 (1) 非常無線通信体制と統制局の設置 情報の収集、伝達の迅速確実を期するため、赤十字業務用無線局は傍受体制を整えるものとし、支部基地局（につせきちば）が統制局となる。 (2) 救護班の待機 成田赤十字病院に対して、初動救護班1個班の待機を指示する。 (3) 血液業務 ① 千葉県赤十字血液センターに対して、採血業務を一時中止し、献血者に広報を行うとともに、供給体制を強化するよう指示する。 ② 移動中の採血車、供給移動中の車両に対して、早急に業務終了し、帰還させるよう指示する。

	(4) 生活物資、防災資材、人員などの配備手配 警戒宣言が発せられた場合、応急救護等が必要となる事態に備え、あらかじめ保有している物資、医薬品等の数量の確認を行うとともに、発生に際し、県及び市町村等からの要請があった場合は、直ちに出動措置が円滑に遂行されるよう必要な準備を講じるものとする。
千葉県医師会	(1) 地区医師会に対して、発災に備え連絡体制を確保するよう指示する。 (2) 会員、医療機関に対して、発災後の負傷者への対応を要請する。
千葉県 歯科医師会	(1) 地区歯科医師会に対して、発災に備え連絡体制を確保するよう指示する。 (2) 会員、医療機関に対して、発災後の負傷者への対応を要請する。

(2) 防疫対策

① 県が行う業務

- ア. 健康福祉センターは、検病調査及び健康診断の必要が予想されるため、地区医師会の協力を得て班（1班の編成：医師1名、保健師又は看護師1名、その他2名）の編成を行う。
- イ. 災害発生後の防疫情報及び防疫活動について、健康福祉センターは、管轄市に周知徹底を図る。
- ウ. 防疫活動に必要な人員、資材（主に薬剤、ワクチン等）の輸送は、必要に応じ、全健康福祉センター及び県の車両を動員するので、配車等の指示を各機関に行う。
- エ. 健康福祉センターは、当該市町村が被災地で供給する飲料水の検水準備を行うとともに、市に対し、飲料水の安全確保について指導する。

② 市が行う業務

- 健康福祉センターの指導及び指示に基づき、次の業務を行う。
- ア. 防疫作業員の雇上げ及びその組織化等について準備する
- イ. 災害発生後、必要と思われる防疫用の器具、器材の整備及び薬剤備蓄量について確認する。

11. その他の対策

(1) 食料の確保

- ① 市は、米穀の確保にあたっては、県に対し災害応急食料割当申請を行えるよう準備体制をとる。
- ② 米穀小売販売業者又は卸売業者等へとう精準備体制をとるよう指示する。
- ③ 「物資の供給協力に関する協定」締結先である民間業者（団体）に対して、在庫確認及び出庫準備体制をとるよう要請する。

(2) 緊急輸送対策

地震発生後の応急対策に必要な物資、車両等について関係機関の協力を得て確保する。

(3) 市が管理・運営する施設対策

警戒宣言が発令された場合、市が管理運営する社会教育施設等については、原則として開館、開催を自粛するものとする。

なお、行事が予定されているときは、主催者に自粛の協力を呼びかける。

また、各施設においては、職員の役割分担の確認を行い、防災用施設、設備の作動準備、

危険箇所の応急点検、危険物の保安措置等を講じる。

(4) 危険な動物の逃走防止

警戒宣言発令時において危険な動物の飼育者等に対し、二重施錠の確認補修等逃走防止対策の強化を指示する。

なお、飼育者等が警戒宣言発令時においてとるべき措置は、次のとおりである。

- ① 危険な動物の飼育及び保管に関する条例により、あらかじめ届け出た緊急措置をとる。
- ② 動物が施設から逃走したときは、同条例により、知事、市長、警察官その他関係機関へ通報するとともに、当該動物の処分、捕獲、その他必要な措置を講じる。

第4節 住民等がとるべき措置

東海地震が発生した場合、千葉県は震度5強程度になると予想されているところから、ところによっては、次のとおり被害の発生が予想される。

- (1) 壁に割れ目が入る
- (2) 墓石・石どうろうが倒れる
- (3) 煙突・石垣などが破損する
- (4) 軟弱な地盤では、割れたり崩れたりする
- (5) ブロック塀が倒壊する
- (6) 処方箋のコピーを用意しておく

また、東海地震注意情報発表及び警戒宣言の発令等に伴い、社会的混乱が発生することも予想される。このため、国、県、市を始め、防災関係機関は、一体となって社会的混乱の防止を図るものであるが、これらの機関がすべての防災活動を行うことは不可能であり、住民、自主防災組織、事業所がそれぞれの立場で防災活動を行うことが重要な役割を果たすものと思われる。

本章では、住民、自主防災組織、事業所が平常時、東海地震注意情報発表、警戒宣言発令時にそれぞれとるべき措置基準を示すものとする。

1. 住民のとるべき措置

区 分	と る べ き 措 置
平 常 時	(1) 家や塀の耐震化を促進する。 ① 家屋の耐震診断を行い、弱いところは補強する。 ② ブロック塀、石塀、門柱を点検し、不適格なものは改築、補強する。 (2) 家具類の転倒、落下防止措置をとる。 ① タンス、食器棚、ピアノ等の重い家具、倒れやすい家具は壁に固定する。 ② 家具類の上に重いものやガラス類を置かない。 ③ 窓ガラスのパテ等を点検し、弱い部分は補強する。 (3) 火気使用器具の点検整備及び火気管理を励行する。 ① ガスコンロ、ガストーブ等の定期点検を行う。 ② プロパンガスボンベ等は固定し、設備の定期点検を行う。 ③ 火気使用場所の不燃化を図り、整理整とんする。 ④ 火気使用場所周辺に易・可燃性物品（灯油、ベンジン、アルコール、スプレー、食用油、塗料等）を置かない。 (4) 消火器、消火用水の準備をする。 ① 出火に備えて、消火器、バケツ等を準備しておく。 ② 出火に備えて、風呂の水を常にためておく。

第2編 地震・津波災害編 第4章 東海地震対応計画
第4節 住民等がとるべき措置

区 分	と る べ き 措 置
平 常 時	(5) 非常用飲料水、食料の準備をする。 ① 飲料水は、市販のミネラルウォーターか水筒、水袋、ポリタンク等に入れて3日以上準備しておく（1人1日分の生命水約3リットル）。 ② 食料は、長期保存ができる食品（米、乾パン、乾メン、インスタント食料、漬物、梅干、缶づめ、みそ、しょう油、塩など。）を3日分程度準備しておく。 (6) 救急医薬品の準備をする。 ① お薬手帳を用意しておく。 ② 傷薬、胃腸薬、目薬、脱脂綿、包帯、ばんそうこう、三角布などを救急箱等にいれて準備しておく。 (7) 生活必需品の準備をする。 下着、毛布、タオル、石けん、ちり紙、マッチ、ろうそく等を準備しておく。 (8) 防災用品の準備をする。 ラジオ等、懐中電灯、ヘルメット、ビニールシート、かなづち、バール、のこぎり、スコップ、なた、ロープ等を準備しておく。 (9) 防災講習会、訓練へ参加する。 市、消防署、自主防災組織が行う防災講習会、訓練に積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。 (10) 家族で対応措置の話し合いをする。 ① 東海地震注意情報、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担を話し合っておく。 ② 警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので、各自の行動予定を話し合っておく。 ③ 発災した場合の避難場所、避難経路、安否の確認方法を話し合っておく。 (11) 自主防災組織に積極的に参加する。
東海地震注意情報発表から警戒宣言が発令されるまで	(1) テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手し、冷静な行動をとる。 (2) 電話の利用を自粛する。 (3) 自家用車の使用を自粛する。 (4) 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。 (5) 不要な預貯金の引出しを自粛する。

第2編 地震・津波災害編 第4章 東海地震対応計画
第4節 住民等がとるべき措置

区 分	と る べ き 措 置
警 戒 宣 言 が 発令されてから 地震発生まで	(1) 警戒宣言情報を入手する。 ① 市町村等の防災信号（サイレン、半鐘）等に接したときは、直ちにテレビ、ラジオで正しい警戒宣言情報を入手する。 ② 市、県、警察署、消防署等防災機関の関連情報に注意する。 (2) 家具類の転倒、落下防止措置を確認する。 ① 家具、棚等の上の重いものをおろす。 ② 窓ガラスにガムテープ、ビニールテープ等をはる。 ③ ベランダの置物をかたずける。 (3) 火気使用器具の安全確認と火気管理を確認する。 ① 火器の使用は最小限にし、いつでも消火できるようにする。 ② ガス器具等の安全設備を確認する。 ③ プロパンガスボンベの固定措置を確認する。 ④ 火気使用場所及び周辺の整理整頓を確認する。 (4) 消火器、消火用水の置き場所を確認する。 (5) ブロック塀、石塀、門柱を点検する。 危険箇所には安全措置をとり、付近に近寄らせないようにする。 (6) 非常用飲料水、食糧を確認する。 (7) 救急医薬品を確認する。 (8) 生活必需品を確認する。 (9) 防災用品を確認する。 (10) 電話の使用を自粛する。 市、県、放送局等防災機関に対する電話による問い合わせは控える。 (11) 自家用車の利用を自粛する。 ① 路上に駐車中の車両は、空地、駐車場に移動する。 ② 走行中の車両は、減速走行し、目的地まで到達した後は車を使わない。 (12) 幼児、児童生徒、高齢者、病者の安全を確認する。 ① 幼児、児童生徒、高齢者、病者（臨床者）が安全な場所にいるか確認する。 ② 幼児、児童、生徒が登園、登校している場合は、定められた園、学校との打ち合せ事項により対応措置をとる。 (13) エレベーターの使用をさける。 (14) 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。 (15) 不要な預貯金の引出しを自粛する。

2. 自主防災組織のとりべき措置

区 分	と る べ き 措 置
平 常 時	(1) 組織の編成と、各班の役割を明確にする。 (2) 防災知識の普及活動を行う。 ① 各戸に対して出火防止、倒壊物予防措置を呼びかける。 ② 地域内の危険物集積地区、延焼拡大危険地区、山崩れ、がけ崩れ等災害危険箇所を把握する。 ③ 地域内の消防水利を把握する。 ④ 地域内のブロック塀、石塀、門柱、擁壁等の安全点検を行う。 ⑤ 防災知識に関するチラシ、パンフレット等を作成し、各戸に配布する。 (3) 防災訓練を行う。 災害時に備えて情報連絡訓練、消火訓練、給食給水訓練、救出救護訓練等を行う。 (4) 火気使用器具の点検及び火気管理の励行を指導する。 ① 各戸に対して火気使用器具、使用場所の点検を指導する。 ② 各戸に対して易・可燃性物品の点検を指導する。 ③ プロパンガスボンベの点検を指導する。 (5) 防災資機材等を整備する。 地域の実情に応じて情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水資機材等を整備しておく。 (6) 情報の収集、伝達体制を確立する。 ① 市、消防署等防災機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して伝達する体制を確立しておく。 ② 地区ごとに収集伝達すべき情報を定めておく。
東海地震注意 情報発表から 警戒宣言が発令 されるまで	(1) テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手する。 (2) 地域住民に対して、冷静な行動をとるよう呼びかける。
警 戒 宣 言 が 発令されてから 地震発生まで	(1) 自主防災組織の活動体制を確立する。 ① 自主防災組織の編成を確認する。 ② 自主防災組織本部を設置する。 ③ 自主防災組織の役割分担を確認する。 (2) 市、消防署等防災機関から伝達された警戒宣言情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して周知する。 (3) 地域住民に対して住民のとりべき措置を呼びかける（「1. 住民のとりべき措置」を参照のこと）。 (4) 防災資機材等を確認する。 (5) 幼児、児童、生徒、老人、病弱者の安全対策措置を呼びかける。 (6) 食料、飲料水の確保及び調達方法を確認する。

(注) 自主防災組織が結成されていない地域にあっては、自治的活動をする団体(区・町内会等)が、この基準に準拠して対応措置をとる。

3. 事業所のとるべき措置

区 分	と る べ き 措 置
平 常 時	消防法により消防計画、予防規定を定めなければならない事業所はもとより、その他の事業所においても、あらかじめ防災責任者（消防法で言う防火管理者に当たるもの）を定め、防災計画を作成するものとする。防災計画作成上の留意事項は次による。 (1) 自衛防災体制の確立 ① 防災責任者の選定及び自衛防災組織の結成 ② 組織の役割分担の明確化 (2) 教育及び広報活動 ① 従業員の防災知識の高揚 ② 従業員の安否確認方法、従業員の帰宅対策 ③ 従業員の顧客に対する安全対策措置に係る教育研修 (3) 防災訓練 災害時に備えた、情報連絡訓練、消火訓練、救出救護訓練、顧客の誘導訓練 (4) 危険防止対策 ① 施設、設備の定期点検 ② 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下防止措置 (5) 出火防止対策 ① 火気使用器具、設備及び火気使用場所の定期点検 ② 消防水利、機材の整備点検 ③ 商品の整備点検 ④ 易・可燃性物品の管理点検 (6) 消防資機材等の整備 情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を整備する。 (7) 情報の収集、伝達体制の確立 ① 市、消防署等防災機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に顧客従業員に対して伝達する体制を確立する。 ② 事業所の実状に応じた、収集伝達すべき情報を選定する。
東海地震注意 情報発表 (報道開始時) から警戒宣言が 発令されるまで	(1) テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手する。 (2) 自衛防災体制を準備、確認する。 (3) 消防計画等により警戒宣言時にとるべき措置を準備、確認する。 (4) その他、顧客、従業員に対する安全対策措置等、必要に応じて防災措置をとる。
警 戒 宣 言 が 発令されてから 地震発生まで	(1) 自衛防災組織の活動体制を確認する。 ① 自衛防災組織の編成を確認する。 ② 自衛防災本部を設置する。 ③ 自衛防災本部の役割分担を確認する。 (2) 情報の収集、伝達体制をとる。 市、消防署等防災機関及びテレビ、ラジオ等により入手した情報を、正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する。

第2編 地震・津波災害編 第4章 東海地震対応計画
第4節 住民等がとるべき措置

区 分	と る べ き 措 置
警 戒 宣 言 が 発令されてから 地震発生まで	(3) 危険防止措置を確認する。 ① 施設、設備を確認する。 ② 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下防止措置を確認する。 (4) 出火防止措置を確認する。 ① 火気器具等の使用は原則として自粛するものとし、やむを得ず使用する場合は最小限とし、いつでも消火できる体制をとる。 ② 火気使用場所及び周辺を確認する。 ③ 消防水利、機材を確認する。 ④ 易・可燃性物品を確認する。 (5) 防災資機材等を確認する。 情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を確認する。 (6) 食料品等生活必需物資を販売（取扱い）する事業所においては、市民生活の確保と混乱防止のため、原則として営業を継続する。 (7) 不特定かつ多数の者が出入する劇場、映画館、百貨店、旅館及び地下街の店舗等においては、混乱防止のため、原則として営業を自粛する。 (8) 石油類、火薬類、高圧ガス等、出火、爆発等周辺地域に対して危険な影響を与える可能性のある事業所においては、原則として営業を自粛する。 (9) バス、タクシー及び生活必需物資を輸送する車両以外の車両の使用は、原則として自粛する。 (10) 一般事業所においては、原則として平常営業とするが、特に従業員を退社させる必要のある事業所においては、駅、停留所、道路の混雑状況及び警戒宣言情報の内容等を考慮して、時差退社させる。 なお、近距離通勤者については、徒歩等によるものとし、原則として交通機関を利用しない。 (11) 電話の使用を自粛する。 市、県、放送局等防災機関に対する電話による問合せは控える。 (12) 不要な預貯金の引出しを自粛する。

第 3 編 風水害等編

鴨川市地域防災計画

第3編 風水害等編

第1章 災害予防計画	1
第1節 水害予防対策	1
1. 河川改修等に関する治水事業	1
2. 浸水予想区域の調査把握	1
3. 道路災害による事故防止	2
4. 気象（降水量）、河川流量等の観測	2
5. 電力施設洪水対策	2
6. 通信施設水害防止対策	2
第2節 高潮予防対策	4
1. 海岸高潮対策	4
2. 海岸防災林造成事業	4
3. 高潮に対する自衛体制の確立	4
第3節 土砂災害予防対策	5
1. 土砂災害防止対策	5
2. 国土保全事業の推進	5
3. 防災知識の普及・啓発	7
第4節 雪害予防対策	8
1. 道路雪害防止対策	8
第5節 風害予防対策	9
1. 電力施設風害防止対策	9
2. 通信施設風害防止対策	9
第6節 防災施設等の整備	10
1. 災害用備蓄の整備	10
2. 水防用資機材の整備	11
3. 避難施設の整備	11
4. 災害通信施設の整備	11
第7節 消防体制の整備	12
1. 消防団及び常備消防体制の充実、強化	12
2. 消防団員の確保	12
3. 消防施設の整備	12
4. 消防職員、団員等の教育訓練	13
5. 市町村相互の応援体制	13
6. 消防思想の普及	14
第8節 地域防災力の向上	15
1. 防災知識の普及・啓発	15
2. 広報すべき内容	16
3. 教育訓練計画	16
4. 自主防災組織の育成、強化	17
第9節 要配慮者の安全確保対策	20
1. 在宅要配慮者に対する対応	20

2. 社会福祉施設等における防災対策	21
3. 外国人に対する防災対策	22
第2章 災害応急対策計画	23
第1節 災害応急活動体制	23
1. 初動体制	23
2. 配備体制	23
3. 職員の動員	24
4. 災害警戒本部	24
5. 災害対策本部	25
第2節 情報収集伝達	33
1. 情報連絡体制	33
2. 気象情報等の収集伝達	34
3. 被害情報の収集・調査	37
4. 災害報告	37
第3節 災害広報・広聴活動	40
1. 市の行う広報	40
2. 避難所での広報	41
3. 報道機関への対応	41
4. 被災者相談	42
第4節 災害救助法の適用	43
1. 災害救助法の適用基準	43
2. 被災世帯の算定	43
3. 災害救助法の適用手続き	44
4. 救助の実施	45
第5節 広域応援・自衛隊派遣要請	46
1. 自治体等への応援要請	46
2. 消防の広域応援要請	48
3. 自衛隊の災害派遣	48
第6節 水防	51
1. 水防組織	51
2. 出動準備並びに出動	51
3. 避難のための立退き	51
4. 水防解除	52
5. 協力応援	52
6. 水防体制の強化	52
第7節 警備・交通・輸送	53
1. 警備計画	53
2. 交通規制	54
3. 緊急輸送路の確保	55
4. 緊急通行車両等の確認	56
5. 緊急輸送の実施	56
第8節 避難対策	59
1. 避難の勧告・指示	59
2. 警戒区域の設定	61
3. 避難誘導	62

4. 避難所開設	63
5. 避難所の運営	63
6. 避難所設備の整備	64
7. 避難者への支援	65
8. 要配慮者の避難対策	65
9. 広域避難	66
10. 避難所の集約及び解消	66
第9節 救助・救急・消防	67
1. 救助活動	67
2. 救急活動	67
3. 消防活動	67
第10節 医療救護	69
1. 応急医療救護活動	69
2. 医薬品・医療用資器材等の確保	71
3. 被災者等の健康管理	71
第11節 防疫・清掃	72
1. 検病調査・健康診断	72
2. 防疫活動	73
3. 避難所における衛生管理	73
4. 保健活動	73
5. 食品衛生対策	73
6. し尿の処理	74
7. ごみの処理	74
8. 障害物の除去	75
9. 動物対策	76
第12節 食料・飲料水・生活必需品等の供給	77
1. 食料の供給	77
2. 給水	78
3. 生活必需品の供給	79
4. 救援物資の受け入れ・管理	80
第13節 行方不明者の捜索・遺体の処理	81
1. 行方不明者の捜索	81
2. 遺体の処理	81
3. 遺体の埋火葬	82
第14節 被災住宅対策	83
1. 応急仮設住宅	83
2. 住宅の応急修理	84
3. 被災宅地の危険度判定	84
第15節 文教対策及び労働力の確保	85
1. 災害発生時の対応	85
2. 応急教育活動	85
3. 応急保育	87
4. 労働力の確保	87
第16節 ライフライン施設等の応急・復旧計画	88
1. 上水道施設	88

2. ガス施設	88
3. 電力施設	89
4. 通信施設	89
5. 道路・橋梁	90
6. 公共施設	90
7. 鉄道施設	90
第17節 ボランティア活動への対応	91
1. ボランティア団体への要請	91
2. ボランティアへの対応	91
第18節 要配慮者への対応	93
1. 要配慮者の安全確認	93
2. 要配慮者への支援	93
3. 福祉仮設住宅の供給	94
4. 福祉施設入所者等への対策	94
5. 外国人に対する対策	94
第19節 孤立対策	95
1. 孤立地区の確認	95
2. 救助・救出	95
3. 集団避難	95
4. 緊急支援物資の確保・搬送	95
第20節 在港船舶対策	96
1. 市の対策	96
2. 勝浦海上保安署等の対策	96
第3章 災害復旧・復興計画	97
第1節 被災者生活のための支援	97
1. 被災者台帳の作成等	97
2. 災害見舞金等の支給	98
3. 被災者生活再建支援金	98
4. 災害復興住宅融資	98
5. 災害証明書の発行	99
6. 災害公営住宅の供給	99
7. 租税等の減免等	99
8. 介護保険における措置	100
9. 職業のあっせん	100
10. 農林漁業への融資	100
11. 中小企業への融資	100
12. 義援金の受け付け・配分	101
13. 郵便事業における措置	101
第2節 生活関連施設等の復旧対策	102
1. 災害復旧事業計画	102
2. 災害復旧予算措置	102
第3節 激甚災害の指定	103
第4節 災害復興	105
1. 復興計画作成の体制づくり	105
2. 復興に対する合意形成	105

3. 復興計画の推進	105

第1章 災害予防計画

第1節 水害予防対策

項目	実施担当	関係機関
1. 河川改修等に関する治水事業	都市建設課	県
2. 浸水予想区域の調査把握	消防防災課	県
3. 道路災害による事故防止	都市建設課	県
4. 気象（降水量）、河川流量等の観測		県、国
5. 電力施設洪水対策		東京電力(株)
6. 通信施設水害防止対策		通信事業者

1. 河川改修等に関する治水事業

(1) 河川改修の推進

本市の河川は近年河川改修工事が施工されたので降雨による出水被害は減少したが、大雨の際には、河川周辺の道路や住宅、農地が浸水することがある。

都市建設課は、県と連携を図り、河川のはん濫による災害を防止するため、二級河川の改修、護岸等の整備を促進する。

また、市が管理する準用河川や普通河川の改修を実施する。

(2) 下水路の整備

都市建設課は、集中豪雨時の浸水被害の解消を図るため、下水路の整備を進める。

① 都市下水路の整備

集中豪雨時に浸水する地域において、都市下水路の整備を進める。

② 一般排水路の整備

低位市街地における浸水被害の解消を図るため、緊急度に応じて計画的に一般排水路を整備する。

2. 浸水予想区域の調査把握

(1) 浸水予想区域の把握

消防防災課は、浸水による被害の軽減を図るため、浸水のおそれのある地域の把握に努める。

(2) 避難計画の策定

市防災会議等は、浸水想定区域の指定を受けて、地域防災計画等に洪水予報の伝達方法、避難場所、その他必要な避難計画を決定し記載する。

(3) 浸水予想区域の公表

消防防災課は、水害の危険性を正しく認識してもらうために、洪水ハザードマップや広報紙、インターネットにより浸水予想区域や避難所等の周知に努める。

3. 道路災害による事故防止

(1) 緊急時における措置

都市建設課及び県は、災害が発生した場合には、通行の危険を防止するため、できるかぎりの応急措置を講ずる。

(2) 異常気象時における交通規制

都市建設課及び県は、異常気象時において、道路災害による事故を未然に防止するため、降雨出水等により道路状態が悪く、がけ崩れ、道路損壊等が予想され交通の安全が確保できない場合は、道路法第46条の規定により通行の禁止又は制限を行い、また、雨量が規制基準値に達したときは、「異常気象時における道路通行規制要領」に基づく交通止めの措置をとる。

4. 気象（降水量）、河川流量等の観測

集中豪雨時には、降り始めてから短時間で大きな災害が発生する場合がある。

県及び国は、雨量観測装置の設置や警戒巡視等により累積雨量、時間雨量等の雨量情報、河川水位等の水防情報等を的確に把握できる監視体制の整備を図る。

5. 電力施設洪水対策

東京電力(株)は、次のとおりの洪水対策を実施する。なお、これは洪水によりひきおこされる浸水に対するもので、堤防決壊などによる水の流勢については、特に配慮されていない。

(1) 災害予防計画目標

各河川の流域を特定区域とし、浸水災害を想定する。特定区域外も四囲の状況から浸水災害を想定する。

(2) 防災施設の対策

- ① 送電設備
高潮対策に準じる。
- ② 変電設備
既往の浸水実績を考慮して浸水に対処する。
- ③ 配電設備
高潮対策に準じる。
- ④ 通信設備
高潮対策に準じる。

(3) 防災事業計画

全般計画、実施計画とも、上記（2）に準じ実施するよう努める。

6. 通信施設水害防止対策

通信事業者は、次のとおりの洪水対策を実施する。

(1) 局外設備

過去の発生地域の調査検討により、重複災害の発生を防ぐため、設備の2ルート化及び地下化を推進する。

(2) 局舎設備

洪水による局舎及び局内通信設備の浸水被害予防のため、局舎浸水防止措置を計画的に実施する。

(3) 無線設備

鉄塔、パンザマスト等の基礎を流水の洗堀から防護する措置を講ずるとともに、通信機の設置場所もできるだけ2階以上にするよう配慮する。

また、停電に対処するため、予備電源装置の設備及び整備を図る。

第2節 高潮予防対策

項目	実施担当	関係機関
1. 海岸高潮対策		県
2. 海岸防災林造成事業		県
3. 高潮に対する自衛体制の確立	消防防災課	

1. 海岸高潮対策

県は、「千葉東沿岸海岸保全基本計画」に基づいて、地域住民や利用者との合意形成を図りながら、海岸保全施設（防潮堤、護岸、離岸堤等）の整備を実施する。

2. 海岸防災林造成事業

県は、森林によって高潮災害を防止するとともに、津波等の被害を軽減するため、海岸防災林造成事業を実施する。

3. 高潮に対する自衛体制の確立

消防防災課は、高潮の情報に対して住民が自主的に避難する体制を、津波に対する自主避難体制づくりに準じて構築する。

第3節 土砂災害予防対策

項目	実施担当	関係機関
1. 土砂災害防止対策	消防防災課、都市建設課	県
2. 国土保全事業の推進	都市建設課、農水商工課	県
3. 防災知識の普及・啓発	消防防災課	県

1. 土砂災害防止対策

(1) 土砂災害警戒区域等の調査把握

県は、土砂災害警戒区域等及び土砂災害が発生する区域を明らかにし、「土砂災害区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、市長からの意見を聞いた上で「土砂災害警戒区域」、「土砂災害特別警戒区域」を指定する。

① 基礎調査の推進

土砂災害により被害を受けるおそれのある場所の地形や地質、土地利用の状況などを調査する。

② 土砂災害防止法の指定

ア. 土砂災害警戒区域の指定

「土砂災害警戒区域」は、土砂災害のおそれのある区域について知事が市長の意見を聞いた上で指定する。

イ. 土砂災害特別警戒区域の指定

「土砂災害特別警戒区域」は、建物が破壊され、住民に大きな被害が生ずるおそれがある区域について、知事が市長の意見を聞いた上で指定する。

(2) 土砂災害警戒区域・特別警戒区域等の周知等

消防防災課は、土砂災害警戒区域、特別警戒区域に指定された区域について、これらの事項を記載した印刷物の配布等によって、住民への周知を行い、円滑な警戒避難の確保を図る。

(3) 警戒避難体制の整備

消防防災課は、土砂災害の発生に対し、警戒避難体制の整備を図る。

- ① 土砂災害警戒区域については、速やかに警戒避難体制を検討し、住民への周知を図る。
- ② 土砂災害危険箇所周辺地域の実情に即した警戒、避難誘導、救護の方法を地域防災計画等により明確化し、住民への周知徹底を図る。
- ③ 個々の土砂災害危険箇所について、地域の実情に応じた避難場所及び避難路の確保、整備を図る。
- ④ 災害時における指揮命令伝達体制、情報収集伝達体制、及び職員の動員配備体制等の点検整備を図る。
- ⑤ 自主防災組織の育成に努め、その組織を通じて災害に関する予警報や避難勧告の伝達、地区の情報収集等の防災活動を行う。

2. 国土保全事業の推進

土砂災害は、地形・地質等を素因とし、大雨や地震による揺れ等を誘因として発生するもので、その防止については、科学的調査により地形・気象・地下構造・地下水の状況等を十分把

握し地すべり等の発生のメカニズムを解明して効果的な防止工事を進める必要がある。

(1) 急傾斜地崩壊対策

① 急傾斜地崩壊危険区域の指定

県は、市と協議のうえ急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（急傾斜地法）第3条の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を指定する。

② 行為の制限

都市建設課は、県と協力して急傾斜地における災害を防止するため、急傾斜地法に基づき崩壊を助長するような行為の制限、防災措置の勧告及び改善措置の命令等を行う。

また、急傾斜地崩壊危険区域内の居住用建物については、建築基準法及び千葉県建築基準法施行条例に基づく災害危険区域の指定により、建築物の建築制限の徹底を図る。

③ 防止工事の実施

都市建設課は、県と協力して急傾斜地崩壊危険区域内において、土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれのある者等が防止工事を施行することが困難又は不相当と認められ、かつ、急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、地域住民の協力が得られるものから防止工事を実施する。

(2) 地すべり災害防止対策

本市における地すべり防止区域等は、嶺岡山系を中心とした東南東から西北西の方向に走る破碎帯に沿ってみられる。

都市建設課及び農水商工課は、県と協力して地すべり等防止法等に基づき指定されている区域について、地すべり等による災害の防止に努める。

① 地すべり防止区域等の指定

市は県と協力して地すべり等防止法第3条の規定により、地すべり防止区域の指定を県は主務大臣に申請する。

② 行為の制限

市は、県と協力して地すべりによる災害を防止するため、地すべり等防止法第18条の規定により、県は地すべり防止区域内において、地すべりの防止を阻害し、又は、地すべりを助長し、若しくは誘発する行為等の制限を行う。

③ 防止工事の実施

市は、県の地すべり防止工事に関する基本計画の作成に協力し、県は、緊急度の高い区域から順次防止工事を実施する。

(3) 土石流対策

都市建設課は、県と協力して、土石流が発生するおそれのある溪流について、砂防法第2条により土石流の発生を助長するような行為を制限するため砂防指定を促進し、県は、土石流が発生するおそれの高い箇所から防止工事を実施する。

(4) 山地災害対策

山地災害危険地区とは、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出及び地すべりによる災害が現に発生し、又は発生する危険のある箇所で、人家又は、公共施設に被害を及ぼすおそれのある地区をいい、県は「山地災害危険地区調査要領」により、山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区の調査を実施している。

これらの地域では、降雨等により崩壊の可能性が高いことから、農水商工課は、県と協議しながら計画的に治山事業の実施を図る

(5) 土・石・砂利採取場災害対策

県は、土・石・砂利採取場における災害の発生を未然に防止するため、千葉県土採取条例・採石法・砂利採取法に基づく許可に際しては、周辺地域の状況等に十分留意する。

また、一旦廃止された採取場は、土・石・砂利の採取法令の適用外となることから、廃止に際しては、各採取業種及び関係組合に対し、指導の徹底を図ることとする。

(6) ため池等災害対策

老朽化により、降雨、地震等により災害の発生するおそれのある農業用ため池について、農水商工課は、施設の管理者に対し計画的に改修を行うよう指導する。

3. 防災知識の普及・啓発

消防防災課及び県は、住民に対しハザードマップ、広報紙、パンフレット、インターネット等多様な手段により、土砂災害に関する知識の普及と防災意識の啓発を図る。

また、全国的に実施される土砂災害防止月間等において、災害発生時における応急対策の迅速・円滑化を図るため、各種防災訓練の実施に努める。

なお、県では土砂災害危険箇所をインターネットで公表している。

第4節 雪害予防対策

項目	実施担当	関係機関
1. 道路雪害防止対策	都市建設課	県

1. 道路雪害防止対策

都市建設課及び県は、降雪や氷結が予想される場合には市管理道路に砂や融雪剤等を散布しスリップによる交通事故や転倒を防止する。

また、積雪の状況に応じ、都市建設課、県及び防災機関はグレーダー、ショベル類、ブルドーザー等機械による除雪と人力による除雪により、道路の雪害防止を図る。

第5節 風害予防対策

項目	実施担当	関係機関
1. 電力施設風害防止対策		東京電力(株)
2. 通信施設風害防止対策		通信事業者

1. 電力施設風害防止対策

東京電力(株)は、次のとおりの風害防止対策を実施する。

(1) 強風対策

送電、配電、通信の各設備に対する風圧荷重は、電気設備技術基準の各該当項目による。各設備とも、災害予防計画目標に基づき設置している。

(2) 塩害対策

がいし増結又は耐塩がいし使用による絶縁強化を主体とする対策を、汚損区分に応じ実施している。また、塩汚損に測定・がいし洗浄などの保守体制にも万全を期する。

2. 通信施設風害防止対策

通信事業者は、次のとおりの風害対策を実施する。

(1) 強風対策

- ① 局外設備：設備の2ルート化を推進する。
- ② 局内設備：風害等の停電による通信機器電源の確保対策を計画的に推進する。
- ③ 空中線：無線のアンテナ支持物に対する強度は、電気設備技術基準又は鋼構造物設計基準によっている。

(2) 塩害対策

本市は、塩害を被り易い地勢にあるので、海岸線付近に設置する空中線は、塩害防止対策を施している。

第6節 防災施設等の整備

項目	実施担当	関係機関
1. 災害用備蓄の整備	消防防災課	
2. 水防用資機材の整備	消防防災課、都市建設課	
3. 避難施設の整備	消防防災課、学校教育課	
4. 災害通信施設の整備	消防防災課	

1. 災害用備蓄の整備

(1) 備蓄品の整備

消防防災課は、「災害時の緊急物資等の備蓄に関する計画」（千葉県）に基づき、発災から3日間は最低限必要な食料を備蓄で対応するよう緊急用食料、生活必需品及びその他の応急対策用資機材の備蓄量の増加を図る。備蓄は、避難所となる協定避難所や小中学校の空き教室等を活用して行う。

また、備蓄物資の中で耐用年数のあるものについては、随時点検入替えを行い、品質管理及び機能維持に努める。

なお、備蓄物資の選定に際しては、地域特性や要配慮者・女性の避難生活等、男女双方のニーズの違いに配慮する。

■市の備蓄目標（地震・津波・風水害共通の目標）

○津波により自宅が浸水し備蓄を取り出せない住民を対象とする。便宜上、建物1棟＝1世帯とする。（

○県の方針から3日間を備蓄で対応することとし、1日は非常時のため2食とする。

○必要量の90%を市の備蓄、10%を県の備蓄で対応する。

$3,000 \text{ 棟} \times 2.27 \text{ 人/世帯} \times 3 \text{ 日} \times 2 \text{ 食} \times 90\% = \text{約 } 37,000 \text{ 食}$

(2) 民間等との協定促進

消防防災課は、大手スーパー、生活協同組合、コンビニエンスストア等の流通業者との災害時援助協定を推進して、在庫を利用した流通備蓄の活用を図る。

また、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等について民間物流事業者と連携するなどの体制整備に努める。

(3) 県、他市町村との協力

消防防災課は、市内業者からの調達では間に合わない場合は、県もしくは近隣市町村に応援を要請し、対処する。

また、県の総合防災情報システムの中の「物資管理サブシステム」を活用することにより、県、他市町村、防災関係機関間において備蓄情報の共有化を図る。

(4) 住民への備蓄の推進

消防防災課は、公共備蓄の物資が、被災者に対して迅速に供給できない場合を想定して、各家庭で3日分以上の食料、飲料水等の備蓄を進めるほか、各職場においても備蓄の充実に努めるよう、防災関連行事等を通じて備蓄の推進を図る。

また、事業所等においては、従業員、来客等を考慮した備蓄を行うよう周知を行う。

2. 水防用資機材の整備

消防防災課及び都市建設課は、浸水等の緊急事態に対処するため、水防資機材や道路復旧要資機材等の備蓄に努める。

3. 避難施設の整備

(1) 避難場所の指定等

消防防災課は、災害対策基本法第49条の4～9に基づき、津波、洪水、土砂災害等から円滑に避難するための「指定緊急避難場所」、避難者及び住居を失った被災者等を一時滞在させる「指定避難所」を指定するため、同法施行令及び施行規則に適合する施設の調査、選定を行う。指定にあたっては県知事への通知及び公示を行うほか、ハザードマップ等で緊急避難場所等を周知するよう努める。

(2) 避難所の整備

消防防災課及び学校教育課は、「災害時における避難所運営の手引き」により、避難所の選定を行うものとし、特に避難所の整備については、手引きの内容及び次の点に留意する。

- ① 避難所の開設が予定されている施設の耐震性を確保するとともに、対象地域の被災住民を収容できる規模をもって適切に配置する。
- ② 避難所に指定した建物については、必要に応じ、冷暖房施設、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。
- ③ 避難所における救護所、貯水槽、井戸、通信機器等施設、設備の整備に努める。
- ④ 避難所に食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、LPGなどの非常用燃料の確保等に努める。
- ⑤ 要配慮者に特別の配慮をするための避難施設（福祉避難所）の整備に努め、簡易ベッド、簡易トイレ等の設備及び避難時の介助員の配置等について検討する。
- ⑥ 避難生活の長期化に対応するため、間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。

(3) 避難路の整備

消防防災課は、道路の安全性の点検及び避難誘導標識の設置等適切な措置を講じる。

4. 災害通信施設の整備

(1) 防災行政無線の整備

消防防災課は、防災行政無線のデジタル化への移行に伴い、施設、設備の更新を図る。また、難聴地域への屋外拡声器の増設を行う。

(2) 新たな通信機器の導入

消防防災課は、地域防災拠点等との通信を確保するための手段について検討する。
また、市民に情報を伝達するために防災ラジオ等の導入についても検討する。

(3) アマチュア無線の活用

消防防災課は、災害時における情報収集等を行うため、アマチュア無線団体との協力体制について検討する。

第7節 消防体制の整備

項目	実施担当	関係機関
1. 消防団及び常備消防体制の充実、強化	消防防災課	消防本部
2. 消防団員の確保	消防防災課	
3. 消防施設の整備		消防本部
4. 消防職員、団員等の教育訓練		消防本部
5. 市町村相互の応援体制		消防本部
6. 消防思想の普及		消防本部

各種災害の発生に対処するため、消防体制の整備と消防施設の整備拡充、消防職員及び団員の教育訓練、消防思想の普及及び市町村相互間の応援体制等の推進を図る。

1. 消防団及び常備消防体制の充実、強化

本市には、消防団4支団25分団が組織されている。また、安房郡市全市町で組織している安房郡市広域市町村圏事務組合に常備消防(消防本部・署)が設置されており、市には、鴨川消防署と天津小湊分遣所及び長狭分遣所が設置されている。

消防防災課及び消防本部は、それぞれ、消防団及び常備消防体制の充実・強化を推進する。

2. 消防団員の確保

消防防災課は、以下の事項に留意しながら、消防団員の確保に努める。

- ① 消防団に関する住民意識の高揚
- ② 処遇の改善
- ③ 消防団の施設・設備の改善
- ④ 女性消防団員の積極的確保、能力活用等
- ⑤ 機能別消防団員・分団の採用推進

3. 消防施設の整備

消防本部は、県が交付している「消防防災施設強化事業補助金」を利用し、消防施設の整備を進める。

(1) 消防施設の現況の把握

消防本部は、消防施設の現況を把握する。

(2) 消防施設の整備

① 消防ポンプ車等

国の示す「消防力の整備指針」に応じて県との協議のうえ、年次計画に基づき整備する。
消防本部は必要に応じ、国及び県から助成を受けて整備促進を図る。

② 消防水利

国の示す「消防水利の基準」を満たすため、県との協議のうえ、年次計画に基づいて、耐震性防火水槽（100 m³）及び防火水槽（40 m³）等を危険度の高い地域を優先に整備する。

また、消防水利の多様化についても整備を図る。

③ 河川への消火用水確保施設の整備

都市における河川空間は、火災の延焼遮断帯としての防災機能のほか、消火用水や災害の緊急的な生活用水の供給源としての防災機能を併せ持っている。

また、洪水調整を目的として調整池等消火用配水池としての活用等を含めて、消火用水の確保等が必要な河川等の調査を実施し、対策を進める。

④ 救助資機材

阪神・淡路大震災及び地下鉄サリン事件等の災害への対応力強化を図るため下記について整備する。

ア．ファイバースコープ等災害に有用と考えられる資機材

イ．防毒服等、消防隊員を保護する資機材

ウ．その他救助資機材

⑤ その他の消防設備

県の指導及び支援をうけ、年次計画に基づき整備する。

4. 消防職員、団員等の教育訓練

消防本部は、消防大学校及び県消防学校において、概ね次のとおり教育訓練を行う。

(1) 消防大学校での教育訓練

幹部として必要な教育訓練を行う。

(2) 消防庁で示す「消防学校の教育訓練の基準」による県消防学校での教育訓練

① 消防職員

ア．初任教育

イ．専科教育（救助、救急の各科、課程）

ウ．幹部教育（上級幹部科）

エ．特別教育（訓練指導科及びはしご自動車講習等）

② 消防団員

ア．基礎教育

イ．専科教育（警防科）

ウ．幹部教育（中級幹部科）

エ．特別教育（指導員科、訓練指導科、女性消防団員科一日入校及び現地教育）

③ 自衛消防隊

企業等の自衛消防隊員に対し、要請により教育訓練を実施する。

④ 災害救援ボランティア

災害時に災害救援活動を行うボランティアに必要な消防分野に係る知識・技能の習得について、講師の派遣等の協力を行う。

5. 市町村相互の応援体制

消防本部は、消防組織法第39条の規定により、千葉県広域消防相互応援協定が締結されているので、運営の推進を図るとともに、市においては、相互の連絡調整を密にして各種災害に対応する。

また、平成8年度に県で策定した「千葉県消防広域応援基本計画」に基づいた迅速かつ的確な広域応援が実施できるようにする。

6. 消防思想の普及

消防本部は、各種の行事を行い、消防思想の普及徹底を図る。

- ① 春秋2回の火災予防運動を実施する。(各1週間)
- ② 県消防大会及び県操法大会等を通じて、消防職員・団員の士気の高揚を図る。
- ③ 各種講習会等を開催する。
- ④ 下記関係団体と協力して、消防思想の普及及び火災予防の徹底を図る。

公益財団法人千葉県消防協会

一般社団法人千葉県危険物安全協会連合会

一般社団法人千葉県消防設備協会

第8節 地域防災力の向上

項目	実施担当	関係機関
1. 防災知識の普及・啓発	消防防災課	県、関係機関
2. 広報すべき内容	消防防災課	県、関係機関
3. 教育訓練計画	各課、学校教育課	県、関係機関
4. 自主防災組織の育成、強化	消防防災課、農水商工課	消防本部、社会福祉協議会、 県、施設管理者、事業所

1. 防災知識の普及・啓発

災害による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、住民の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関の防災対策の推進に合せて、住民一人ひとりが災害についての正しい認識を持ち、日頃から災害時に沈着に行動できる力を身につけることが最も必要なことである。このため、消防防災課、県及び関係機関は、災害危険箇所の把握に努め、この調査結果等をもとに防災知識の普及、啓発活動を行い、住民の防災知識の普及・啓発を図る。

(1) 実施の時期

防災に関する知識の普及啓発について、常時行うことが必要であるが、季節的に発生が予想される災害については、その季節の到来前に重点的に行う。

(2) 広報の実施方法

① 新聞の利用

各新聞社の協力を得て防災に関する知識を普及・啓発する。

② ラジオ、テレビの利用

各ラジオやテレビ局の協力を得て防災に関する知識を普及・啓発する。

③ 広報紙への掲載

防災に関しての知識を深めるため、広報「かもがわ」等の広報紙に、防災に関する知識に関する事項を掲載して関心を高める。

④ 鴨川市ホームページへの掲載

防災に関しての知識を深めるため、鴨川市のホームページに、防災に関しての知識を深める情報を掲載して関心を高める。

⑤ ハザードマップの配布、掲示

災害の危険区域を示したハザードマップを作成し、住民への配布、公共施設への掲示を行う。

⑥ 防災に関する講演会、説明会、座談会の開催（県・市）

災害に関する講演会、説明会、座談会を開催して防災意識の普及・啓発を図り、災害の予防対策に役立たせるため、随時市職員、自主防災会その他関係者を対象として実施する。

⑦ 学校教育

園児・児童・生徒等の防災知識の普及・啓発を図るため、教材となる資料を提供する。特に、防災教育を新たに位置付けた「学校教育指導の指針」等に基づき、園児・児童・生徒の発達段階や学習の実態に即して、防災教育を計画的に進める。

⑧ 千葉県西部防災センター（県）の活用

センターの展示、教育用施設を利用し、災害に関する知識の普及・啓発に努める。

⑨ 事業所に対する防災知識の普及・啓発

防火管理者、危険物取扱者及び自衛消防隊員に対する講習を防災関係機関と協力して実施する。また、防火の集い、研究会、講習会等を随時開催し、防災知識の普及・啓発に努める。

(3) 配慮事項

① 要配慮者への対応

防災知識の普及・啓発にあたっては、高齢者、障害者、外国人等要配慮者への広報に十分配慮するとともに、分かりやすい広報資料の作成に努める。

② 過去の災害教訓の伝承

防災知識の普及・啓発にあたっては、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えるため、災害調査の結果や資料を収集・整理し、適切に保存するとともに、市民に閲覧できるように公開に努める。

2. 広報すべき内容

普及・啓発すべき防災広報の事項は、概ね次のとおりである。

(1) 市地域防災計画の概要

災害対策基本法第42条に基づく「鴨川市地域防災計画」の要旨の公表は、鴨川市防災会議が鴨川市地域防災計画を作成し、又は修正したときに、その概要について行う。

(2) 災害予防の知識

平常時から市民、事業所等が自らの身を守るための知識、自主防災組織等の地域防災力向上のための知識、その他一般的な災害に関する知識を広報する。特に、防火あるいは台風時における家屋の保全方法等の災害防止対策について、それぞれ予想される災害シーズン前に各世帯へ周知徹底するように努める。

(3) 災害時の心得

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときにおいて、適切な行動がとれるよう広報する。

- ① 気象警報・注意報、津波警報・注意報、特別警報等の種別と対策
- ② 避難する場合の携帯品
- ③ 避難所・避難場所等
- ④ その他避難時の心得

3. 教育訓練計画

(1) 緊急連絡網及び動員計画の策定

各課及び関係機関は、個々の災害対策員の配備体制及び役割について、あらかじめ動員計画を定める。また、勤務外についても、緊急連絡網を定め、迅速な防災活動体制を確保する。

(2) 行動マニュアルの作成

各課及び関係機関は、個々の職員が、災害時の状況に応じて的確に対応できるよう、行動マニュアルを作成する。

(3) 職員等の防災教育の実施

消防防災課及び総務課は、職員等への防災教育を実施する。

- ① 過去に起きた災害の教訓を生かした災害予防活動の研修を実施する。

- ② 関係防災機関等が開催する研修会等に職員を参加させる。
- ③ 図上訓練やシミュレーション訓練などを実施し、職員に行動マニュアルの周知徹底を図る。

(4) 学校等における応急教育計画の策定

学校教育課は、災害時の応急教育計画を作成しておき、関係機関への連絡体制や所属職員の非常招集方法等を定める。

(5) 各種防災訓練の実施

① 避難等救助訓練

各課及び関係機関は、関係の計画に基づく避難その他の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動と併せ、又は単独で訓練を実施する。

なお、学校、病院、鉄道、社会福祉施設、工場、事業所、集客施設等では、利用者、従業員等の人命保護のため、特に避難についての施設を整備し、各施設の実情に合わせ、年2回以上の訓練を実施する。また、地域住民の参加を得て、地域の実情に即した避難訓練を行うことを検討する。

② 総合防災訓練

消防防災課は、警察、消防、自衛隊及びライフライン企業、自主防災組織、ボランティア（NPO）組織及び教育機関等と合同で、総合防災訓練を実施する。

4. 自主防災組織の育成、強化

大きな災害が発生した場合、被害が広域にわたるため防災機関のみで対処することが困難になることが予想されることから、各地域で自発的に防災活動を行う自主防災組織、事業所防災組織の強化を図る。

(1) 自主防災組織の育成

市は地域住民による自主的な防災組織の設置育成に努めるとともに、日頃から大災害が発生した場合を予想した訓練の実施を推進する。

消防防災課は、自主防災組織のリーダーマニュアルを作成し、活動内容等の知識の普及を図るとともに、「鴨川市自主防災組織補助金交付要綱」により防災備品・備蓄品購入等を支援する。

また、防災関係機関の協力を得て、自主防災組織リーダー研修会、講演会及び施設見学等により、防災に対する知識の普及を図るとともに、自主防災組織リーダーの交流強化に努めるとともに、日ごろ地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験や能力を活用する。

さらに、継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員、小中学校、地域のボランティア等の地域コミュニティによる防災ネットワークづくりを促進する。

なお、自主防災組織に求められる活動は、次のとおりである。

■自主防災組織に求められる活動

平常時	1 防災に関する知識の普及・啓発及び出火防止の徹底 2 初期消火、避難、救出救護等各種訓練の実施 3 消火用資機材、応急手当用医薬品、救助用資機材、防災資機材等の備蓄及び保守管理 4 地域を知るため、地域内の避難所、地域の危険箇所などの把握及び防災マップの作成 5 災害時避難行動要支援者対策 6 家庭の安全点検
発災時	1 出火防止及び初期消火の実施 2 地域内の被害状況等の情報収集、住民に対する避難勧告等の伝達、防災関係機関への連絡及び要請 3 救出救護の実施及び協力 4 集団避難の実施 5 炊き出し、給水や救助物資の配布に対する協力

(2) 事業所防災体制の強化

① 防火管理体制の強化

施設管理者は、学校、病院、集客施設等の多数の人が出入りする施設について、消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備の点検及び整備等を行う。また、初期消火体制の強化等を指導する。

高層建築物、雑居ビル等の防災体制については、消防法第8条の2の規定により、共同防火管理体制が確立されるよう指導するとともに、発災時には事業所の共同防火管理協議会が中心となった防災体制がとれるよう指導する。

② 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織

危険物施設で災害が発生した場合周囲に及ぼす影響が大きいことから、施設管理者は、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、災害によって高圧ガス施設等に被害が生じた場合には防災機関のみでは十分な対応が図られないことが考えられる。

このため、消防本部は危険物施設等管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。また、県は高圧ガス関係保安団体に対し防災活動に関する技術の向上、防災訓練の実施等に関し指導・助言を与え、その育成強化を図る。

③ 事業所組織

事業所は、消防法第8条の規定により「消防計画」を作成する事業所はもちろん、地域の安全と密接な関連のある事業所については、従業員、利用者の安全を確保するとともに、地域の災害を最小限に食い止めるため、自主的に防災組織を編成し、事業所内における安全確保の他、周辺地域の自主防災組織とも密接な連携をとり、地域の安全に積極的に寄与するよう努める。

また、その具体的な活動は、概ね次のとおりである。

- ア. 防災訓練
- イ. 従業員の防災
- ウ. 情報の収集・伝達方法
- エ. 火災その他の災害予防対策
- オ. 避難対策
- カ. 応急救護対策

キ．地域の防災活動への協力

④ 中小企業の事業継続

農水商工課は、災害に対する危機管理対策の取組が遅れている中小企業者等を対象に、事業継続計画（ＢＣＰ）の策定について、普及啓発と取組の促進を図る。

(3) ボランティアリーダーの養成

一般分野でのボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動の中で指導的な役割を担うボランティアが必要である。

そこで、社会福祉協議会は、県が開催する研修会や講習会を通じて、普段から災害ボランティアリーダーの養成を進める。

第9節 要配慮者の安全確保対策

項目	実施担当	関係機関
1. 在宅要配慮者に対する対応	福祉課	県
2. 社会福祉施設等における防災対策	福祉課	県、社会福祉施設の管理者
3. 外国人に対する防災対策	市民交流課、市民生活課、消防防災課	県

1. 在宅要配慮者に対する対応

福祉課は、「鴨川市災害時要援護者避難支援プラン全体計画」（平成22年7月）に基づき、避難行動要支援者の名簿を作成するなど、要配慮者の支援体制づくりを行う。

(1) 災害支援体制

自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団、福祉関係者等と連携し、それぞれの避難行動要支援者に対応する避難支援協力員を明確化する。避難支援協力員は、要援護者本人の意向を極力尊重した上で、原則として、自主防災組織、福祉関係者やボランティア等から複数名選出する。

(2) 災害時避難行動要支援者の範囲

災害時避難行動要支援者の対象は、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全に避難するなど災害時の一連の行動をとるのに支援を要する次のいずれかに該当する人々とする。

■対象の範囲

- ① 一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯の者
 - ② 介護保険における要介護度3、4又は5の者
 - ③ 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている者
 - ④ 療育手帳の交付を受けているもののうち、○A又はA判定を受けている者
 - ⑤ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者
 - ⑥ 常時特別な医療等を必要とする在宅療養者
 - ⑦ 日本語に不慣れな在住外国人
 - ⑧ 乳幼児（0～3歳）
 - ⑨ 妊産婦
- その他家族などの支援が困難なため災害時に支援を希望する者

(3) 個人情報とその入手方法

避難行動要支援者の情報は、市の通常業務を通じて要介護認定情報、障害者手帳台帳、母子健康手帳の発行状況、住民基本台帳等から把握する。

(4) 個人情報の更新

個人情報の見直しは、原則として毎年行うものとする。

(5) 避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者の名簿は、要援護者登録制度により、対象者自らが行う手上げ方式、自主防災組織・民生委員・児童委員等が登録を働きかける同意方式で行い、名簿を作成する。

把握した情報のうち、要援護者登録制度による基本情報は自主防災組織等に提供する。詳細情報は、避難行動要支援者の同意を得た者に提供する。

(6) 情報漏洩を防止する措置

対象者の名簿を、自主防災組織等に提供する場合は、誓約書等の提出を求め、情報漏洩を防止する。

(7) 避難支援プラン（個別計画）の作成

支援者一人ひとりの支援プラン（個別計画）を避難支援に関わる関係者との話し合いにより作成する。その中には、情報伝達の方法や警告の配慮事項を定め、定期的に更新を図る。

(8) 避難支援関係者等の安全確保

避難支援者の安全を確保するため、関係者等が話し合って支援ルールを定め、支援できない可能性もあること等を避難行動要支援者等に理解してもらうように努める。

(9) 防災設備等の整備

福祉課及び県は、独り暮らし高齢者、ねたきり高齢者等の安全を確保するため緊急通報システム等の整備及び聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置の普及等に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火器及び火災報知器等の設置等の推進に努める。

(10) 避難施設等の整備

福祉課は、要配慮者が避難生活を送るために必要な次の資機材等を、あらかじめ避難施設等へ配備するよう努める。

- ① トイレ、車椅子、簡易ベッド等の障害者・高齢者用備品
- ② 児童遊具、ミルク、ほ乳びん等幼児用備品及び授乳に配慮するための設備

(11) 防災知識の普及・啓発、防災訓練の充実

福祉課及び県は、要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、ちらし等を配布する等、広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練への積極的参加を呼びかけ、防災知識の普及・啓発に努める。

2. 社会福祉施設等における防災対策

(1) 防災施設等の整備

社会福祉施設の管理者は、施設の安全性の確保に努める。また、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧等に必要な非常用自家発電機等の防災資機材の整備を行う。

(2) 組織体制の整備

社会福祉施設の管理者は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておく。

また、福祉課との連携のもとに、施設相互間、近隣住民及び自主防災組織等の協力が得られるよう体制づくりを行う。

(3) 防災教育の充実

社会福祉施設の管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるため、定期的に防災教育を実施する。

3. 外国人に対する防災対策

市民交流課及び市民生活課は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速かつ的確な行動ができるよう住民登録時等多様な機会に防災対策の周知を図る。

なお、消防防災課は、県が作成した「災害時における避難所運営の手引き」を活用し、避難所の整備に努める。

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害応急活動体制

災害が発生した場合、人命損傷にとどまらず、家屋の倒壊、火災やがけ崩れの発生、道路・橋梁の破損、さらに生活関連施設の機能障害などの発生が予想される。

このような被害の拡大を防止し、被災者の救援救護に全力を挙げて対処するため、市、県及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき迅速かつ的確な活動体制のもと災害応急対策に万全を期する。

1. 初動体制

市は、気象注意報、警報等に対応して、情報連絡体制、災害警戒本部を設置する。

2. 配備体制

(1) 配備基準

災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合、状況に応じて次の配備基準により、災害警戒及び応急対策にあたる。

■ 配備体制（風水害）

配備段階		配備基準	配備を要する部署
連絡体制	第1配備	1. 夷隅・安房地域に次の注意報のうち何れかが発表されたとき、もしくは、その他の注意報で必要と認められるとき ① 大雨注意報 ② 高潮注意報 ③ 洪水注意報 2. 水防法により「待機」又は「準備」の警告が発表されたとき 3. 民間の気象情報・河川情報により、市域に気象災害のおそれがあるとき 4. その他市長（本部長）が必要と認めたとき	・ 消防防災課
災害警戒本部	第2配備	1. 夷隅・安房地域に次の警報のうち何れかが発表されたとき、もしくは、その他の警報で必要と認められるとき ① 大雨警報 ② 高潮警報 ③ 洪水警報 ④ 暴風警報 2. 水防法による「出動」及び「警戒」の警告が発表されたとき 3. 比較的軽微な規模の災害、若しくは局地的な災害が発生したとき 4. その他市長（本部長）が必要と認めたとき	・ 消防防災課 ・ 福祉課長 ・ 健康推進課長 ・ 都市建設課長 ・ 農水商工課長 ・ 水道局長 ・ 学校教育課長 ・ 生涯学習課長 ・ 天津小湊支所長 ・ 状況に応じ、各所属班員を登庁させる

第3編 風水害等編 第2章 災害応急対策計画
第1節 災害応急活動体制

災害対策本部	第3配備	1. 市民の生命・身体に危害を及ぼす局地的災害が発生したとき 2. 記録的短時間大雨情報、土壌雨量指数の情報が発表されたとき 3. 鴨川市に次の特別警報のうち何れかが発表されたとき ① 大雨 ② 暴風 ③ 高潮 ④ 波浪 4. 市域の広範囲にわたる災害が発生すると予測されたとき 5. 小型～中型台風が関東地方に影響を及ぼすおそれがあるとき 6. その他市長（本部長）が必要と認めたとき	・全所属の班長及び副班長 ・消防団長 ・状況に応じ、各所属班員を登庁させる（概ね所属職員の3分の1）
	第4配備	1. 第3配備体制では対処できない規模に災害が拡大するおそれがあるとき 2. 市域の広範囲にわたって災害が発生する事態が切迫しているとき 3. 中型～大型台風が関東地方に影響を及ぼすおそれがあるとき 4. その他市長（本部長）が必要と認めたとき	・第3配備に加え、状況に応じ、各所属班員を登庁させる（概ね所属職員の3分の2）
	第5配備	1. 市全域に甚大な災害が発生したときで、第4配備体制では対処できないとき 2. 市全域に甚大な災害が発生する事態が切迫しているとき 3. 大型台風が関東地方を通過するおそれがあるとき 4. その他市長（本部長）が必要と認めたとき	全職員

(2) 配備の決定

消防防災課長は、災害情報を収集し災害情報及び必要な対策を市長（本部長）に報告する。
市長（本部長）は、報告に基づいて配備体制及び災害対策本部の設置を決定し、動員を指示する。

3. 職員の動員

(1) 動員方法

市長（本部長）は、各班長に配備及び動員を連絡する。各班長は、所属職員に連絡する。
連絡は、電話及び庁内放送、職員参集メール等を用いる。
勤務時間外の場合は、職員参集メール、非常連絡網により連絡する。

(2) 参集場所

勤務時間内及び勤務時間外ともに、参集場所は各自の勤務先とする。
なお、災害状況等により、やむをえず参集場所に行けない場合は、直近の庁舎とする。

(3) 動員報告

参集した職員は、所属単位に各班長を通じて動員報告を行う。

4. 災害警戒本部

(1) 設置基準

市長（本部長）は、警戒活動の必要があると認める場合は、必要な職員を配備し、鴨川市

役所に災害警戒本部を設置する。

(2) 組織

災害警戒本部は、災害対策本部の組織を準用する。

(3) 指揮の権限

災害警戒本部の設置及び指揮は、市長（本部長）の権限により行われるが、市長の判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任する。なお、本部長の代替職員については、次のとおりとする。

■本部長及び代替職員

名 称	本部長	代替職員 (第1順位)	代替職員 (第2順位)
本部長	市 長	副市長	教育長

(4) 運営

災害警戒本部の活動は、次のとおりである。

■災害警戒本部の活動内容

○災害情報の収集	○関係機関との連絡・調整
○災害危険箇所の警戒巡視	○所管施設の警戒巡視及び予防措置
○軽微な被害への応急対策	○住民への災害広報

(5) 災害警戒本部の廃止

市長（本部長）は、被害が発生しなかったとき、あるいは事態が収束したときは、災害警戒本部を廃止する。

(6) 災害対策本部への移行

市長（本部長）は、災害が拡大したとき、若しくは拡大のおそれがあるときは、災害警戒本部から災害対策本部へ移行する。

5. 災害対策本部

(1) 設置基準

災害対策本部は、次の設置基準に該当し、市長（本部長）が必要と認めたときに設置する。

■災害対策本部の設置基準

○市民の生命・身体に危害を及ぼす局地的災害が発生したとき
○記録的短時間大雨情報、土壌雨量指数の情報が発表されたとき
○鴨川市に次の特別警報のうち何れかが発表されたとき
① 大雨 ② 暴風 ③ 高潮 ④ 波浪
○市域の広範囲にわたる災害が発生すると予測されたとき
○小型～中型台風が関東地方に影響を及ぼすおそれがあるとき
○その他市長（本部長）が必要と認めたとき

(2) 設置場所

災害対策本部は、原則として、市役所4階会議室に設置する。被災のため使用できない場合は、災害の状況により鴨川市総合保健福祉会館に設置する。

■災害対策本部の設置場所

区 分	設置順位	設置場所
災害対策本部	1	鴨川市役所 4 階会議室
	2	鴨川市総合保健福祉会館（ふれあいセンター）

(3) 災害対策本部設置の通知

本部事務局は、本部を設置した場合、直ちに千葉県、自衛隊、警察署、その他必要な防災関係機関等に通知する。

■本部設置の通知

通 知 先	通 知 方 法
市各課	庁内放送、市防災行政無線、電話、口頭
防災関係機関	県防災行政無線、電話、口頭
一般市民	市防災行政無線、広報車、市ホームページ
報道機関	電話、口頭
隣接市町村	電話、文書、県防災行政無線

(4) 指揮

災害対策本部の設置及び指揮は、市長（本部長）の権限により行われるが、市長（本部長）の判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任する。

■本部長及び代替職員

名 称	本部長、副本部長	代替職員 (第1順位)	代替職員 (第2順位)
本部長	市 長	副市長	教育長
副本部長	副市長	教育長	総務課長

(5) 本部の組織

災害対策本部の組織及び編成は「鴨川市災害対策本部条例」及び「鴨川市災害対策本部規則」の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

① 本部の組織

本部長 (市長)	・災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。 ・本部の設置・廃止の決定、避難の勧告・指示の発令、警戒区域の設定、自衛隊の災害派遣要請の権限をもつ。
副本部長 (副市長)	・本部長の補佐をし、本部長に事故あるときはその職務を代理する。 ・本部長が適切に判断するために必要なアドバイスが行えるよう、各班からの情報を収集・分析する。
本部員	・本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

② 班

災害対策を行うため本部に班をおく。班長、副班長及び班員は、市長（本部長）が指名する。

班長	・班における職員の活動を統括する。 ・班内における人員の配置・補充、他機関への応援の要請等を行う。
副班長	・班長の補佐をし、班長に事故あるときはその職務を代理する。
班員	・班長の指示にしたがって対策を実行する。

③ 本部会議

市長（本部長）は、災害応急対策に関する基本方針その他重要事項を審査決定するため、本部会議を開催する。

本部員	教育長、教育次長、全所属長、その他市長が認める者
本部会議 の協議事項	○災害対策本部配置体制の決定 ○避難所等の開設決定 ○避難の勧告等の決定 ○自衛隊派遣要請依頼の決定 ○災害救助法適用申請の決定 ○県及び他市町村への応援要請の決定 ○その他重要事項の決定 ※市長（本部長）が最終決定権限を有する。

(6) 災害対策本部の廃止

市長（本部長）は、災害の発生する危険が解消したと認めたとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、災害対策本部を廃止する。廃止の通知は、設置時の通知と同様に行う。

なお、災害の規模等により、事後処理を必要とする場合は、関係課等において継続して対処する。

■災害対策本部の組織



■各班共通事務

1. 避難所の運営に関する事

2. 所管の被害把握及び復旧に関する事

3. 関係する機関、団体等との連絡調整に関する事

4. 本部長の命による業務に関する事

■災害対策本部事務分掌

班		担当	事務分掌（全期間）	事務分掌（12 時間程度）	事務分掌（発生～3 日間）
本部事務局	防災班	消防防災課	1. 本部事務局に関する事 ①気象等、災害情報の受理、伝達に関する事 ②避難の勧告及び指示に関する事 ③被害情報のとりまとめ及び国・県への報告に関する事 2. 防災拠点に関する事 ①防災拠点との連絡に関する事 3. 協定施設避難所及び広域避難に関する事	1. 本部事務局に関する事 ①気象等、災害情報の受理、伝達に関する事 ②避難の勧告及び指示に関する事 ③被害情報のとりまとめ及び国・県への報告に関する事 2. 防災拠点に関する事 ①防災拠点との連絡に関する事 3. 協定施設避難所及び広域避難に関する事	1. 本部事務局に関する事 ①気象等、災害情報の受理、伝達に関する事 ②避難の勧告及び指示に関する事 ③被害情報のとりまとめ及び国・県への報告に関する事 2. 防災拠点に関する事 ①防災拠点との連絡に関する事 3. 協定施設避難所及び広域避難に関する事
	総務班	総務課 監査委員事務局 選挙管理委員会事務局	1. 職員の動員及び配備に関する事 ①職員参集把握に関する事 ②職員の必要物資の調達に関する事 ③職員の配置計画に関する事 2. 災害救助法に係る報告のとりまとめ及び県との調整に関する事 3. 受援に関する事 ①応援機関との連絡調整に関する事 ②応援要員の受入れに関する事 ③応援要員の支援に関する事 4. 本部事務局に関する事 ①災害対策本部の庶務に関する事 ②県、他市町村及び関係機関等との相互連絡に関する事 ③自衛隊派遣要請及び調整に関する事 5. 秘書に関する事 ①本部長、副本部長の秘書に関する事 ②被害を受けた地域の視察及び慰問に関する事 6. その他他班に属さないこと	1. 職員の動員及び配備に関する事 ①職員参集把握に関する事 4. 本部事務局に関する事 ①災害対策本部の庶務に関する事 ②県、他市町村及び関係機関等との相互連絡に関する事 ③自衛隊派遣要請及び調整に関する事 5. 秘書に関する事 ①本部長、副本部長の秘書に関する事	1. 職員の動員及び配備に関する事 ①職員参集把握に関する事 ③職員の配置計画に関する事 2. 災害救助法に係る報告のとりまとめ及び県との調整に関する事 3. 受援に関する事 ①応援機関との連絡調整に関する事 ②応援要員の受入れに関する事 4. 本部事務局に関する事 ①災害対策本部の庶務に関する事 ②県、他市町村及び関係機関等との相互連絡に関する事 ③自衛隊派遣要請及び調整に関する事 5. 秘書に関する事 ①本部長、副本部長の秘書に関する事 6. その他他班に属さないこと
	広報連絡班	議会事務局 企画政策課	1. 広報に関する事 ①災害広報に関する事 ②災害記録の保存及び公共に関する事 ③報道機関との連絡調整に関する事 ④議員への情報提供に関する事 2. 本部事務局に関する事 ①災害対策本部の庶務に関する事	1. 広報に関する事 ①災害広報に関する事 2. 本部事務局に関する事 ①災害対策本部の庶務に関する事	1. 広報に関する事 ①災害広報に関する事 ③報道機関との連絡調整に関する事 2. 本部事務局に関する事 ①災害対策本部の庶務に関する事
	情報班	財政課 会計課	1. 管財に関する事 ①臨時電話・その他の機材確保に関する事 ②庁舎及び庁内施設・設備の保全に関する事 ③車両その他輸送手段の確保、配車計画及び緊急輸送の実施に関する事 ④災害対策に係る契約に関する事 ⑤緊急通行車両証明書の申請に関する事 2. 情報に関する事 ①情報の受付に関する事 ②情報のとりまとめに関する事 3. 被災経費の出納に関する事	1. 管財に関する事 ①臨時電話・その他の機材確保に関する事 ②庁舎及び庁内施設・設備の保全に関する事 2. 情報に関する事 ①情報の受付に関する事 ②情報のとりまとめに関する事	1. 管財に関する事 ①臨時電話・その他の機材確保に関する事 ②庁舎及び庁内施設・設備の保全に関する事 ③車両その他輸送手段の確保、配車計画及び緊急輸送の実施に関する事 ⑤緊急通行車両証明書の申請に関する事 2. 情報に関する事 ①情報の受付に関する事 ②情報のとりまとめに関する事

班	担当	事務分掌（全期間）	事務分掌（12 時間程度）	事務分掌（発生～3 日間）
調査班	税務課	1. 被害発生状況の把握に関すること ①被害状況の確認に関すること 2. 家屋被害調査に関すること ①家屋の被害調査に関すること（土木班と協力） ②り災証明に関すること 3. 税金の減免等災害時の税制措置に関すること 4. 避難に関すること（市民生活班、防災班、学校教育班、社会教育班と連携をとる） ①担当避難場所の開設、運営に関すること ②担当避難場所での避難者の把握に関すること ③担当避難場所での避難者の対応に関すること	1. 被害発生状況の把握に関すること ①被害状況の確認に関すること 4. 避難に関すること（市民生活班、防災班、学校教育班、社会教育班と連携をとる） ①担当避難場所の開設に関すること ②担当避難所での避難者の把握に関すること ③担当避難所での避難者の対応に関すること	1. 被害発生状況の把握に関すること ①被害状況の確認に関すること 4. 避難に関すること（市民生活班、防災班、学校教育班、社会教育班と連携をとる） ①担当避難場所の運営に関すること ②担当避難場所での避難者の把握に関すること ③担当避難場所での避難者の対応に関すること
市民生活班	市民生活課 出張所 サービスセンター 市民交流課 市民会館 天津小湊支所 コミュニティセンター小湊	1. 市民生活に関わること ①相談窓口、手続き窓口対応に関すること ②行方不明者の把握に関すること ③遺体の安置・処理・火葬に関すること ④外国人への対応に関すること 2. 市民の把握に関すること ①市民の安否確認、避難先等の把握に関すること ②被災者台帳の作成に関すること 3. 避難に関すること（調査班、防災班、学校教育班、社会教育班と連携をとる） ①避難者把握、避難場所運営の統括に関すること ②担当避難場所の開設、運営に関すること ③担当避難場所での避難者の把握に関すること ④担当避難場所での避難者の対応に関すること 4. 被災者相談窓口に関すること	1. 市民生活に関わること ②行方不明者の把握に関すること ④外国人への対応に関すること 3. 避難に関すること（調査班、防災班、学校教育班、社会教育班と連携をとる） ①避難者把握、避難場所運営の統括に関すること ②担当避難場所の開設に関すること ③担当避難場所での避難者の把握に関すること ④担当避難場所での避難者の対応に関すること	1. 市民生活に関わること ②行方不明者の把握に関すること ③遺体の安置・処理に関すること ④外国人への対応に関すること 2. 市民の把握に関すること ①市民の安否確認、避難先等の把握に関すること 3. 避難に関すること（調査班、防災班、学校教育班、社会教育班と連携をとる） ①避難者把握、避難場所運営の統括に関すること ②担当避難場所の運営に関すること ③担当避難場所での避難者の把握に関すること ④担当避難場所での避難者の対応に関すること
環境班	環境課 清掃センター 衛生センター	1. 被災地の環境に関すること ①大気・河川等の監視に関すること ②環境汚染対策に関すること 2. 被災地のゴミの収集・処理に関すること 3. 災害廃棄物に関すること 4. 被災地のし尿汚物の処理に関すること ①仮設トイレの確保・設置に関すること ②し尿収集・処理に関すること 5. 家庭動物に関すること 6. 土木施設の対策に関すること（土木班と連携をとる） ①道路・橋梁・河川等の被害調査点検・復旧に関すること ②水防活動に関すること ③がけ崩れの点検・復旧に関すること ④道路情報収集に関すること ⑤緊急輸送路確保に関すること ⑥障害物除去に関すること	 3. 被災地のし尿汚物の処理に関すること ①仮設トイレの確保・設置に関すること 6. 土木施設の対策に関すること（土木班と連携をとる） ①道路・橋梁・河川等の被害調査点検・復旧に関すること ②水防活動に関すること ③がけ崩れの点検・復旧に関すること	 4. 被災地のし尿汚物の処理に関すること ①仮設トイレの確保・設置に関すること ②し尿収集・処理に関すること 5. 家庭動物に関すること 6. 土木施設の対策に関すること（土木班と連携をとる） ①道路・橋梁・河川等の被害調査点検・復旧に関すること ②水防活動に関すること ③がけ崩れの点検・復旧に関すること ④道路情報収集に関すること ⑤緊急輸送路確保に関すること ⑥障害物除去に関すること
医療支援班	健康推進課	1. 傷病者の応急救護に関すること ①救護センター設置に関すること ②医薬品・医療用資器材等の確保に関すること ③応急医療の調整に関すること ④傷病者の収容・搬送に関すること ⑤医療要援護者の支援に関すること 2. 市民の健康管理に関すること ①市民の健康管理及び防疫に関すること ②被災地の消毒に関すること	1. 傷病者の応急救護に関すること ①救護センター設置に関すること ②医薬品・医療用資器材等の確保に関すること ③応急医療の調整に関すること ④傷病者の収容・搬送に関すること	1. 傷病者の応急救護に関すること ①救護センター設置に関すること ②医薬品・医療用資器材等の確保に関すること ③応急医療の調整に関すること ④傷病者の収容・搬送に関すること ⑤医療要援護者の支援に関すること

第3編 風水害等編 第2章 災害応急対策計画
第1節 災害応急活動体制

班	担当	事務分掌（全期間）	事務分掌（12 時間程度）	事務分掌（発生～3 日間）
福祉班	福祉課 保育園	1. 住民の福祉に関すること ①要配慮者への支援に関すること ②福祉避難所の開設・運営に関すること ③日赤、社会福祉協議会との連絡調整に関すること ④ボランティア活動調整に関すること ⑤各種給付対策に関すること 2. 保育所に関すること ①応急保育の実施に関すること	1. 住民の福祉に関すること ①要配慮者への支援に関すること	1. 住民の福祉に関すること ①要配慮者への支援に関すること ③日赤、社会福祉協議会との連絡調整に関すること
産業班	農水商工課 観光課 農業委員会事務局	1. 物資に関すること ①食料、生活必需品の調達及び配布に関すること ②救援物資の受入れ、整理に関すること（広域拠点班と連携をとる） 2. 帰宅困難者に関すること ①帰宅困難者の把握に関すること ②一時滞在施設の開設及び収容に関すること	1. 物資に関すること ①食料、生活必需品の配布（備蓄品）に関すること 2. 帰宅困難者に関すること ①帰宅困難者の把握に関すること	1. 物資に関すること ①食料、生活必需品の調達及び配布に関すること ②救援物資の受入れ、整理に関すること（広域拠点班と連携をとる） 2. 帰宅困難者に関すること ①帰宅困難者の把握に関すること ②一時滞在施設の開設及び収容に関すること
土木班	都市建設課	1. 土木施設の対策に関すること ①道路・橋梁・河川等の被害調査点検・復旧に関すること ②水防活動に関すること ③がけ崩れの点検・復旧に関すること ④道路情報収集に関すること ⑤緊急輸送路確保に関すること ⑥ヘリコプター離発着場の対応に関すること ⑦障害物除去に関すること ⑧復旧資材の確保調達に関すること 2. 宅地・住宅・建築物の対策に関すること ①被災宅地の危険度判定に関すること ②被災建築物の応急危険度判定に関すること ③仮設住宅、公営住宅・公共施設・公園の点検、復旧に関すること ④仮設住宅の設営及び修理に関すること	1. 土木施設の対策に関すること ①道路・橋梁・河川等の被害調査点検・復旧に関すること ②水防活動に関すること ③がけ崩れの点検・復旧に関すること	1. 土木施設の対策に関すること ①道路・橋梁・河川等の被害調査点検・復旧に関すること ②水防活動に関すること ③がけ崩れの点検・復旧に関すること ④道路情報収集に関すること ⑤緊急輸送路確保に関すること ⑥ヘリポート対応に関すること ⑦障害物除去に関すること ⑧復旧資材の確保調達に関すること 2. 宅地・住宅・建築物の対策に関すること ②被災建築物の応急危険度判定に関すること
水道班	水道局 浄水場	1. 被災地における給水に関すること 2. 水道施設の点検・復旧に関すること 3. 応急・応援給水対策に関すること 4. 南房総広域水道企業団その他関係機関との連絡調整に関すること	2. 水道施設の点検・復旧に関すること	1. 被災地における給水に関すること 2. 水道施設の点検・復旧に関すること 3. 応急・応援給水対策に関すること
学校教育班	学校教育課 幼稚園 小学校 中学校 学校給食センター	1. 生徒、児童、園児に関すること ①生徒・児童・園児の避難・救護に関すること ②災害時の応急教育に関すること ③被災生徒・児童・園児に対する学用品の支給に関すること 2. 避難に関すること（調査班、防災班、市民生活班、社会教育班と連携をとる） ①担当避難場所の開設、運営に関すること ②担当避難場所での避難者の把握に関すること ③担当避難場所での避難者の対応に関すること	1. 生徒、児童、園児に関すること ①生徒・児童・園児の避難・救護に関すること 2. 避難に関すること（調査班、防災班、市民生活班、社会教育班と連携をとる） ①担当避難場所の開設に関すること ②担当避難場所での避難者の把握に関すること ③担当避難場所での避難者の対応に関すること	1. 生徒、児童、園児に関すること ①生徒・児童・園児の避難・救護に関すること 2. 避難に関すること（調査班、防災班、市民生活班、社会教育班と連携をとる） ①担当避難場所の運営に関すること ②担当避難場所での避難者の把握に関すること ③担当避難場所での避難者の対応に関すること
社会教育班	生涯学習課 文化振興室 図書館 公民館	1. 避難に関すること（調査班、防災班、市民生活班、学校教育班と連携をとる） ①担当避難場所の開設、運営に関すること ②担当避難場所での避難者の把握に関すること ③担当避難場所での避難者の対応に関すること	1. 避難に関すること（調査班、防災班、市民生活班、学校教育班と連携をとる） ①担当避難場所の開設に関すること ②担当避難場での避難者の把握に関すること ③担当避難場所での避難者の対応に関すること	1. 避難に関すること（調査班、防災班、市民生活班、学校教育班と連携をとる） ①担当避難場所の運営に関すること ②担当避難場での避難者の把握に関すること ③担当避難場所での避難者の対応に関すること

第3編 風水害等編 第2章 災害応急対策計画
第1節 災害応急活動体制

班	担当	事務分掌（全期間）	事務分掌（12 時間程度）	事務分掌（発生～3 日間）
広域拠点班	スポーツ振興課	1. 広域防災拠点に関すること ①広域防災拠点の開設・運営支援に関すること 2. 物資集積場場所の開設、管理に関すること（産業班と連携をとる） ①物資集積場所の開設、管理に関すること ②物資の整理に関すること	1. 広域防災拠点に関すること ①広域防災拠点の開設に関すること	1. 広域防災拠点に関すること ①広域防災拠点の開設・運営支援に関すること 2. 物資集積場場所の開設、管理に関すること（産業班と連携をとる） ①物資集積場所の開設、管理に関すること ②物資の整理に関すること
国保病院		1. 施設の被害調査・復旧及び入院患者の安全確保に関すること 2. 被災者の医療に関すること	1. 施設の被害調査・復旧及び入院患者の安全確保に関すること 2. 被災者の医療に関すること	1. 施設の被害調査・復旧及び入院患者の安全確保に関すること 2. 被災者の医療に関すること
消防対策班	消防団	1. 消防団の動員に関すること 2. 消防機関との連絡に関すること 3. 被害情報の収集に関すること 4. 水防活動に関すること 5. 災害の警戒及び防御に関すること 6. 被災者の捜索及び救出に関すること 7. 活動に関する資機材の調達及び補給に関すること 8. 避難者の誘導案内に関すること	1. 消防団の動員に関すること 2. 消防機関との連絡に関すること 3. 被害情報の収集に関すること 4. 水防活動に関すること 5. 災害の警戒及び防御に関すること 6. 被災者の捜索及び救出に関すること 7. 活動に関する資機材の調達及び補給に関すること 8. 避難者の誘導案内に関すること	1. 消防団の動員に関すること 2. 消防機関との連絡に関すること 3. 被害情報の収集に関すること 4. 水防活動に関すること 5. 災害の警戒及び防御に関すること 6. 被災者の捜索及び救出に関すること 7. 活動に関する資機材の調達及び補給に関すること 8. 避難者の誘導案内に関すること

第2節 情報収集伝達

項目	実施担当	関係機関
1. 情報連絡体制	本部事務局	
2. 気象情報等の収集伝達	本部事務局	県、銚子地方気象台
3. 被害情報の収集・調査	各班	警察署、消防本部
4. 災害報告	本部事務局	県

1. 情報連絡体制

(1) 通信機能の確保と統制

災害時には、次の通信施設を活用する。

本部事務局は、災害発生後、防災行政無線、電話等の通信施設の機能確認を行う。停電、機器の破損等の支障が生じている場合は、自家発電装置の運転、修理等の措置をとる。また、無線機の貸出し等の管理を行う。

■主な通信手段

主な通信手段		主な通信区間
有線	一般加入電話・FAX	市・防災関係機関との連絡
	災害時優先電話	
無線	県防災行政無線	市～県・近隣市町・防災関係機関
	市防災行政無線（固定系）	市～災害現場・避難所・防災関係機関・住民等
	市防災行政無線（移動系）	市～災害現場
	簡易デジタル業務無線（消防団配備）	市～災害現場
口頭	広報車	市～住民等

(2) 代替通信施設の利用

本部事務局は、市が所有する通信機能が低下し、応急対策に著しい支障が生じる場合は、次の代替通信手段を確保する。

■代替通信施設

手 段	内 容
非常・緊急通話	あらかじめ承認を受けた電話番号から「非常（緊急）」の旨及び必要事項を東日本電信電話（株）に申し出ることにより接続する。
非常・緊急電報	東日本電信電話（株）に非常扱い電報（緊急扱い電報）である旨を告げ発信を依頼する。
専用通信施設の利用	それぞれの通信系が被災により不通となった場合、又は著しく通信が困難となった場合は、次に掲げる機関所属の無線局を利用し災害に関する通信の確保を図る。 ① 県の無線通信施設 ② 関東地方非常通信協議会の構成機関である次の機関の通信施設 ア. 警察通信施設

	イ. 国土交通省関係通信施設 ウ. 勝浦海上保安署通信施設 エ. 日本赤十字社通信施設 オ. 東日本電信電話（株）千葉支店通信施設 カ. 東京電力（株）通信施設 キ. 日本放送協会千葉放送局通信施設 ク. 東京ガス（株）通信施設
アマチュア無線	アマチュア無線の協力により被害情報を収集する。

(3) 災害時における放送及び緊急警報放送の要請

県では、災害対策基本法第55条及び第56条に規定する災害に関する通知、要請、伝達又は警告等で、他に手段がなく緊急を要する場合は、別に定める「災害時における放送要請に関する協定」により、日本放送協会千葉放送局、（株）ニッポン放送、千葉テレビ放送（株）、（株）ベイエフエムに放送の要請を行う。

なお、市長（本部長）が行う避難の勧告、指示等で緊急やむを得ない特別の事情がある場合は、県の定める「緊急警報放送の実施に伴う災害時の放送要請について」により、県を通じ日本放送協会千葉放送局に緊急警報放送を行うよう求める。

(4) 非常通信の利用方法

本部事務局は、公衆電気通信施設が使用できない状態になった場合又は特に緊急を要する事態が生じたときで、他の通信施設を利用したほうが速やかに連絡できると認めた場合は、防災関係機関の通信施設の利用を図る。

2. 気象情報等の収集伝達

(1) 気象情報

銚子地方気象台は、次の気象情報を発表する。本市が属する予報区は、南部（一次細分区域名）、夷隅・安房（二次細分予報区）である。

■気象注意報・警報等の種類

注 意 報	気象注意報	風雪注意報、強風注意報、大雨注意報、大雪注意報、濃霧注意報、雷注意報、乾燥注意報、着氷・着雪注意報、霜注意報、低温注意報
	高潮注意報・波浪注意報・洪水注意報	
	浸水注意報（浸水に関する注意事項を気象注意報の中に含めて述べる）	
	地面現象注意報（地面現象に関する注意事項を気象注意報の中に含めて述べる）	
警 報	気象警報	暴風警報・暴風雪警報・大雨警報・大雪警報
	高潮警報・波浪警報・洪水警報	
	浸水警報（浸水に関する警戒事項を気象警報の中に含めて述べる）	
	地面現象警報（地面現象に関する警戒事項を気象警報の中に含めて述べる）	
特別警報		大雨、暴風、暴風雪、大雪（数十年に一度の現象）
記録的短時間大雨情報		1時間雨量で100mmを越す降水が観測された場合
竜巻注意情報		積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける

(2) 水防活動用気象注意報・警報の取扱い

銚子地方気象台は、水防活動の利用に適合する予報・警報を発表する。発表は、一般の利

用に適合する予報・警報をもって行う。

水防活動用注意報・警報	代用する注意報・警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

(3) 火災気象通報

銚子地方気象台は、消防法に基づき、次のような気象状況のとき、知事に対し火災気象通報の発表及び終了の通報を行う。市長（本部長）は、知事から、この通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発令することができる。

なお、林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、火災気象通報の発表及び終了の通報をもって行う。

■火災気象通報の基準

- 実効湿度が 60%以下で最小湿度 30%以下になる見込みのとき。
 - 平均風速 15 メートル以上の風が吹く見込みのとき。
- ただし、降雨（雪）を伴うときは、火災気象通報を行わない事がある。
- （注）基準値は気象官署の値（但し、銚子地方気象台は 15 メートル以上）

(4) 火災警報

市長（本部長）は、次の場合に市民に対して火災の警戒を喚起するために火災警報を発令することができる。

■火災警報の基準

- 消防法の規定により知事から火災気象通報を受けたとき。
- 気象の状況が火災の予防上危険であると認めたとき。

(5) 水防警報

知事は、銚子地方気象台の気象情報等から洪水のおそれがあると認めたときは、水防警報を発令し、水防管理者に通知する。また、県と銚子地方気象台は、加茂川において洪水のおそれがあると認めたときは、洪水予報を発表し、水防管理者に通知する。水防管理者は、水防警報、洪水予報の通知を受けたときは、消防団に待機又は出動の措置をとらせる。

(6) 土砂災害警戒情報

県及び銚子地方気象台は、市町村を単位として次の基準により土砂災害警戒情報を共同発表する。県はホームページ等を利用して、災害発生の危険度や雨量予測等の詳細情報を提供する。

なお、土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判定し、発表されるもので、個別の災害発生箇所、時間、規模などを詳細に特定するものではないことに留意する。

また、発表は土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については、発表の対象とされないことに留意する。

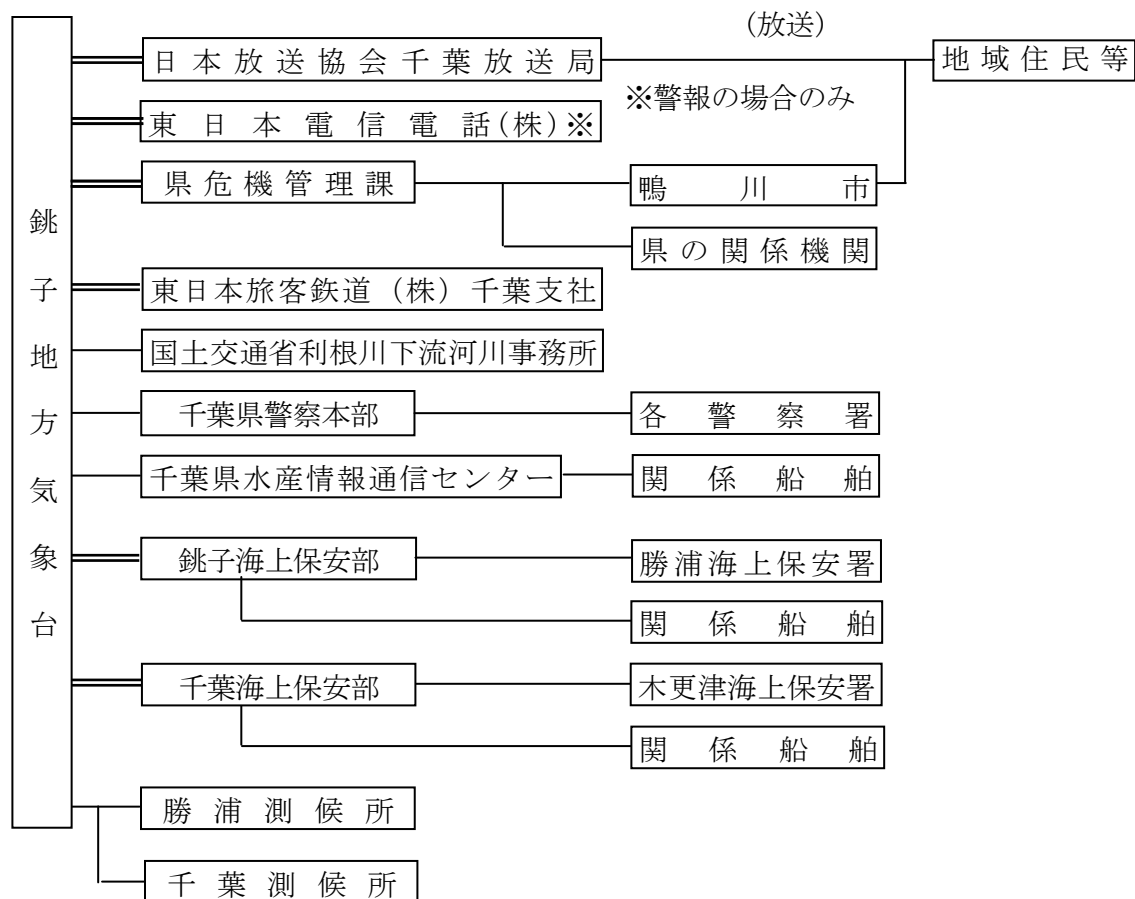
■土砂災害警戒情報の発表基準

警戒基準	大雨警報が発表中であり、降雨の実況及び数時間先までの降雨予測値を基に作成した指標が当該情報の発表基準に達した場合。
警戒解除基準	降雨の実況値を基に作成した指標が発表基準を下回り、短時間で再び発表基準に達しないと予想される場合。又は無降水時間が長時間続いているにもかかわらず、指標が発表基準を下回らない場合は、県と銚子地方気象台が協議のうえ解除できるものとする。
暫定基準	地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、県と銚子地方気象台は「千葉県地震等発生時の暫定基準」に基づき、基準を取り扱うものとする。

(7) 注意報・警報等の伝達系統

注意報及び警報等の伝達系統は図の通りである。

■注意報・警報等の伝達系統図



==== 法令（気象業務法等）による通知

—— 行政協定、地域防災計画等による伝達

- 1、伝達は、銚子地方気象台が「防災情報提供装置」により行う。
- 2、障害等により通信経路が途絶した場合は、代替経路として、千葉県防災行政無線及びN T T 公衆回線等で行う。

3. 被害情報の収集・調査

各班は、災害発生後直ちに被害状況の収集活動を開始し、必要に応じて警察署、消防署等その他、関係機関との密接な連絡をとりながら災害対策活動に必要な情報の収集に努める。

(1) 発見者の通報義務

災害が発生するおそれのある異常な現象（火災、異常水位、がけ崩れ、地すべり等）を発見した者は、市長（本部長）又は警察官若しくは海上保安官に通報する。

市長（本部長）は、異常現象等の発見又は災害発生の連絡を受けた場合は、銚子地方気象台及びその事象に関係のある機関に通報する。

(2) 初期情報の収集・報告

異常現象発見の通報を受けたとき、又は災害の発生が予想されるときは、調査班、土木班及び消防対策班等は現場を巡回し警戒にあたる。各班は所管施設の警戒監視にあたる。

(3) 災害調査

各班は、災害の危険が解消した段階で、住家・人的被害及び所管施設等の被害調査を行う。各調査担当班は、調査した結果をまとめ、本部事務局に提出する。各調査担当及び調査対象は、次のとおりである。

■調査の対象及び担当

調査対象	調査担当
住家被害	調査班
人的被害	市民生活班
農業作物、農業施設被害、林業被害	産業班
商業被害、工業被害	産業班
河川、道路、橋梁被害、漁港、がけ崩れ、公園施設、下水路施設被害	土木班、産業班
水道施設被害	水道班
医療施設被害	医療支援班
廃棄物処理施設被害	環境班
福祉施設被害	福祉班
教育施設被害、社会教育施設被害	学校教育班、社会教育班、広域拠点班
文化・観光施設被害	社会教育班、産業班
危険物施設被害	消防本部

4. 災害報告

(1) 県への報告

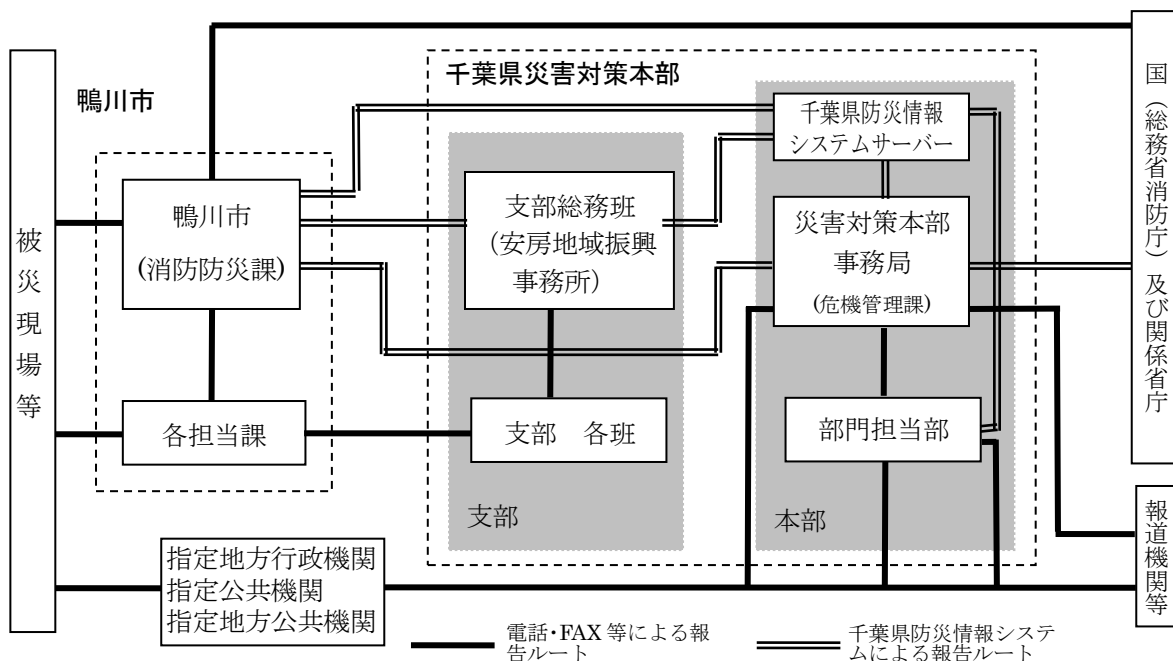
市長（本部長）は、災害対策基本法第53条の規定により、市域に災害が発生し、又は発生が予想されるときは、速やかに被害情報等を収集し、千葉県防災情報システム及び電話・ファクシミリ又は防災行政無線により県本部事務局に報告する。県への報告の詳細は、「千葉県被害情報等報告要領」による。

県へ報告すべき事項は次のとおりである。

- ① 災害の原因
- ② 災害が発生した日時

- ③ 災害が発生した場所又は地域
 - ④ 被害の状況（被害の程度等は「被害認定基準」に基づき判定する。）
 - ⑤ 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
 - ア. 災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
 - イ. 主な応急措置の実施状況
 - ウ. その他必要事項
 - ⑥ 災害による市民等の避難の状況
 - ⑦ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
 - ⑧ その他必要な事項
- また、被害情報等の報告経路概要図は、次のとおりである。

■報告経路概要図



(2) 国への報告

本部事務局は、次の基準に該当する災害又は事故が発生した場合には、総務省消防庁へも報告を行う（覚知後 30 分以内）。

- 「火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号）」の直接即報基準に該当する場合。（国の様式により県へも報告する。）
- 県に報告ができない場合で、一時的に報告先を国（消防庁）とする場合

(3) 報告責任者の選任

市及び防災関係機関は、次の基準により、被害情報等の報告に係る責任者を定めておく。

区 分	所 掌 事 務	市	防災関係機関
総括責任者	市及び防災関係機関における被害情報等の報告を総括する。	市に 1 名	各機関に 1 名
取扱責任者	市及び防災関係機関における各部門の被害情報等の報告事務を取り扱う。	市において所掌事務等を勘案して定める。	各機関において所掌事務等を勘案して定める。

(4) 報告先と連絡方法

国、県及び安房地域振興事務所に行う被害報告の報告先は、次のとおりである。

① 総務省消防庁

時 間 区 分	報告先 区分	消防防災無線（県防災行政無線）			一般加入電話	
		系 統	電 話	F A X	電 話	F A X
勤 務 時間内	応急対 策室	地上系	120-90-49013	120-90-49033	03- 5253-7527	03- 5253-7537
		衛星系	048-500-90- 49013	048-500-90- 49033		
勤 務 時間外	消防庁 宿直室	地上系	120-90-49102	120-90-49036	03- 5253-7777	03- 5253-7553
		衛星系	048-500-90- 490102	048-500-90- 49036		

② 千葉県

時 間 区 分	報告先区分	県防災行政無線			一般加入電話	
		系 統	電 話	F A X	電 話	F A X
勤 務 時間内	県 危機管理課	地上系	500-7309	500-7298	043- 223-2175	043- 222-1127
		衛星系	012-500-7309	012-500-7298		
勤 務 時間外	県防災行政 無線統制室	地上系	500-7225	500-7110	043- 223-2178	043- 222-5219
		衛星系	012-500-7225	012-500-7110		

③ 安房地域振興事務所

時 間 区 分	報告先区分	県防災行政無線		一般加入電話	
		電 話	F A X	電 話	F A X
	地域振興課	509-721・723	509-722	0470- 22-7111	0470- 22-0074

④ 安房土木事務所

時 間 区 分	報告先区分	県防災行政無線		一般加入電話	
		電 話	F A X	電 話	F A X
	維持課	509-733・731	509-732	0470- 22-4348	0470- 23-8349
	鴨川出張所	556-721・723	556-722	04- 7092-1109	04- 7093-2190

第3節 災害広報・広聴活動

項目	実施担当	関係機関
1. 市の行う広報	本部事務局	各防災関係機関
2. 避難所での広報	本部事務局	
3. 報道機関への対応	本部事務局	
4. 被災者相談	市民生活班、調査班、産業班、 土木班、福祉班	

1. 市の行う広報

本部事務局は、災害の推移や緊急度により、次の手段によって住民への広報を行う。必要に応じて、消防本部の協力を得る。

(1) 市の広報活動

被災地域に対する広報活動を次の方法によって行う。

- ア. 新聞・ラジオ・テレビ等を利用して適時に広報を行う。
- イ. 広報紙、チラシ、ポスター等を作成して配布又は避難所に貼付する。
- ウ. 広報車を利用して巡回する。
- エ. 防災行政無線、鴨川市安全・安心メール、市ホームページ等を利用して一斉に広報する。

(2) 広報内容

広報内容は、次に掲げる事項を中心とする。

- ① 災害発生前の広報
 - ア. 災害の規模、動向、今後の予想に関する情報
 - イ. その他被害及び混乱防止に必要な注意事項の呼びかけ
- ② 災害発生時の広報
 - ア. 二次災害に関する情報
 - (ア) ガスの元栓を閉めること及び電気のブレーカーを切る等の指示
 - (イ) ガス器具、電気器具及び石油ストーブ等の火災予防の注意喚起
 - イ. 被害情報及び被災状況に関する情報
 - (ア) 人及び家屋関係
 - (イ) 公益事業関係
 - (ウ) 交通施設関係
 - (エ) がけ崩れその他地盤関係
 - (オ) 土木施設関係
 - (カ) 農林水産関係
 - (キ) 商工業関係
 - (ク) 教育関係
 - (ケ) その他
 - ウ. 市の災害対策関係及び活動状況に関する情報
 - (ア) 本部の設置
 - (イ) その他

エ. 避難方法等に関する情報

(ア) 避難の指示・勧告

(イ) 避難の際の注意及び避難場所の周知

オ. 応急対策活動に関する情報

(ア) 水防、警備、救助及び防疫活動

(イ) 通信、交通、土木港湾等施設の応急対策活動

カ. その他一般市民及び被災者に対する必要な広報事項

③ り災者に対する広報

ア. 救護センター、避難所の開設状況

イ. 医療救護、衛生知識の周知

ウ. 給水、給食等の実施状況

エ. 通信、道路、交通機関等の復旧、運行状況

オ. 被災地の状況

カ. その他

④ 流言飛語の防止に関する情報

⑤ 県外で発生した震災に係る支援に関する情報

(3) 災害記録の保存・公表

本部事務局は、被災状況や対策実施状況等の災害記録を保存し、必要に応じて公表する。

2. 避難所での広報

本部事務局は、館内放送に加え、掲示板への掲示や避難所及び自治組織を通じて災害広報紙を配布する。

また、福祉班との連携により、要配慮者に配慮し口頭伝達など避難者の状況に応じた広報を行う。

■避難所での広報項目例

○災害の状況	○施設使用方法等の注意事項
○生活ルール	○生活支援対策のお知らせ
○その他各種対策のお知らせ	○避難所運営等への協力要請

3. 報道機関への対応

(1) 広報の要請

本部事務局は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関へ、住民広報、救援物資等の支援に関する広報を要請する。この際、情報及び必要な資料等を提供し、広報を要請する。

(2) 報道発表

本部事務局は、市役所本庁舎等に記者発表場所を設置し、定時型の記者発表を行う。必要に応じて臨時の記者発表を行う。

■記者発表の項目例

○災害の種別	○発生年月日、時刻
○災害の発生場所及び被害激甚地域	○被害状況
○二次災害等その他の情報	○応急・復旧対策
○災害対策本部の設置又は廃止	○住民への情報

(3) 取材活動での要請

本部事務局は、災害対策本部内への立入、取材は原則禁止する措置をとる。また、避難者への取材は、プライバシー等に配慮するように要請する。

4. 被災者相談

市民生活班は、住民からの問い合わせや生活相談に対応するため、市役所本庁舎及び支所に相談窓口を設置する。また、住民の相談に対し迅速に対応するため、相談窓口には各班の担当者を置く。

相談窓口で扱う事項は、次のとおりである。

なお、住民からの意見、要望等についても、可能な限り聴取し応急対策に反映させる。

■相談窓口の内容

設置場所	市役所本庁舎、支所
相談窓口で扱う事項	○捜索依頼の受付け（市民生活班） ○食料、飲料水、日用品等の支給に関する情報（産業班） ○り災証明書の発行（調査班） ○埋火葬許可書の発行（市民生活班） ○仮設住宅の申し込み（土木班） ○住宅の応急修理の申し込み（土木班） ○災害見舞金、義援金の受付け、払い出し（福祉班） ○生活資金等の相談等（福祉班）

第4節 災害救助法の適用

項目	実施担当	関係機関
1. 災害救助法の適用基準	本部事務局	
2. 被災世帯の算定	本部事務局	
3. 災害救助法の適用手続き	本部事務局	
4. 救助の実施	本部事務局	

1. 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項の1～4の規定による。鴨川市における具体的適用基準は、次のとおりである。

■災害救助法の適用基準

指標となる被害項目	適用の基準	該当条項
市内の住家が滅失した世帯の数	80 以上	第1条第1項第1号
県内の住家が滅失した世帯の数	2,500 以上	第1条第1項第2号
そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	40 以上	
県内の住家が滅失した世帯の数	12,000 以上	第1条第1項第3号前段
そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	多数	
災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したものであること。※1	知事が内閣総理大臣と協議	第1条第1項第3号後段
多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき。※2	知事が内閣総理大臣と協議	第1条第1項第4号

※1 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること

※2 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

2. 被災世帯の算定

(1) 被災世帯の算定基準

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定により以下のとおり、みなし換算を行う。

■被災世帯の算定方法

被災住家1世帯	全壊（全焼・流失）住家	1世帯
	半壊（半焼）住家	2世帯
	床上浸水、土砂の堆積により一時的に居住できない状態になった住家	3世帯

(2) 住家被害の認定

本部事務局は、被害住家の調査を行い、被害程度の認定を行う。被害滅失、半壊等の認定は、「被害状況判定基準」によるが、住家被害については、以下の表のとおりである。

■住家被害程度の認定基準

被害の区分	認 定 の 基 準
住家の全壊 (全焼・全流失)	居住のための基本的機能を喪失したもので、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延面積の70パーセント以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が、住家全体の50パーセント以上に達した程度のも
住家の半壊 (半焼)	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延面積の20パーセント以上70パーセント未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が住家全体の20パーセント以上50パーセント未満のも
住家の床上浸水 土砂の堆積等	住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもので、全壊・半壊に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のも、又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの
(1) 住家被害戸数については、「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を世帯の単位として算定する。 (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。 (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。	

3. 災害救助法の適用手続き

(1) 災害救助法の適用要請

市長（本部長）は、本市の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、直ちにその旨を知事に報告し、災害救助法適用を知事に要請する。その場合には、次に掲げる事項について、緊急を要する場合は口頭又は電話をもって要請し、後日文書によりあらためて処理する。

■報告事項

○災害発生の日時及び場所	○災害の原因及び被害の概況・状況
○適用を要請する理由	○災害救助法適用の要否
○既にとった救助措置及びとろうとする救助措置	
○その他必要な事項	

(2) 適用要請の特例

市長（本部長）は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指導を受けなければならない。

なお、災害救助法適用の申請に関しては、「災害救助の手引」によるものとする。

4. 救助の実施

災害救助法による救助は、知事が行い（法定受託事務）、市町村長がこれを補助する。

知事は、市が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について、市長（本部長）へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

なお、この法律の適用以外の災害については、災害対策基本法第5条に基づき市長（本部長）が応急措置を実施する。

■災害救助法の適用となる救助の項目

救 助 の 種 類	実施期間
避難所の設置	7 日以内
応急仮設住宅の設置及び供与	災害発生の日から 20 日以内に着工
炊き出しその他による食品の給与	7 日以内
飲料水の供給	7 日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10 日以内
医療	14 日以内
助産	分娩の日から 7 日以内
被災者の救出	3 日以内
被災した住宅の応急修理	1 ヶ月以内
学用品の給与	教科書等 1 ヶ月以内 文房具等 15 日以内
埋葬	10 日以内
死体の搜索	10 日以内
死体の処理	10 日以内
障害物の除去	10 日以内
生業資金の貸与	1 ヶ月以内

第5節 広域応援・自衛隊派遣要請

項目	実施担当	関係機関
1. 自治体等への応援派遣要請	本部事務局、水道班	
2. 消防の広域応援要請	本部事務局、広域拠点班	消防本部
3. 自衛隊の災害派遣	本部事務局	

1. 自治体等への応援要請

(1) 県への応援要請

市長（本部長）は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、応援の要請又はあっせんの要請を行う。

■県への応援要請手続き

要請先	県防災危機管理部	
連絡方法	文書（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送付）	
応援の要求	○災害の状況 ○応援を必要とする理由 ○応援を希望する人員、物資等の品名、数量 ○応援を必要とする場所・活動内容 ○その他必要な事項	災害対策基本法第68条

(2) 指定地方行政機関等への応援要請

市長（本部長）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する、又はその派遣について知事に対しあっせんをもとめる。

■指定地方行政機関等への応援要請手続き

要 請 先	指定地方行政機関又は特定公共機関（あっせんをもとめる場合は県）	
連絡方法	文書（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送付）	
職員派遣・あっせん要請	○派遣の要請・あっせんを求める理由 ○職員の職種別人員数 ○派遣を必要とする期間 ○派遣される職員の給与その他勤務条件 ○その他必要な事項	派遣：災害対策基本法第29条 あっせん：災害対策基本法第30条 地方自治法252条の17

(3) 他市町村への応援・援助要請

市長（本部長）は、応急措置を実施するため必要と認めるときは、県内市町村間で締結した「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」及び「災害時における相互援助に関する協定」に基づき、県内外の他市町村長に応援及び援助の要請を行う。

■県内市町村への応援要請手続き

要請先	要請先市町村（複数にわたる場合は知事）
連絡方法	文書（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送付）
要請事項	○被害状況 ○応援の種類 ○応援の具体的内容及び数量 ○応援を希望する期間 ○応援場所及び応援場所への経路 ○その他必要な事項災害の状況
応援の種類	○食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 ○被災地の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 ○救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供 ○救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣 ○被災者の一時収容のための施設の提供 ○被災傷病者の受入れ ○遺体の火葬のための施設の提供 ○ごみ・し尿等の処理のための施設の提供 ○ボランティアの受入及び活動調整 ○全各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

■相互応援協定

協定名	協定締結先
千葉県水道災害相互応援協定	千葉県内の水道事業体、水道用水供給事業体
鴨川市と荒川区との非常災害時等における相互応援に関する協定	東京都荒川区
災害時における相互援助に関する協定	東京都板橋区、栃木県日光市、山梨県都留市、群馬県渋川市、群馬県高崎市、群馬県沼田市、茨城県かすみがうら市、茨城県桜川市、新潟県南蒲原郡田上町、新潟県妙高市、福島県白河市、山形県最上郡最上町

(4) 水道事業体等の相互応援

市長（本部長）は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県内水道事業体等の間で締結した「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき、県の調整の下に他の事業体等に応援要請を行うよう要請する。

(5) 資料の提供及び交換

- ① 防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査の成果を相互に交換する。
- ② 知事及び指定地方行政機関の長は、災害応急対策に必要な職員の派遣措置が講じられるよう、あらかじめ関係資料を整備しておく。

(6) 経費の負担

- ① 国又は他都県、市町村から市に職員派遣を受けた場合
国又は他都県、市町村から市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による。
- ② 指定公共機関等から協力を受けた場合
指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほか、

その都度、又は事前に相互に協議して定めた方法による。

(7) 民間団体等への協力要請

市長（本部長）は、大規模災害時における迅速な応急・復旧体制を図るため、必要と認められるときは、各種団体等に対して協力を要請する。

(8) 応援隊の受入れ・活動支援

広域拠点班は、広域防災拠点の開設、運営について、県と連携して支援を行う。

応援隊の活動拠点施設を指定し、受入れを行う。

また、本部事務局は、各班からの応援要請に基づき応援隊の派遣について、応援先の自治体等と調整し、受入れを行い応援者を配分する。各活動現場においては、各班が応援者の業務について対応する。

なお、宿泊先、食料、資機材等については、原則として応援者に要請する。

2. 消防の広域応援要請

(1) 消防相互応援

市長（本部長）又は消防長は、県内消防機関による広域的な応援の必要を認めるときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及び「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき、迅速な応援要請をする。

(2) 緊急消防援助隊

県内の消防力を結集しても消防力に不足が生じると認めるときは、知事を通じて消防庁長官へ緊急消防援助隊の出動を要請することができる。

緊急消防援助隊の応援要請を行った場合には、緊急消防援助隊が円滑に活動できるよう次の体制の確保を図る。

○情報提供	○通信運用
○集結及びヘリコプター離発着場予定場所	○補給体制

3. 自衛隊の災害派遣

(1) 災害派遣要請

市長（本部長）は、人命又は財産の保護に必要がみとめられるときに、知事に対して自衛隊の災害派遣の要請を求めることができる。

■自衛隊の活動

○被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い被害の状況を把握する。

○避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

○遭難者等の捜索救助

行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、捜索救助を行う。

○水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。

○消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

○道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。

○応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

○人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

○給食及び給水

被災者に対し、給食及び給水を実施する。

○物資の無償貸付又は貸与

「防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

○危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

○その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

(2) 派遣要請の要求の手続き

市長（本部長）は、自衛隊の災害派遣の必要があると認められるときは、知事に対して文書により要求する。なお、緊急を要する場合は、電話又は口頭で次の事項を明らかにして要求し、事後速やかに文書を提出する。

また、通信の途絶等で知事に依頼できないときは、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知し、事後、所定の手続きを行う。

なお、事態の推移に応じ、派遣を要請しないことを決定した場合は、直ちにその旨を連絡する。

■災害派遣要請の手続き

要請事項	○災害の情况及び派遣を要請する事由 ○派遣を希望する期間 ○派遣を希望する区域及び活動内容 ○連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等その他参考となるべき事項
連絡先	千葉県防災危機管理部

(3) 受入体制

本部事務局は、自衛隊の災害派遣要請を依頼した場合、作業計画を作成し、次のような対応を行う。

■自衛隊の受入体制

項 目	内 容
作業計画の作成	○作業箇所及び作業内容 ○作業箇所別必要人員及び必要機材 ○作業箇所別優先順位 ○作業に要する資材の種類別保管（調達）場所 ○部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
資機材の準備	必要な機械、器具、材料、消耗品等の確保に努め、諸作業に係る関係のある管理者への了解を取りつける。
派遣部隊の受入れ	派遣された部隊に対し、次の施設等を準備する。 ○本部事務室 ○宿舎 ○材料置場、炊事場（野外の適切な広さ） ○駐車場（車1台の基準は3m×8m） ○指揮連絡用ヘリコプター離発着場
連絡窓口	○自衛隊派遣要請に係る県との連絡調整は、本部事務局に連絡窓口を一本化する。 ○自衛隊からの連絡員の派遣を要請する。

■ヘリコプター離発着場の必要地積 (注)四方向に障害物のない広場のとき

機 種	必 要 地 積
OH-6J×1	約 30m×30m
UH-1H×1	約 36m×36m
UH-60×1	約 50m×50m
CH-47×1	約 100m×100m

(4) 自衛隊の自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、部隊等を自主派遣することができる。

(5) 経費の負担区分

次の費用は、市が負担する。

また、派遣部隊は、関係機関又は民間からの宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村が協議して定める。

■負担経費

- 資機材（自衛隊装備にかかるものを除く）等の購入費
- 資機材等の借上料及び修繕費
- 宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- 宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市が協議する。

(6) 撤収要請依頼

災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、市長（本部長）は、知事及び派遣部隊の長と協議の上、知事に派遣部隊の撤収要請の依頼を行う。

第6節 水防

項目	実施担当	関係機関
1. 水防組織	消防対策班	
2. 出動準備並びに出動	消防対策班	
3. 避難のための立退き	消防対策班	県
4. 水防解除	消防対策班	県
5. 協力応援	消防対策班	県
6. 水防体制の強化	消防対策班	県

1. 水防組織

市長（本部長）は、水防に関する予報、注意報及び警報等により水害が発生するおそれがあると認められたとき、又は現に水害が発生したときは、県水防計画を準用し、鴨川市災害対策本部事務分掌等に準じて処理する。ただし、鴨川市災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合される。

2. 出動準備並びに出動

水防警報が発せられたとき、水位が知事及び市長（本部長）が定めるはん濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、県及び市の水防計画で定めるところにより、消防団を出動させ、又は出動の準備をさせる。

(1) 出動準備

水防管理者(市長)は次の場合、消防団に対し出動準備をさせる。

- ① 河川の水位が通報水位に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるとき。
- ② 気象状況等により、高潮の危険が予想されるとき。
- ③ 水防警報により、待機又は準備の指令が発令されたとき。
- ④ 上記以外で、水防管理者(市長)が、水防上必要があると認めたとき。

(2) 出動

水防管理者(市長)は、次の場合、直ちに消防団をあらかじめ定められた計画に基づき出動させ、警戒配置につかせる。

- ① 河川の水位がはん濫注意水位(警戒水位)に達したとき。
- ② 潮位が上昇し、被害のおそれがあるとき。
- ③ 上記以外で、水防管理者(市長)が、水防上必要があると認めたとき。

3. 避難のための立退き

洪水又は高潮等により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者(市長)は、警察署長と協議の上、必要と認められる区域の住民に対し、防災行政無線その他の方法により、立退き又はその準備を指示する。また、水防法第29条に基づく立ち退きは、警察署長と協議することなく通知することができる。なお、通知を指示した際はその旨を警察署長に通知する。

4. 水防解除

水防管理者(市長)は、水位がはん濫注意水位(警戒水位)以下に減じ、かつ危険がなくなったとき又は高潮の危険性がなくなったときは、水防解除を明示、これを一般に周知させるとともに、安房土木事務所長に対しその旨報告する。

5. 協力応援

水防管理者(市長)は、緊急の必要があるときは、他の水防管理者、市町村長、消防団長、消防長に応援を求めることができる。

6. 水防体制の強化

(1) 警察官の出動要請

水防管理者(市長)は、水防のための水防区域内の立入を禁止、盗難防止、避難立退きのための誘導及び緊急輸送等必要があると認められるときは警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(2) 車両の移動等の措置命令、強制措置等について

水防活動時における緊急通行車両の通行を確保するため、警察官、消防吏員等(消防団員、水防団員等)による緊急通行車両の通行の確保のための措置等の規定(車両の移動等の措置命令、強制措置等の行為)により、水防管理者は警察署と密接な連絡をとって活動し、水防体制の強化を図る。

(3) 自衛隊の災害派遣要請

本計画の第5節広域応援・自衛隊派遣要請に基づき要請する。

(4) 水位情報通知及び周知

平成19年3月から加茂川が水防法第13条の2に基づく「水位情報の通知及び周知」河川に指定された。

第7節 警備・交通・輸送

項目	実施担当	関係機関
1. 警備計画		警察署
2. 交通規制	土木班、本部事務局	警察署、県、国
3. 緊急輸送路の確保	土木班	県
4. 緊急通行車両等の確認	本部事務局	県公安委員会
5. 緊急輸送の実施	本部事務局	

1. 警備計画

(1) 災害警備の基本方針

警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出救助、交通の確保、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たる。

(2) 警備体制

警察本部及び警察署は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

① 災害警備本部

大規模被害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合

② 対策室

災害発生のおそれがある場合又は被害程度が小規模の場合

③ 連絡室

県内に、大雨、洪水、暴風・高潮警報が発表された場合、又は台風が接近・上陸するおそれがある場合

(3) 警備活動要領

- ① 要員の招集及び参集
- ② 気象情報及び災害情報の収集及び伝達
- ③ 装備資機材の運用
- ④ 通信の確保
- ⑤ 救出及び救護
- ⑥ 避難誘導及び避難地区の警戒
- ⑦ 警戒区域の設定及び被害の拡大防止措置
- ⑧ 災害の拡大防止と二次災害の防止
- ⑨ 報道発表
- ⑩ 行方不明者の捜索及び迷子等の保護
- ⑪ 死傷者の身元確認、遺体の収容
- ⑩ 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）
- ⑬ 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）
- ⑭ 協定に基づく関係機関への協力要請
- ⑮ その他必要な応急措置

(4) 市の活動

消防対策班は、警察署や海上保安署等の関係機関の災害警備実施計画に協力し、住民の安全を守るため次の措置を講ずる。

- ① 住民が避難した地域については、地域安全活動を強化して、犯罪の予防、財産の保護等に努める。
 - ア. 住民の避難後の住宅密集地域等、商店街、金融機関等の防犯対象及び各種犯罪の多発地域等については、自主的防犯組織等によるパトロール活動を支援するとともに、広報活動も実施し、犯罪の予防等を図る。
 - イ. 防犯協会等の自主的防犯組織に対して情報の提供・伝達を行うとともに、平常時からこれらの組織に対する支援等を行う。
- ② 大規模な災害発生時には自然発生的に地域住民による自警団が組織されることが予想されるので、自警団が行う防犯活動に対する支援を行う。

2. 交通規制

(1) 道路情報の収集及び提供

土木班は、警察署及び道路管理者と連絡を取り、その管理する道路の被災状況、交通の状況等の情報を収集する。

① 調査及び報告

土木班は、調査の結果被災箇所を発見した場合は、下記の要領により報告する。

- ア. 市域の道路について被災箇所を発見したときは、速やかにその路線名・箇所・拡大の有無・迂回路線の有無その他被災の状況等を本部事務局に報告する。
- イ. 本部事務局は、アによる報告を受けたときは、その状況を直ちに道路管理者に報告する。

② 県警本部

- ア. 交通情報の収集は、航空機、オートバイその他の機動力を活用し、専従の収集班を編成して行う。
なお、警察本部においては、隣接都県警察及び警察庁（管区警察局を含む。）と連携を密にし、交通情報の収集を行う。
- イ. 交通情報の提供は、交通情報提供装置を活用し、道路情報センター及び報道機関の協力を得て行う。

(2) 交通規制

警察署及び国道、県道の道路管理者等は、災害により危険な箇所又は緊急輸送等のため必要な路線を、通行禁止又は制限等の措置をとる。交通規制を行う箇所には、検問所を設置し規制、警戒にあたる。

また、交通規制又は道路が被災した場合は、鴨川警察署及び県道、国道の道路管理者等と協議し、迂回路を設定する。

■交通規制等の実施者及び状況・内容

実施者等	規制を行う状況・内容	根拠法令
道路 管理者	○道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路法第46条
公安 委員会	○道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他道路における交通の規制をすることができる。 ○県内又は隣接・近接都県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路交通法第4条 災害対策基本法第76条
鴨川警察 署長	○道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の交通の規制のうち、適用期間の短いものを行うことができる。	道路交通法第5条
警察官	○道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、信号機の表示する信号にかかわらず、これと異なる意味を表示する手信号等を行うことができる。 ○通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあるとき、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。この場合、警察官の命令に従わなかったり、運転者等が現場にいないために命ずることができないときは、警察官が、自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。	道路交通法第6条 災害対策基本法第75条の3 災害対策基本法第76条の3第1項 災害対策基本法第76条の3第2項
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官、消防吏員	○警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、災害対策基本法第76条の3第1項、第2項に定められた職務を行うことができる。	災害対策基本法第76条の3
海上保安署	○天災事変、海難、工作物の損壊、危険物の爆発等危険な事態がある場合であって、人の生命若しくは身体に危険が及び、又は財産に重大な損害が及ぶおそれがあり、かつ、急を要するとき航行制限を実施する。	海上保安庁法第18条

3. 緊急輸送路の確保

(1) 緊急輸送路の確保

土木班は、道路管理者と連携を図り、緊急輸送道路となる道路の状況を点検し、交通規制、

応急復旧などを行い、通行を確保する。

また、本部事務局は、道路の通行禁止、制限等緊急輸送道路における状況について、警察署と密接な連絡をとる。

(2) 千葉県の緊急輸送に関する交通規制対象道路

県は、災害発生時の被害者の救援、緊急物資の輸送への対処を目的として、千葉県内の国道、主要地方道等を緊急輸送道路として指定している。市の該当する緊急輸送ネットワークは、次のとおりである。

■県の緊急輸送ネットワーク

路線区分	市内の路線
1次路線	国道128号、主要地方道千葉鴨川線、鴨川有料道路
2次路線	国道410号、主要地方道鴨川保田線、主要地方道富津館山線

4. 緊急通行車両等の確認

(1) 申請手続き

市は、知事又は公安委員会に対し、車両が緊急通行車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車、災害応急対策的的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両）であることの確認を求めることができる。

本部事務局は、災害対策に使用する車両について、緊急通行車両確認申請書を県又は公安委員会に提出する。県又は公安委員会は、緊急通行車両であることを確認したときは、標章及び確認証明書を交付する。

交付された標章は、運転者席の反対側（助手席）の内側ウインドウガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付し、証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

(2) 緊急通行車両等の事前届出について

県公安委員会は、緊急通行車両の迅速な確認手続きを実施するため、あらかじめ関係機関から緊急通行車両の事前届出を受理している。緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行い、緊急通行車両に該当すると認められるものには、届出済証を交付する。

届出済証の交付を受けた車両については、緊急通行車両の確認申請を受けた場合、確認に係る審査を省略し確認証明書及び標章が直ちに交付される。

5. 緊急輸送の実施

(1) 緊急輸送の範囲

市が実施する緊急輸送の対象は、次のとおりである。

本部事務局は、各班からの輸送要請に基づき、輸送業者等と連絡調整を行い、車両等の手配を行う。

■輸送の範囲

○被災者の避難	○医療救護を必要とする傷病者等
○救出救助、医療救護のための人員、資機材	○飲料水、食料、物資
○応急復旧用資機材・災害対策要員等	

(2) 車両・燃料の確保

本部事務局は、公用車その他の車両を管理し、各班からの配車要請に基づいて配車を行う。公用車では不足する場合又は公用車では輸送できない場合は、輸送業者等からトラック、バス等を調達する。

① 車両等の調達の優先順位

必要車両の調達の優先順位は、次のとおりである。

- ア．各班専用管理車両の各班利用
- イ．本班事務局管理の市所有車両の運用
- ウ．外部からの車両の調達
- エ．県への要請若しくは調達あっせんの依頼

② 借り上げの準備

災害の状況により、必要と認めるときは、本部事務局はあらかじめ以下のとおり、輸送業者等からの借り上げの準備を行う。

- ア．借り上げ可能な車両の調査
- イ．車両の用途
 - (ア) 生活必需品及び政府食糧等の輸送
 - (イ) 障害物の除去及び運搬
 - (ウ) 塵芥処理及び運搬
 - (エ) その他必要な運搬

ウ．車両の待機

市内の各輸送業者等は、市からの要請があった場合は、供給可能な台数を各事業所に待機させる。

エ．借り上げ料金

借り上げに要する費用は、市が当該輸送業者等の団体若しくは当該業者等と協議して定める。

③ 燃料の調達

燃料は、市内の燃料販売業者から「災害時における物資の供給に関する協定書」（千葉県石油商業協同組合安房支部）に基づき調達する。

(3) 配車計画

本部事務局は、次のとおり車両を効率的に管理し、配車を行う。

① 配車基準

- ア．災害時において各班の所管事務が円滑に実施できるよう、市保有車両並びに調達車両の配分又は併用、転用等災害の状況に応じた車両の運用計画を立て、輸送力を確保する。
- イ．災害時における各班に配分する車両は、あらかじめ定めておく。
- ウ．災害の状況に応じて必要とする車両を各班、関係防災機関及び市内の輸送関係業者に対し、車両の待機を要請することができる。

② 配車手続き

各班は、車両を必要とする場合は、車種、台数、日時及び引渡し場所等を明示し、本部事務局に請求する。

(4) 鉄道による輸送

本部事務局は、自動車による輸送が不可能な場合又は広域輸送が必要な場合は、東日本旅客鉄道（株）又は、日本貨物鉄道（株）に鉄道による輸送を要請する。

(5) ヘリコプターによる輸送の要請

本部事務局は、災害による交通の途絶又は緊急的な輸送を必要とする場合は、千葉県を通じてヘリコプターによる輸送を要請する。

その場合、自衛隊等と連携して臨時のヘリコプター離発着場を開設する。

(6) 船舶による輸送

本部事務局は、陸路による緊急輸送が困難な場合においては、耐震強化岸壁等が整備された鴨川漁港を海上輸送拠点として活用した輸送を実施する。

その場合においては、鴨川市漁業協同組合及び東安房漁業協同組合に組合及び組合員の持船による海上輸送の協力要請をする。それでも間に合わない場合には、県、他市町村の漁業協同組合にも協力を要請し、応急対応要員又は緊急物資等の輸送をする。

市内の民間企業の持船にも協力を要請する。

第8節 避難対策

項目	実施担当	関係機関
1. 避難の勧告・指示	本部事務局	
2. 警戒区域の設定	本部事務局	
3. 避難誘導	本部事務局	
4. 避難所開設	調査班、市民生活班、学校教育班、社会教育班	
5. 避難所の運営	調査班、市民生活班、学校教育班、社会教育班	
6. 避難所設備の整備	市民生活班	
7. 避難者への支援	市民生活班、産業班、医療支援班	
8. 災害時要援護者の避難対策	福祉班、市民生活班	
9. 広域避難	本部事務局	
10. 避難所の集約及び解消	本部事務局	

1. 避難の勧告・指示

(1) 避難の勧告・指示の発令

市長（本部長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告し、緊急を要すると認めるときは避難のための立ち退きを指示する。

また、避難の勧告・指示に先立ち、一般住民の避難準備と避難行動要支援者等の避難開始を促すため「避難準備情報」を伝達する。

なお、「勧告」は、その対象地域の住民等に対し避難を拘束するものではないが、住民がその勧告を尊重することを期待して避難の立ち退きを勧め、又は促すものである。「指示」は、被害の危険が切迫している場合に発し、勧告よりも拘束力が強く、住民等を立ち退かせるものである。本部事務局は、これらの事務を行う。

■避難の勧告・指示の発令権者及び要件

発令権者	勧告・指示を行う要件	根拠法令
市長 （本部長）	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第60条
知事	○災害の発生により市長（本部長）がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第60条
知事、知事の命を受けた県職員	○洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条
警察官 海上保安官	○市長（本部長）が避難のための立ち退きを指示することができないと認められるとき ○市長（本部長）から要求があったとき	災害対策基本法第61条

	○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき	警察官職務執行法第4条
	○地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法第25条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官、海上保安官がいないとき	自衛隊法第94条
水防管理者	○洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条

■避難の種類及び発令基準の目安

種類	内 容	基 準（目安）※
避難準備情報	○避難行動要支援者等の避難の開始 ○避難の勧告・指示が発令されたときに、いつでも避難できるような体制をとる	○加茂川の水位観測（貝渚地点）の水位が氾濫注意水位（3.1m）に達し、さらに水位の上昇が予想される場合 ○市に洪水警報が発表された場合 ○その他市長（本部長）が必要と認めるとき
避難勧告	○危険区域の住民が避難すること	○加茂川の水位観測（貝渚地点）の水位が避難判断水位（4.0m）に達した場合 ○河川管理施設の異常を確認した場合 ○気象警報、記録的短時間大雨情報が発表され、土砂災害が発生するおそれのあるとき ○その他市長（本部長）が必要と認めるとき
避難指示	○危険の切迫性があり緊急的に避難すること	○加茂川の水位観測（貝渚地点）の水位が氾濫危険水位相当（4.74m）に達した場合 ○土砂災害警戒情報が発表されたとき ○特別警報が発表されたとき ○その他市長（本部長）が必要と認めるとき

※避難勧告等は、基準（目安）を参考に、今後の気象予想や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断する。

(2) 避難の勧告・指示等の伝達

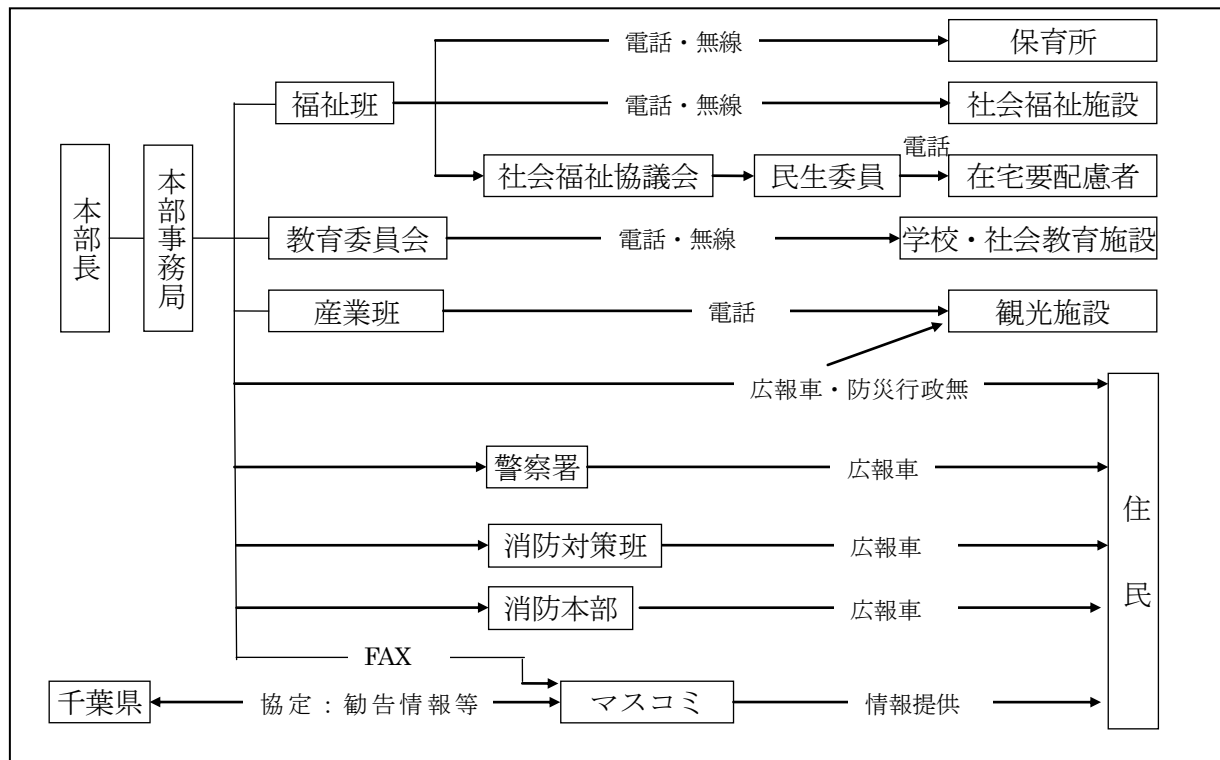
避難の勧告・指示等の伝達は、次の経路のとおりとする。本部事務局は、関係各対策班及び関係機関に避難の勧告・指示等の広報を要請する。

また、知事に対し、避難勧告（指示）の実施時刻、避難先、避難者数、避難対象地域の人口等を速やかに報告する。

■避難時の伝達事項例

○避難の理由	○避難勧告・指示の対象区域
○避難先	○避難経路
○避難時の服装、携行品等	○避難行動における注意事項

■避難勧告・指示等の伝達経路



※保育所、社会福祉施設、学校等へは、市防災無線などで伝達した後、職員を派遣する（津波を除く）。

(3) 避難の措置と周知

本部事務局は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。

① 住民等への周知

避難の措置を実施したときは、当該実施者は防災行政無線を活用するほか報道機関や自主防災組織の協力を得て住民に対し、その内容の周知徹底を図る。

② 関係機関の相互連絡

市、県、警察本部、自衛隊及び海上保安庁は、避難の措置を行った場合においては、その内容について相互に通報連絡する。

(4) 解除

市長（本部長）は、災害による危険がなくなったと判断されるときには、避難の勧告・指示を解除し、住民に周知するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。

2. 警戒区域の設定

市長（本部長）は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。

■警戒区域の設定権者及び要件・内容

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
市長 (本部長)	○災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災害対策基本法第63条
知事	○災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、上記の全部又は一部を市長(本部長)に代わって実施しなければならない。	災害対策基本法第73条
消防長、消防署長	○ガス、火薬又は危険物の漏洩、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認めるとき、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。	消防法第23条の2
消防吏員又は消防団員	○火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ又はその区域への出入りを禁止し若しくは制限することができる。	消防法第28条
警察官	次の場合、上記に記載する市長(本部長)等の職権を行うことができる。 ○市長(本部長)若しくは市長(本部長)の委任を受けた市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき ○消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき ○消防吏員又は消防団長が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があったとき	災害対策基本法第63条 消防法第23条の2 消防法第28条
警察官 海上保安官	○市長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき ○市長から要求があったとき ○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	○市長(本部長)若しくは市長(本部長)の委任を受けた市職員及び警察官が現場にいないとき、上記に記載する本部長等の職権を行うことができる。	災害対策基本法第63条

3. 避難誘導

避難の誘導は、市職員、消防職員、消防団員、警察官、自主防災組織の避難誘導担当者その他の避難措置の実施者が行う。本部事務局は、これらの機関に要請する。

4. 避難所開設

(1) 避難所の開設

市長（本部長）は、災害の状況に応じて開設する避難所を決定する。

調査班、学校教育班及び社会教育班は、避難所を開設する施設の管理者に連絡し、開設準備のため職員（避難所職員）を派遣する。派遣された職員は、施設の管理者等と協力して避難者受入れの準備を行う。

市民生活班は、調査班、学校教育班及び社会教育班からの連絡を受け、避難所の開設状況を把握する。

防災班は、協定施設避難所開設の要請を行う。

(2) 避難者の受入れ

避難所職員は、施設管理者等と協力して、避難スペースへの案内、施設利用の注意、避難者の要望聴取等を行う。

また、各避難所（学校施設避難所、社会教育施設避難所、協定施設避難所）の統括者は、避難者等の状況及びニーズを把握し災害対策本部（市民生活班）に報告する。

5. 避難所の運営

家屋の被災又は災害危険性が解消せず、避難生活が長期化する場合は、次のような避難所の運営を行う。

(1) 避難所運営体制の確立

住民組織を中心とした避難所自治組織（以下「自治組織」という。）を立ち上げ、避難者、職員及びボランティアによる運営を行う。運営にあたっては、男性だけでなく女性の参画を求めるとともに、性別での役割固定化や、役割分担に偏りがないよう配慮する。

また、市は避難所の運営管理のために、調査班、学校教育班及び社会教育班（長期化する場合は、全職員で対応）の職員を派遣する。派遣職員が到着するまでは、施設管理者が管理する。

避難所職員は、住民組織のリーダーが中心となって自治組織を結成するように、組織やルールづくり等を支援する。また、避難所運営における相談や災害対策本部（市民生活班）との調整等を行う。

■避難所の運営

避難所職員	○災害対策本部（市民生活班）との連絡	
	○避難者への広報	○避難所記録の作成
	○施設管理者との調整	○運営に関する相談
自治組織	○運営方針の決定	○生活ルールの決定
	○避難世帯調査票の記入	○食料・物資の配布
	○清掃	○避難者への情報伝達
	○要望のとりまとめ	
ボランティア	○生活支援	

(2) 避難所事務室の開設

避難所職員は、避難所に避難所事務室を開設し、運営の拠点とする。

(3) 避難者の管理

避難所職員は、自治組織の協力を得て、避難世帯調査票、避難者名簿等を作成し、避難者の把握を行う。

また、避難所の運営状況について、避難所運営記録を作成し、1日に1度、災害対策本部（市民生活班）へ報告する。病人の発生等、特別な事情のある時は、そのつど必要に応じて報告する。

避難所からの退去者、毎日の出入りを記録する。

なお、避難所への名簿掲示などの避難者情報の広報に際しては、個人情報取り扱いに注意するとともに、あらかじめ避難者から情報公開についての同意を得るなど、適切に対応する。

(4) 指定避難所以外の被災者の把握

市民生活班は、調査班、学校教育班及び社会教育班と連携し、指定避難所以外に自宅、地区の集会場等で避難生活を余儀なくされている被災者を把握する。

(5) 避難所広報

避難所職員は、避難者への広報を掲示板への掲示、館内放送によって行う。要配慮者に考慮し自治組織を通じて広報紙、チラシ等の配布、口頭による伝達をするように配慮する。

(6) 防犯対策

避難所職員は、避難所において外来者は受け付け記録をとるほか、就寝場所、トイレ等の巡回警備等を行い、防犯に注意する。市民生活班は、必要に応じて警察官の派遣を要請する。

また、警察官と連携して、避難地域の安全確保と犯罪の防止に努める。

6. 避難所設備の整備

(1) スペースの確保

避難所職員は、施設管理者と協力して避難所のスペースを確保し、要配慮者、乳幼児のいる家庭、単身女性等の専用エリアの区分、男女別更衣室、物干場、授乳室、女性用トイレの設置などに配慮するとともに、被災者のプライバシー及び安全の確保に努める。避難生活が長期化する場合、関係担当班と協議の上、避難所生活の環境整備に努める。

■ スペース例

○生活スペース	○休憩スペース	○更衣スペース
○洗面・洗濯スペース	○救護センタースペース	○物資保管スペース
○配膳・配給スペース	○駐車スペース	

(2) 設備・備品の整備

避難生活に必要な設備・備品を整備する。特に、季節の特性や要配慮者に配慮する。市民生活班は、必要な設備を確保する。

■ 避難所の設備例

○暖房器具	○仮設トイレ	○公衆電話
○給湯設備	○掲示板	○間仕切り
○食器、調理器具	○清掃用具	

7. 避難者への支援

(1) 食料・物資の供給

市民生活班は、避難所職員から必要数を把握し、産業班に食料・物資の供給を連絡する。
食料は、アレルギー、宗教等に配慮する。

なお、避難者への食料・物資の配布は、自治組織が実施するが、女性用品は女性が配布するなどの配慮を行う。

食料・物資の供給は、自宅や指定避難所以外に避難している地域の被災者全員を把握し配給する。

食料の調達、運搬、炊き出しは第11節を参照する。

(2) 衛生対策

避難所職員は、自治組織、ボランティア及び医療支援班等と協力して、避難所の衛生対策を行い居住環境の保持に努める。

自治組織は、ゴミ捨てや清掃ルールを定め、定期的に避難者で清掃を行う。

■衛生対策例

○ゴミ箱、清掃用具の設置	○トイレ、洗面所の清掃・消毒
○ゴミ置場等の清掃・消毒	

(3) 食中毒等の予防

避難所職員は、医療支援班と連携し食中毒の予防のため、食料の管理、炊事場の清掃、炊き出し時の衛生管理を徹底するよう指導する。

(4) 入浴対策

市民生活班は、自衛隊の入浴支援、近隣のホテル、旅館等の入浴施設等を確保し、被災者に提供する。

(5) 健康管理対策

避難所職員は、医療支援班と連携しインフルエンザ等の予防のため、薬品を確保し、手洗い、うがいを励行する。

なお、医療支援班は、安房健康福祉センターの協力により、避難所内に避難所救護センターを設置し、健康診断や巡回医療などを実施する。心のケア等にも配慮する。

(6) 被災者意見等の聴取

避難所職員は、避難所で被災者等の要望や意見を収集し整理する。

8. 要配慮者の避難対策

(1) 重度在宅療養者の対策

福祉班は、避難時に重度在宅療養者を福祉施設に一時的に受入れ、施設での受入れ又は他施設への転送などの措置をとる。

(2) 避難生活での配慮

福祉班は、避難所職員と連携し要配慮者専用スペースや間仕切りの設置など、要配慮者の避難所生活に配慮する。

(3) 福祉避難所の開設

避難生活が長期化し、避難所での生活が困難な要配慮者に対して、要配慮者の状況に応じ

て福祉避難所を開設する。福祉班は、社会福祉施設等に福祉避難所を開設し、要配慮者を収容する。

9. 広域避難

本部事務局は、避難者が多数で地域の避難所に収容できない場合は、市内の他地域の避難所に収容する。

さらに、市内の避難所では収容できない場合は、近隣市町及び県に対し、市外への広域避難を要請し、受入れ先の自治体との調整及び移送について検討する。

10. 避難所の集約及び解消

本部事務局は、避難生活の改善及び施設の本来機能確保のため、災害の復旧状況や避難者の状況を勘案しつつ、避難場所の集約及び解消を図る。

第9節 救助・救急・消防

項目	実施担当	関係機関
1. 救助活動	市民生活班、消防対策班	警察署、消防本部
2. 救急活動		消防本部
3. 消防活動	消防対策班	消防本部

1. 救助活動

(1) 行方不明者情報の収集

市民生活班は、災害により要救出者、行方不明者が発生した場合は、氏名、性別、年齢、災害発生場所、遭難場所、身体的特徴、衣服等の情報を把握する。

(2) 救助活動

消防本部及び消防対策班は、救助隊を編成、救助資機材等を準備し行方不明者情報をもとに救出活動を行う。

災害の状況等により市の救助隊だけでは、救助活動が困難な場合は、警察署、消防本部、隣接消防機関等の応援を要請する。自衛隊の応援が必要な場合は、知事に要請を依頼する。

また、車両、特殊機械器具が必要な場合は、県の協力又は土木・建設協力会等に出動を要請する。

(3) 住民・自主防災組織・事業所の救助活動

住民、自主防災組織及び事業所等は、二次災害の発生に十分注意しながら連携して、地域及び事業所内の被害状況を調査し、行方不明者の確認を行う。

また、崩壊土砂や建物等の下敷きとなっている者がいるときは、可能な限り協力して救助を行う。

2. 救急活動

消防本部は、救助現場から救護センター又は救急指定病院等まで、救急車等で傷病者を搬送する。傷病者が多数発生した場合は、警察その他の機関、住民等に搬送を要請する。市内の搬送先病院で収容できない場合は、災害拠点病院へ救急車で搬送する。

また、道路の被害等で救急車による搬送ができない場合は、県を通じてヘリコプターの出動を要請する。

3. 消防活動

(1) 消火活動

消防本部及び消防対策班は、次の点に留意して消火活動を効果的に行う。

■消火活動の留意事項

- ① 風向き、市街地の建物分布等を考慮し、最も効果的に消防力を投入する。
- ② 延焼火災の少ない地区は、集中的に消火活動を実施し、安全地区として確保する。
- ③ 延焼火災が発生している地区は、直ちに住民の避難を開始し、必要に応じて避難路の確保等を最優先で行う。また、安全な方向への避難誘導を呼びかける。
- ④ 危険物の漏洩等のおそれがある地区は、立入り禁止措置をとり、安全な避難誘導に努める。
- ⑤ 病院、避難所等、幹線道路、防災拠点となる施設等の火災防ぎょを優先して行う。
- ⑥ 住民等が実施する初期消火活動との連携、指導に努める。

(2) 消防広域応援要請

市長（本部長）又は消防長は、現況の消防力では対処しきれない規模の火災、救助事象等が発生した場合、「消防相互応援協定」及びその他の相互応援協定に基づき、千葉県内外の消防機関に対して、応援要請を行う。また、ヘリコプターが必要な場合は、ヘリコプターの派遣等の要請を依頼する。

本部事務局及び消防本部は、消防広域応援要請をした場合には、応援隊の受入れと現場への案内等の活動支援を行う。

(3) 住民・自主防災組織の活動

住民及び自主防災組織は、火災が発生した場合に初期消火活動を行い、消防機関が到着した場合にはその指示に従う。

(4) 事業所の活動

事業所は、火災が発生した場合、出火防止措置及び初期消火活動を行う。また、火災の拡大、爆発等が発生するおそれのあるときは、次の措置をとる。

■事業所の消火活動等

- ① 警察、消防署等最寄りの防災機関への通報
- ② 自衛消防隊等による初期消火、延焼防止活動
- ③ 必要に応じて従業員、顧客等の避難
- ④ 周辺地域の住民等に対する必要な情報の伝達
- ⑤ 立入り禁止措置等の実施

第10節 医療救護

項目	実施担当	関係機関
1. 応急医療救護活動	医療支援班、国保病院	安房郡市消防本部、公益社団法人安房医師会、一般社団法人安房歯科医師会、千葉県薬剤師会鴨川支部、安房健康福祉センター、災害拠点病院（亀田総合病院 外）、救急告示病院（東条病院 外）
2. 医薬品・医療用資器材等の確保	医療支援班、国保病院	公益社団法人安房医師会、一般社団法人安房歯科医師会、千葉県薬剤師会鴨川支部、安房健康福祉センター、千葉県赤十字血液センター
3. 被災者等の健康管理	医療支援班、国保病院	公益社団法人安房医師会、一般社団法人安房歯科医師会、千葉県薬剤師会鴨川支部、安房健康福祉センター

1. 応急医療救護活動

(1) 情報の収集

医療支援班は、災害対策本部を通じ、又は安房健康福祉センター及び千葉県薬剤師会鴨川支部等関係機関との連携により、災害医療体制の確立（「安房地域災害医療体制整備のための実働マニュアル」に基づく）と迅速な応急救護活動のため、次の情報の収集を行う。

- ア. 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
- イ. 避難所の設置状況及び傷病者の発生状況
- ウ. 救護用品及び医薬品等医療資器材の需給状況
- エ. 医療施設及び避難所等への交通状況
- オ. その他参考となる事項

(2) 救護センター等の設置

医療支援班は、総合保健福祉会館に救護センターを設置し、傷病者の応急救護活動並びに収容及び搬送を実施する。

また、必要に応じて地域防災拠点又は避難所に救護所を設置し、傷病者の応急救護活動を実施するとともに、安房郡市消防本部及び救急告示病院との連携のもと、傷病者の収容及び搬送を実施する。

■ 応急救護活動

- 傷病者の応急手当
- 医療施設への転送の要否及び転送順位の判別
- 軽症者等の処置
- 助産活動
- 健康及び衛生状態の管理に関する助言
- 応急救護活動の記録及び医療支援班への活動状況等の報告

(3) 医療救護の実施

医療支援班は、救護センターにおいて対応できない事態が生じた場合は、公益社団法人安房医師会に対して医療救護班の派遣を要請し、医療救護班を一次的に救護センターで受け入れる。

医療救護班は、傷病者の発生状況等に応じて、避難所等において医療救護を実施する。

市長（本部長）は、多数の傷病者が発生した場合は、安房健康福祉センター又は同センターが設置する合同救護本部に対し、医療救護班等の派遣を要請する。

■医療救護活動

- 負傷者の傷害等の程度判別（トリアージ）の実施
- 重篤・重症者の応急手当及び中等者等に対する処置
- 医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- 軽症者等に対する医療
- 助産活動
- 在宅療養者、特に人工呼吸機器装着患者等の救護
- 死亡の確認
- 医療救護活動の記録及び災害対策本部への活動状況等の報告

(4) 傷病者の搬送

救出現場又は避難所等から救急告示病院等への重篤・重症者又は中等症者の搬送は、消防本部若しくは救急告示病院の救急車又は医療支援班により行う。

災害拠点病院又は県外の医療施設への搬送は、救急車又はヘリコプターにより行う。

軽症者の搬送は、原則として自主防災組織が行う。

(5) 後方医療施設の確保

市内の災害拠点病院及び救急告示病院において、重篤・重症者、中等症者等を収容する。

市長（本部長）は、市内の災害拠点病院等で収容困難な重篤・重症者等の収容先を確保するため、安房健康福祉センター又は同センターが設置する合同救護本部を通じて広域搬送を要請する。

■後方医療施設

災害 拠点 病院	基幹災害医療 センター	亀田総合病院	鴨川市東町 929	04-7092-2211
	地域災害医療 センター	安房地域医療センター （合同救護本部）	館山市山本 1155	0470-25-5111
救急告示病院		市立国保病院 東条病院	鴨川市宮山 233 鴨川市広場 1615	04-7097-1221 04-7092-1207
その他後方医療施設		エビハラ病院 小田病院 東条メンタルホスピタル	鴨川市太海 630 鴨川市横渚 880 鴨川市広場 1338	04-7093-2626 04-7092-1128 04-7092-2138

(6) 医療要援護者の支援

医療支援班は、在宅の人工透析患者及び人工呼吸器装着者等の医療要援護者について、医療施設の対応状況を確認し、情報を提供する。

また、必要に応じて受け入れ可能な医療機関への移動を支援する。

2. 医薬品・医療用資器材等の確保

(1) 医薬品・医療用資器材等の確保

医療支援班は、医薬品及び医療用資器材が不足するときは、市内医療機関、千葉県薬剤師会鴨川支部及び医薬品業者から医薬品及び医療用資器材を調達する。

入手困難なときは、災害対策本部を通じて、災害応援協定を締結している他の地方公共団体等に要請するほか、安房健康福祉センター（鴨川地域保健センター）に備蓄されている災害用備蓄医薬品を救護所等に供給要請する。そのほか安房健康福祉センターから県を通じて、医薬品卸業者の県内営業所等から調達し、医薬品等を確保する。

(2) 血液製剤等の確保

医療支援班は、輸血用の血液及び血液製剤が必要なときは、千葉県赤十字血液センター等に供給を依頼する。また、必要に応じて献血への呼びかけを行う。

3. 被災者等の健康管理

(1) 避難所での医療活動体制

医療支援班は、避難所生活が長期化するときは、安房健康福祉センターの協力により、避難所内に避難所救護センターを設置し、又は避難所を巡回して医療救護活動を行う。この実施にあたっては、公益社団法人安房医師会、一般社団法人安房歯科医師会に対して巡回医療支援班の編成を要請し、健康診断のほか、精神科及び歯科等を含めたきめ細かな活動を行う。

(2) 心のケア

医療支援班は、災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変や避難生活の長期化によるストレス障害等に対応するため、安房健康福祉センターと連携し、精神科医療機関の協力を得て、カウンセリングやメンタルヘルスケア等を行い、被災者の精神的負担の軽減に努める。

(3) 医療情報の提供

医療支援班は、通院患者等のために治療可能な医療施設等の情報を収集し、災害広報紙等で住民に提供する。

(4) エコノミークラス症候群等の予防

医療支援班は、エコノミークラス症候群等に関する知識や予防措置を広報し、その発症を未然に防止する。

第11節 防疫・清掃

項目	実施担当	関係機関
1. 検病調査・健康診断	医療支援班、国保病院	安房健康福祉センター、公益社団法人安房医師会
2. 防疫活動	医療支援班	安房健康福祉センター
3. 避難所における衛生管理	医療支援班	公益社団法人安房医師会、一般社団法人安房歯科医師会
4. 保健活動	医療支援班	公益社団法人安房医師会、安房健康福祉センター
5. 食品衛生対策	医療支援班	安房健康福祉センター
6. し尿の処理	環境班	
7. ごみの処理	環境班	安房郡市広域市町村圏事務組合
8. 障害物の除去	土木班、環境班	
9. 動物対策	産業班、環境班、市民生活班、調査班、学校教育班、社会教育班	南部家畜保健衛生所、安房健康福祉センター、獣医師会

1. 検病調査・健康診断

(1) 検病調査・健康診断

検病調査は、安房健康福祉センターが検病調査班を編成し実施するが、被害の状況によっては、医療支援班は、公益社団法人安房医師会に検病調査班の編成を要請し、安房健康福祉センターに協力する。

検病調査の結果、感染症等の発生のおそれがある場合は、避難所等において健康診断を実施する。また、必要がある場合は、予防接種を実施する。

(2) 感染症患者への措置

医療支援班は、一類～四類感染症又は新感染症の患者が発生し知事の指示があるときは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）に基づき、感染症の発生場所及びその周辺の消毒を実施する。

■感染症患者等への措置

○県の業務

- ・発生状況、動向及び原因の調査（感染症法第15条）
- ・健康診断（ 〃 第17条）
- ・就業制限（ 〃 第18条）
- ・染症指定医療機関への入院勧告（ 〃 第20条）

○市の業務

- ・消毒等（ 〃 第27条、第29条）

※感染症指定医療機関：成田赤十字病院

2. 防疫活動

(1) 防疫業務の実施

医療支援班は、感染症法に基づき、関係各班、医師会等と協力し、安房健康福祉センターの指示により次の防疫事務を実施する。

また、市は患者の発生状況や防疫活動の状況等を随時安房健康福祉センターに報告する。

■災害防疫業務

○予防教育及び広報活動の強化	○消毒方法の施行
○そ族、昆虫等の駆除	○生活用水の使用制限及び供給等
○避難所の衛生管理及び防疫指導	○臨時予防接種の実施

(2) 防疫班の編成

医療支援班は、防疫活動実施のための防疫班を編成し、防疫活動を実施する。被災状況によっては、衛生業者に委託して防疫班を複数編成する。不足する場合は、近隣市町、県、その他の関係機関に応援を要請する。

(3) 防疫用資機材・薬品の調達

医療支援班は、防疫用資機材・薬剤を県（安房健康福祉センター）から調達する。

(4) 清潔方法・消毒方法の実施

医療支援班は、災害により感染症が発生し、又は発生のおそれのある地域に消毒を行う。また、住民組織を通じて薬品を配布する。

3. 避難所における衛生管理

医療支援班は、避難所自治組織、ボランティア等と協力して、感染症の早期発見に努めるとともに、避難所の衛生管理を行うよう指導する。

■避難所の衛生指導

○トイレの清掃・消毒	○避難所居住スペースの清掃
○ごみ置場の清掃・消毒	○手洗い、うがい等の励行
○食品の衛生管理	

4. 保健活動

医療支援班は、避難生活の長期化やライフラインの長期停止等により、被災者の健康が損なわれることのないよう公益社団法人安房医師会、安房健康福祉センター等と連携し保健活動班を編成し、巡回により、被災者の健康状態の把握、栄養指導、メンタルヘルスケア、生活不活発病、食中毒や感染症の発生予防等の健康管理を行う。

5. 食品衛生対策

医療支援班は、安房健康福祉センターと協力し、飲料水汚染のおそれがある場合は、被災者へ供給する飲料水の水質検査を実施し、必要がある場合は消毒を実施する。また、被災者等へ供給する食品、炊き出し施設等の衛生を確保するよう関係団体等に要請する。

6. し尿の処理

(1) 仮設トイレの設置

環境班は、避難者数等に応じて仮設トイレを避難所に設置する。市の調達で不足する場合は、県等を通じて仮設トイレを確保する。

(2) し尿の処理

環境班は、仮設トイレ等のし尿の収集・処理計画を作成し、衛生センターで収集・処理を行う。し尿収集・処理が困難な場合は、「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」により、県や隣接市町等に要請する。

(3) 汲み取り式トイレの対応

環境班は、浸水によりトイレが使用できなくなった場合は、次のように対応することを基本とする。

- ① 汲み取り式トイレの場合は、緊急的に汲み取りを実施する。
- ② 汲み取りまでに時間を要する場合、あるいはトイレが被災により使用できない場合は、被災地に仮設トイレを設置する。
- ③ 家屋が全・半壊していない被災者は、自宅のトイレで簡易トイレ等を活用してごみとして処理する。

7. ごみの処理

住民の在宅している世帯及び避難所から発生する可燃ごみを優先的に収集・処理する。粗大ごみや資源物回収については可燃ごみを優先するために状況によっては一時的に中止する。通常と同じようにごみの分別を徹底し、個別に収集し、リサイクルの方針にあわせて処理を行う。避難所でも、一般のごみと同じように分別を行い収集する。

環境班は、被災状況などから推定されるごみの推計発生量をもとに、ごみ処理能力、収集車両、人員の確保や支援の必要性を明確にし、ごみ収集計画及び処理計画を見直す。これをもとに、必要な体制を速やかに確保し、ごみの収集・処理を行う。また、ごみの発生量が多い場所などでは仮集積所の設置についても考慮する。

(1) 実施機関

- ① 災害時における被害地域の清掃は、市長（本部長）が実施する。
- ② 市は、風水害等による大量の廃棄物が発生し市で処理が困難な場合は「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき相互に援助協力を行う。

(2) 廃棄物の処理方針

- ① がれき
がれきは、膨大な量が発生することから、いったん仮置場に保管し、分別、中間処理リサイクルを行ったのち、原則として最終処分場で適正に処分する。
- ② 粗大ごみ
粗大ごみは、平常時に比べ増大することから、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておく。
- ③ 生活ごみ
生活ごみは、衛生、防疫に十分配慮するとともに、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておく。
- ④ 適正処理が困難な廃棄物に関する処理方針

産業廃棄物に該当するものは、平常時と同様に事業者の責任において処理する。一般家庭から排出されるものは、適正な処理方法を住民に広報するとともに相談窓口を設置する。

(3) 発生量の推計方法

市において、原則として千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針（以下「策定指針」という。）で定めた推計方法に準じて発生量を推計し、処理体制の確立を図る。

(4) ごみの搬送方法

ごみの搬送方法については、環境班が作業計画を策定し決定するが、原則として次のとおり行う。

- ① 生ごみ等腐敗しやすい廃棄物は、被災地における防疫上、特に早急に収集されることが望ましいので最優先で収集、搬送の体制を確立し、焼却場へ搬送し焼却処理する。
- ② 家具・家電製品等の粗大ごみは、種別し、清掃センター等へ搬送し、焼却処理又は、安房郡市広域市町村圏事務組合の処理施設に搬送し、共同処理する。
- ③ ごみの一時集積

被災地域の環境保全の緊急性を考える観点から、災害発生後収集可能な状態になった時点から10日以内に、ごみの一時集積場を指定し、速やかに被災地域からの搬出を行う。

作業は、平常作業からの全面応援及び臨時雇用の人員・機材により、市民生活に直接障害となっているごみの早急な収集に努める。

また、一時集積場については定期的な消毒を行う。

(5) 一時集積場所の確保

短期に発生する膨大な廃棄物に対し、最終処理に至るまでの間、一時的に集積する場所が必要となることから、市ではあらかじめその適地等をリストアップし、一時集積場所として確保できるようにする。

(6) ごみの処理方法

- ① 清掃センターで焼却するほか、必要に応じて埋め立て、露天焼却等環境衛生上支障のない方法で行う。
- ② 安房郡市広域市町村圏事務組合粗大ごみ処理施設で粉砕、圧縮処理する。

8. 障害物の除去

(1) 住宅関係の障害物の除去

「住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、その除去は市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助する。

■障害物除去の対象者

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの② 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水したもの③ 自らの資力をもってしては障害物の除去ができないもの |
|--|

土木班は、土木業者等に応援を要請して障害物を除去する。本市限りで処理不可能な場合は、隣接市町、県、国、その他の関係機関の応援を得て実施する。

(2) 河川関係の障害物の除去

河川管理者は、河川、排水路等の巡視を行うとともに、災害によって発生した障害物を除

去する。特に、橋脚、暗渠流入口及び工事箇所の仮設物等につかえる浮遊物、並びに流下浮遊物、その他の障害物の除去作業を、県及び関係機関、並びに市内の土木業者と協力して実施する。

(3) 道路上の障害物の除去

道路管理者は、各管理の道路の巡視を行い、交通に支障を及ぼしている障害物を除去する。また、管理道路以外でも、交通に著しい障害がある場合は、緊急的に障害物を除去する。除去の方法は、住宅関係の障害物の除去と同様に行う。

(4) 除去作業上の留意事項

除去作業を実施するにあたっては、次の点について十分留意して行う。

- ① 他の所有者の敷地内で作業が必要なときは、可能な限り管理者、所有者の同意を得る。
- ② 除去作業は、緊急でやむを得ない場合を除き、再度の輸送や事後の支障の生じないように配慮して行う。

(5) 環境汚染の防止対策

環境班は、倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考に環境汚染防止体制の強化を図る。

また、必要に応じて、アスベスト飛散の危険性について住民やボランティアに対し注意喚起や被害防止のための指導を行う。

9. 動物対策

(1) 死亡獣畜の処理

産業班は、南部家畜保健衛生所の指導により、死亡した家畜、野禽等を処理する。

(2) 放浪動物への対応

環境班は、安房健康福祉センター、動物愛護センター、公益社団法人千葉県獣医師会等関係団体及びボランティア等と連携して、飼い主の被災により遺棄又は逃げ出したペット等を救助及び保護する。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携により必要な措置を講ずる。

(3) ペットへの対応

避難時のペットの保護及び飼養は、原則としてペットの所有者が行う。避難所には、ペットの収容スペースを指定し所有者自らが準備したケージ、餌等にて飼養を行う。市民生活班、調査班、学校教育班、社会教育班は、住民による自己責任においてペットを飼養させることを広報する。

環境班は、避難生活が長期化し、避難所等において避難生活の障害となるペット問題が生じた場合は、県及び公益社団法人千葉県獣医師会等と取扱いについて協議する。ペット救護所等を設置する場合は、公共用地の使用に便宜を図る。

第12節 食料・飲料水・生活必需品等の供給

項目	実施担当	関係機関
1. 食料の供給	産業班	
2. 給水	水道班	
3. 生活必需品の供給	産業班	
4. 救援物資の受け入れ・管理	広域拠点班	

1. 食料の供給

(1) 備蓄食料の活用

災害発生から3日間は、家庭内備蓄等の食料を活用することを原則とする。
市は、家庭内備蓄等を持ち出せない被災者に市で備蓄した食料を提供する。

(2) 対象者

食料供給の対象者は、次のとおりとする。

■食料供給の対象者

- 避難指示等に基づき避難所に収容された人
 - 住家が被害を受け、炊事の不可能な人
 - 旅行者、市内通過者などで他に食料を得る手段のない人
 - 施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者
 - 災害応急活動従事者※
 - 流通が麻痺し、食料の調達が不可能となった人※
- ※これらの者は、災害救助法の実費弁償の対象外である

(3) 供給数の把握

産業班は、避難者や災害従事者等に食料を供給するため、次のように必要数を把握する。

■供給数把握の方法

対象者	方 法
避難者	避難所自治組織からの申告にもとづいて、市民生活班が把握する。
災害対策本部要員	各班からの報告を本部事務局が把握する。
応援者、作業従事者	作業を所管する各班からの報告を本部事務局が把握する。

(4) 食料の確保

供給する食料は、弁当、パン、牛乳、ジュース類とする。産業班は、必要量をもとに協定締結業者から調達する。できる限り要配慮者に適した供給ができるように配慮する。乳児に対しては、協定締結業者及び市薬剤師会、薬局等から粉ミルク（調製粉乳）を調達する。

市内で調達が不可能又は必要数量を確保できない場合は県に要請する。

なお、応急用米穀の確保ができないときは、知事に政府米の供給を要請し、知事の指示・要請に基づいて農林水産省生産局を通じ米穀販売業者から受領する。

(5) 食料の搬送・配布

産業班は、食料の供給を避難所まで搬送するよう食料供給業者に要請する。

市外から救援物資として届けられた食料は、鴨川市文化体育館に集積し、輸送業者等に避

難所までの輸送を要請する。

避難所等での配布は、避難所自治組織に一任する。

(6) 炊き出し

産業班は、弁当等が調達できない場合や避難者等から申し出があった場合は、炊き出しを実施する。

炊き出しは、学校給食センター、自衛隊に要請する。避難所内での炊き出しは、避難所自治組織、ボランティアに要請して行う。

炊き出しの食材等は、安房農業協同組合、食料品販売業者から調達する。米穀は、米穀取扱業者から調達する。

2. 給水

水道施設が破損し、飲料水の供給が停止した場合、次のように行う。

(1) 備蓄飲料水の活用

災害発生から3日間は、家庭内備蓄等の飲料水を活用することを原則とする。

(2) 優先給水

水道班は、水道施設の破損等により水の供給が停止した場合、断水地区の重要施設に対し優先給水を行う。

(3) 需要の把握

水道班は、水の供給が停止したときは、給水の必要な地域、給水活動の規模を決定するため、需要の把握を行う。

■把握する内容

○断水地区の範囲	○断水地区の人口、世帯数
○避難所及び避難者数	○給水所の設置場所

(4) 給水活動の準備

水道班は、次のように給水活動の準備を行う

■給水活動の準備

給水拠点の設定	避難所又は被災地の公園等			
活動計画作成	○給水ルート	○給水方法	○給水量	○人員配置
	○広報の内容・方法等	○資機材の準備	○水質検査	
応援要請	自衛隊、他水道事業者			
給水資機材の確保	水槽積載車（不足するときは自衛隊、他水道事業体に要請） 備蓄品（不足するときは業者から確保）			

(5) 水源の確保

水道班は、災害が発生し、水道施設の破損等により水の供給が停止した場合、被害状況を把握するとともに、水源の確保を図る。

また、緊急の場合は、小・中学校の受水槽、貯水槽等を給水源として利用する。この場合、機械的処理（ろ水機等）、薬剤投入、煮沸消毒等を施す等安全性に特に留意する。また、応急給水資機材の清掃・消毒等による水質の安全に留意する。

(6) 給水活動

水道班は、浄水場から給水拠点に水槽積載車で運搬する。また、給水拠点において、市が所有している飲料水袋や住民自らが持参したポリタンク、バケツ等に給水する。

市のみで対応不能な場合は、近隣市町、県、国及びその他の関係機関の応援を得て実施する。

水道事業体等間の応援活動については、「千葉県水道災害相互応援協定」による。

また、給水管の通水状況を調査し、使用可能な消火栓等、あるいは復旧作業により使用可能になった消火栓等に仮設給水栓を接続して、応急給水を行う。

なお、復旧に長期を要するときは、応急仮設配管などの措置をとる。

(7) 家庭用井戸等からの給水

水道班は、家庭用井戸、事業所の井戸について、水質検査の結果、飲料水として適当と認めたときは、その付近の住民に飲料水として使える旨を広報する。

3. 生活必需品の供給

(1) 備蓄物資の活用

災害発生当初は、家庭内備蓄等の物資を活用することを原則とする。

市は、家庭内備蓄等を持ち出せない被災者に市で備蓄した物資を提供する。

(2) 対象者

生活必需品供給の対象者は、次のとおりとする。

■生活必需品の供給対象者

住家の被害が全壊（焼）、半壊（焼）等であって次に掲げる条件を満たす者

①被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者 かつ

②被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(3) 供給数の把握

産業班は、市民生活班を通じて、避難所職員、自治的活動をする団体(区・町内会等)住民自治会組織から必要数を把握する。

(4) 生活必需品の確保

産業班は、生活必需品を協定締結業者から確保する。確保が十分でない場合は、県等に供給を要請する。

■供給する生活必需品

○寝 具……………毛布、布団

○外 衣……………作業衣、婦人服、子供服等

○肌 着……………肌着、下着等

○身の回り品……………タオル、ズック靴等

○日 用 品……………石鹸、ちり紙、歯ブラシ、おむつ、生理用品等

○光 熱 材 料……………マッチ、ロウソク、懐中電灯、卓上コンロ、ガスボンベ等

○燃 料……………ガソリン、石油、灯油、重油等

○炊 事 道 具……………食器、鍋等

(5) 生活必需品の搬送・配布

産業班は、生活必需品の供給を避難所まで搬送するよう物資供給業者に要請する。市外から救援物資として届けられた生活必需品は、鴨川市文化体育館に集積し、輸送業者等に避難所までの輸送を要請する。

避難者への配布は、自治組織に一任する。被災者宅への配布は、地区の施設まで搬送し、自治的活動をする団体（区・町内会等）自治会、民生委員及びボランティア等の協力を得て被災者に公平に配布する。

4. 救援物資の受け入れ・管理

(1) 救援物資の取扱い

原則として、個人からの救援物資は受け入れない。公共団体、企業からの救援物資は、登録制とし必要なときに供給を要請する。

(2) 受け入れ・管理・配分

広域拠点班は、鴨川市文化体育館に物資集積所を開設し、受入れ、整理等を行う。

第13節 行方不明者の捜索・遺体の処理

項目	実施担当	関係機関
1. 行方不明者の捜索	市民生活班、消防対策班	消防本部、警察署、勝浦海上保安署
2. 遺体の処理	市民生活班	警察署、公益社団法人安房医師会、一般社団法人安房歯科医師会
3. 遺体の埋火葬	市民生活班	

1. 行方不明者の捜索

(1) 行方不明者情報の収集

市民生活班は、相談窓口で受付けた捜索願及び被災現場等での情報を収集し、行方不明者のリストを作成する。行方不明者のリストは、警察署に提出し、連携をとる。

(2) 捜索活動

消防対策班は、救助活動で編成した救助隊を、遺体の捜索及び収容隊としてあて、行方不明者リストに基づき捜索活動を行う。また、警察署、自衛隊等と協力して捜索活動を実施する。行方不明者を発見し、すでに死亡していると認められるときは、警察署に連絡し警察官の検視（見分）を受ける。

鴨川市周辺海域に行方不明者等が漂流する事態が発生した場合は、直ちに鴨川警察署及び勝浦海上保安署に連絡するとともに、地元漁協及び船舶関係者の協力を得て、捜索、救助及び収容にあたる。

2. 遺体の処理

(1) 遺体安置所の開設

市民生活班は、遺体の検視、検案等の処理、安置を行うため遺体安置所を開設する。
また、遺体の処理、安置に必要な資機材を葬祭業者等から確保する。

(2) 遺体の検視（見分）

市民生活班は、遺体の検視のための警察官の派遣を警察署に依頼する。

警察署は、遺体の検視（見分）を行い、検視（見分）終了後に遺族に引き渡す。遺体の受取人がない場合は、検視調書を添えて市に引き渡す。

(3) 身元の確認

市民生活班は、警察署と連携して身元不明遺体の特徴等をまとめ、問い合わせ等に対応する。

また、警察署は、身元不明者の所持品、着衣、人相、特徴等を写真に収め、関係方面に手配するとともに写真の掲示、縦覧などを行って早期に確認できるよう協力する。

特に、身元不明遺体が多数の場合、身元不明者のリスト等を作成し身元確認を進める。

(4) 遺体の処理

市に引き渡された遺体は、医師による検案等の処理を行う。

市民生活班は、検案医師について、県、国保病院のほか、必要に応じて公益社団法人安房医師会長、一般社団法人安房歯科医師会長等に出動を要請し、知事、他の市町村に応援を求めるほか、必要な措置を講じる。

遺体の処理は、遺体安置所で行い、処理が終了後に遺族に引き渡す。

■遺体の処理

① 遺体の洗浄、縫合消毒等の処理	遺体識別のための洗浄、縫合、消毒等の措置
② 遺体の一時保存	身元が識別されない遺体又は短期日の間に埋葬することが困難な場合には、そのまま一時保存する。
③ 遺体の検案	遺体の死因その他の医学的検査をする。

(5) 漂着遺体等の取扱い

遺体の身元が判明している場合は、その遺族又は被災地の市町村長に引き渡す。遺体の身元が判明しない場合は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定により処理する。

ただし、災害救助法が適用された市町村から漂着したものであると推定される場合は、被災地の市町村に引き渡す。なお、遺品の保管、遺体の撮影記録を保存する。

3. 遺体の埋火葬

(1) 埋火葬の受付

市民生活班は、災害相談窓口等で埋火葬許可書を発行する。

(2) 埋火葬

市民生活班は、遺体を長狭地区火葬場にて火葬する。また、遺族では遺体の搬送が困難なときは、葬儀業者等に協力を要請する。なお、遺体の埋火葬が市のみで対応不可能な場合は、千葉県広域火葬計画に基づき、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(3) 遺骨の保管

市民生活班は、引き取り手のない遺骨等を遺留品とともに保管する。引き取り手がないときは、市が指定した墓地に埋葬する。

第14節 被災住宅対策

項目	実施担当	関係機関
1. 応急仮設住宅	土木班	
2. 住宅の応急修理	土木班	
3. 被災宅地の危険度判定	土木班	

1. 応急仮設住宅

災害救助法が適用された場合は、県が応急仮設住宅を建設する。

災害救助法が適用されない場合で、多数の住家被害が発生した場合は、災害救助法に準じて市が応急仮設住宅を建設する。実施は市長（本部長）の指示により土木班が担当する。

なお、市限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

ただし、小規模な災害で住家を失った被災者が発生した場合は、状況に応じて公民館等の既存施設を応急仮設住宅として提供する。

(1) 需要の把握

土木班は、災害後に被害調査の結果から仮設住宅の概数を把握する。また、災害相談窓口又は避難所にて、仮設住宅入居の申し込みを受付ける。

応急仮設住宅の対象者は、り災証明の発行を受けている等次の条件に該当する者である。

■ 応急仮設住宅の対象者(入居資格条件)

次のすべての条件に該当する者

- ①災害時において現実に市内に居住していることが明らかな者
- ②住家が全焼、全壊又は流失した者であること
- ③居住する住家がない者であること
- ④自らの資力で住宅を確保することができない者であること

上記の条件に合う、次に掲げる者とする

- 生活保護法の被保護者及び要保護者
- 特定の資産のない失業者
- 特定の資産のない寡婦並びに母子世帯
- 特定の資産のない老人、病弱者、身体障害者
- 特定の資産のない勤労者
- 特定の資産のない小企業者
- 前各号に準ずる経済的弱者

(2) 入居者の選定

入居者の選定は、市長（本部長）が委員を選任し、その意見を聞いて方針を定め選定する。

(3) 建設用地の確保

土木班は、仮設住宅の建設地としてライフライン、交通、教育等の利便性を考慮して、原則として市立学校の校庭や公園などから選定する。

(4) 仮設住宅の建設

土木班は、市が建設する場合、応急仮設住宅の建築基準に基づいて応急仮設住宅を設計し、

原則として鴨川市入札参加業者資格者名簿に登録された者の中から指名し請負工事にて建設する。なお、気象条件や災害時要援護者に配慮して、冷暖房設備の設置、段差の排除等に配慮する。

(5) その他の措置

応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね 50 戸以上設置した場合は居住者の集会等に利用するための施設を設置する。また、災害時要援護者への措置として、社会福祉施設等を福祉仮設住宅として利用することができる。

(6) 公営住宅の確保

土木班は、住宅を失った被災者に対して、公営住宅の空き部屋を確保する。

(7) 民間賃貸住宅の借り上げ

土木班は、応急仮設住宅を十分確保できない場合は、関係団体と協力をし、応急仮設住宅の建設に代えて、借り上げにより民間賃貸住宅を提供できるよう努める。

2. 住宅の応急修理

災害により、住家が半焼又は半壊し自己の資力では応急修理ができない者に対し、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を、応急的に修理する。

土木班は、原則として建設事業者との請負契約により応急修理を実施し、市で実施不可能な場合は、国、県、近隣市町村及びその他関係機関の応援を得て実施する。

住宅の応急修理は市長（本部長）が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長（本部長）はこれを補助する。

3. 被災宅地の危険度判定

市は、被災した宅地の二次災害を防止し、住民の安全を図るために被災宅地の危険度判定を行う。

土木班は、県を通じて被災宅地危険度判定士の確保を要請する。判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会）等に基づき行い、判定の結果はステッカー等で表示する。

また、施設等に著しい被害を生じるおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

第15節 文教対策及び労働力の確保

項目	実施担当	関係機関
1. 災害発生時の措置	学校教育班、社会教育班	各学校、幼稚園、保育園
2. 応急教育活動	学校教育班	各学校、幼稚園、保育園
3. 応急保育	福祉班	保育園
4. 労働力の確保	本部事務局	公共職業安定所

1. 災害発生時の対応

災害発生時の対応は、「鴨川市幼稚園・小中学校防災対応マニュアル」に定める学校における日常の風水害対策に基づき行う。

(1) 児童・生徒等の安全確保

学校長等は、地震が発生した場合、児童・生徒等の無事を確認する。校舎の被害、火災等が発生した場合は、安全な場所に避難させる。

児童・生徒等は、保護者の引き取りがあるまで、一時的に保護する。

(2) 安否の確認

災害が発生した場合、学校長は、各学校等で児童・生徒等の安否を確認し、教育委員会に報告し、教育委員会はそれを把握する。

(3) 施設の被害調査

学校長等は、施設設備の被害状況を把握し、教育委員会に報告する。

学校教育班及び社会教育班は、学校施設、社会体育及び社会教育施設の点検、被害調査及び応急措置を実施する。

(4) 避難所開設への協力

各学校では、避難所開設時には、派遣された職員とともに体育館等の避難スペースを確保し、避難者受け入れ準備を行う。

また、避難所運営にあたっては、避難所自治組織とともに教育スペースと避難スペースとの調整をとる。

2. 応急教育活動

災害発生時の対応は、「鴨川市幼稚園・小中学校防災対応マニュアル」に定める学校再開に向けた対応に基づき行う。

(1) 教育場所の確保

学校教育班は、各学校の被害状況を把握するとともに、学校長と連携をとって応急教育の場所を確保する。

■教育場所の確保

災害の程度	応急教育実施予定
学校等の校舎の一部が災害を受けた場合	①特別教室、屋内施設等を利用する。 ②2部授業を実施する。
学校等の校舎すべてが災害を受けた場合	①公民館等公共施設を利用する。 ②近隣の学校等の校舎を利用する。
県内大部分(広域な範囲)について大災害を受けた場合	①避難先の最寄りの学校等、公民館など公共施設を利用する。
特定の地区全体について相当大きな災害を受けた場合	①市民の避難先の最寄り学校等、災害を受けなかった最寄りの学校等、公民館、公共施設等を利用する。 ②応急仮設校舎を建設する。

(2) 応急教育の準備

学校教育班及び学校長は、臨時の学級編成を行い、児童・生徒及び保護者に授業再開を周知する。教職員の被災により、十分な人員を確保できない場合は、県教育委員会と連携して学級編成の組み替え、近隣学校からの応援等により対処する。

(3) 応急教育の要領

学校長は、応急教育において実施する指導内容、教育内容については、特別計画を立案する。授業不可能な場合にあっては、家庭学習の方法等について指導する。

■応急教育の留意事項

教育内容	○教具、資料を要するものはなるべく避ける。 ○健康指導、生活指導、安全教育に直接、間接に関係する科目。例えば、体育、理科の衛生等を主として指導する。
生活に関する指導	○飲み水、食物、手洗等の飲食関係の衛生指導 ○衣類、寝具の衛生指導 ○住居、便所等の衛生指導 ○入浴その他身体の衛生指導
その他の生活指導	○児童生徒のそれぞれの発達段階に応じて事態の認識と復興の意欲を持たせ、具体的に出来る仕事をさせる。 ○児童生徒相互の助け合い、協力の精神を育て、集団生活の積極的な指導の場とする。

(4) 学用品の給与

災害により学用品を失った児童、生徒に対し、必要な教材、学用品を給与する。学校教育班は、学校長を通じて給与の対象となる児童・生徒数を把握し、り災者名簿及び学籍簿と照合する。

学用品、文房具については被害状況別、小中学校別に学用品購入(配分)計画表を作成する。文房具、学用品は、業者から一括購入し、学校ごとに分配する。教科書の確保は、千葉県教育委員会に要請する。

(5) 学校納付金等の減免

学校教育班は、被災した児童生徒等に対する学校納付金等の減免を行う。

(6) その他の留意事項

施設内における児童生徒の救護は原則として、当該学校医、歯科医、薬剤師、養護教諭等がこれにあたるものとし、随時最寄りの校の校医等が求めに応じて、補充要員として加

わる。

■その他の留意事項

- 学校給食については、原則として一時中止するものとし、可能な限り、被災者の炊出しを行う。また、学校教育班は合せて、給食施設及び給食物資搬入業者の被害状況を迅速に把握し、学校給食の再開計画を策定するものとし、市長（本部長）へ報告する。
- 教育次長は、被害学校ごとに分担を定めて、情報及び指令の伝達についての万全を期するものとし、あわせて学校の衛生管理指導、教育施設の緊急使用等の応急・復旧対策の総括にあたる。
- 市立幼稚園も市立学校に準じた措置を行う。

3. 応急保育

市立保育園長は、保育所等の被害状況を把握する。既存施設において保育の実施ができない場合、臨時的な保育所を設け、保育を実施する。

交通機関の不通、保護者の被災等で通園に支障をきたす場合は、近隣の保育所で保育することができる。

また、災害に関する理由により、緊急に保育が必要な場合は、保育措置の手続きを省き、一時的保育を行うよう努める。

4. 労働力の確保

(1) 求人の申込み

市又は県の出先機関の長は、災害応急措置の実施において作業員等を必要とするときは、館山公共職業安定所長に対し、所定の申込書により求人の申込みをする。

(2) 求職者の紹介

求人を受理した館山公共職業安定所長は、即時に条件に該当する求職者を検索し、最優先で紹介に努めるものとし、該当する求職者が存在しない場合には、他都道府県公共職業安定所への依頼を含めて、求職者の開拓に努めるよう要請する。

第16節 ライフライン施設等の応急・復旧計画

項目	実施担当	関係機関
1. 上水道施設	水道班	
2. ガス施設		一般社団法人千葉県LPガス協会安房支部鴨川協議会
3. 電力施設		東京電力(株)
4. 通信施設		東日本電信電話(株)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株)
5. 道路・橋梁	土木班	道路管理者
6. 公共施設	施設を所管する班	施設管理者
7. 鉄道施設		東日本旅客鉄道(株)

1. 上水道施設

(1) 応急活動体制の確立

水道班は、被害が発生した場合は、必要な要員を動員し、応急体制を確立する。

(2) 応急活動

水道班は、浸水した区域等の被害状況を調査する。浸水等により上水道施設が被災し、機能が停止した場合は、緊急止水をした上で機能回復作業を行う。市水道局の応急復旧体制では対応が不可能な場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき、近隣市町村に応援を要請し、応急復旧体制を整える。

(3) 上水道の復旧対策

水道班は、被害状況を調査し、復旧計画を作成する。復旧計画に基づき次のような復旧作業を実施する。

■上水道施設の復旧作業

○管類等の資機材の確保	○復旧に必要な人員の確保
○被害状況、復旧の見込み等の広報	○他水道事業体への応援要請

2. ガス施設

(1) 動員、配備体制

一般社団法人千葉県LPガス協会安房支部鴨川協議会は、非常災害が発生した場合は、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、社内規定により非常災害本部を設置する。

特別編成を必要とする災害時には、災害の種類、規模等に応じて非常配備体制をとり、二次災害の防止と事故処理にあたる。

(2) 情報収集、連絡体制

災害に対して無線・有線などの通信設備を使用し、情報の収集、連絡にあたる。

また、消防署等の防災機関との通信体制は、各関係機関の指導を得て行う。

さらに本部は、外部関係機関と連絡をとるとともに、テレビ、ラジオ等の報道機関の情報から、通信、交通、電力、水道等の被災状況を収集する。

(3) 消費者に対する広報

県、市、消防署、警察署等の官公庁及び上部団体並びに報道機関に対し、ガス設備の被害状況、供給支障の状況、災害復旧の現状と見通しについて適切に広報連絡を行い、周知に努める。

また、災害時には、市民の不安除去、波及的災害事故の防止を行うため、サービス巡回車等による巡回のほか、消防署、警察署、報道関係機関に協力を要請し、あらゆる手段を尽くしてガス施設の復旧の見通し、被災地区におけるガス施設、ガス消費機器の使用上の注意事項等について広報に努める。

3. 電力施設

東京電力(株)は、電力の円滑な供給を確保するために必要な災害応急復旧対策を講じる。

(1) 非常体制の確立

非常災害が発生すると予想される場合又は非常災害が発生した場合は、必要な人員を動員し、非常体制を確立する。

(2) 応急復旧対策

非常災害が発生した場合は、関係機関から情報収集を行うとともに電力設備の被害状況を把握し、速やかに応急復旧対策をたてる。

(3) 応急復旧作業

電力施設の被害状況及び重要度、被害復旧の難易度を勘案し関係機関と協議を図るとともに、連携をとり安全を確認しながら応急復旧を行い、極力送電の確保に努める。

(4) 情報連絡

非常災害時における電力設備の被害状況等の情報連絡を関係機関に行うとともに、復旧状況の通報及び報告を行う。

4. 通信施設

東日本電信電話(株)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株)は、災害が発生した場合は、電気通信設備の予防措置、災害応急対策、災害復旧等に対する適切な措置をとる。

(1) 災害時の活動体制

災害が発生した場合は、非常態勢を発令し対処する。この場合、市及び各防災機関と密接な連携を保ち相互協力に努める。

(2) 設備、資機材の点検及び出動準備

災害の発生とともに、設備、資機材の点検等を行う。

(3) 応急措置

電気通信設備に被害が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関し応急措置をとる。この場合、重要通信の確保に留意し、災害の状況、電気通信設備の被害状況に応じて、電気通信事業法に定められた復旧順位に従って実施する。

(4) 広報

災害が発生し、通信が途絶若しくは利用の制限を行ったときは、利用制限の措置状況及び被災した設備の復旧状況を、テレビ、ラジオ、新聞掲載及び広報車により地域の住民に周知する。

5. 道路・橋梁

災害が発生した場合、各道路管理者等は、所管の道路、橋梁について被害状況を把握し、緊急輸送道路を最優先に、道路交通の確保を図る。

各道路管理者は、所管道路について、警察署と連携して通行の禁止又は制限等の措置などを講じるとともに、被災道路、橋梁については、緊急巡回、緊急点検によって得られた情報を整理検討のうえ、応急復旧の方針を決定し、応急復旧を行う。

各道路管理者は、被害を受けた道路を速やかに復旧し、交通の確保に努めるものとする。特に、緊急輸送道路1次路線など交通上重要と認められるものを最優先に復旧作業を実施し、道路の機能確保に努める。

6. 公共施設

各施設管理者は、所管施設の被災状況を調査し、施設利用者等の安全確保を図るため、避難誘導措置を行うとともに、二次災害の防止等の応急措置を行う。

7. 鉄道施設

鉄道施設の応急復旧対策は、東日本旅客鉄道（株）が定めた「防災業務実施計画」に基づいて行われる。市は必要に応じてこれに協力する。

第17節 ボランティア活動への対応

項目	実施担当	関係機関
1. ボランティア団体への要請	福祉班	社会福祉協議会
2. ボランティアへの対応	福祉班	社会福祉協議会

1. ボランティア団体への要請

大規模震災時において、災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策を実施する。

(1) ボランティアの活動分野

ボランティアの協力を得て実施する活動内容は次のとおりとする。

■ ボランティアの活動

専門ボランティア	一般ボランティア
○救護所等での医療、看護 ○病院などへの搬送 ○被災建築物の応急危険度判定 ○被災宅地の危険度判定 ○外国語の通訳 ○被災者への心理治療 ○高齢者や障害者などの要配慮者の介護 ○その他の専門的知識、技能を要する活動等	○避難所の運営 ○炊出しや食料、飲料水などの受入・配給 ○救援物資や義援品の仕分け ○高齢者や障害者などの要配慮者の介護 ○清掃 ○その他被災地における軽作業など

(2) ボランティアとして協力を求める個人、団体

災害時にボランティアとして活動が期待される個人、団体は、次のとおりであり、これらに積極的に協力を求める。

■ 協力を求める個人、団体

○個人 被災地の住民、応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士その他 ○団体 鴨川市赤十字奉仕団、鴨川市社会福祉協議会、鴨川市国際交流協会、 日本アマチュア無線連盟千葉県支部、その他ボランティア活動団体

(3) ボランティア参加の呼びかけ

大規模な災害が発生した際には、テレビやラジオ、新聞、インターネット等の報道機関や市、県及び近隣都県の社会福祉協議会、日本赤十字社各支部等の関係団体や民間団体等を通じて、広くボランティアの参加を呼びかける。

2. ボランティアへの対応

災害状況によって多くのボランティアが集まる場合は、社会福祉協議会と連携してボランティアへの対応を行う。

(1) 活動拠点の設置

社会福祉協議会は、ボランティア団体と協力して、ボランティアが活動するために必要な本部機能をもつ活動拠点（「ボランティア活動センター」と仮称する。）を鴨川市総合保健福祉会館に設置する。

ボランティア活動センターでは、ボランティアの受付、登録、ボランティア活動のコーディネーターと関係機関との連絡調整などを行う。

(2) ボランティア保険への加入

福祉班は、社会福祉協議会と協力して、登録したボランティアをボランティア保険に加入するように手続きを行う。

(3) ボランティア活動との調整、支援

福祉班は、社会福祉協議会、ボランティアコーディネーター等と定期的に協議を行い、市からの要請事項、活動の報告や諸問題の解決を図る。

福祉班は、ボランティアの活動に必要な情報をボランティア活動センター及びその他のボランティア組織へ提供するとともに、これらの組織と災害対策本部との連絡調整にあたる。

第18節 要配慮者への対応

項目	実施担当	関係機関
1. 要配慮者の安全確認	福祉班	社会福祉協議会
2. 要配慮者への支援	福祉班	社会福祉協議会
3. 福祉仮設住宅の供給	福祉班、土木班	社会福祉協議会
4. 福祉施設入所者等への対策	福祉班	社会福祉施設等
5. 外国人に対する対策	市民生活班	

1. 要配慮者の安全確認

災害時要配慮者の安否確認及び避難行動要支援者の支援は、避難支援プラン（個別計画）の基づき実施する。

(1) 安否確認

福祉班は、住民組織、自主防災組織及び福祉関係団体等と協力して、浸水や土砂災害等の災害危険被災地区の在宅要配慮者の安否確認を行う。災害状況によっては、移送の可否等を検討する。

(2) 避難支援

要配慮者の避難は、原則として地区の住民組織、自主防災組織等が誘導する。

なお、津波警報等が発表された場合は、安全な避難時間が確保される場合のみ避難支援を行う。

(3) 避難後における要配慮者への対応

福祉班は、高齢者や障害者等の要配慮者の避難状況を速やかに確認し、優先的に避難所を確保するとともに、健康状態等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送、社会福祉施設等への緊急入所を行う。

2. 要配慮者への支援

(1) 避難所における援護対策

福祉班は、要配慮者に対する援護対策のニーズを把握し、避難所運営組織、ボランティアの協力を得て、次にあげる対策を行う。

■避難所における要配慮者への支援

ケアサービスリストの作成	○必要となる介護・介助要員・用具の種別・規模 ○その他介護に必要な状況
必要な設備・物資の確保・設置	○踏み板等、段差の解消 ○簡易ベッド ○パーティション（間仕切り） ○車椅子、紙おむつ、障害者用携帯トイレ等介護物資
要配慮者専用スペースの確保	○可能な限り少人数部屋 ○専用トイレ

生 活 支 援	○適温食と高齢者に配慮した食事の供給 ○ホームヘルパーの派遣、ガイドヘルパーの派遣
広 報 支 援	○手話通訳の派遣 ○ボランティアによる個別情報伝達

(2) 社会福祉施設等への入所

福祉班は、避難所で介護等が困難な要配慮者を、可能な限り社会福祉施設等へ入所させるため、福祉施設等に受け入れを要請する。

(3) 巡回相談等の実施

福祉班は、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地等において、社会福祉士、介護福祉士、児童相談員、ケースワーカー、ボランティア等の専門家によるホームヘルプサービス、要介護者への巡回相談等に努める。

(4) 応急仮設住宅の配慮

福祉班及び土木班は、要配慮者に配慮した応急仮設住宅の設置を検討する。

3. 福祉仮設住宅の供給

土木班及び福祉班は、県と協力し、要配慮者向住宅として福祉仮設住宅を設置する。

■福祉仮設住宅の対策

- 医師会並びに医療ボランティア等との連携・協力による健康チェック・こころのケア対策
- ケースワーカー・カウンセラー等による全般的な生活相談業務、各種行政支援サービスの利用相談業務、ホームヘルパーの派遣その他要配慮者向サービスの実施
- グループホーム入居者への支援措置

4. 福祉施設入所者等への対策

(1) 安全確保

社会福祉施設等の管理者は、入所者・利用者の安否を確認し、負傷した場合は、救護所等に移送する。

また、火災が発生した場合、職員は初期消火を行い、避難が必要な場合は、近隣の住民等の協力を要請する。

(2) 施設における生活の確保

福祉班は、災害によりライフライン等が断たれ、食料、飲料水、生活必需品等が供給でなくなった場合、必要とする品目、数量等の情報を収集し、産業班に供給を要請する。

5. 外国人に対する対策

市民生活班は、被災した外国人を把握し、県等と協力して外国語通訳の派遣等を行うなど、ニーズにあわせた支援を行う。

第19節 孤立対策

項目	実施担当	関係機関
1. 孤立地区の確認	本部事務局、土木班	
2. 救助・救出		消防本部
3. 集団避難	本部事務局	
4. 緊急支援物資の確保・搬送	本部事務局	

1. 孤立地区の確認

本部事務局は、一般電話、無線電話等を用いて孤立が予想される地区の確認を行う。通信遮断により孤立が予想された場合は、土木班の派遣等により道路の状況を確認し、孤立状況の把握を実施する。

また、県、自衛隊、関係機関にヘリコプター、船舶による偵察などにより可能な限り孤立地区の状況を把握する手段を確保する。

2. 救助・救出

消防本部は、建物被害等により生き埋め者や重傷者が発生した場合は、県、自衛隊、関係機関に要請し、ヘリコプター、船舶等により救急搬送や救助要員の応援隊を搬送する。

3. 集団避難

本部事務局は、孤立地区において、土砂災害により二次災害のおそれやライフラインの途絶、食料・物資の不足等により、地区内で生活が困難な場合は、地区全員の集団避難を勧告する。

その場合は、県、自衛隊、関係機関に要請し、ヘリコプター、船舶などの避難手段を確保する。

なお、集団避難を完了した後は、防犯等のために必要に応じてパトロールを実施する。

4. 緊急支援物資の確保・搬送

地区住民は、集団避難完了あるいは道路の復旧などにより孤立が解消するまでの間は、食料品等を相互に融通しあい、できる限り地区内で自活することを原則とする。

本部事務局は、食料品、物資等が不足する場合は、県、自衛隊等の協力を得て、地区住民の生活維持のため、食料品、生活必需品等の輸送を実施する。

第20節 在港船舶対策

項目	実施担当	関係機関
1. 市の対策	本部事務局	
2. 勝浦海上保安署等の対策	本部事務局	勝浦海上保安本署

1. 市の対策

本部事務局は、次の対策を実施する。

- ① 気象予警報の周知徹底を図るとともに、関係機関と相互に情報を交換する。
- ② 船舶乗組員に対し、情報伝達の必要がある場合、又は要請があった場合、市防災行政無線により通報する。
- ③ 避難場所
 - ア. 船舶、雑種船 船溜、河口、陸に引揚げ
 - イ. 小型船(500ト未満) 港内錨泊又は陸に引揚げ
 - ウ. 小型船 小湊漁港、天津漁港及び鴨川漁港内錨泊
 - エ. 大型船 港外避泊

2. 勝浦海上保安署等の対策

- ① 巡視船舶及び陸上職員による情報周知及び保船の指導を行う。
- ② 台風が接近し、又は来襲のおそれがあるときは、在港船の海難防止対策を実施する。
- ③ 情報を伝達する。

■情報の伝達方法

- 電話又はFAXにより各漁業組合に連絡する。
- 電話又はFAXにより千葉県水産情報通信センター及び勝浦漁業無線局に連絡し、漁業無線により各船舶に伝達する。
- 巡視船艇又は陸上職員により在泊船に対し、マイクを持って必要事項を伝達する。
- 第三管区海上保安本部警備救難部運用司令センターの無線(VHF 16ch/12ch)により航行船舶に対し緊急放送を行う。
- VL旗(台風接近する、適当な警戒手段を取られたい。)信号を掲揚する。
- 海上保安庁法第18条第1項各号に基づく移動命令等の港内整理を行う。

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 被災者生活のための支援

項目	実施担当	関係機関
1. 被災者台帳の作成等	市民生活班	
2. 災害見舞金等の支給	福祉班	社会福祉協議会
3. 被災者生活再建支援金	福祉班	県、(財)都道府県会館
4. 災害復興住宅融資		住宅金融支援機構
5. リ災証明書の発行	調査班	
6. 災害公営住宅の供給	土木班	
7. 租税等の減免等	調査班	県
8. 介護保険における措置	福祉班	
9. 職業のあっせん		公共職業安定所
10. 農林漁業への融資	産業班	県、農業協同組合
11. 中小企業への融資	産業班	県、一般金融機関、政府系金融機関、信用保証協会
12. 義援金の受け付け・配分	福祉班	
13. 郵政事業における措置		日本郵便(株)

1. 被災者台帳の作成等

(1) 被災者台帳の作成

市民生活班は、被災者への支援を漏れなく行うために、それぞれの被災者の被害状況、支援の実施状況、支援にあたっての配慮事項等を一元に集約した被災者台帳を作成する。被災者台帳は、全庁的に共有を図る。

(2) 被災者台帳の利用

市民生活班は、次のいずれかに該当すると認めるときは、災害対策本部内において被災者台帳を利用する。

- ① 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- ② 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- ③ 他の自治体に台帳情報を提供する場合で、提供される自治体が、被災者への支援に必要な限度で利用するとき。

また、台帳情報の提供について申請があった場合は、不当な目的でない場合を除いて情報提供を行う。

(3) 安否情報の提供

市民生活班は、被災者の安否情報について家族及び親族等から照会があったときは、避難者名簿、行方不明者名簿、被災者台帳等を活用し、照会された市民等の安否情報を確認する。

回答の際は、被災者や第三者の利益を侵害しないように配慮するほか、照会に対して適切に回答し、又は備えるため、必要な限度で当該情報を利用し、必要に応じて関係自治体、警察等に対して、被災者に関する情報提供を求める。

2. 災害見舞金等の支給

(1) 災害弔慰金の支給等に関する法律による支給

福祉班は、次の支援を行う。

① 災害弔慰金の支給

「千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

② 災害障害見舞金の支給

「千葉県市町村総合事務組合条例」に基づき、自然災害により負傷し又は疾病にかかり、治癒後に精神又は身体に著しい障害がある住民に対して災害障害見舞金を支給する。

③ 災害援護資金の貸付

「千葉県市町村総合事務組合条例」に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しのために災害援護資金の貸付を行う。

(2) 千葉県災害弔慰金・千葉県災害見舞金による支給

福祉班は、「千葉県災害見舞金等支給基準（平成10年11月20日施行）」に基づき、災害による被災者及びその遺族に対し災害見舞金及び弔慰金を支給する。

(3) 鴨川市災害見舞金等支給要綱による支給

福祉班は、市民に対し、「鴨川市災害見舞金等支給要綱（平成17年告示第12号）」に基づき、地震等の災害により災害を受けた場合に、その世帯又は遺族に対し、見舞金又は弔慰金等を支給する。

(4) 生活福祉資金の貸付け

社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付事業制度要綱」（厚生労働省）に基づき、災害救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯に対して、生活福祉資金を貸付ける。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付け対象とならない。

3. 被災者生活再建支援金

「被災者生活再建支援法」（平成10年法律第66号。以下「支援法」という。）に基づき、県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受け、自立した生活を再建することが困難なものに対し、自立した生活を開始するために必要な費用に当てるため、被災者生活再建支援金の支給を行う。（支給事務については、県から事務の全部の委託を受けて、被災者生活再建支援法人（以下「法人」という。）である（財）都道府県会館が行う。）

福祉班は、支援法に基づき基金の事務の一部を委託された場合、申請書の審査・取りまとめ等、支給に関する事務が適切かつ速やかに実施されるよう県と連携を図りながら事務を行う。

4. 災害復興住宅融資

住宅金融支援機構は、災害により住宅を失い、又は破損した者が住宅の建設、補修、購入等を行えるよう融資する。

5. り災証明書の発行

調査班は、家屋の被害調査の結果から「り災台帳」を作成し、被災者の「り災証明書」発行申請に対し、り災台帳で確認のうえ発行する。り災台帳で確認できないときでも、申請者の立証資料をもとに客観的に判断できるときは「り災証明書」を発行する。

6. 災害公営住宅の供給

災害公営住宅は、地震等による大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の条件の1つに達した場合に、低所得り災世帯のため、国庫から補助を受け整備し入居させるものである。

土木班は、県と調整を図り災害公営住宅の整備を行う。

■災害公営住宅の適用条件

- | |
|-------------------------------|
| ○地震、暴風雨、洪水、その他異常な天然現象による災害の場合 |
| ・被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき |
| ・1市町村の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき |
| ・滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき |
| ○火災による場合 |
| ・被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき |
| ・滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき |

7. 租税等の減免等

地震等の災害によって被害を受けた住民に対して市税等の減免、納税延期及び徴収猶予を行う。

調査班は、各種申請手続きを一括して受け付ける窓口を設置し、受付処理を行う。

(1) 納税期限の延長

地震等の災害により、納税義務者等が期限内に申告その他の書類の提出又は市税を納付もしくは納入することができないと認めるときは、当該期限の延長を行う。

(2) 徴収猶予

地震等の災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

(3) 減免

地震等に被災した納税（納付）義務者に対し、該当する各税目等について減免を行う。なお、県税、国税も同様な措置がとられる。

■税等の減免の内容

税 目	減 免 の 内 容
市民税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
固定資産税	災害により著しく価値が減じた固定資産について行う。
軽自動車税・国民健康保険税	被災した納税（納付）義務者の状況に応じて減免を行う。
特別土地保有税	災害により著しく価値を減じた土地について行う。

8. 介護保険における措置

福祉班は、災害によって被害を受けた住民に対して、介護保険について次の措置をとる。

■介護保険における措置

○認定更新申請期限に関する措置	○給付差し止め等に関する措置
○給付割合の増額	

9. 職業のあっせん

館山公共職業安定所は、地震等の災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、以下の措置を行い、離職者の早期再就職のあっせんを行う。

■職業安定所の職業のあっせん

- | |
|--|
| ○被災者のための臨時職業相談窓口の設置 |
| ○館山公共職業安定所に出頭することが困難な地域において、臨時職業相談所の開設、又は巡回職業相談の実施 |
| ○職業訓練受講指示又は職業転換給付金制度等の活用 |
| ○雇用保険の失業給付に関する特例措置 |

10. 農林漁業への融資

産業班は、災害により被害を受けた農林漁業者に対し、千葉県、農業協同組合等の協力を得て災害復旧融資制度の広報等の支援策を行う。

■農林漁業への融資

- | |
|--|
| ○天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の規定に基づいた、指定された天災に基づく被害を受けた農林漁業者に必要な資金融資（農業協同組合、金融機関） |
| ○農林漁業金融公庫による復旧資金融資（農業協同組合、金融機関） |
| ○自作農維持資金融通法に基づく資金融資（農林漁業金融公庫） |

11. 中小企業への融資

産業班及び県は、地震等による災害により被害を受けた中小企業が再建と経営の安定を図るため、復旧に必要な資金並びに事業費の融資を促進する。

■中小企業への融資制度

- | |
|--------------------|
| ○一般金融機関、政府系金融機関の融資 |
| ○小規模企業者等設備導入資金の貸付 |
| ○信用保証協会による融資の保証 |

12. 義援金の受け付け・配分

(1) 義援金の受け付け

福祉班は、県及び日赤千葉県支部と連携をとり、義援金受付窓口を設置し、受付記録を作成して保管の手続きを行うとともに、寄託者に受領書を発行する。被災者に配分するまでの間、市指定金融機関に専用口座をつくり保管する。

(2) 義援金の配分

福祉班は、義援金の配分にあたっては、義援金配分委員会を組織し、被災者数、被災者世帯数、被災状況等を考慮して義援金の配分を決定する。

13. 郵便事業における措置

地震が発生した場合において、日本郵便（株）は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次の対策を実施する。

■郵便事業における措置

- 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- 被災地あて救助用郵便物の料金免除
- 災害時における窓口業務の維持
- 災害特別事務取扱い、（株）ゆうちょ銀行の非常払及び（株）かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い

第2節 生活関連施設等の復旧対策

項目	実施担当	関係機関
1. 災害復旧事業計画	各班	
2. 災害復旧予算措置	各班	

1. 災害復旧事業計画

市は、県、国と連携して風水害等による災害の再発生を防止し、単なる原形復旧にとどまらず必要な改良を行うなど将来の災害に備えるため、法律に基づいて次のような災害復旧事業計画を策定し復旧事業にあたる。

■公共施設の災害復旧事業計画

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ① 河川
 - ② 海岸
 - ③ 砂防設備
 - ④ 林地荒廃防止施設
 - ⑤ 地すべり防止施設
 - ⑥ 急傾斜地崩壊防止施設
 - ⑦ 道路
 - ⑧ 漁港
 - ⑨ 下水道
 - ⑩ 公園
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
- (3) 都市施設災害復旧事業計画
- (4) 上下水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) その他災害復旧事業計画

2. 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び県が全部又は一部を負担し又は補助して行われる。

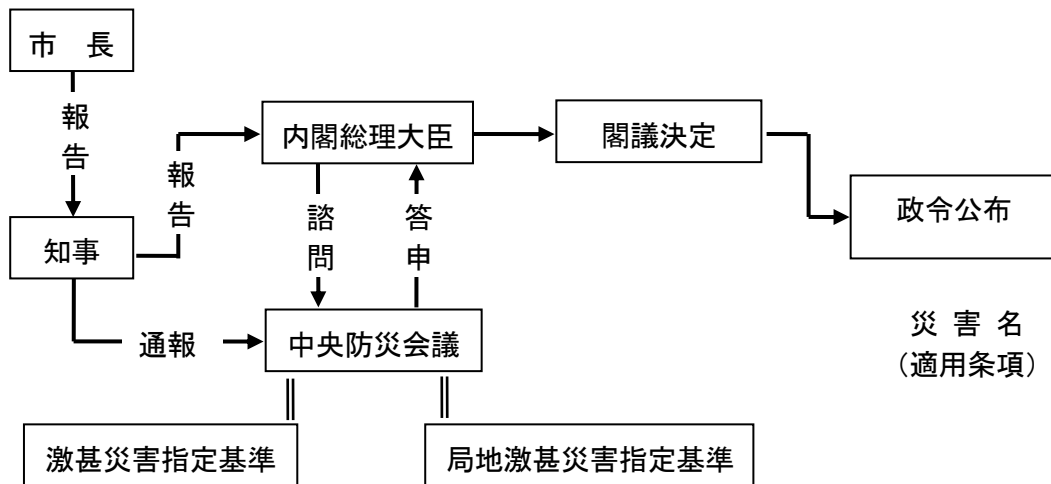
第3節 激甚災害の指定

項目	実施担当	関係機関
激甚災害の指定に関する計画	本部事務局	

市及び県は、著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年9月6日法律第150号）（以下「激甚法」という。）の指定を受け、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

激甚の基準については、「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日・中央防災会議決定）と「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日・中央防災会議決定）の2つがあり、この基準により指定を受ける。

■激甚災害指定の流れ



第3編 風水害等編 第3章 災害復旧・復興計画
第3節 激甚災害の指定

■激甚法による財政援助

助 成 区 分	財 政 援 助 を 受 け る 事 業 等
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	○公共土木施設災害復旧事業 ○河川等災害復旧助成事業 ○河川等災害関連事業 ○河川等災害特定関連事業 ○河川等災害関連特別対策事業 ○特定小川災害関連環境再生事業 ○公立学校施設災害復旧事業 ○公営住宅災害復旧事業 ○生活保護施設災害復旧事業 ○児童福祉施設災害復旧事業 ○老人福祉施設災害復旧事業 ○身体障害者更正援護施設災害復旧事業 ○知的障害者援護施設・授産施設災害復旧事業 ○婦人保護施設災害復旧事業 ○感染症予防施設災害復旧事業 ○感染症予防事業 ○堆積土砂排除事業 ○湛水排除事業
農林水産業に関する特別の助成	○農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 ○農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 ○開拓者等の施設災害復旧事業に対する補助 ○天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 ○森林災害復旧事業に対する補助 ○森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 ○土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助 ○共同利用小型漁船の建造費の補助
中小企業に関する特別の助成	○中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 ○小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例 ○事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 ○中小企業者に対する資金の融通に関する特例
その他の財政援助及び助成	○公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 ○私立学校施設災害復旧事業に対する補助 ○市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 ○母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例 ○水防資材費の補助の特例 ○り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例 ○産業労働者住宅建設資金融通の特例 ○小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 ○雇用保険法による求職者給付に関する特例

第4節 災害復興

項目	実施担当	関係機関
1. 復興計画作成の体制づくり	本部事務局	
2. 復興に対する合意形成	本部事務局	
3. 復興計画の推進	本部事務局	

大規模災害等により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。

市は、県及び関係機関と、緊密な連携を図りながら、再度災害の発生防止とより快適な生活環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

なお、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用することにより、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

1. 復興計画作成の体制づくり

復興計画は、被災状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定める。そして、この方針を基に復興計画を作成する。

そのため、市は、県の行う復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行のための体制整備（県と市及び関係機関との連携、国との連携）に協力し、連携をとる。

2. 復興に対する合意形成

復興計画の作成に当たっては、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を住民に対し行い、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民の合意を得るように努める。

3. 復興計画の推進

復興事業は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、中長期に及ぶことから、社会情勢や住民のニーズの変化、科学技術の進展等復興事業を取り巻く状況の変化を考慮の上、可及的速やかに実施するため、市、県及び関係機関は、諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

第 4 編 大規模事故編

鴨川市地域防災計画

第4編 大規模事故編

第1章 大規模事故体制	1
第1節 災害応急活動体制	1
1. 配備体制	1
2. 職員の動員	1
3. 事故警戒本部	1
4. 事故対策本部	2
5. 現地調整所	4
第2節 情報の収集・報告	5
第2章 大規模事故対策計画	6
第1節 大規模火災対策	6
1. 基本方針	6
2. 予防対策計画	6
3. 災害情報	7
4. 応急対策計画	8
第2節 林野火災対策	9
1. 基本方針	9
2. 予防対策計画	9
3. 災害情報	9
4. 応急対策計画	10
第3節 危険物等災害対策	11
1. 基本方針	11
2. 予防対策計画	11
3. 災害情報	12
4. 応急対策計画	12
第4節 海上災害対策	14
1. 基本方針	14
2. 予防対策計画	14
3. 災害情報	14
4. 応急対策計画	15
第5節 油等海上流出災害対策	17
1. 基本方針	17
2. 予防対策計画	17
3. 災害情報	17
4. 応急対策計画	18
第6節 航空機災害対策	20
1. 基本方針	20
2. 予防対策計画	20
3. 災害情報	20
4. 応急対策計画	21
第7節 鉄道災害対策	23

1. 基本方針	23
2. 予防対策計画	23
3. 災害情報	23
4. 応急対策計画	23
第8節 道路災害対策	25
1. 基本方針	25
2. 予防対策計画	25
3. 災害情報	25
4. 応急対策計画	25
第9節 放射性物質事故対策	28
1. 基本方針	28
2. 予防対策計画	29
3. 災害情報	29
4. 応急対策計画	30
5. 災害復旧計画	31

第1章 大規模事故体制

第1節 災害応急活動体制

1. 配備体制

(1) 配備基準

大規模事故が発生した場合、状況に応じて次の配備体制をとり、応急対策にあたる。

■配備体制（大規模事故）

配備段階		配備基準	配備を要する部署
連絡体制	第1配備	1. 直接即報基準に該当する大規模事故の発生との連絡を受けたとき 2. その他市長（本部長）が必要と認めたとき	・ 消防防災課
事故警戒本部	第2配備	1. 大規模事故の状況により、被災者等への対応が必要なとき 2. その他市長（本部長）が必要と認めたとき	・ 消防防災課 ・ 対応を所管する課
事故対策本部	第3配備	1. 大規模事故の状況により、避難、被災者対応、事後処理等について、全庁的な対応が必要なとき 2. その他市長（本部長）が必要と認めたとき	・ 本部事務局 ・ 対応を所管する班

(2) 配備の決定

消防防災課長は、災害情報を収集し災害情報及び必要な対策を市長（本部長）に報告する。
市長（本部長）は、報告に基づいて配備体制及び災害対策本部の設置を決定し、動員を指示する。

2. 職員の動員

(1) 動員方法

市長（本部長）は、各班長に配備及び動員を連絡する。各班長は、所属職員に連絡する。
連絡は、電話及び庁内放送、職員参集メール等を用いる。
勤務時間外の場合は、職員参集メール、非常連絡網により連絡する。

(2) 参集場所

勤務時間内及び勤務時間外ともに、参集場所は各自の勤務先とする。
なお、災害状況等により、やむをえず参集場所に行けない場合は、直近の庁舎とする。

(3) 動員報告

参集した職員は、所属単位に各班長を通じて動員報告を行う。

3. 事故警戒本部

(1) 設置基準

市長（本部長）は、警戒活動の必要があると認める場合は、必要な職員を配備し、鴨川市役所に事故警戒本部を設置する。
なお、市域が広域であるため、局地的な被害の場合は、住民対応に支障がでないように、

現地対策本部を設置することができる。

(2) 組織

事故警戒本部は、事故対策本部の組織を準用する。

(3) 指揮の権限

事故警戒本部の設置及び指揮は、市長の権限により行われるが、市長の判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任する。なお、市警戒本部長、市警戒副本部長及び市警戒本部員の代替職員については、次のとおりとする。

■警戒本部長及び代替職員

名 称	本部長	代替職員
警戒本部長	市 長	副市長

(4) 運営

事故警戒本部の活動は、次のとおりである。

■事故警戒本部の活動内容

○事故情報の収集	○関係機関との連絡・調整
○危険箇所の警戒巡視	○所管施設の警戒巡視及び予防措置
○軽微な被害への応急対策	○住民への災害広報

(5) 事故警戒本部の廃止

市長（本部長）は、事故による被害が発生しなかったとき、あるいは事態が終息したときは、事故警戒本部を廃止する。

(6) 事故対策本部への移行

市長（本部長）は、災害が拡大したとき、若しくは拡大のおそれがあるときは、事故警戒本部から事故対策本部へ移行する。

4. 事故対策本部

(1) 設置基準

事故対策本部は、次の設置基準に該当し、市長（本部長）が必要と認めたときに設置する。

■災害対策本部の設置基準

○大規模事故の発生により多数の被害者が発生したとき。
○大規模事故の発生により市民の生命・身体及び市民生活に多大な影響を及ぼすとき。
○その他、市長（本部長）が必要と認めたとき。

(2) 設置場所

事故対策本部は、原則として、市役所4階会議室に設置する。これらが被災のため使用できない場合は、事故の状況により鴨川市総合保健福祉会館等に設置する。

■事故対策本部の設置場所

区 分	設置順位	設置場所
事故対策本部	1	鴨川市役所4階会議室
	2	鴨川市総合保健福祉会館

(3) 事故対策本部設置の通知

本部事務局は、本部を設置した場合、直ちに千葉県、自衛隊、警察署、その他必要な防災関係機関等に通知する。

■本部設置の通知

通 知 先	通 知 方 法
市各課	庁内放送、市防災行政用無線、電話、口頭
防災関係機関	県防災行政無線、電話、口頭
一般市民	市防災行政用無線（固定系）、広報車、市ホームページ
報道機関	電話、口頭
隣接市町村	電話、文書、県防災行政無線

(4) 指揮

事故対策本部の設置及び指揮は、市長（本部長）の権限により行われるが、市長の判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任する。

■市事故対策本部長及び代替職員

名 称	本部長、副本部長、本部員	代替職員
市対策本部長	市 長	副市長
市対策副本部長	副市長	消防防災課長

(5) 本部の組織

事故対策本部の組織及び編成は「鴨川市災害対策本部条例」及び「鴨川市災害対策本部規則」の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

① 本部の組織

本部長 (市長)	・事故対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。 ・本部の設置・廃止の決定、避難の勧告・指示の発令、警戒区域の設定、自衛隊の災害派遣要請の権限をもつ。
副本部長 (副市長)	・本部長の補佐をし、本部長に事故あるときはその職務を代理する。 ・本部長が適切に判断するために必要なアドバイスが行えるよう、各班からの情報を収集・分析する。
本部員	・本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

② 班

災害対策を行うため本部に班をおく。班長（副班長）及び班に属する本部員は、市長（本部長）が指名する。

班長	・班における職員の活動を統括する。 ・班内における人員の配置・補充、他機関への応援の要請等を行う。
副班長	・班長の補佐をし、班長が事故あるときその職務を代理する。
班員	・班長の指示にしたがって対策を実行する。

③ 本部室

市長（本部長）は、本部に本部室を設け、災害応急対策に関する基本方針その他重要事項を審査決定するため、本部室会議を開催する。本部室に属するものは、市長（本部長）が指名する。

第4編 大規模事故編 第1章 大規模事故体制
第1節 災害応急活動体制

本部室員	教育長、教育次長、全所属長、その他市長が認める者
本部室会議 の協議事項	○事故対策本部配置体制の決定 ○避難所等の開設決定 ○避難の勧告等の決定 ○自衛隊派遣要請依頼の決定 ○災害救助法適用申請の決定 ○県及び他市町村への応援要請の決定 ○その他重要事項の決定 ※市長（本部長）が最終決定権限を有する。

(6) 事故対策本部の廃止

市長（本部長）は、事故により被害の発生する危険が解消したと認めたとき、又は応急対策が概ね完了したと認めたときは、事故対策本部を廃止する。廃止の通知は、設置時の通知と同様に行う。

なお、事故の規模等により、事後処理を必要とする場合は、関係課等において継続して対処する。

5. 現地調整所

事故発生現場等において、関係機関（消防、警察、自衛隊、医療等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるとき、市又は県は、現地調整所を速やかに設置し現地関係機関の間の連絡調整を図る。

第2節 情報の収集・報告

市長（本部長）は、災害対策基本法第53条の規定により、市域に災害が発生し、又は発生が予想されるときは、速やかに被害情報等を収集し、千葉県防災情報システム及び電話・ファクシミリ又は防災行政無線により県本部事務局に報告する。

県に報告できない場合、又は次の基準に該当する災害又は事故が発生した場合には、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁へも報告する（覚知後30分以内）。

- (1) 消防庁即報基準に該当する火災・災害のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合
- (2) 通信の途絶等により知事に報告することができない場合
- (3) 119番通報の殺到状況時にその状況を報告

■火災・災害等即報要領の直接即報基準

火災等即報	交通機関の火災	航空機火災
	危険物等に係る事故	(1) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの (2) 負傷者が5名以上発生したもの (3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で当該工場等の施設内又は周辺の500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの (4) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ① 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの ② 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 (5) 市街地又は高速道路上におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの (6) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
	原子力災害	(1) 爆発、火災の発生、放射性物質・放射線の漏えい (2) 放射性物質輸送車両の火災（そのおそれがあるものを含む。） (3) 核燃料物質等運搬中の火災、事故（その通報があった場合） (4) 基準以上の放射線の検出（その通報があった場合） (5) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災で、放射性同位元素・放射線の漏えい
	その他の事故	可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって社会的影響の高いもの
救急・救助事故即報		死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 (2) バスの転落等による救急・救助事故 (3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 (4) 不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 (5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

第2章 大規模事故対策計画

第1節 大規模火災対策

1. 基本方針

(1) 基本方針

市域において大規模な延焼火災が発生した場合に、関係機関と連携して被災者を迅速かつ適切に救助するとともに、延焼の防止など被害の軽減を図るため、市がとるべき応急措置を定める。

(2) 想定する災害

想定する大規模火災は、次のとおりである。

■想定する大規模火災

○市街地において延焼火災が発生した場合

2. 予防対策計画

(1) 建築物不燃化の促進

都市建設課は、都市部は、火災の延焼拡大を未然に防ぐため、法令に基づき、次の対策の実施を検討する。

① 建築物の防火規制

市街地における延焼防止を次により促進する。

ア. 建築物が密集し、火災により多くの被害を生ずるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は準耐火建築物の建築を促進する。

イ. 防火・準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法第22条による屋根不燃区域の指定に基づき、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。

② 都市防災不燃化促進事業

大規模火災から市民の生命・財産を守るため、避難場所周辺等の一定範囲の不燃化を促進する。

(2) 防災空間の整備・拡大

都市建設課は、延焼を防止する防災空間の整備・拡大を図るために、次の対策を行う。

① 都市緑地保全法による緑地保全地区の指定などを行い、良好な緑地を保全し、生活環境を整備するとともに、市街地における火災の防止に役立てる。

② 公園は、防災都市づくりの一環として、火災に強い植栽を行うなど、防災効果を考慮した整備を進める。

③ 市道の幅員拡大や街路樹の植栽等の街路の整備を進める。

(3) 市街地の整備

都市建設課は、土地区画整理事業等により防災上安全性の高い市街地形成を図る。

(4) 火災予防検査

消防本部は、火災を未然に防止するため、消防法等に基づき防火対象物の所有者等に対し

て火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物への立ち入り検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

(5) 住宅の防火対策

消防本部は、住宅火災の予防と被害の軽減を図るため、6月1日を「住宅用火災警報器普及促進デー」とし住宅火災における逃げ遅れの死者の低減、住宅防火の徹底、新築及び既存住宅への住宅用火災警報器早期設置を含めた住宅防火への意識の高揚を図る。

また、防災製品の活用を推進する。

(6) 多数の者を収容する建築物

① 消防計画の作成及び遵守

消防本部は、多数の者を収容する建築物の管理権原者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行、消防計画の遵守を指導する。

② 防火対象物の点検及び報告

特定防火対象物の管理権原者に対し、火災予防上必要な事項の適否について、定期的に防火対象物点検資格者の点検を受けさせ、報告させる。

(7) 大規模・高層建築物の防火対策

消防本部は、大規模・高層建築物の管理権原者又は関係者に対し、次の事項について指導する。

① 消防防災システムのインテリジェント化の推進

ア．高水準消防防災設備の整備

イ．複数の消防用設備等を集中管理する総合操作盤の整備

② 防災センターの整備

防災センター要員に対する高度な教育の計画的な実施

(8) 文化財の防火対策

文化財振興室及び消防本部は、文化財の所有者又は管理者に対して次の事項を指導する。

① 消防設備の設置・整備

文化財の所有者及び管理者は、消火器、消火栓設備、動力消防設備等の消火設備を設置するとともに、自動火災報知設備、漏電火災警報設備の設置により、火災の発生を報知し、迅速な消火活動を行うことができるよう設備の設置・整備を行う。

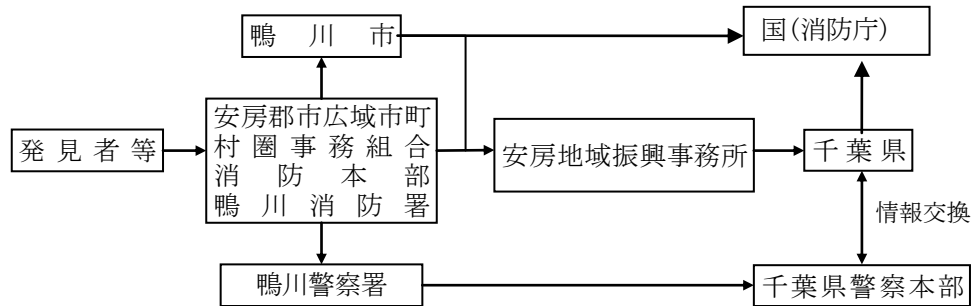
② 防火管理

文化財の所有者及び管理者は、火災の発生を未然に防止するため、日頃から適切な防火管理を行う。管理にあたっては、定期的な巡視と監視を行うとともに、環境を整備し、危険箇所の点検について消防機関から適切な指導を受ける。日常的な措置については、防火責任者を定め防火管理計画、防災訓練等の具体的な消防計画を作成し、自衛消防隊を組織して消火活動の体制を整備しておく。

また、毎年1月26日を文化財防火デーとして文化財建造物の消火訓練を実施する。

3. 災害情報

大規模火災発生時の情報伝達経路は、次のとおりである。



4. 応急対策計画

大規模火災が発生した場合は、次の応急対策を実施する。対策の詳細については、第3編第2章災害応急対策計画を適用する。

(1) 広報活動

住民に対して防災行政無線、広報車等により火災発生の状況、避難指示等について広報する。

(2) 応急活動体制

必要に応じて事故対策本部を設置する。現地調整所が設置された場合は、公共施設、資機材の提供等の支援を実施する。

(3) 捜索・救助救出活動

捜索・救出は安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部・鴨川消防署、消防団、鴨川警察署及び各交番が対応する。

(4) 消防活動

火災の消火は、安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部・鴨川消防署が実施する。消火にあたっては、避難所・避難経路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施する。

また、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。消防本部・鴨川消防署だけでは対応が困難なときは、「千葉県広域消防相互応援協定」に基づき、千葉県内の消防組織に対し応援を要請する。

消火、飛火警戒等においては、近隣住民、住民会の協力を得て効果的な活動を実施する。

(5) 避難

延焼火災が住民への影響がある場合は、安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部・鴨川消防署、消防団、鴨川警察署等と連携して、避難区域を設定し、避難広報、誘導、避難所の開設・受入れを行う。

(6) 医療救護活動

亀田総合病院及び国保病院で対応する。負傷者の搬送は安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部・鴨川消防署が対応する。

(7) 交通規制

鴨川警察署及び各交番は応急活動のため必要に応じて交通規制を実施する。

第2節 林野火災対策

1. 基本方針

(1) 基本方針

市域において広範囲にわたる林野火災が発生した場合に、関係機関と連携して延焼の防止など被害の軽減を図るため、市がとるべき応急措置を定める。

(2) 想定する災害

想定する林野火災は、次とおりである。

■想定する林野火災

- | |
|---|
| ○市域において広範囲にわたる林野火災が発生した場合
○市域の林野火災により、住民の避難、観光客等の森林滞在者の救出等が必要な場合 |
|---|

2. 予防対策計画

(1) 広報

① 広報などによる注意

消防本部は、市の広報紙、ホームページ等を利用し、林野火災予防に対する意識を喚起する。また、ハイカー及び林業労働者に携帯用すいが入れの保持の徹底を図る。

② 学校教育による指導

学校教育課は、自然の保護、森林の保護育成、鳥獣の保護等の観点から、児童・生徒に対して林野火災予防の考え方や方法を理解させるための普及指導を行う。

(2) 法令による規制

消防本部は、次の法令による規制を行い、林野火災を防止する。

- ① 市条例で定める火の使用制限
- ② 一定区域におけるたき火、喫煙の制限
- ③ 火入れの許可制の励行（消防法第22条第4項）

(3) 林野の整備

森林所有者は、林野等を下草刈、枝打ち、間伐等を実施し、消火活動に資する。

(4) 林野火災特別地域対策事業

県及び農水商工課は、事業を実施する地域を協議して決定し、林野火災特別地域対策事業計画を作成する。

3. 災害情報

(1) 林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、火災気象通報の発表及び終了をもって行う。

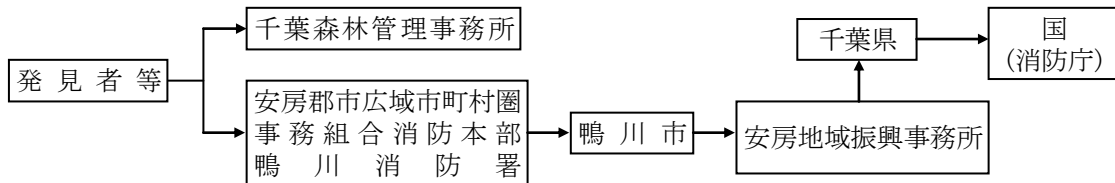
林野火災気象通報を受けたときは、通報内容及び取るべき予防措置等を、安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部等の関係機関へ通報するとともに、住民に広報する。

林野火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況により林野火災発生の危険性があると認めたときは、消防法第22条に基づき火災警報を発令する。

(2) 林野火災発生時の通報

林野火災発生時の通報は、次のとおりである。

■ 林野火災発生時の伝達経路



4. 応急対策計画

林野火災が発生した場合は、次の応急対策を実施する。対策の詳細については、第3編第2章災害応急対策計画を適用する。

(1) 広報活動

住民に対して防災行政無線、広報車等により火災発生状況、避難指示等について広報する。

また、火災発生区域の観光客、林業者等の森林滞在者に対して退去するよう広報する。

(2) 応急活動体制

必要に応じて事故対策本部を設置する。現地調整所が設置された場合は、公共施設、資機材の提供等の支援を実施する。

(3) 消防活動

火災の消火は、安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部・鴨川消防署、消防団が実施する。消火にあたっては、林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置、森林関連機関等の出動協力等により効果的な地上消火を行う。消防本部・鴨川消防署だけでは対応が困難なときは、「千葉県広域消防相互応援協定」に基づき、千葉県内の消防組織に対し応援を要請する。

住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、千葉県にヘリコプターの出動を要請し、空中消火を実施する。

(4) 避難

林野火災が住宅地まで及ぶ危険性がある場合は、避難区域を設定し、避難広報、誘導、避難所の開設・受け入れを行う。

(5) 捜索・救助救出活動

孤立者を発見した場合は、ヘリコプターによる救出を千葉県に要請する。

(6) 交通規制

鴨川警察署及び各交番は応急活動のため必要に応じて交通規制を実施する。

第3節 危険物等災害対策

1. 基本方針

(1) 基本方針

市域において危険物等の漏えい、流出、火災、爆発等により多数の死傷者を伴う大規模な事故や住民へ影響する事故が発生した場合に、関係機関と連携して被災者を迅速かつ適切に救助し住民対策をすることにより被害の軽減を図るため、市がとるべき応急措置を定める。

(2) 危険物等の定義

危険物等とは、次のものをいう。

○危険物：消防法第2条第7項に規定されているもの

（例）石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など

○火薬類：火薬類取締法第2条に規定されているもの

（例）火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管）など

○高圧ガス：高圧ガス保安法第2条に規定されているもののうち、基準の圧力及び温度の状態により「高圧ガス」となる。

（例）液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニアなど

○毒物・劇物：毒物及び劇物取締法第2条に規定されているもの

（例）毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド等）など

(3) 想定する災害

想定する危険物等災害は、次とおりである。

■想定する危険物等災害

○危険物等の漏えい、流出、火災、爆発等により、多数の死傷者が発生する場合

○危険物等の漏えい、流出、火災、爆発等により、地域住民等に影響が及ぶ場合

2. 予防対策計画

(1) 予防査察

消防本部は、消防法その他法令に基づいて、危険物施設の設置又は変更の許可に対する審査及び立入検査を行い、法令に定める基準に不適合な場合は、改修、移転など危険物の規制を実施する。

(2) 事業所防災対策の強化

消防本部は、危険物施設の管理者等に対し、危険物保安監督者・危険物保安統括管理者・危険物施設保安員の選任、防災組織の確立、消防用設備の設置、防災訓練等を指導する。

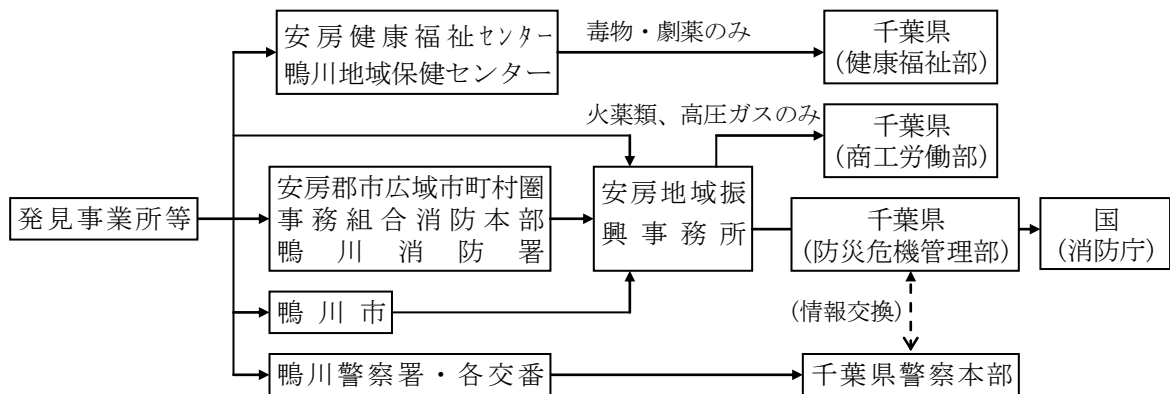
各危険物施設は、防災組織を確立し情報連絡や緊急動員等に備えた体制の整備、従業員の保安教育や防災訓練を行い防災措置の習熟を図る。

(3) 消防体制の強化

消防本部は、危険物の性質、数量等を把握し、事業所ごとの火災防災計画を作成するとともに、危険物取扱い職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防止の具体的な方策について教育を行う。

3. 災害情報

危険物等災害発生時の情報伝達経路は、次のとおりである。



4. 応急対策計画

危険物等災害が発生した場合は、次の応急対策を実施する。対策の詳細については、第3編第2章災害応急対策計画を適用する。

(1) 広報活動

住民に対して防災行政無線、広報車等により次の事項を広報する。

■住民に対する広報

- 災害発生状況
- 危険物等の種類、性状など人体・影響に与える状況、対処方法
- 医療機関等の情報
- 関係機関の実施する応急対策の概要
- 避難の指示等、避難先

(2) 応急活動体制

必要に応じて事故対策本部を設置する。現地調整所が設置された場合は、公共施設、資機材の提供等の支援を実施する。

(3) 捜索・救助救出活動

安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部・鴨川消防署、消防団、鴨川警察署及び各交番が対応する。

(4) 医療救護活動

亀田総合病院及び国保病院で対応する。負傷者の搬送は安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部・鴨川消防署、消防団が対応する。

(5) 消防活動

事業者は、消防が到着するまでの間、自衛消防組織等によりその延焼の拡大を最小限に抑える。安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部・鴨川消防署、消防団は、事業者との連携により、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状にあった適切な消防活動を実施する。

なお、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。住民の避難

の必要がある場合は、鴨川市に連絡する。

(6) 避難

住民の避難の必要がある場合は、避難区域を設定し、避難広報、誘導、避難所の開設・受け入れを行う。

(7) 交通規制

鴨川警察署及び各交番は応急活動のため必要に応じて交通規制を実施する。

第4節 海上災害対策

1. 基本方針

(1) 基本方針

鴨川市付近の海域において、船舶の衝突、乗揚げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又は生ずるおそれのある事態であって、保護を要する場合に、早期に初動体制を確立して、被害の防止や軽減を図るため、鴨川市がとるべき応急措置を定める。

ただし、油等の流出事故については第5節「油等海上流出災害対策」の定めるところによる。

(2) 想定する災害

想定する海上災害は、次とおりである。

■想定する海上災害

- | |
|--|
| ○旅客船、その他多数の人が乗船している船舶の海難で、多数の人命の損失を伴う場合
○漁船の集団海難で、多数の人命の損失を伴う場合 |
|--|

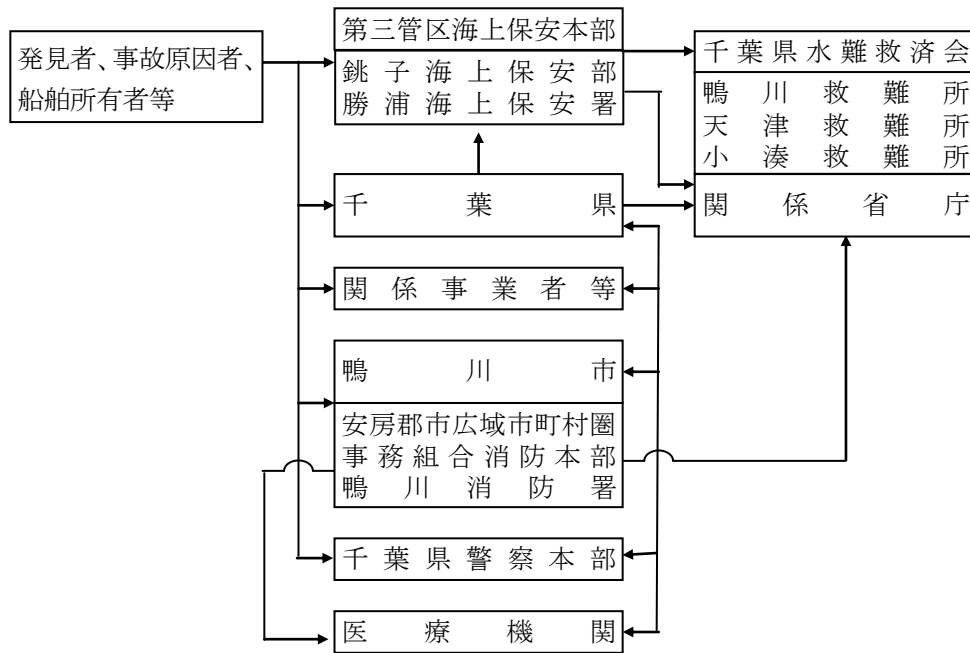
2. 予防対策計画

消防防災課は、消防本部、海上保安本部及び千葉県水難救済会等と連携して、海難救助訓練を実施する。

3. 災害情報

初動体制を早期に確立するためには早期の災害覚知が不可欠である。関係機関は下記のルートにより情報の受伝達を緊急に行う。

県は、漁業無線通信系を利用した海上事故の通報等の応急通信、並びに漁船、県所属船舶からの事故に係る情報の収集を実施する。



4. 応急対策計画

海上災害が発生した場合は、次の応急対策を実施する。対策の詳細については、第3編第2章災害応急対策計画を適用する。

(1) 広報活動

住民に対して防災行政無線、広報車等により海上災害の発生状況、避難指示等について広報する。

また、周辺船舶に対して必要な措置について、海上保安署等と協力しながら、市防災行政無線等により広報する。

(2) 応急活動体制

災害を覚知した場合は、防災関係機関は直ちに初動体制を確立して、対応に努める。一次的に対応をする関係機関及び主な対応は以下のとおりである。

市	避難指示等、他団体への応援要請、住民への広報
当該船舶所有者等	消火、救難、救助、広報、被災者家族等への情報提供
第三管区海上保安本部	捜索、救助、救急、消火、関係機関との連絡調整、事故原因の調査・広報
鴨川消防署	捜索、消火、救難、救助、救急、搬送
県警察	捜索、救難、救助、搬送路・物資輸送路の確保
県	関係機関との連絡調整
医療機関	負傷者等の応急医療、救護等

また、必要に応じて事故対策本部を設置する。現地調整所が設置された場合は、公共施設、資機材の提供等の支援を実施する。

(3) 関係機関の体制

① 第三管区海上保安本部の体制

ア. 災害の発生が予想される場合

(ア) 警戒配備

大規模海難に至らない海上災害の発生が予想されるときは、必要に応じ、海上保安庁非常配備規則に基づき第三管区海上保安本部長が発令し、緊急に事前の措置を実施してこれに備える態勢を確立する。

(イ) 非常配備

大規模海難等の発生が予想されるときに、海上保安庁非常配備規則に基づき、必要に応じ、第三管区海上保安本部長が非常配備乙を発令し、緊急の措置を実施してこれに備える態勢を確立する。

イ. 災害が発生した場合

(ア) 大規模海難等対策本部の設置

大規模海難その他海上における災害の際に、救助、援助、汚染の防除及び犯罪の捜査に関する業務を特に統一的かつ強力に推進するため、大規模海難等対策本部規則に基づき設置する。

(イ) 中規模海難等対策本部の設置

大規模でない海難その他における災害が発生した際に、救助、援助及び汚染の防除に関する業務を協力的かつ的確に推進するため、大規模海難等対策本部規則に基づき設置する。

② 県の体制

海難が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策を円滑に実施するため、必要に応じ応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

③ 市の体制

海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その海域に係る災害応急対策を実施する。

④ 防災関係機関の体制

関係機関の長は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携を取りながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 消防活動

勝浦海上保安署及び消防本部と密接に連携し、消火活動に協力する。

(5) 避難

海上災害が住宅地まで及ぶ危険性がある場合は、避難区域を設定し、避難広報、誘導、避難所の開設・受け入れを行う。

(6) 捜索・救助救出活動

遭難船舶を認知した場合、市は勝浦海上保安署及び警察署に連絡をするとともに、直ちに現場に臨み、捜索及び救護活動を実施する。

(7) 交通規制

鴨川警察署及び各交番は応急活動のため必要に応じて交通規制を実施する。

第5節 油等海上流出災害対策

1. 基本方針

(1) 基本方針

市周辺海域において、油等の流出事故が発生した場合に、流出した油等の拡散防止と回収等を実施し、付近の船舶並びに沿岸住民の安全を図るとともに、水産業、その他産業の被害の軽減を図り、環境汚染を最小限化するため、市がとるべき応急措置を定める。

(2) 想定する災害

想定する油等海上流出災害は、次とおりである。

■想定する油等海上流出災害

○船舶等の接触、衝突、乗揚げ、沈没等の事故による大量の油等（「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（以下「海防法」という。）第3条でいう油及び有害液体物質）の流出を伴う場合

2. 予防対策計画

(1) 広域的な活動体制

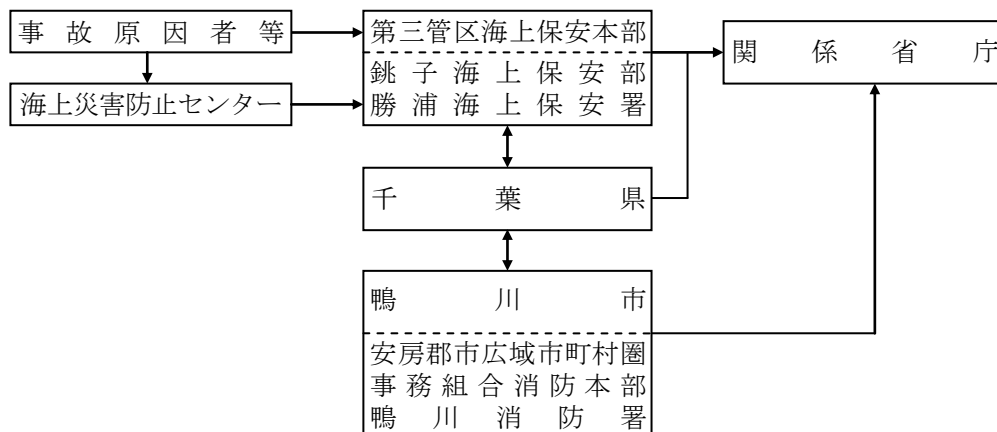
国、県及び消防防災課は、各機関との連携を密にし、事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行われるよう広域的な活動体制を確立する。

(2) 油防除作業体制の整備

消防防災課及び環境課は、県が策定した「油防除作業手順マニュアル」（平成11年3月）、「千葉県油等海上流出事故対応マニュアル」（平成18年3月）を活用し、地域に即した対応ができるような体制を整備するとともに、油防除資機材の備蓄や関係機関が行う防災訓練等に参加する。

3. 災害情報

市及び防災関係機関は、油等流出事故が発生した場合に、被害の拡大等を防止し、沿岸地域住民、沿岸施設及び船舶の安全確保を図るとともに、水産業、その他産業の被害を軽減するため、緊急時の情報収集連絡体制を確立しておく。



4. 応急対策計画

油等海上流出災害が発生した場合は、次の応急対策を実施する。対策の詳細については、第3編第2章災害応急対策を適用する。

(1) 広報活動

住民に対して防災行政無線、広報車等により油等海上流出災害の発生状況、避難指示等について広報する。ガス、異臭等が発生し、生命身体に影響がある場合は、警戒区域の設定を行う。

また、市は、付近の海域において油流出事故が発生し、被害の発生又はそのおそれがあるときは、海岸線のパトロールを実施し、速やかにその状況を最寄りの勝浦海上保安署及び県に報告する。

(2) 応急活動体制

油等流出事故が発生した場合における被害の軽減を図るため、防災関係機関及び関係団体並びに事故原因者等は災害応急対策への備えに万全を期す。

① 油防除作業体制の整備

市は、県が策定した「油防除作業手順マニュアル」や「千葉県油等海上流出事故対応マニュアル」を活用し、地域に即した対応が迅速かつ的確にできるよう、体制整備に努める。

② 油防除資機材等の整備

市は、油防除資機材の整備を図るよう努める。

(3) 消防活動

勝浦海上保安署及び消防本部と密接に連携し、消火活動に協力する。

(4) 避難

海上災害が住宅地まで及ぶ危険性がある場合は、避難区域を設定し、避難広報、誘導、避難所の開設・受け入れを行う。

(5) 防除活動

① 防除方針

流出した油等は、海上で防除することに目標を置き、防除方針の決定にあたっては海上での回収を可能な限り実施し、海岸線への漂着を回避するよう努める。

また、市及び防災関係機関においては、勝浦海上保安署等海上保安機関との連携を図りつつ、流出油等の性状及び有害性の有無について迅速な把握に努め、効率的な流出油等の拡散防止、回収及び処理を行う。

② 流出油の防除措置

市は、漂着油により海岸が汚染され、又はそのおそれがある場合は、事故原因者等の要請に基づき、その被害を防止するための除去作業等を実施するとともに、必要に応じ回収油の保管場所の確保に努める。

(6) 環境保全等に関する対策

市は、油等流出事故による地域住民の健康被害の防止及び軽減を図るとともに、環境の保全を図る。

① 必要に応じて環境調査を実施するとともに、環境汚染に関する情報を国等防災関係機関へ通報する。

② 異臭等の発生により、住民の生命・身体に有害な影響が予測される場合は、住民からの健康相談に対応する。

- ③ 海鳥、海生生物等に被害が発生した場合には、関係団体等の協力を得て、その保護に努める。

(7) 油回収作業実施者の健康対策

被災地における健康対策は、県及び医療機関の協力を得て市が実施する。

(8) 補償対策

① タンカーによる油流出事故の場合

船舶油濁損害賠償法に基づき、直接被害を受けた漁業者及び観光業者等は被害に加え、損害を防止又は軽減するための措置に要した経費を、また、国、地方公共団体等が行った同様の措置に要した経費についても船舶所有者に損害賠償請求等ができる。

② タンカー以外の一般船舶からの油流出事故の場合

海防法第41条の2に基づき海上保安庁長官からの要請があった場合は、地方公共団体等が行った油防除に必要な措置に要した経費について、船舶所有者等に行政処分により請求する。

漁業者及び観光業者等は、直接受けた被害の損害賠償請求等ができる。

(9) 事後の監視等の実施

市及び防災関係機関は、油等の回収等応急対策による措置が終了した後においても、必要に応じ、環境への影響の把握に努める。

第6節 航空機災害対策

1. 基本方針

(1) 基本方針

市及びその周辺並びにその他の地域において、航空機の炎上等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「航空機災害」という。）が発生した場合、またはまさに発生しようとしている場合に、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、市がとるべき応急措置を定める。

なお、海上遭難の場合は、第4節「海上災害対策」に準ずる。

(2) 想定する災害

想定する航空災害は、次とおりである。

■想定する航空災害

- 航空機の墜落炎上により、多数の搭乗者に被害が発生した場合
- ヘリコプター、小型飛行機等の墜落炎上により、搭乗者とともに住民等に影響がある被害が発生した場合

2. 予防対策計画

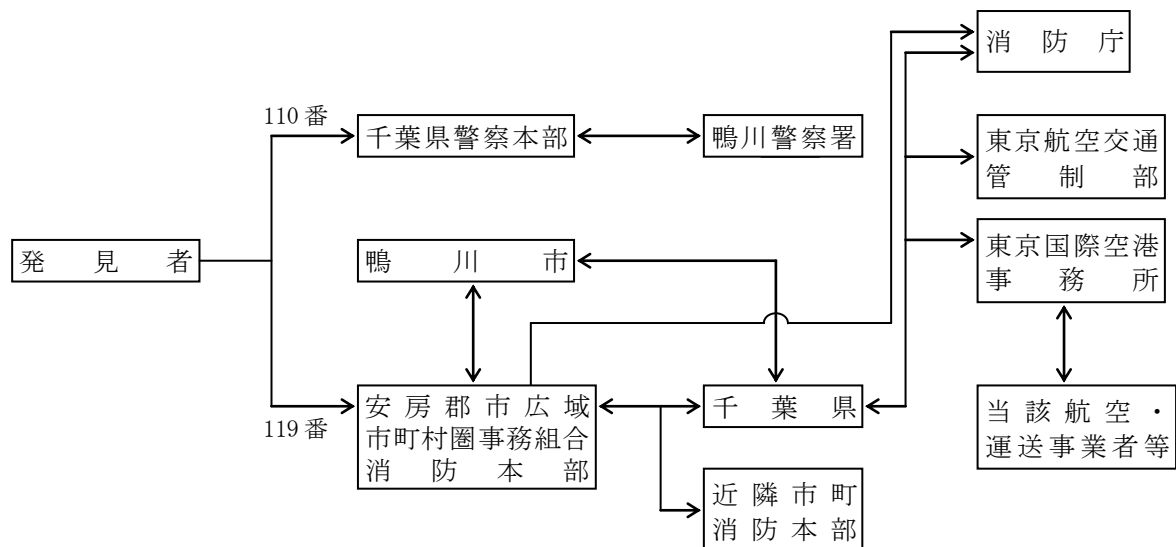
消防防災課は、関係機関とともに、航空機災害について情報の収集・連絡が円滑に行える体制を整備する。

3. 災害情報

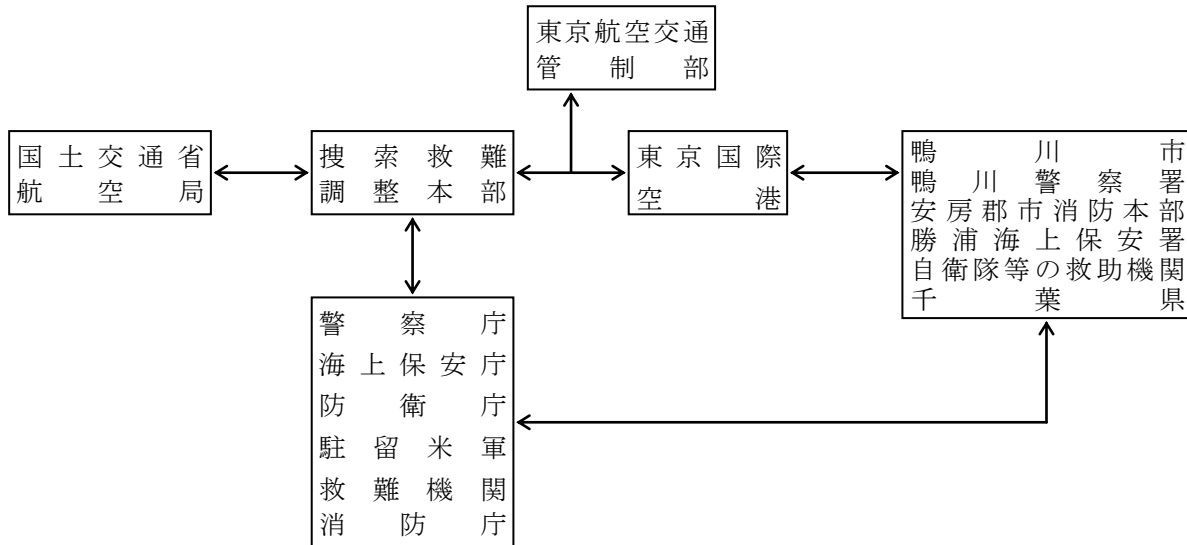
航空機災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合に防災関係機関は早期に初動体制を確立してその拡大を防御し、被害の軽減を図る。

また、県への通報は国が定めている「火災・災害等即報要領」の様式により行うことになる。

(1) 発生地点が明確な場合



(2) 発生地点が不明確な場合（遭難機の搜索）



（注）搜索救難調整本部は、通常、東京空港事務所（羽田）に設けられる。

4. 応急対策計画

航空災害が発生した場合は、次の応急対策を実施する。対策の詳細については、第3編第2章災害応急対策計画を適用する。

(1) 広報活動

住民に対して防災行政無線、広報車等により災害発生の状況、避難の必要性等について広報する。

(2) 応急活動体制

必要に応じて事故対策本部を設置する。現地調整所が設置された場合は、公共施設、資機材の提供等の支援を実施する。

(3) 搜索・救助救出活動

航空機の乗客及び被災地域住民等の救出、救護、収容等を行う場合は、安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部・鴨川消防署、消防団、鴨川警察署及び各交番により実施する。

① 救出班の派遣

実施機関は、乗客、地域住民等の救出のため、救出班を派遣し、担架等救出に必要な資器材を投入し、迅速に救出活動を実施する。

② 救護班の派遣

負傷者の救護は、千葉県医師会、千葉県歯科医師会、日本赤十字社千葉県支部等の協力機関が編成する救護班の派遣を受けて、応急措置を施した後に、あらかじめ指定された医療機関に搬送する。

なお、協力機関が編成する救護班は、第2章第9節「救助・救急・消防」及び第10節「医療救護」の定めるところによる。

③ 救護センターの開設

重軽傷者の救護は、原則として市が仮設救護センターを開設し、迅速な処置を図る。

④ 救急、搬送

消防機関が中心となって応急措置後の負傷者を、あらかじめ指定された医療機関に搬送

する。

⑤ 遺体一時保存所等の設置

遺体の収容は、原則として市が、遺体安置所、検案場所を設置し、収容する。

遺体の収容、埋葬に係る実施事項は、第3編第2章第13節「行方不明者の捜索・遺体の処理計画」の定めるところによる。

(4) 医療救護活動

亀田総合病院及び国保病院で対応する。必要に応じて災害現場近くに救護センターを設置し、トリアージを行う。負傷者の搬送は安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部・鴨川消防署、消防団が対応する。

(5) 消防活動

航空機の墜落炎上による火災の消火は、安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部・鴨川消防署、消防団が実施する。消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

- ① 航空機災害に係る火災が発生した場合、消防本部は、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を重点的に実施する。
- ② 航空機災害に係る火災が発生した場合、市長（本部長）及び消防本部は、必要に応じて地域住民及び旅客の生命、身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、警戒区域を設定する。
- ③ 災害の規模等が大きく、市、消防本部限りでは対処できないと思われる場合は、千葉県広域消防相互応援協定により近隣市町消防機関に応援を求める。

(6) 交通規制

鴨川警察署及び各交番は応急活動のため必要に応じて交通規制を実施する。

(7) 遺体の収容、処理

検案を終了した遺体を収容するために、公共施設に遺体安置所を設置し、必要な措置をとる。

(8) 被災者家族等への支援

被災者家族等のために原因者等の要請に基づき、待機所や宿泊施設、火葬等の必要な対応を支援する。

第7節 鉄道災害対策

1. 基本方針

(1) 基本方針

鉄道施設の大規模災害を未然に防止し、火災発生時には迅速、的確に応急対策を実施するとともに旅客の安全及び輸送の確保に努める。

災害が発生した場合、被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るための防災関係機関の対策(早期初動体制の確立、被害状況の把握、的確な応急対策の実施)に鴨川市が協力すべき応急措置を定める。

(2) 想定する災害

想定する鉄道災害は、次とおりである。

■想定する鉄道災害

○列車の衝突、脱線により多数の乗客に被害が発生した場合

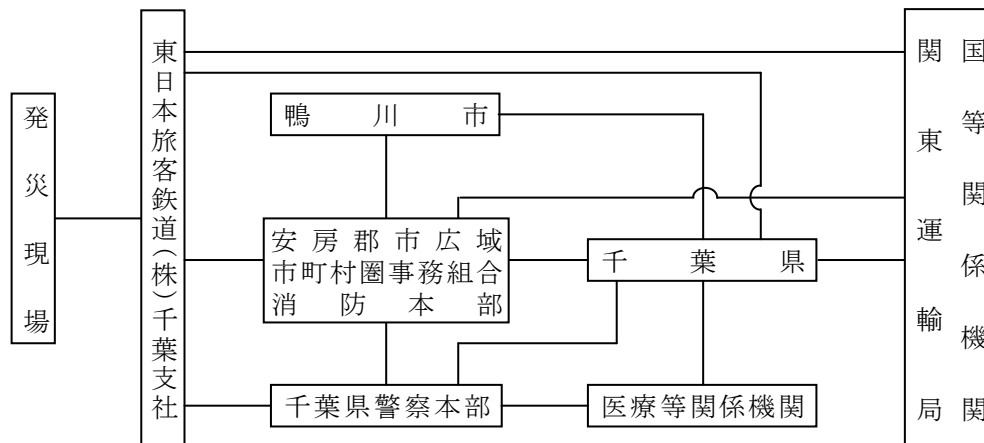
2. 予防対策計画

県、東日本旅客鉄道(株)、消防防災課は、相互間における情報の収集・連絡体制の整備を図る。

また、都市建設課及び東日本旅客鉄道(株)は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、踏切道の改良に努める。

3. 災害情報

鉄道災害発生時の情報伝達経路は、次のとおりである。



4. 応急対策計画

鉄道災害が発生した場合は、次の応急対策を実施する。対策の詳細については、第3編第2章災害応急対策計画を適用する。

(1) 広報活動

住民に対して防災行政無線、広報車等により災害発生の状況、復旧状況等について広報する。

(2) 応急活動体制

必要に応じて事故対策本部を設置する。現地調整所が設置された場合は、公共施設、資機材の提供等の支援を実施する。

(3) 捜索・救助救出活動

東日本旅客鉄道（株）が行う発生直後の救助救出活動の他、安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部・鴨川消防署、鴨川警察署及び各交番が対応する。

(4) 医療救護活動

亀田総合病院及び国保病院で対応する。負傷者の搬送は安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部・鴨川消防署が対応する。

(5) 消防活動

事故発生直後には東日本旅客鉄道（株）が初期消火を行う。火災の消火は、安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部・鴨川消防署、消防団が実施する。消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

(6) 交通規制

鴨川警察署及び各交番は応急活動のため必要に応じて交通規制を実施する。

(7) 遺体の収容、処理

検案を終了した遺体を収容するために、公共施設に遺体安置所を設置し、必要な措置をとる。

(8) 被災者家族等への支援

被災者家族等のために原因者等の要請に基づき、待機所や宿泊施設、火葬等の必要な対応を支援する。

(9) 災害復旧

東日本旅客鉄道（株）は、被災施設及び車両の迅速な復旧に努めるとともに、可能な限り復旧予定時期を明らかにするよう努める。

(1) 広報活動

住民に対して防災行政無線、広報車等により災害発生の状況、危険物流出に対する対処方法、避難指示等について広報する。

(2) 応急活動体制

必要に応じて事故対策本部を設置する。現地調整所が設置された場合は、公共施設、資機材の提供等の支援を実施する。

- ① 消防活動による被災者の救出救助、医療機関への救急搬送を実施するほか、被害の拡大を防止するため必要な措置を執る。
- ② 二次災害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう、必要な災害地周辺道路の交通規制を行うとともに、崩落土砂等障害物の除去及び被災道路構造物の構造図の提示等救出救助活動へ協力する。
- ③ 障害物の除去、仮設道路の建設等の応急復旧を行い早期の道路交通の確保を行う。復旧に際しては被災原因を究明し再発防止策を策定する。
- ④ 災害の規模が大きく市単独では十分な応急対策を実施できないときは、周辺の消防機関及び市町に応援を求める
- ⑤ 県に対し、災害救助法の適用要請及び自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

(3) 捜索・救助救出活動

安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部・鴨川消防署、鴨川警察署及び各交番が対応する。

(4) 医療救護活動

亀田総合病院及び国保病院で対応する。負傷者の搬送は安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部・鴨川消防署、消防団が対応する。

(5) 消防活動

火災の消火は、安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部・鴨川消防署、消防団が実施する。消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

(6) 危険物流出対策

危険物積載車両から危険物が流出した場合、安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部は、危険物の性状を把握し、流出・拡散防止の措置をとる。住民への影響がある場合は、鴨川市に連絡する。

(7) 避難

危険物が流出し住民への影響がある場合は、安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部・鴨川消防署、消防団、鴨川警察署等と連携して、事故の状況や対処方法等を広報する。避難する必要がある場合は、避難区域を設定し、避難広報、誘導、避難所の開設・受け入れを行う。

また、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、被害拡大を防止するため、地域住民等に対し、避難勧告及び立入禁止区域の設定等の措置を講ずる。

(8) 交通規制

鴨川警察署及び各交番は応急活動のため必要に応じて交通規制を実施する。

- ① 道路構造物の被災による人的な被害を未然に阻止するため、道路災害の発生の恐れがあると認められるときは、道路の交通規制を行う。
- ② 通行規制を実施したときは、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。

(9) 遺体の収容、処理

検案を終了した遺体を収容するために、公共施設に遺体安置所を設置し、必要な措置をと

る。

(10) 被災者家族等への支援

被災者家族等のために原因者等の要請に基づき、待機所や宿泊施設、火葬等の必要な対応を支援する。

第9節 放射性物質事故対策

1. 基本方針

(1) 基本方針

市及び県には原子力災害対策特別措置法に規定される原子力事業所は存在しないが、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素使用施設のほか、県内には核燃料物質を使用している事業所がある。

また、原子力災害対策指針（平成24年10月31日 原子力規制委員会）上、県外の原子力事業所の「原子力災害対策重点区域」には入っていない。さらに、核原料物質、核燃料物質又はこれらによって汚染された物質（以下「核燃料物質等」という。）あるいは放射性同位元素又はこれらによって汚染された物質（以下「放射性同位元素等」という。）の取扱や原子力艦寄港の状況を把握することも、国の所掌事項であり、市及び県は核燃料物質等又は放射線同位元素等（以下「放射性物質」という。）の規制に関して法的権限を有していない。

しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質等により、水道水の摂取制限や農産物の出荷制限など、住民の生活、社会経済活動などに様々な影響が及んだ。

これらを受け、「地域防災計画」として、放射性物質取扱事業所及び防災関係機関の予防対策、事故発生時の対策について定めることとする。

なお、本計画を迅速かつ的確に推進するため、事故発生時等の具体的な対応などについては、県が定める「放射性物質事故対応マニュアル」によることとする。

放射性物質事故対策については、現在、国等において各種の対策を検討しているため、今後も国の動向を踏まえ、本計画を改定することとする。

※核原料物質：原子力基本法第3条第3号に規定する核原料物質をいう。

※核燃料物質：原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質をいう。

※放射性同位元素：放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素をいう。

※原子力事業所：原災法第2条第4号に規定にされる工場又は事業所

※核原料物質使用事業所：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条の8の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。

※核燃料物質使用事業所：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第52条の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所をいう。

※放射性同位元素等使用事業所：放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第3条第1項の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所、同法第3条の2第1項の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。

※放射性物質取扱事業所：原災法に規定される原子力事業所をはじめ、放射性物質を取り扱う事業所全般をいう。

(2) 事故の想定

放射性物質事故を次のように想定する。

① 県内の放射性物質取扱事業所施設で取り扱っている核燃料物質の種類及び量から、これらの事業所において、大量の放射線が放出される事故の可能性はないため、地震、津波、火災等の自然災害などに起因する事故を想定する。

② 核燃料物質の運搬に伴う事故については、陸上輸送中の車両接触事故等により格納容

器が破損し、放射性物質が放出するなどを想定する。

- ③ 茨城県等に立地している原災法に規定される原子力事業所については、地震、津波、火災、人為的ミス等の自然災害等による事故などを想定する。
- ④ 原子力艦については、県外の原子力事業所の事故と同様に、地震、津波、火災、人為的ミス等の自然災害等による事故などを想定する。

2. 予防対策計画

(1) 放射性物質取扱施設の把握

消防本部は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱事業所の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努める。

(2) 情報の収集・連絡体制の整備

県及び消防防災課は、国、警察、消防機関、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

(3) 応急活動体制の整備

消防防災課は、職員の非常参集体制、防災関係機関との連携体制、広域応援体制を整備する。

また、消防本部は、核燃料物質事故の応急対策に従事する者が必要とする防護服や防塵マスク等の防護資機材、放射線測定器等を整備する。

(4) モニタリング体制の整備

環境課は、緊急時における放射性物質又は放射線による被害が発生又は発生するおそれがある場合に備え、放射線測定器及び検出器等を整備する。

(5) 待避誘導体制の整備

消防防災課は、県内外の放射性物質事故発生時に、適切な退避誘導が図れるよう、平常時から地域住民及び自主防災組織の協力を得て退避誘導体制を整備する。また、避難行動要支援者及び観光客等を適切に退避誘導し安否確認を行うため、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、退避誘導体制を整備する。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮する。

(6) 放射性物質に関する教育・訓練

県及び消防防災課は、必要に応じて防災関係職員に対し、放射性物質事故に関する教育を実施する。市民に対しても放射性物質事故に関する知識の普及を図る。

また、県と連携した放射性物質事故を想定した訓練を実施する。

3. 災害情報

(1) 通報

放射性物質取扱事業者は、施設において、何らかの要因により、周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏えい等の事故が発生した場合、又は、周辺環境に影響を及ぼす恐れのある場合には速やかに以下の事項について、国、県、市、警察及び消防などの関係機関に通報するものとする。

通報の項目は、概ね次のとおりである。

- ① 事故発生時刻
- ② 事故発生場所及び施設
- ③ 事故の状況
- ④ 放射性物質の放出に関する情報
- ⑤ 予想される被害の範囲及び程度等
- ⑥ その他必要と認める事項

(2) 被害状況の報告

市は、放射性物質事故が発生したとの通報を受けた場合、国、県、警察及び消防などの関係機関に通報する。

また、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

4. 応急対策計画

(1) 放射線モニタリング活動

市は、水道水、廃棄物の焼却灰、下水道処理の汚泥、公共施設等での降下物、農産物等の放射性を測定し、ホームページ、広報紙等で測定値を発表する。

(2) 消火活動

放射性物質使用事業所等において火災が発生した場合、事業者は従事者の安全を確保するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

消防本部は、事業者からの情報や専門家等の意見を基に、消火活動方法を決定するとともに安全性の確保に努め迅速に消火活動を行うものとする。

(3) 避難等の防護対策

県は、緊急時におけるモニタリング等活動の結果など必要な情報を関係市町村に提供し、モニタリング結果などから、原子力規制委員会の提案している「屋内退避及び避難等に関する指標」に該当すると認められる場合は、国の指示等に基づき、当該市町村に対し連絡又は必要に応じて退避・避難を要請する。

市は、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況に応じて、市民に対して「屋内退避」又は「避難」の措置を講ずるものとする。

■屋内退避及び避難等に関する指標

予測線量（単位：mSv）		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる等価線量 ・放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量 ・ウランによる骨表面又は肺の等価線量 ・プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量	
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。 ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、指示があれば、コンクリート建屋に退避するか、又は避難すること。

50 以上	500 以上	住民は、指示に従いコンクリート建屋の屋内に退避するか、又は避難すること。

- 注) 1. 予測線量は、災害対策本部等において算定され、これに基づく周辺住民等の防護対策措置についての指示等が行われる。
2. 予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予測される線量である。
3. 外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量、ウランによる骨表面又は肺の等価線量、プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとるものとする。

(4) 飲料水及び飲食物の摂取制限等

市は、住民の内部被ばくに対処するため、国の指示、指導又は助言に基づき、放射性物質により汚染され又は汚染のおそれのある飲料水及び飲食物の摂取の制限、農産物の出荷の制限、また法令に基づき食品の廃棄・回収等の必要な措置を行う。

■食品衛生法に基づく放射性セシウムの基準

対象	放射性セシウム（セシウム 134 及びセシウム 137）
飲料水	10 ベクレル/キログラム
牛乳	50 ベクレル/キログラム
乳児用食品	50 ベクレル/キログラム
一般食品	100 ベクレル/キログラム

(5) 広域避難

① 市外への広域避難

市は、放射性物質事故により、他の市町村へ避難することが必要な場合は、被災者の受け入れについて、県及び他市町村に要請し協議を行う。

② 広域避難者の受け入れ

市は、被災市町村又は県から、広域避難者の受け入れ要請があった場合は、可能な限り受け入れに協力する。受け入れを行う場合は、支援体制を構築するとともに、滞在施設の提供、所在地情報の把握、その他の支援に努める。

5. 災害復旧計画

(1) 汚染された土壌等の除去等の措置

市は、国及び県の指示、法令等に基づき、所管する施設の土壌等の除染等の措置を行う。
放射性物質取扱事業所の事業者等は、国、県、関係市町村及び防災関係機関と連携し、周辺環境における除染、除去を行う。

(2) 各種制限措置等の解除

市は、国及び県の指示、指導又は助言に基づき、飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の各種制限措置等を解除する。

(3) 住民の健康管理

市及び県は、被災者の状況を把握するとともに、健康状態に応じた対応や心のケアを実施する。

(4) 風評被害対策

市は、国及び県等と連携し、各種モニタリング結果や放射能に関する正しい知識を、広く

正確にわかりやすく広報することにより風評被害の発生を抑制する。

(5) 廃棄物等の適正な処理

市は、国及び県等と連携し、放射性物質に汚染された汚泥や焼却灰等の廃棄物や土壌等が適正に処理されるよう、必要な措置を講ずる。

鴨川市地域防災計画

〔資 料 編〕

平成 2 6 年 3 月

鴨川市防災会議

鴨川市地域防災計画

資料編

1. 防災関係条例及び規定等	1
1-1 鴨川市防災会議条例	1
1-2 鴨川市災害対策本部条例	3
1-3 鴨川市災害対策本部規則	4
2. 被災者支援	5
2-1 災害弔慰金の支給等に関する法律による支給	5
2-2 千葉県災害見舞金等支給基準	7
2-3 鴨川市災害見舞金等支給要綱	8
2-4 被災者生活再建支援制度	12
2-5 災害救助法	15
2-6 激甚災害指定基準・局地激甚災害指定基準	18
3. 県への被害報告	21
3-1 報告一覧	21
3-2 被害の認定基準	22
4. 相互応援協定等	24
5. 自衛隊派遣要請	26
6. 災害危険箇所等	29
6-1 土砂災害警戒区域指定状況	29
6-2 砂防指定地	30
6-3 重要水防区域	31
6-4 高潮、津波等により被害を受ける危険のある区域	32
6-5 地すべり関連一覧表	33
6-6 急傾斜地崩壊危険区域一覧表	38
6-7 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表	39
6-8 土石流危険渓流一覧表	42
6-9 山腹崩壊危険地区一覧表	45
6-10 崩壊土砂流出危険地区一覧表	49
6-11 異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間	50
7. 避難計画	51
7-1 避難施設一覧	51
7-2 様式	56
8. ヘリコプター離発着場	62
9. 市有建築物の耐震化等	63
10. 関係機関一覧	64

1. 防災関係条例及び規定等

1-1 鴨川市防災会議条例（平成17年2月11日条例第16号）「平成26年4月1日現在」

（趣旨）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、鴨川市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- （1）鴨川市地域防災計画を作成しその実施を推進すること。
- （2）市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- （3）前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- （4）前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員24人以内で組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - （1）指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - （2）自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者
 - （3）千葉県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - （4）千葉県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - （5）市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - （6）教育長
 - （7）安房郡市広域市町村圏事務組合消防長及び消防団長
 - （8）指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - （9）自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - （10）その他市長が必要と認める者
- 6 前項第8号から第10号までの委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

（防災会議）

第4条 防災会議の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 防災会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 防災会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

資料編
1. 防災関係条例及び規定等

◆ 鴨川市防災会議委員名簿

	所 属 機 関	職 名
会 長	鴨川市	市 長
1 号委員	海上保安庁 勝浦海上保安署	署 長
2 号委員	航空自衛隊 第 4 4 警戒隊	隊 長
2 号委員	陸上自衛隊 高射学校 高射教導隊	第 1 高射中隊長
3 号委員	安房地域振興事務所	所 長
3 号委員	安房土木事務所	所 長
3 号委員	安房健康福祉センター	センター長
4 号委員	鴨川警察署	署 長
5 号委員	鴨川市	副市長
5 号委員	鴨川市	総務課長
5 号委員	鴨川市	都市建設課長
5 号委員	鴨川市	福祉課長
5 号委員	鴨川市	健康推進課長
5 号委員	鴨川市	観光課長
5 号委員	鴨川市	水道局長
6 号委員	鴨川市教育委員会	教育長
7 号委員	安房郡市広域市町村圏事務組合	消防長
7 号委員	鴨川市消防団	団 長
8 号委員	東京電力(株)館山センター	所 長
8 号委員	東日本電信電話(株)木更津営業支店	支店長
8 号委員	東日本旅客鉄道(株)安房鴨川駅	駅 長
9 号委員	大浦防災会	会 長
10 号委員	安房医師会	長狭地域理事
10 号委員	鴨川市社会福祉協議会	会 長

1－2 鴨川市災害対策本部条例（平成17年2月11日条例第17号）「平成26年4月1日現在」

（趣旨）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、鴨川市災害対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括し職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

（分掌）

第3条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に班を置くことができる。

2 班に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 班に班長を置き、本部長の指名する本部員をもって充てる。

4 班長は、班の事務を掌理する。

（委任）

第4条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

1－3 鴨川市災害対策本部規則（平成17年2月11日規則第20号）「平成26年4月1日現在」

（趣旨）

第1条 この規則は、鴨川市災害対策本部条例（平成17年鴨川市条例第17号）第4条の規定に基づき、鴨川市災害対策本部（以下「対策本部」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（副本部長）

第2条 副本部長は、副市長をもって充てる。

（本部員）

第3条 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

（1）教育委員会教育長

（2）教育委員会教育次長

（3）議会事務局長、鴨川市行政組織条例（平成17年鴨川市条例第12号）第2条に規定する課の長、天津小湊支所長、清掃センター所長、衛生センター所長、国保病院事務長、会計管理者、水道局長、教育委員会事務局に属する課の長及び学校給食センター所長並びに委員会及び委員の補助組織の長並びにこれらに相当する職にある者

（4）消防団団長

（本部連絡員）

第4条 対策本部に本部連絡員（以下「連絡員」という。）を置く。

2 連絡員は、本部長が指名する職員をもって充てる。

3 連絡員は、各種情報の収集及び相互連絡調整の事務を担当する。

（対策本部の組織編成及び本部員の事務分掌）

第5条 対策本部の組織編成及び本部員の事務分掌は、本部長が別に定める。

（本部員の配備）

第6条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の本部員の配備は、本部長が別に定める。

（その他）

第7条 この規則に定めるもののほか、対策本部の活動に関し必要な事項は、別に定める。

2. 被災者支援

2-1 災害弔慰金の支給等に関する法律による支給

自然災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対し、災害障害見舞金をそれぞれ支給するとともに、災害により住居、家財に被害を受けた世帯主に対して生活の立て直しに資するための災害援護支金の貸付けを実施する。

鴨川市においては、千葉県市町村総合事務組合条例に基づき実施する。

(1) 災害弔慰金の支給

①対象災害（災害救助法の適用がない場合でも対象となる。）

自然災害（事故等人為的な原因により被害が生じた場合は対象外）

- ・市において住居が5世帯以上滅失した
- ・県内において、住居が5世帯以上滅した市町村が3以上ある
- ・県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある
- ・災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある

②支給対象

上記①により死亡した者の遺族に対して支給する。

（遺族＝配偶者、子、父母、孫、祖父母）

③弔慰金の額

- ・生計維持者が死亡した場合 500万円
- ・その他の者が死亡した場合 250万円

(2) 災害障害見舞金の支給

①対象災害

(1) 災害弔慰金に同じ

②支給対象

上記①により、精神又は身体に次に掲げる程度の障害を受けた者に対して支給する。

- ・両目が失明した者
- ・咀嚼及び言語の機能を廃したもの
- ・神経系統の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- ・胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- ・両上肢をひじ関節以上で失ったもの
- ・両上肢の用を全廃したもの
- ・両下肢のひざ関節以上で失ったもの
- ・両下肢の用を全廃したもの
- ・精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が、前各号と同程度以上と認められるもの

③弔慰金の額

- ・生計維持者が負傷した場合 250万円
- ・その他の者が負傷した場合 125万円

(3) 災害援護資金の貸付

災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため災害資金の貸付けを行う。

①対象災害

自然災害であって、県内において災害災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合

資料編
2. 被災者支援

の災害とする（県内の全ての市町村における被害が対象となる。）。

②貸付対象

- 世帯主が療養に要する期間がおおむね 1 月以上である負傷を負った場合
- 住居又は家財の被害金額が当該住居又は家財の価格のおおむね 3 分の 1 以上の損害である
- 住居の半壊又は全壊・流出

と認められる被害を受けた世帯であって、当該世帯に属する者（以下「同一世帯員」という。）の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が以下のとおりであるもの。

同一世帯員	前年の所得の合計額の上限
1 人	220 万円
2 人	430 万円
3 人	620 万円
4 人	730 万円
5 人以上	1 人増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額 ただし、住居が滅失した場合は 1, 270 万円とする

③支援の内容

■貸付限度額

a. 世帯主に 1 ヶ月以上の負傷がある場合	
ア 当該負傷のみ	150 万円
イ 家財の 3 分の 1 以上の損害	250 万円
ウ 住居の半壊	270 万円
エ 住居の全壊	350 万円
b. 世帯主に 1 ヶ月以上の負傷がない場合	
ア 家財の 3 分の 1 以上の損害	150 万円
イ 住居の半壊	170 万円
ウ 住居の全壊	250 万円
エ 住居の全体の滅失又は流失	350 万円

■貸付利率

年 3 %（据置期間中は無利子）

■据置期間

3 年以内（特別の場合 5 年）

■償還期間

10 年以内（据置期間を含む）

2-2 千葉県災害見舞金等支給基準

(趣 旨)

第1条 この基準は、千葉県内における災害による被災者及びその遺家族に対し災害見舞金及び弔慰金（以下「見舞金等」という。）を支給する場合の基準等を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この基準において、「災害」とは、暴風、豪雨、洪水、地震、津波その他の異常な自然現象をいう。

(見舞金等の支給対象)

第3条 知事は、同一原因の災害による千葉県内の被害が、次の各号のいずれかに該当する場合には、見舞金等を支給することができる。

- (1) 死者（行方不明者を含む）が発生した場合
- (2) 家屋被害のうち、全壊・全焼・流失が5棟以上発生した場合
- (3) その他知事が特に必要と認める場合

(見舞金等の額)

第4条 見舞金等の額は、次の基準によるものとする。ただし、知事が必要と認める場合には、これらの金額を増額することができる。

(1) 死 者	弔慰金として1人につき	100,000 円
(2) 行方不明者	見舞金として1人につき	100,000 円
(3) 負傷者	見舞金として1人につき	30,000 円
(4) 家屋の全壊・全焼・流失	見舞金として1世帯につき	100,000 円

(支給対象者)

第5条 見舞金等は、次の各号に掲げる者に支給するものとする。

- (1) 死 者 遺族
- (2) 行方不明者 家族
- (3) 負傷者 本人
- (4) 家屋の全壊・全焼・流失 被災世帯主

2. 前項の規定する遺族とは、二親等以内の親族（婚姻の届出をしていないが、死者と被災当時事実上の婚姻の関係と同様の事情にあった者も含む。）及びその他の者で葬祭を行う者をいい、家族とは二親等以内の親族（婚姻の届け出をしていないが、行方不明者と被災当時事実上婚姻の関係と同様の事情にあった者を含む。）をいう。

2-3 鴨川市災害見舞金等支給要綱（平成17年2月11日告示第12号）

「平成 26 年 4 月 1 日現在」

（趣旨）

第1条 この告示は、災害を被った市民に対し、見舞金又は弔慰金（以下「見舞金等」という。）を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）災害 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象又は火災若しくは爆発により被害を生ずること。
- （2）市民 災害により被害を受けた際、本市に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に記載されている者

（被災の報告等）

第3条 市民は、次に掲げる災害を受けた場合、市長に災害状況報告書（別記第1号様式）を提出するものとする。ただし、市の担当職員において、被災の状況確認が済んでいる場合は、これを省略することができる。

- （1）災害による、住家の全壊、半壊若しくは床上浸水又は全焼若しくは半焼
- （2）災害による、死亡又は行方不明若しくは負傷
- （3）災害において生じた便所のくみ取り及び二次災害を及ぼすおそれのある土砂等を排除する場合

2 市長は、市民が前項に掲げる災害を受けた場合に、その世帯又は遺族に対し見舞金等を支給する。

3 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要と認めるときは、見舞金等を支給することができる。

（調査）

第4条 市長は、被災者の調査については、消防署、消防団、警察、市政協力員及び民生委員その他関係行政機関と緊密な連絡をとり、災害の状況を調査し、災害調査票（別記第2号様式）を作成する。

（見舞金等の支給）

第5条 市長は、前条に規定する調査に基づき調整し、別表により見舞金等を支給する。

（見舞金等の適用除外）

第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、見舞金等は、支給しない。

- （1）本市が災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける場合
- （2）被災者が防災に関する市長又は行政機関の勧告に従わず被害を受けた場合
- （3）火災の場合において、当該火災の原因が見舞金等を受けるべき被災者の故意又は重大な過失によると認められる場合
- （4）住家として使用していない建物に災害を受けたとき（別表に掲げる「家屋に被害を及ぼす土砂を排除する経費（応急処理分）」を除く。）。

2 死亡の場合において、死亡した者の遺族が千葉県市町村弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年千葉県市町村総合事務組合条例第1号）の規定に基づく災害弔慰金の支給を受けることができる場合は、第3条第1項第2号の見舞金等は、支給しない。

（その他）

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

資料編
2. 被災者支援

別表（第5条関係）

災害の状況		見舞金等の額	
住家の全壊又は全焼		1世帯につき	100,000円
住家の半壊又は半焼		〃	50,000円
住家の部分壊又は部分焼		〃	30,000円
床上浸水		〃	30,000円
死亡又は行方不明	主たる生計維持者		100,000円
	その他の者	1人につき	50,000円
負傷	軽傷（1週間以上～1月未満の入院の場合）		30,000円
	重傷又は重体（1月以上の入院の場合）		50,000円
冠水した家屋における便所の汲取料		全額	
家屋に被害を及ぼす土砂を排除する経費（応急処理分）		全額 （ただし、10万円を上限とする。）	
上記以外で市長が認めるもの		10,000円	

資料編
2. 被災者支援

別記第1号様式（第3条関係）

災 害 状 況 報 告 書

鴨川市長

申請者 住 所
氏 名
電 話

年 月 日に発生した _____ により、下記の災害が生じたの
で報告いたします。

年 月 日

記

1 被災力所 鴨川市

2 被災の状況
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

第 2 号様式（第 4 条関係）

災 害 調 査 票

調査報告者氏名 印

被災年月日	災害の種類	被災世帯の住所・世帯主氏名	住民登録等の 有無	災害の状況	見舞金額 (円)
年 月 日		鴨川市	有 無		
年 月 日		鴨川市	有 無		
年 月 日		鴨川市	有 無		
年 月 日		鴨川市	有 無		
年 月 日		鴨川市	有 無		
年 月 日		鴨川市	有 無		

災害見舞金額 円

上記のとおり、災害状況を確認し、災害見舞金を支払ったことを報告する。

年 月 日
鴨川市福祉事務所長

2-4 被災者生活再建支援制度

(1) 対象となる自然災害

- ① 救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した災害
- ② 市において10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した災害
- ③ 県において100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した災害
- ④ 市において5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、上記①～③に規定する区域に隣接するものに係る災害

(2) 支援の内容

①生活関連経費

■対象となる経費

- 生活に通常必要な物品の購入費又は修理費
- 特別な事情により生活に必要な物品の購入費又は修理費
- 自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費
- 住居の移転するための交通費
- 住宅を賃借する場合の礼金など

■支給限度額

対象世帯		支給限度額	
世帯の収入	年齢等の条件	複数世帯	単数世帯
500万円以下	—	100万円	75万円
500万円を超え700万円以下	世帯主が45歳以上又は要援護世帯	50万円	37.5万円
700万円を超え800万円以下	世帯主が60歳以上又は要援護世帯		

■支給対象者

住宅が全壊等（※）した世帯のうち、上の年収、年齢等の条件に該当する世帯

※住宅が半壊し、やむを得ない事由により解体した場合や、噴火災害等で、危険な状況が継続し、長期にわたり住宅が居住不能になった場合を含む（長期避難世帯）。

②居住安定支援制度

■対象となる経費

- 被災世帯が居住する住宅の建て替えに係る解体・撤去及び整地に要する経費（大規模半壊世帯は補修に係る除却・撤去及び整地に要する経費が対象）
ただし、実際に要する費用の70%を超えない範囲。
- 被災世帯が居住する住宅の建設・購入に係る以下の借入金関係経費（大規模半壊住宅は補修に係る借入金関係経費も対象）
 - ・ローン利子（借入金の利子で借入利率のうち1%を超え3.5%以下の部分に該当する利率に相当する利子が対象）
 - ・ローン保証料
- 被災世帯が住宅を賃貸する場合における当該住宅の家賃等

資料編
2. 被災者支援

(月額2万円を超える部分を対象とし発災後2年以内に限る)

- 被災世帯が居住する住宅の建て替え及び補修に係る以下の諸経費
- ・ 建築確認・完了検査等申請手数料
 - ・ 表題登記、所有権保存登記、抵当権設定登記に係る費用
 - ・ 仲介手数料
 - ・ 水道加入分担金

■ 支給限度額

a. 住宅が全壊等し、住宅を建設又は購入する場合は、200万円を上限に支給

世帯の収入	年齢等の条件	支 給 限 度 額	
		複数世帯	単身世帯
500万円以下	—	持家：200万円 借家：100万円	持家：150万円 借家：75万円
500万円を超え 700万円以下	世帯主が45歳以上又は要援護世帯	持家：100万円 借家：50万円	持家：75万円 借家：37.5万円
700万円を超え 800万円以下	世帯主が60歳以上又は要援護世帯		

b. 住宅が大規模半壊し、住宅を補修・建設又は購入する場合は、100万円を上限に支給

世帯の収入	年齢等の条件	支 給 限 度 額	
		複数世帯	単身世帯
500万円以下	—	持家：100万円 借家：100万円	持家：75万円 借家：75万円
500万円を超え 700万円以下	世帯主が45歳以上又は要援護世帯	持家：50万円 借家：50万円	持家：37.5万円 借家：37.5万円
700万円を超え 800万円以下	世帯主が60歳以上又は要援護世帯		

c. 住宅が全壊等又は大規模半壊し、賃貸住宅（公営住宅を除く）に入居する場合は、50万円を上限に支給。ただし、上記a又はbの支給限度額の内数。

世帯の収入	年齢等の条件	支 給 限 度 額	
		複数世帯	単身世帯
500万円以下	—	持家：50万円 借家：50万円	持家：37.5万円 借家：37.5万円
500万円を超え 700万円以下	世帯主が45歳以上又は要援護世帯	持家：25万円 借家：25万円	持家：18.75万円 借家：18.75万円
700万円を超え 800万円以下	世帯主が60歳以上又は要援護世帯		

但し)

- ・ 他都道府県へ移転する場合は、経費の算出にあたり、それぞれの経費に1/2を乗じた扱いになります。
- ・ 支援金の対象となる経費は、原則として災害発生後3年以内（家賃のみ2年以内）に支出される経費が対象です。

■支給対象者

住宅が全壊等（※）又は大規模半壊した世帯で、上の年収、年齢等の条件に該当する世帯が対象です。

※住宅が半壊し、やむを得ない事由により解体した場合や、噴火災害等で、危険な状況が継続し、長期にわたり住宅が居住不能になった場合を含みます（長期避難世帯）。

(5) 被災者生活再建支援基金の指定

被災者生活再建支援基金（以下「基金」という。）として、（財）都道府県会館が指定されている。なお、千葉県は、県が行う支給事務に関し基金（（財）都道府県会館）へ委託している。

(6) 支援金支給手続き

支給申請は市町村に行い、提出を受けた市町村は申請書等の確認を行いとりまとめの上、県へ提出する。

県は当該書類を委託先である（財）都道府県会館へ提出し、申請書を受理した（財）都道府県会館は交付決定等を行う。

2-5 災害救助法

災害救助法による救助の程度、方法及び期間

(平成24年9月7日現在)

救助の種類	対 象	費用の限度額			期 間		備 考			
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	<基本額> 避難所設置費 1人 1日当たり 300 円以内 <加算額> 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。			災害発生の日から7日以内		1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上			
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規 格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当たり 2,401,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。 (規模、費用は別に定めるところによる。)			災害発生の日から20日以内に着工		1 平均1戸当たり29.7㎡、2,401,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。			
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊（焼）、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,010 円以内			災害発生の日から7日以内		食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は 1/3日)			
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費			災害発生の日から7日以内		1 輸送費、人件費は別途計上			
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服・寝具、その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）、冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内			災害発生の日から10日以内		1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること			
		区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算	
		全全流	壊焼失	夏	17,200	22,200	32,700	39,200	49,700	7,300
				冬	28,500	36,900	51,400	60,200	75,700	10,400
		半半床	壊焼 床上浸水	夏	5,600	7,600	11,400	13,800	17,400	2,400
				冬	9,100	12,000	16,800	19,900	25,300	3,300

資料編
2. 被災者支援

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医 療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の8割以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当たり 520,000円以内	災害発生の日から1か月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,100 円 中学校生徒 4,400 円 高等学校等生徒 4,800 円	災害発生の日から (教科書) 1か月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 201,000円以内 小人（12歳未満） 160,800円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。

資料編
2. 被災者支援

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒等) 1 体当たり 3,300 円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,000 円以内 検 案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため、生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1 世帯当たり 133,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1 人 1 日当たり 医師、歯科医師 24,700 円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 14,700 円以内 保健師、助産師、看護師、及び准看護師 16,000 円以内 救急救命士 16,200 円以内 土木技術者、建築技術者 16,100 円以内 大工 18,600 円以内 左官 17,200 円以内 とび職 18,100 円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

2-6 激甚災害指定基準・局地激甚災害指定基準

(1) 激甚災害指定基準

昭和37年12月7日中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある種類別に次のように基準を定めている。

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
第2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害復旧 事業等に関する特別の 財政援助	A 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額＞全国標準税収入× 0.5%
		B 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額＞全国標準税収入× 0.2% かつ (1) 一の都道府県の査定見込額＞当該都道府県の標準税収入× 25% …の県が1以上 又は (2) 県内市町村の査定見込総額＞県内全市町村の標準税収入× 5% …の県が1以上
第5条	農地等の災害復旧事業 等に係る補助の特別措 置	A 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額＞全国農業所得推定 額×0.5%
		B 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額＞全国農業所得推定 額×0.15% かつ (1) 一の都道府県の査定見込額＞当該都道府県の農業所得推定額 ×4% …の県が1以上 又は (2) 一の都道府県の査定見込額＞10億円…の県が1以上
第6条	農林水産業共同利用施 設災害復旧事業の補助 特例	(1) 第5条の措置が適用される場合 又は (2) 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×1.5%で第8条の措 置が適用される場合 ただし、(1)(2)とも、当該被害見込額が5千万円以下の場合を除 く。
第8条	天災による被害農林漁 業者等に対する資金の 融通に関する暫定措置 の特例	A 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.5%
		B 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.15% かつ 一の都道府県の特別被害農業者＞当該都道府県の農業者×0.5% …の県が1以上
		ただし、ABとも、高潮、津波等特殊な原因による災害であつ て、その被害の態様から、この基準によりがたいと認められるも のについては、災害の発生のつど被害の実情に応じて個別に考慮 する。
第11条の2	森林災害復旧事業に対 する補助	A 林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×5%
		B 林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×1.5% かつ (1) 一の都道府県の林業被害見込額＞当該都道府県の生産林業所 得推定額×60%…の県が1以上 又は (2) 一の都道府県の林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額× 1% …の県が1以上
		ただし、ABとも、林業被害見込額は樹木に係るものに限り、 生産林業所得推定額は木材生産部門に限る。
第12条	中小企業信用保険法に	A 中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.2%

資料編
2. 被災者支援

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
第13条	よる災害関係保証の特例	B 中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.06% かつ (1) 一の都道府県の中小企業関係被害額 ＞当該都道府県の中小企業所得推定額×2% …の県が1以上 又は (2) 一の都道府県の中小企業関係被害額＞1,400億円 …の県が1以上 ただし、火災の場合又は第12条の適用の場合における中小企業 関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、 被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。
第15条	中小企業者に対する資金の融通に関する特例	
第16条	公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助	第2章（第3条及び第4条）の措置が適用される場合。 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。
第17条	私立学校施設災害復旧事業に対する補助	
第19条	市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例	
第22条	罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	A 被災地全域滅失戸数≥4,000戸 B (1) 被災地全域滅失戸数≥2,000戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数≥200戸又は住宅戸数の1割以上 ……の市町村が1以上 又は (2) 被災地全域滅失戸数≥1,200戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数≥400戸又は住宅戸数の2割以上 ……の市町村が1以上 ただし、(1)(2)とも、火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第2章（第3条及び第4条）又は第5条の措置が適用される場合。
第7条	開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助	災害の実情に応じ、その都度検討する。
第9条	森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助	
第10条	土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助	
第11条	共同利用小型漁船の建造費の補助	
第14条	事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	
第20条	母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例	
第21条	水防資材費の補助の特例	
第23条	産業労働者住宅建設資金の融通の特例	
第25条	雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	

資料編
2. 被災者支援

(2) 局地激甚災害指定基準

市町村単位の被害額を基準として、激甚災害として指定するため、昭和43年11月22日中央防災会議が次のように基準を定めている。

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
第2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額＞当該市町村の標準税収入×50% (査定事業費が1千万円未満のものを除く。) ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。
第5条 第6条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助特例	当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費＞当該市町村の農業所得推定額×10% (災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。) ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。
第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助	当該市町村内の林業被害見込額＞当該市町村に係る生産林業所得推定額×1.5 (樹木に係るもの)(木材生産部門) (林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額のおおむね0.05%未満のものを除く。) かつ (1) 大火による災害にあつては、要復旧見込面積＞300ha 又は (2) その他の災害にあつては、 要復旧見込面積＞当該市町村の民有林面積(人工林に係るもの)×25%
第12条 第13条 第15条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例 中小企業者に対する資金の融通に関する特例	中小企業関係被害額＞当該市町村の中小企業所得推定額×10% (被害額が1千万円のものを除く。) ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第2章(第3条及び第4条)又は第5条の措置が適用される場合。

資料編
3. 県への被害報告

3. 県への被害報告

3-1 報告一覧

報告の種類		報告機関	報告の内容	報告時期・方法
災害緊急報告		消 防 防 災 課	1. 庁舎等の状況 2. 災害規模概況 災害の発生場所、概況、人的被害、住家被害、火災発生の有無等の被害状況 3. 応急対策の状況 当該災害に対して講じた応急対策について報告 4. 措置情報 災害対策本部等の設置状況、避難勧告・指示等の状況、避難所の設置状況等について報告	①覚知後直ちに ②第1報告の後、詳細が判明の都度直ちに [電話、FAX]
災害 総括 報告	定時報告	消 防 防 災 課	被害情報及び措置情報の全般的な情報を定時に報告 1. 被害情報 各市町村区域内の人的被害、住家被害及びその他施設等の全般的な被害状況（件数） 2. 措置情報 災害対策本部の設置、職員配備及び住民避難等の状況	①原則として1日2回 9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで ②県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで [電話、FAX及び端末入力]
	確定時 報 告		同一の災害に対する応急対策が終了した後、10日以内に報告。本報告は、災害復旧の基礎となるものであるから、正確を期すること。 1. 被害情報 各市町村内の全般的な被害状況（件数） 2. 措置情報 災害対策本部の設置、職員配備及び住民避難等の状況 3. 被害額情報 市内の施設被害額及び産業別被害額	応急対策終了後10日以内 [端末入力及び文書]
	年 報		4月1日現在で明らかになった1月1日から12月31日までに発生した災害について報告	4月20日まで [端末入力及び文書]
災害詳細報告		消 防 防 災 課	災害総括報告で報告した被害情報の内容（日時・場所・原因等）及び措置情報の詳細を報告	①原則として1日2回 9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで ②県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで [電話、FAX及び端末入力]
		部 門 担 当 部	農林、水産、土木、商工、福祉、教育、医療、輸送関連、ライフライン等の各部門における施設等の被害状況、機能障害の状況、復旧見込等について定時に報告	
		防災関係 機 関	各機関の所管する施設等の被害状況、機能障害の状況及び復旧見込等について報告	

注) 端末入力：千葉県総合防災情報システム端末に入力

資料編
3. 県への被害報告

3-2 被害の認定基準

被害区分		認定基準等
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実なものとする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者うち1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害		※ 住家とは現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものである又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものである。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	半壊	住家がその居住するための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものであるとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
	非住家被害	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
その他	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没、畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病院	医療法第1条第1項に規定する病院（患者20人以上の収容施設を有するもの。）をいう。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。

資料編
3. 県への被害報告

被 害 区 分		認 定 基 準 等
	河 川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止、その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港 湾	港湾法（昭和25年法律第18号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂 防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清 掃 施 設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄 道 不 通	電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被 害 船 舶	ろ・かいのみをもって航行する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	断 水 戸 数	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	水 道 施 設	※断水を伴う水道事業者等の施設の被害とする。
	ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	り 災 世 帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舍、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、又、同一家屋の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。
被 害 額	り 災 者	り災世帯の構成員とする。
	火 災 発 生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
		災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港及び下水道とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	公共施設被害市町村数	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水 産 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
	商 工 被 害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

4. 相互応援協定等

No	協定名	協定締結先	概要	協定締結日
1	鴨川市と荒川区との非常災害時等における相互応援に関する協定	東京都荒川区	物資・資機材の提供、職員の派遣、被災者受け入れ等	平成7年 4月29日
2	板橋区と天津小湊町との災害時における相互援助に関する協定	東京都板橋区	応急物資の供給、職員の派遣等	平成7年 11月1日
3	千葉県水道災害相互応援協定	千葉県下の市町村及び一部事務組合	水道災害の応援	平成7年 11月2日
4	災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	県内市町村	資機材・物資の提供、職員の派遣、施設の提供等	平成8年 2月23日
5	災害時における物資の供給に関する協定	千葉県石油商業共同組合安房支部	ガソリン、軽油、灯油等の供給	平成8年 10月1日
6	災害時における物資の供給に関する協定	扇屋ジャスコ株式会社鴨川店・鴨川ショッピングセンター	物資の供給	平成8年 12月2日
7	大規模停電時における鴨川市防災行政無線の活用に関する協定	東京電力(株)館山営業所	防災行政無線の活用	平成12年 4月1日
8	災害時における鴨川簡易保険加入者ホームと鴨川市との協力に関する協定	かんぼの宿	避難場所・物資集積場所・非常食・入浴の提供等	平成13年 4月19日
9	安全な暮らしの確保のための情報提供に関する覚書	鴨川郵便局	情報の提供	平成13年 11月9日
10	災害時の医療救護活動に関する協定	公益社団法人安房医師会	医療救護班の派遣、医薬材料品の供給	平成13年 12月25日
11	亀田総合病院における異常事態発生時の通報連絡等に関する協定	亀田総合病院、安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部	異常事態発生時の通報連絡	平成14年 4月1日
12	災害時における物資の供給に関する協定	株式会社カインズホーム鴨川店	物資の供給	平成17年 1月19日
13	災害時における物資の供給に関する協定	株式会社ベシア鴨川店	物資の供給	平成17年 1月25日
14	災害時の医療救護活動に関する協定	一般社団法人安房歯科医師会	災害時の歯科医療	平成17年 10月11日
15	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	生活共同組合コープみらい	応急生活物資の供給	平成17年 11月11日
16	災害時における防災活動に関する協定	扇屋ジャスコ株式会社鴨川店、株式会社鴨川ショッピングセンター	資機材・物資の供給、活動要員の派遣、津波避難ビルの提供等	平成18年 8月25日

資料編
4. 相互応援協定等

No	協定名	協定締結先	概要	協定締結日
17	災害時における物資の供給に関する協定	一般社団法人千葉県LPガス協会安房支部	LP ガス・LP ガス器具等の供給	平成 19 年 2 月 1 日
18	災害時における災害応急対策に関する協定	千葉土建一般労働組合夷隅支部	応急対策の実施	平成 19 年 8 月 10 日
19	災害時における物資供給に関する協定	NPO 法人 コメリ災害対策センター	物資の供給	平成 20 年 2 月 27 日
20	災害時における相互援助に関する協定	東京都板橋区、栃木県日光市、山梨県都留市、群馬県渋川市、群馬県高崎市、群馬県沼田市、茨城県かすみがうら市、茨城県桜川市、新潟県南蒲原郡田上町、新潟県妙高市、福島県白河市、山形県最上郡最上町	応急物資の供給、輸送、職員の派遣、被災者の収容	平成 20 年 8 月 27 日
21	高齢者の安全・安心に関する協定	鴨川警察署	高齢者の安全に関する協力	平成 22 年 8 月 19 日
22	災害時における応急措置に関する協定	鴨川市建設協力会	道路・河川等の応急措置	平成 23 年 6 月 1 日
23	災害時における救援物資の提供に関する協定	コカ・コーライーストジャパン株式会社	飲料水等の救援物資の提供	平成 23 年 7 月 12 日
24	災害時における遺体搬送に関する協定	一般社団法人全国霊柩自動車協会	遺体の搬送	平成 24 年 4 月 1 日
25	災害時における非常用飲料水及び防火用水に関する協定	株式会社小湊ホテル三日月（現鴨川ホテル三日月）	飲料水の提供	平成 18 年 2 月 10 日
26	災害時情報交換に関する協定	国土交通省 関東地方整備局	情報連絡員の派遣	平成 24 年 6 月 13 日
27	災害時における協力に関する協定	学校法人鉄焦館 亀田医療大学	避難所の提供	平成 24 年 6 月 15 日
28	災害時の協力に関する協定書	千葉県教育委員会 千葉県立鴨川青年の家	被災者の受け入れ	平成 24 年 12 月 1 日
29	災害時の協力に関する協定書	千葉県環境保全センター鴨川部会	下水、し尿、浄化汚泥の撤去、収集、運搬等	平成 25 年 8 月 22 日
30	加盟団体災害時相互応援協定書	廃棄物と環境を考える協議会	物資・資機材の提供、職員の派遣等	平成 25 年 7 月 12 日

5. 自衛隊派遣要請

(1) 災害派遣要請依頼書

第 号
年 月 日

千葉県知事 様

鴨川市長 ㊟

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、自衛隊法第83条第1項の規定による自衛隊の派遣要請を、下記のとおり依頼します。

記

1 災害の情况及び派遣を要請する事由

(1) 災害の状況

(2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日（ 時 分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

4 その他参考となるべき事項

資料編
5. 自衛隊派遣要請定

(2) 災害派遣部隊撤収要請依頼書

第 号
年 月 日

千葉県知事 様

鴨川市長 ⑩

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について（依頼）

年 月 日付け 号で依頼したこのことについて、下記のとおり派遣部隊の撤収要請を依頼します。

記

1 撤収日時

年 月 日 時 分

2 撤収理由

3 その他必要事項

資料編
5. 自衛隊派遣要請定

■災害派遣要請の手続き

提 出 (連 絡) 先	区 分	あ て 先	所 在 地
	陸上自衛隊に 対するもの	第1空挺団長	〒274-0077 船橋市薬円台3-20-1
		高射学校長	〒264-0021 千葉市若葉区若松町902
		第1ヘリコプター団長	〒292-0065 木更津市吾妻地先
		需品学校長	〒270-2211 松戸市五香六実17
	海上自衛隊に 対するもの	横須賀地方総監	〒238-0046 横須賀市西逸見町1
		下総教育航空群司令	〒277-0931 東葛飾郡沼南町藤ヶ谷
		第21航空群司令	〒294-0033 館山市宮城無番地
	航空自衛隊に 対するもの	第1補給処長	〒292-0061 木更津市岩根1-4-1
連 絡 方 法	文書（緊急を要する場合は、電話、無線で行い、事後文書送付）		
県 提 出 先	県総務部消防地震防災課		
提 出 部 数	1 部		
要 請 事 項	○災害の状況及び派遣を要請する事由 ○派遣を希望する期間 ○派遣を希望する区域及び活動内容 ○その他参考となるべき事項 なお、事態の推移に応じ、派遣を要しないことを決定した場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。		

6. 災害危険箇所等

6-1 土砂災害警戒区域指定状況

平成 25 年 8 月 6 日現在

No.	箇所名	所在地	自然現象の種類	備考
1	松郷	鴨川市大字金束	急傾斜地の崩壊	指定済 (H18. 3. 14) 千葉県報
2	奥谷 1	鴨川市大字江見内遠野字中谷	急傾斜地の崩壊	指定済 (H18. 7. 28) 千葉県報
3	橋本	鴨川市大字畑字橋本	急傾斜地の崩壊	指定済 (H18. 7. 28) 千葉県報
4	市井原	鴨川市大字畑字市井原	急傾斜地の崩壊	指定済 (H18. 7. 28) 千葉県報
5	青木	鴨川市大字江見青木字青木	急傾斜地の崩壊	指定済 (H19. 3. 6) 千葉県報
6	横根	鴨川市大字東江見字鹿嶋	急傾斜地の崩壊	指定済 (H19. 3. 6) 千葉県報
7	西江見 2	鴨川市大字西江見	急傾斜地の崩壊	指定済 (H19. 3. 6) 千葉県報
8	西江見 3	鴨川市大字西江見	急傾斜地の崩壊	指定済 (H19. 3. 6) 千葉県報
9	江見太夫崎 1	鴨川市大字天面	急傾斜地の崩壊	指定済 (H20. 2. 1)
10	天面	鴨川市大字天面字鷹巣	急傾斜地の崩壊	指定済 (H20. 2. 1)
11	大淵	鴨川市大字太海字大淵	急傾斜地の崩壊	指定済 (H20. 2. 1)
12	代	鴨川市大字代	急傾斜地の崩壊	指定済 (H20. 2. 1)
13	川口	鴨川市大字貝渚字川口	急傾斜地の崩壊	指定済 (H21. 2. 17)
14	浜荻 1	鴨川市大字浜荻字東山際	急傾斜地の崩壊	指定済 (H21. 2. 17)
15	天津 1	鴨川市大字天津	急傾斜地の崩壊	指定済 (H21. 2. 17)
16	和泉 3	鴨川市大字和泉	急傾斜地の崩壊	指定済 (H21. 2. 17)
17	打墨 4	鴨川市大字打墨	急傾斜地の崩壊	指定済 (H21. 2. 17)
18	横手	鴨川市大字栗斗字横手	急傾斜地の崩壊	指定済 (H21. 2. 17)
19	東町 2	鴨川市大字東町字宝性寺	急傾斜地の崩壊	指定済 (H21. 2. 17)
20	内浦 4	鴨川市大字内浦字石ノ上	急傾斜地の崩壊	指定済 (H21. 2. 17)
21	内浦 7	鴨川市大字内浦字寄浦	急傾斜地の崩壊	指定済 (H21. 2. 17)
22	小湊 6	鴨川市大字内浦字北町	急傾斜地の崩壊	指定済 (H21. 2. 17)
23	天津 2	鴨川市大字天津字谷	急傾斜地の崩壊	指定済 (H22. 6. 22)
24	天津 4	鴨川市大字天津字山神前	急傾斜地の崩壊	指定済 (H22. 6. 22)
25	城戸	鴨川市大字天津字北城戸	急傾斜地の崩壊	指定済 (H22. 6. 22)
26	内浦 3	鴨川市大字内浦字石ノ上	急傾斜地の崩壊	指定済 (H22. 6. 22)
27	内浦 8	鴨川市大字内浦	急傾斜地の崩壊	指定済 (H22. 6. 22)
28	小湊 2	鴨川市大字小湊字小湊山	急傾斜地の崩壊	指定済 (H22. 6. 22)
29	若宮	鴨川市大字畑字若宮	急傾斜地の崩壊	指定済 (H22. 6. 22)
30	海ヶ谷	鴨川市大字小湊	急傾斜地の崩壊	指定済 (H23. 3. 11)

資料編
6. 災害危険箇所等

6-2 砂防指定地

平成23年11月16日現在

水系名	溪流名	延長	面積	告示番号及び指定年月日
曾 呂 川	曾 呂 川	km 7.50	ha 21.30	建728 S.27.6.5 健1732 S.48.8.13
	芝 川	0.70	1.18	建1341 S.29.8.31 建926 S.53.5.2
	野 尻 川	1.60	24.00	建728 S.27.6.5
	小 山 川	0.50	12.09	建1732 S.48.8.13
	小 山	0.60	1.87	国交144 H14.3.7
	柳 作 川	0.70	10.16	建1732 S.48.8.13
	一 の 作 川	0.49	7.88	建805 S.63.3.18 建1732 S.48.8.13
	馬 場 川	0.80	5.36	建1732 S.48.8.13
	海 道 川	0.60	1.30	建1732 S.48.8.13
加 茂 川	加 茂 川	2.10	91.00	内490 S.14.10.13
	逆 川	2.40	9.90	建99 S.31.1.24
	南 沢 川	2.80	0.70	建1341 S.29.8.31
	平 塚 川	5.20	166.27	内490 S.14.10.13 建728 S.27.6.5 建331 S.55.3.19
	吉 ノ 台 川			内490 S.14.10.13 建728 S.27.6.5 建331 S.55.3.19
	石 畑 川	2.40	6.90	建99 S.31.1.24
	関 沢 川	2.50	0.81	建1561 S.41.5.21
	細 野 川	0.70	0.27	建1561 S.41.5.21
	尾 沢 川	2.60	17.94	建4324 S.42.12.18
	佐 野 川	2.00	11.73	建1732 S.48.8.13
	宮 田 川	1.40	8.87	建1732 S.48.8.13
	山 入 川	2.30	4.60	建1459 S.45.10.6
	五 反 目 川	2.00	8.08	建946 S.49.7.2 建842 S.54.4.12
	金 堀 川	0.60	1.19	建926 S.53.5.2
	打 越 川	1.10	1.43	建926 S.53.5.2
	百 目 木 川	0.90	2.98	建842 S.54.4.12
	天 神 川	2.20	13.43	建842 S.54.4.12
	峠 沢 川	1.20	3.75	建331 S.55.3.19
	市 井 沢 川	0.70	1.43	建537 H.1.3.7
洲 貝 川	洲 貝 川	8.58	0.98	建2158 S.34.10.29
	荒 戸 川	1.30	46.94	建101 H.6.1.21
二 夕 間 川	二 夕 間 川	3.10	6.80	建99 S31.1.24
湊 川	湊 川	1.35	2.80	建60 S23.4.13
天津岩井川	天津岩井川	0.63	4.73	建842 S54.4.12
三 原 川	三 原 川	1.30	18.90	建99 S31.1.24
	今 平 川	2.30	0.12	建2158 S34.10.29
	西 平 川	0.80	5.60	建946 S49.7.2
夜 長 川	仲 根	0.60	8.52	建2165 H9.12.22
	仲 根 (3)	0.59	8.88	建461 H17.4.15 建498 H19.4.25
計	(3 8 河川)	69.14	540.69	

* : 内……内務省、建……建設省、S……昭和、H……平成

平塚川及び吉ノ川は告示番号が同一であるが、各々の指定地を1箇所として計上している。

6－3 重要水防区域

河川名	重要度		重要水防区域箇所 地先名	延長（m）		重要な理由	想定される水防 工法又は対策
	種別	階級		右岸	左岸		
加茂川	堤防高	A	鴨川市大里	200	200	氾濫実績あり (A1)	積み土のう工
〃	〃	〃	鴨川市吉尾	300	300	〃	〃

「平成25年度 千葉県水防計画」より

6-4 高潮、津波等により被害を受ける危険のある区域

(1) 海岸保全区域

表1. 国土交通省所管海岸

沿岸名	海岸名	地区海岸名	延長(m)	告示番号及び年月日	海側(m)	陸側(m)
外 房	江 見	真 門	1,375	千第883号 S45.12.4	50	70
		内 遠 野	320	千第401号 S38.9.13	50	30
		吉 浦	1,000	千第267号の2 S33.5.31	10	10
		浜 波 太	2,100	〃 〃	10	10
	鴨 川	前原・横渚	1,000	千第435号 S27.10.9 千第113号 H.1.2.3	30	50
	東 条	広 場 東	3,050	千第81号 S41.2.8	0	60
	天 津	神 明	1,150	千葉267号の2 S33.5.31 千第539号 S.39.10.2	0	30
	小 湊	内 浦	750	千葉477号 S36.11.9	10	30
	天 津	浜 荻 一 号	1,530	千第675号 S41.12.9	20	10
	天 津	浜 荻 二 号	360	千第675号 S41.12.9	20	10

* : 千……千葉県、S……昭和

表2. 農林水産省所管海岸

沿岸名	漁港・海岸名	管理者	延長(m)	指定年月日
千 葉 東	太夫崎	鴨川市	1,400	昭和41年12月6日 千葉県告示第650号
千 葉 東	浜波太	鴨川市	95	平成6.6.28 千葉県告示第663号
千 葉 東	鴨川	鴨川市	240	昭和48.8.24 千葉県告示第656、657号
千 葉 東	天津	鴨川市	310	平成8.12.27 千葉県告示第1108号
千 葉 東	小湊	鴨川市	670	平成11.11.30 千葉県告示第968号

(2) 高潮等により被害をうける危険のある区域

表1. 農林水産省所管海岸

沿岸名	漁港・海岸名	管理者	延長(m)	指定年月日
千 葉 東	小 湊	千 葉 県	670	平成11年11月30日
	天 津	千 葉 県	310	平成8年12月27日
	太夫崎	鴨 川 市	1,400	昭和41年12月6日

(3) 海岸浸食対策事業

表1. 農林水産省所管海岸

事業名	沿岸名	漁港・海岸名	管理者	延長 (m)	指定年月日	施設
浸食	外房	鴨 川	千 葉 県	240	昭和48年8月24日	護岸 190m
〃	〃	浜 波 太	鴨 川 市	95	平成6年6月28日	護岸 60m

6-5 地すべり関連一覧表

表1. 地すべり防止区域

区 分		箇 所	面 積 (ha)
指定済	河 川 計 画 課	鴨川市西外10 (表2のとおり)	580.80
	農 村 整 備 課	〃 上外20 (表3のとおり)	1,481.99
	林 務 課	〃 川代外14 (表4のとおり)	2,695.93
	計	47区域	4,758.62
要指定	農 村 整 備 課	鴨川市平塚外10 (表5のとおり)	—
	計	11区域	—
合 計		58区域	4,758.62

(注) 表中指定とは「地すべり等防止法」に基づく「地すべり防止区域」の指定のことである。

表2. 地すべり防止区域 (国土交通省所管)

県箇所 番号	箇所名	字 名	面積(ha)	家屋数	指定年月日及び告示番号
4	今 平	西	42.1	15	S35. 6. 1 建告示第1007号
5	東	東	76.10 22.61	32	S35. 6. 1 建告示第1007号 H 2. 3. 31 建告示第813号
6	高 田	東	38.3	12	S35. 6. 1 建告示第1007号
7	芝	上	27.2 4.46	19	S35. 6. 1 建告示第1007号 H19 .6.26 国告示第845号
8	貝 渚	貝 渚	17.58	149	S35. 6. 1 建告示第1007号
9	椎 郷	平 塚	61.67	34	S35. 6. 1 建告示第1007号
10	佐 久 間 森	金 束	38.66 125.0	58	S35. 6. 1 建告示第1007号 S53. 8.17 〃 1359号
12	荒 戸	畑	13.4 9.60	16	S37.10. 7 建告示第2585号 S53. 8.17 建告示第1359号
22	小 山	仲	25.5	43	S44. 6. 5 建告示第3023号
24	西 平	西	38.08	6	S53. 8.17 建告示第1359号 H 2. 3. 31 建告示第813号
29	横 尾	横 尾	45.0	0	H 2. 3. 31 建告示第814号
30	天 面	天 面	10.45		H 20.12.22 国告示第1497号
	太 海	太海・太海 浜・太海 西・宮	32.22		H 25. 3.28 国告示第280号

資料編
6. 災害危険箇所等

表 3. 地すべり防止区域（農林水産省農村振興局所管）

地域名	指定面積(ha)	指定年月日	農林省告示番号
上	44.34	S34. 4. 6	299
二 子	37.12	S34. 4. 6	248
二 子（追加）	4.76	S39. 3. 9	238
二 子（追加）	25.40	S57. 3.15	540
宮 山	16.68	S34. 3. 9	205
宮 山（追加）	7.20	S40. 3.17	353
宮 山（追加）	9.60	H 1. 3.29	469
金 束	15.90	S35. 4.20	302
芝 尾	41.51	S42.12.20	1,914
大 田 代	43.84	S43. 3.18	372
大田代（追加）	6.80	S53. 3.31	418
本 名	47.71	S43. 3.18	371
下 小 原	63.40	S44. 3.31	411
釜 沼	57.60	S44. 3.31	412
釜 沼（追加）	102.80	S45. 3.31	461
柿 木 代	56.36	S44. 3.31	410
柿木台（追加）	119.00	S45. 3.31	460
西 川	48.40	S45. 3.31	429
房 田	165.00	S46. 3.27	633
石 原	63.00	S47. 3.24	442
石 原（追加）	19.02	H12.12. 7	1516
宮 奈 良	54.30	S48. 3.30	752
古 房	56.89	S49. 2.20	86
佐 野	56.34	S50. 3.29	349
山 居	49.20	S51. 3.25	308
山 入	60.82	S51. 3.25	308
北 風 原	61.10	S53. 3.31	405
倉 後	45.80	S55. 3.17	345
成 川	121.12	S56. 3.18	371
西 条 中	67.00	H22. 3.16	437
計 22地区	1,568.019 h a		

表 4. 地すべり防止区域（農林水産省林野庁所管）

地域名	指定面積(ha)	指定年月日	農林省告示番号
川 代	138.50	S37. 8.17	1,054
細 野	298.64	S37. 8.17 S42.10. 3	1,054 1,404
法 明	151.06	S37. 8.17 S43. 8. 7	1,055 1,187
西	177.54	S38. 5.21	675
上 小 原	199.25	S38. 5.6 S44.11.24	584 1,809
八 丁	222.71	S40. 7.17 S49. 2.18	768 57
引 越	207.71	S40. 7.17	768
畑 谷	169.86	S42.10. 3	1,402
石 間 寺	84.87	S44. 3.31	415

資料編
6. 災害危険箇所等

地域名	指定面積(ha)	指定年月日	農林省告示番号
西 山	36.32	S44.11.24	1,805
横 尾・大 川 面	211.87	S45.12.18	1,902
嶺 岡	389.26	S44.11.24	1,805
南 小 町	150.57	S45.9.7	1,344
豆 木	171.91	S49.2.18	56
奈 良 林	85.86	S49.2.18	56
計15区域	2,695.93ha		

表5. 地すべり危険箇所（農林水産省農村振興局所管）

箇所名	位置	
	大字	小字
新 井	新 井	
西 山 西	西 山	
仲 尾・勝 方 目	北 小 町	仲 尾 勝 方 目
日 摺 間	太 田 学	日 摺 間
栗 斗	栗 斗	栗 斗
八 色	八 色	花 房
広 田	上 小 原	広 田
荒 戸	荒 戸	
古 房 東	古 房 東	
松 尾 寺	松 尾 寺	
新 屋 敷	太 海	新 屋 敷
古 畑	古 畑	
上 小 原 北	上 小 原	
太 田 学	太 田 学	
栗 斗 南	栗 斗	
奥 谷	奥 谷	
釜 沼	釜 沼	
計	17箇所	

表6. 地すべり危険地区

番号	大字	字	番号	大字	字
1	川 代	赤 土	15	細 野	内 ノ 作
2	川 代	道 田	16	細 野	取 替 畑
3	川 代	清 水 尻	17	細 野	正 山
4	川 代	腰 房	18	細 野	富 川
5	川 代	大 平	19	細 野	谷 取 替 畑
6	細 野	上 沢 田	20	細 野	嶺 岡 西 牧
7	細 野	金 堀	21	細 野	滝 山
8	北 風 原	三 居 谷	22	細 野	嶺 岡 西 牧
9	北 風 原	打 腰 向	23	平 塚	上 ノ 山
10	細 野	仲	24	平 塚	楠 木
11	細 野	蟻 ケ 谷	25	平 塚	仲 道
12	細 野	大 姥 猿	26	平 塚	藤 巻
13	北 風 原	南 山	27	平 塚	東
14	細 野	石 原	28	平 塚	立 目

資料編
6. 災害危険箇所等

番号	大字	字
29	平 塚	長 越
30	平 塚	金 倉 田
31	平 塚	法 明
32	平 塚	煤 金
33	平 塚	木 ノ 根 坂
34	西	小 西
35	西	田 代
36	西	小 越
37	西	吹 原
38	西	植 田
39	西	長 沢
40	西	小 西
41	西	石 田
42	西	中 森 、 山 田
43	西	清 水 、 山 田
44	上 小 原	袋 田
45	上 小 原	仲 野
46	上 小 原	漆 作
47	上 小 原	松 山
48	上 小 原	金 堀
49	上 小 原	三 貫 目
50	上 小 原	道 陸 神
51	宮 山	古 畑 山
52	平 塚	嶺 岡 西 牧
53	平 塚	嶺 岡 西 牧
54	平 塚	嶺 岡 西 牧
55	大 川 面	八 丁
56	大 川 面	八 丁
57	大 川 面	上 八 丁
58	仲	林
59	平 塚	嶺 岡 東 上 牧
60	平 塚、宮 山	嶺 岡 東 上 牧
61	金 東	鳥 見 塚
62	金 東	柿 木 台
63	金 東	亀 石
64	金 東	道 下
65	金 東	引 越
66	金 東	石 田
67	金 東	埋 田
68	金 東	釜 ノ 前
69	金 東	手 無 塚
70	金 東	関 谷
71	金 東	岩 ノ 下
72	金 東	中 ノ 台

番号	大字	字
73	畑	素 里 女
74	畑	堂 ノ 後
75	畑	堂 ノ 前
76	西	山 口
77	西	九 本 木
78	西	九 本 木
79	西	九 本 木
80	西	九 本 木
81	畑	久 ノ 木
82	畑	峰
83	畑	管 ノ 代
84	畑	桐 木 作
85	下 小 原	石 間 寺
86	下 小 原	上 高 塚
87	西	嶺 岡 東 上 牧
88	南 小 町	清 水 、 他 2
89	南 小 町	市 井 沢 、 他 1
90	南 小 町	管 田 、 他 3
91	南 小 町	関 頭 、 他 1
92	横 尾	百 目 木
93	大 川 面	西 沢
94	大 川 面	上 門 郷
95	大 川 面	門 郷
96	横 尾	星 谷
97	横 尾	鴻 ノ 巣
98	大 川 面	大 谷 中
99	奈 良 林	川 崎 原 、 他 6
100	奈 良 林	辺 奈 、 他 3
101	奈 良 林	中 芝 、 他 8
102	奈 良 林	池 作
103	大 幡	大 平
104	北 風 原	石 田 尾
105	北 風 原	高 倉
106	北 風 原	吉 作
107	北 風 原	観 明
108	北 風 原	豆 木 東
109	西 山	塩 田
110	内 遠 野	西 山
111	平 塚	西 ソ ロ メ
112	平 塚	東 八 郎 石
113	古 畑	太 夫 畑
114	古 畑	雷 松
115	奈 良 林	梨 木 作
116	奈 良 林	覆 盆 子 畑

資料編
6. 災害危険箇所等

番号	大字	字
117	佐 野	白 石
118	田 原 西	嶺 岡 東 下 牧
119	田 原 西	嶺 岡 東 下 牧
120	田 原 西	嶺 岡 東 下 牧

番号	大字	字
121	田 原 西	嶺 岡 東 下 牧
122	貝 渚	中 原 峯
123	貝 渚	嶺 岡 東 下 牧

資料編
6. 災害危険箇所等

6-6 急傾斜地崩壊危険区域一覧表

平成 25 年 9 月 9 日現在

区域名	面積 (㎡)	指定年月日及び告示番号	
寄浦	19,745.44	S45.6.26	千葉県告示第402号
貝渚	3,786.29	S46.5.1	千葉県告示第405号の2
太海	64,169.45	S50.2.18	千葉県告示第171号
		S52.12.10	千葉県告示第988号
駿河浜	6,162.00	S52.10.18	千葉県告示第672号
磯村	3,239.78	S57.12.10	千葉県告示第989号
新屋敷	13,930.12	S63.3.25	千葉県告示第244号
長谷	12,661.32	H2.6.1	千葉県告示第502号
		H8.5.31	千葉県告示第581号
実入	18,894.77	H4.9.18	千葉県告示第746号
清澄	7,023.74	H6.3.18	千葉県告示第243号
内浦	10,848.87	H9.6.6	千葉県告示第487号
内浦(2)	12,945.75	H12.8.1	千葉県告示第586号
清澄(2)	2,330.77	H14.5.10	千葉県告示第415号
天津	7,651.90	H17.7.5	千葉県告示第568号
寄浦(2)	13,061.22	H18.4.28	千葉県告示第464号
海ヶ谷	7,724.82	H18.8.15	千葉県告示第758号
前原	973.21	H22.6.4	千葉県告示第457号
浜荻	2,731	H22.7.30	千葉県告示第583号
計	207,880.44		

6-7 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で、その斜面が崩れた場合に被害が出ると想定される区域内に、人家が5戸以上（5戸未満でも官公署、学校、病院、駅、旅館等のある場合を含みます）ある箇所を「急傾斜地崩壊危険箇所」とする。なお、急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ～Ⅲまでの基準は、次の通りである。

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ：人家戸数5戸以上等の箇所

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ：人家1～4戸の箇所

急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面Ⅲ：人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所

箇所番号	箇所名	字名
Ⅱ-4629	栗斗1	栗斗
Ⅱ-4630	栗斗2	栗斗
Ⅱ-4631	栗斗3	栗斗
Ⅱ-4632	栗斗4	栗斗
Ⅰ-0971	横手	栗斗横手
Ⅰ-1355	磯村	磯村光町
Ⅰ-2043	貝渚	貝渚
Ⅰ-0972	鴨川	貝渚魚見塚
Ⅰ-2065	川口	貝渚川口
Ⅲ-0458	釜沼	釜沼
Ⅰ-2044	吉浦	吉浦梶畑
Ⅰ-1616	宮山2	宮山
Ⅱ-4666	宮山1	宮山
Ⅲ-0463	宮山3	宮山
Ⅰ-1357	松郷	金束
Ⅱ-4657	金束	金束
Ⅲ-0452	金束1	金束
Ⅲ-0453	金束2	金束
Ⅲ-0454	金束3	金束
Ⅲ-0455	金束4	金束
Ⅲ-0456	金束5	金束
Ⅲ-0457	金束6	金束
Ⅲ-0721	金束8	金束
Ⅰ-0990	埋田	金束埋田
Ⅰ-1615	古畑4	古畑
Ⅱ-4658	古畑1	古畑
Ⅱ-4659	古畑2	古畑
Ⅱ-4660	古畑3	古畑
Ⅱ-4653	江見吉浦1	江見吉浦
Ⅱ-4654	江見吉浦2	江見吉浦
Ⅲ-0469	江見吉浦3	江見吉浦
Ⅱ-4689	江見西山	江見西山
Ⅰ-0982	青木	江見青木青木
Ⅱ-4641	江見太夫崎1	江見太夫崎
Ⅱ-4642	江見太夫崎2	江見太夫崎
Ⅱ-4639	江見東真門1	江見東真門
Ⅱ-4640	江見東真門2	江見東真門

箇所番号	箇所名	字名
Ⅰ-0969	奥谷1	江見内遠野中谷
Ⅱ-4664	松尾寺1	松尾寺
Ⅱ-4665	松尾寺2	松尾寺
Ⅰ-0975	高鶴	上高鶴
Ⅱ-4673	上小原	上小原
Ⅱ-4684	西1	西
Ⅱ-4685	西2	西
Ⅲ-0465	西3	西
Ⅰ-1613	西江見2	西江見
Ⅰ-1614	西江見3	西江見
Ⅱ-4643	西江見1	西江見
Ⅱ-4646	西江見4	西江見
Ⅱ-4647	西江見5	西江見
Ⅲ-0468	西江見6	西江見
Ⅰ-0981	西山	西山上野山
Ⅱ-4636	西町	西町
Ⅰ-2045	前原	前原山王寺
Ⅱ-6908	新屋敷	太海
Ⅰ-1356	大渕	太海大渕
Ⅰ-0984	太海1	太海浜太海
Ⅰ-2042	岡波太	太海峯
Ⅱ-4621	太田学1	太田学
Ⅱ-4622	太田学2	太田学
Ⅱ-4623	太田学3	太田学
Ⅰ-1612	打墨4	打墨
Ⅱ-4624	打墨1	打墨
Ⅱ-4625	打墨2	打墨
Ⅱ-4626	打墨3	打墨
Ⅱ-4628	打墨5	打墨
Ⅱ-4674	打墨6	打墨
Ⅱ-4675	打墨7	打墨
Ⅱ-4676	打墨8	打墨
Ⅱ-4677	打墨9	打墨
Ⅱ-4678	打墨10	打墨
Ⅲ-0461	打墨11	打墨
Ⅰ-1617	代	代
Ⅱ-4668	大川面1	大川面

資料編
6. 災害危険箇所等

箇所番号	箇所名	字名
II-4669	大川面 2	大川面
II-4663	大幡	大幡
III-0462	池田	池田
I-0979	駿河浜	天面駿河浜
I-1358	天面	天面鷹巣
III-0464	東 1	東
II-4648	東江見 1	東江見
II-4649	東江見 2	東江見
II-4650	東江見 3	東江見
II-4651	東江見 4	東江見
II-4652	東江見 5	東江見
III-0467	東江見 6	東江見
I-1359	横根	東江見鹿嶋
II-4637	東町 1	東町
II-4638	東町 7	東町
II-4680	東町 3	東町
II-4681	東町 4	東町
II-4682	東町 5	東町
II-4683	東町 6	東町
III-0466	東町 8	東町
I-0977	坂下	東町坂下
II-6909	東町 2	東町宝性寺
II-4687	畑 1	畑
II-4688	畑 2	畑
I-0973	橋本	畑橋本
I-0976	若宮	畑
I-0978	市井原	畑市井原
II-4655	平塚 1	平塚
II-4656	平塚 2	平塚
III-0459	平塚 3	平塚
III-0460	平塚 4	平塚
I-0970	奥谷 2	平塚石畑
II-4670	北小町 1	北小町
II-4671	北小町 2	北小町
II-4672	北小町 3	北小町
II-4662	北風原	北風原
II-4633	和泉 1	和泉
II-4634	和泉 2	和泉
II-4635	和泉 3	和泉
II-4679	和泉 4	和泉
II-4750	四方木 1	四方木
II-4751	四方木 2	四方木
II-4752	四方木 3	四方木

箇所番号	箇所名	字名
II-4753	四方木 4	四方木
II-4754	四方木 5	四方木
II-4755	四方木 6	四方木
I-1019	長谷	小湊
II-4786	小湊	小湊
I-1032	海ヶ谷	小湊海ヶ谷
I-1012	小湊 7	小湊市川
I-1008	小湊 3	小湊小船谷町
I-1009	小湊 4	小湊小船谷町
I-1010	小湊 5	小湊小船谷町
I-1007	小湊 2	小湊小湊山
I-1006	小湊 1	小湊祓町
II-4756	清澄 1	清澄
II-4757	清澄 2	清澄
II-4759	清澄 3	清澄
II-6910	清澄	清澄
I-1619	天津 1	天津
II-4771	天津 11	天津
II-4772	天津 12	天津
II-4773	天津 13	天津
II-4774	天津 5	天津
II-4780	天津 6	天津
II-4781	天津 7	天津
II-4782	天津 8	天津
II-4783	天津 9	天津
II-4784	天津 10	天津
III-0481	天津 14	天津
III-0482	天津 15	天津
III-0483	天津 16	天津
III-0485	天津 17	天津
I-1018	川脇 2	天津梶原宿
I-1361	天津 2	天津葛川
I-1023	天津 4	天津山神前
I-1015	実入	天津実入
I-1017	川脇 1	天津川脇
I-1021	天津	天津白崎
I-1022	天津 3	天津浜町
I-1013	城戸	天津北城土
I-1027	内浦	内浦
II-4758	内浦 1	内浦
II-4760	内浦 15	内浦
II-4761	内浦 16	内浦
II-4762	内浦 17	内浦

資料編
6. 災害危険箇所等

箇所番号	箇所名	字名
II-4763	内浦 18	内浦
II-4764	内浦 19	内浦
II-4765	内浦 20	内浦
II-4766	内浦 21	内浦
II-4767	内浦 9	内浦
II-4768	内浦 10	内浦
II-4769	内浦 11	内浦
II-4785	内浦 12	内浦
II-4787	内浦 13	内浦
II-4788	内浦 14	内浦
III-0479	内浦 22	内浦
III-0480	内浦 23	内浦
I-1005	寄浦	内浦寄浦
I-1028	内浦 5	内浦寄浦
I-1029	内浦 6	内浦寄浦

箇所番号	箇所名	字名
I-1030	内浦 7	内浦寄浦
I-1024	内浦 2	内浦新町
I-1025	内浦 3	内浦石ノ上
I-1026	内浦 4	内浦石ノ上
I-1363	内浦 8	内浦大風沢
I-1011	小湊 6	内浦北町
III-0484	浜荻 8	浜荻
I-1362	浜荻 2	浜荻西山際
I-1031	浜荻 1	浜荻東山際
II-4775	浜荻 6	浜荻
II-4776	浜荻 7	浜荻
II-4777	浜荻 3	浜荻
II-4778	浜荻 4	浜荻
II-4779	浜荻 5	浜荻

6-8 土石流危険渓流一覧表

土石流の発生の危険性があり、1戸以上の人家（人家がなくても官公署・学校・病院及び社会福祉施設等の施設・駅・旅館・発電所等の公共施設のある場合を含みます）に被害を生ずるおそれがある渓流を「土石流危険渓流」とする。

【土石流危険渓流】

渓流番号	渓流名	水系名	河川名	字名
22304501	みの口沢（1）	加茂川	金山川	みの口
22304601	みの口沢（2）	加茂川	金山川	みの口
22303202	安倉谷沢	加茂川	加茂川	安倉谷
22302302	榎畑沢（1）	加茂川	加茂川	榎畑
22302402	榎畑沢（2）	加茂川	加茂川	榎畑
22302502	榎畑沢（3）	加茂川	加茂川	榎畑
22302602	奥入沢（1）	加茂川	加茂川	奥入
22303101	奥入沢（2）	加茂川	加茂川	奥入
22304702	押本沢	加茂川	金山川	押本
22303502	南沢川	加茂川	加茂川	釜沼
22303602	宮山沢（1）	加茂川	逆川	宮山
22303702	宮山沢（2）	加茂川	逆川	宮山
22303802	宮山沢（3）	加茂川	逆川	宮山
22300502	橋本沢	州貝川	州貝川	橋本
22300802	曲り松沢（1）	州貝川	州貝川	曲り松
22300901	曲り松沢（2）	州貝川	州貝川	曲り松
22301002	曲り松沢（3）	州貝川	州貝川	曲り松
22301101	曲り松沢（4）	州貝川	州貝川	曲り松
22300402	九本木沢	州貝川	州貝川	九本木
22300102	東真門沢（1）	東真門沢（1）	東真門沢（1）	江見東真門
22300202	東真門沢（2）	東真門沢（2）	東真門沢（2）	江見東真門
22300702	江見内遠野沢	州貝川	州貝川	江見内遠野
22300302	細谷沢	州貝川	州貝川	細谷
22303002	山田沢	加茂川	平塚川	山田
22300602	市井原沢	州貝川	州貝川	市井原
22301502	芝川	曾呂川	曾呂川	小山
22301601	小山沢	曾呂川	曾呂川	小山
22301701	小山川	曾呂川	曾呂川	小山
22304802	小谷沢（1）	加茂川	金山川	小谷
22304902	小谷沢（2）	加茂川	金山川	小谷
22303302	松郷沢	加茂川	加茂川	松郷
22305402	上八色沢	待崎川	待崎川	上八色
22303902	神川沢（1）	加茂川	銘川	神川
22304002	神川沢（2）	加茂川	銘川	神川

資料編
6. 災害危険箇所等

溪流番号	溪流名	水系名	河川名	字名
22301801	尊房沢 (1)	曾呂川	曾呂川	尊房
22301901	尊房沢 (2)	曾呂川	曾呂川	尊房
22302203	太海沢	曾呂川	曾呂川	太海
22301201	太海浜沢 (1)	太海浜沢 (1)	太海浜沢 (1)	太海浜
22301301	太海浜沢 (2)	太海浜沢 (2)	太海浜沢 (2)	太海浜
22301403	太海浜沢 (3)	太海浜沢 (3)	太海浜沢 (3)	太海浜
22304301	滝山沢	加茂川	加茂川	滝山
22305302	谷沢	待崎川	上待崎川	谷
22302002	中尾沢	曾呂川	曾呂川	中尾
22305501	仲根沢 (1)	夜長川	夜長川	仲根
22305601	仲根	夜長川	夜長川	仲根
22305701	仲根沢 (2)	夜長川	夜長川	仲根
22305202	湯谷沢	待崎川	上待崎川	湯谷
22302802	峠沢 (1)	加茂川	峠沢川	峠
22302902	峠沢 (2)	加茂川	峠沢川	峠
22302102	奈良沢	曾呂川	曾呂川	奈良
22304401	日摺間沢	加茂川	金山川	日摺間
22305801	宝性寺沢 (1)	夜長川	夜長川	宝性寺
22305901	宝性寺沢 (2)	夜長川	夜長川	宝性寺
22304102	峰沢 (1)	加茂川	銘川	峰
22304201	峰沢 (2)	加茂川	銘川	峰
22305001	峰仲沢	加茂川	金山川	峰仲
22302702	法明沢	加茂川	石畑川	法明
22303401	埋田沢	加茂川	加茂川	埋田
22305102	来秀沢	加茂川	加茂川	来秀
47201501	奥谷沢 (1)	大風沢川	大風沢川	奥谷
47201603	奥谷沢 (2)	大風沢川	大風沢川	奥谷
47201702	奥谷沢 (3)	大風沢川	大風沢川	奥谷
47201301	寄浦沢	寄浦沢	寄浦沢	寄浦
47200601	砂田沢	神明川	神明川	砂田
47200503	坂本沢	二夕間川	葛川	坂本
47200102	四方木沢	小櫃川	小櫃川	四方木
47200703	実入沢 (1)	実入沢 (1)	実入沢 (1)	実入
47200803	実入沢 (2)	実入沢 (2)	実入沢 (2)	実入
47200903	実入沢 (3)	実入沢 (3)	実入沢 (3)	実入
47201002	実入沢 (4)	実入沢 (4)	実入沢 (4)	実入
47201102	実入沢 (5)	実入沢 (5)	実入沢 (5)	実入
47201201	実入沢 (6)	実入沢 (6)	実入沢 (6)	実入
47202403	小湊沢 (1)	湊川	湊川	小湊
47202501	小湊沢 (2)	湊川	湊川	小湊

資料編
6. 災害危険箇所等

溪流番号	溪流名	水系名	河川名	字名
47203303	小湊沢 (3)	小湊沢 (3)	小湊沢 (3)	小湊
47200302	天津沢	二夕間川	二夕間川	天津
47201401	内浦沢 (1)	内浦沢 (1)	内浦沢 (1)	内浦
47201803	内浦沢 (2)	大風沢川	大風沢川	内浦
47201901	内浦沢 (3)	大風沢川	大風沢川	内浦
47202001	内浦沢 (4)	大風沢川	大風沢川	内浦
47202103	内浦沢 (5)	開戸川	開戸川	内浦
47202202	内浦沢 (6)	開戸川	開戸川	内浦
47202301	内浦沢 (7)	開戸川	開戸川	内浦
47200203	浜荻沢	袋倉川	袋倉川	浜荻
47200401	竜ヶ尾沢	二夕間川	二夕間川	竜ヶ尾
47202603	祓町沢 (1)	祓川	祓川	祓町
47202701	祓町沢 (2)	祓川	祓川	祓町
47202801	祓町沢 (3)	祓川	祓川	祓町
47202902	祓町沢 (4)	祓川	祓川	祓町
47203001	祓町沢 (5)	祓川	祓川	祓町
47203101	祓町沢 (6)	祓川	祓川	祓町
47203201	祓町沢 (7)	祓川	祓川	祓町

【市指定土石流発生危険指定区域】

字 名	河 川 名	字 名	河 川 名
坂 東	坂 東 川	栗 斗	湯 谷 川
横 尾	イ タ チ 川	大 里	大 里 川
竹 平	君 付 川	江 見 青 木	房 川
仲	吉 保 沢 川	西 江 見	西 山 川
東 町 ・ 西 町	夜 長 川	上 小 原	沢 又 沢 川
〃 〃	赤 沢 川	平 塚	峠 沢 川
和泉・広場	山 王 川	江見太夫崎、江見吉浦	名 馬 川
〃 〃	下 沢 川	太 田 学	日 摺 間 川
東 町	天 神 川	江 見 西 真 門	神 根 川
打 墨	小 谷 川	貝 渚	古 川
〃	峯 川	川 代	新 川
八 色	神 明 川	大 川 面	神 明 川
計	2 4 地区		

6－9 山腹崩壊危険地区一覧表

(1) 民有林

番号	大字	字
1	東 町	東 上 ノ 山
2	東 町	東 上 ノ 山
3	東 町	西 上 ノ 山
4	西 町	中 台 峰
5	東 町	中 台 峰
6	東 町	西 上 ノ 山
7	東 町	下 袋 倉 谷
8	東 町	中 袋 倉 谷
9	東 町	〃
10	東 町	上 袋 倉 谷
11	東 町	中 袋 倉 谷
12	和 泉	西 保 台
13	栗 斗	湯 谷
14	栗 斗	横 手
15	栗 斗	仲 代
16	打 墨	坂 口 、 向 峰
17	打 墨	動 山
18	打 墨	三 ノ 口
19	打 墨	押 元
20	打 墨	押 元
21	打 墨	京 田 、 小 谷
22	打 墨	小 滝
23	打 墨	小 滝
24	打 墨	船 石
25	打 墨	下 鷹 巢
26	打 墨	牛 坂
27	太 田 学	大 峯
28	北 小 町	堂 ノ 谷
29	北 小 町	楠
30	太 田 学	上 ノ 代
31	花 房	小 塚
32	花 房	峰
33	和 泉	富 部 台
34	畑	菅 谷
35	畑	柿 木 台
36	江 見 内 遠 野	山 居
37	東 江 見	森 前
38	江 見 東 真 門	七 反 目
39	松 尾 寺	打 越
40	栗 斗	石 田

番号	大字	字
41	西 町	西 峰 、 上 峰
42	太 海	大 渕
43	西 江 見	西 山 向
44	和 泉	鳴 子
45	奈 良 林	
46	奈 良 林	
47	成 川	
48	小 滝	
49	立 岩	
50	打 墨	
51	打 墨	
52	和 泉	
53	平 塚	
54	平 塚	
55	平 塚	
56	奈 良 林	
57	成 川	
58	北 小 町	
59	北 小 町	
60	北 小 町	
61	太 田 学	
62	太 田 学	
63	打 墨	
64	打 墨	
65	和 泉	
66	和 泉	
67	和 泉	
68	東 町	
69	浜 荻	
70	平 塚	
71	平 塚	
72	平 塚	
73	太 田 学	
74	打 墨	
75	和 泉	
76	和 泉	
77	西 町	
78	西 町	
79	東 町	
80	畑	

資料編
6. 災害危険箇所等

番号	大字	字
81	太 海	
82	江 見 内 遠 野	
83	東 江 見	
84	江 見 三 本 松	
85	江 見 青 木	
86	天 面	
87	北 小 町	
88	打 墨	
89	和 泉	
90	和 泉	
91	太 田 学	和 田
92	宮 山	富 川
93	古 畑	大 夫 畑
2	内 浦	市 川
3	内 浦	大 風 沢 谷
5	内 浦	寄 浦
6	内 浦	寄 浦
7	内 浦	長 所
8	内 浦	上 土 岐
9	内 浦	新 田
10	内 浦	新 田
11	天 津	白 崎
12	天 津	正 木
14	天 津	御 武
15	天 津	小 関
16	天 津	浜 町
17	天 津	山 神 前

番号	大字	字
18	天 津	城 山
19	天 津	竜 ケ 尾
20	浜 荻	西 山 際
23	四 方 木	古 川
24	四 方 木	向 古 川
25	天 津	谷
26	四 方 木	西 野
27	清 澄	後 沢
28	清 澄	妙 見 山
29	天 津	坂 本
30	天 津	二 ノ 坪
31	天 津	小 屋 ケ 原
32	天 津	〃
33	内 浦	長 所
34	浜 荻	元 薬 師
35	浜 荻	布 入
36	天 津	梶 原 宿
37	天 津	前 谷
38	天 津	御 園
39	天 津	御 武
40	天 津	実 入
41	内 浦	大 風 沢
42	内 浦	塩 手
43	内 浦	大 風 沢 谷
44	内 浦	戊 丸
45	小 湊	小 舟 山

(2) 国有林

番号	大字	字
1	小 湊	大 森 谷
2	小 湊	大 森 谷
3	小 湊	板 山
4	小 湊	越 ケ 谷

資料編
6. 災害危険箇所等

(1) 民有林

番号	大字	字
1	東 町	東 上 ノ 山
2	東 町	東 上 ノ 山
3	東 町	西 上 ノ 山
4	西 町	中 台 峰
5	東 町	中 台 峰
6	東 町	西 上 ノ 山
7	東 町	下 袋 倉 谷
8	東 町	中 袋 倉 谷
9	東 町	中 袋 倉 谷
10	東 町	上 袋 倉 谷
11	東 町	中 袋 倉 谷
12	和 泉	西 保 台
13	栗 斗	湯 谷
14	栗 斗	横 手
15	栗 斗	仲 代
16	打 墨	坂 口、向 峰
17	打 墨	動 山
18	打 墨	三 ノ 口
19	打 墨	押 元
20	打 墨	押 元
21	打 墨	京 田、小 谷
22	打 墨	小 滝
23	打 墨	小 滝
24	打 墨	船 石
25	打 墨	下 鷹 巢
26	打 墨	牛 坂
27	太 田 学	大 峯
28	北 小 町	堂 ノ 谷
29	北 小 町	楠
30	太 田 学	上 ノ 代
31	花 房	小 塚
32	花 房	峰
33	和 泉	富 部 台
34	畑	菅 谷
35	畑	柿 木 代
36	江見内遠野	山 居
37	東 江 見	森 前
38	江見東真門	七 反 目
39	松 尾 寺	打 越
40	栗 斗	石 田
41	西 町	西 峰、上 峰
42	太 海	大 渕

番号	大字	字
43	西 江 見	西 山 向
44	和 泉	鳴 子
45	奈 良 林	菅 ノ 田
46	奈 良 林	中 山
47	成 川	女 田 ケ 原
48	小 滝	小 滝
49	立 岩	立 岩
50	打 墨	大 里 境
51	打 墨	諸 ノ 内
52	和 泉	亀 井
53	平 塚	下 仲 尾
54	平 塚	上 仲 尾
55	平 塚	菰 草
56	奈 良 林	原
57	成 川	後 川 谷
58	北 小 町	坂 下
59	北 小 町	石 川
60	北 小 町	川 間
61	太 田 学	平 柳
62	太 田 学	上 久 保 田
63	打 墨	森 ノ 下
64	打 墨	鍛 冶 屋 坂
65	和 泉	小 官
66	和 泉	大 六 天
67	和 泉	駒 木
68	東 町	吹 通
69	広 場	宝 性 寺 谷
70	平 塚	丸 塚
71	平 塚	大 田 代
72	太 田 学	代 ノ 前
73	打 墨	下 帰 田
74	和 泉	片 吹
75	和 泉	山 王 堰 下
76	西 町	西 台
77	西 町	仲 台
78	東 町	中 袋 倉
79	畑	西 原
80	太 海	上 ノ 台
81	江見内遠野	滝 ノ 原
82	東 江 見	房 川
83	江見三本松	三 本
84	江 見 青 木	青 木

資料編
6. 災害危険箇所等

番号	大字	字
85	天 面	西 駿 河 浜
86	北 小 町	荒 平
87	打 墨	西 仲 村
88	和 泉	陸 ケ 沢
89	和 泉	力 ク ミ
90	太 田 学	和 田
91	宮 山	富 川
92	古 畑	大 夫 畑
93	古 畑	雷 松
94	池 田	北
95	北 小 町	金 堀
96	上 小 原	山 王
97	西 江 見	森 脇
98	小 湊	田 町
99	内 浦	寄 浦
100	内 浦	三 駄 田
101	内 浦	大 風 沢 谷
102	内 浦	奥 塩 手
103	内 浦	大 風 沢
104	内 浦	塩 手
105	内 浦	寄 浦
106	天 津	白 崎
107	天 津	二 夕 間 谷
108	天 津	御 武
109	天 津	二 夕 間
110	天 津	塩 辛 田
111	天 津	石 上

番号	大字	字
112	天 津	川 久 保
113	天 津	土 橋
114	浜 荻	吸 通
115	四 方 木	入 り
116	四 方 木	四 方 木
117	天 津	栗 坪
118	四 方 木	久 保
119	清 澄	地 蔵 堂
120	清 澄	大 下 り 東
121	天 津	布 入
122	天 津	梶 原 宿
123	天 津	川 脇
124	天 津	城 山
125	内 浦	中 塩 手
126	萩 浜	吹 通
127	天 津	布 入
128	天 津	引 土
129	天 津	内 田
130	天 津	天 道
131	天 津	実 入
132	天 津	実 入
133	内 浦	上 梅 田
134	内 浦	下 梅 田
135	内 浦	萩 ノ 巢
136	内 浦	柿 木 田
137	内 浦	小 舟 山
138	内 浦	葛 ケ 崎

(2) 国有林

番号	大字	字
1	小 湊	大森谷
2	小 湊	大森谷
3	小 湊	城 山
4	小 湊	越ヶ谷
5	小 湊	小舟谷町

資料編
6. 災害危険箇所等

6－10 崩壊土砂流出危険地区一覧表

番号	大字	字	番号	大字	字
1	西町	下袋倉谷	22	太田学	小滝
2	西町	中合峰	23	江見吉浦	滝ノ上
3	和泉	遠澤	24	江見青木	高畑
4	東町	上袋倉	25	西江見	西山
5	東町	宝生寺	26	東江見	山波
6	広場	上峰	27	仲	日影
7	栗斗	西谷	28	江見東真門	関谷
8	打墨	京田	29	貝渚	東峰
9	打墨	地年貢	30	和泉	落口
10	打墨	押元	31	奈良林	鎌苅
11	打墨	三ノ口	32	貝渚	中原峯
12	打墨	花輪	33	田原西	嶺岡東下牧
13	打墨	竹田山	34	和泉	小倉
14	打墨	二百代	35	田原西	嶺岡東下牧
15	打墨	牛坂	36	広場	宝生寺谷
16	打墨	上鷹巣	37	天津	坂本
17	打墨	三百代	38	内浦	市川
18	打墨	豆ヶ堀	39	天津	向台
19	打墨	背稻沢	40	内浦	内浦山
20	打墨	斧落し	41	天津	貉堀
21	太田学	小滝			

6-1-1 異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間

(1) 異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

路線名	担当※	規 制 区 間		交 通 量	規 制 基 準		危険内容	迂回路
		自 郡市 町村字 至 郡市 町村字 (km)	延 長 (km)		通行止基準 時間雨量 連続雨量	雨量観測所		
道路種別:一般国道								
410号 (旧道)	鴨川 君津	鴨川市 横尾 1.5 君津市 豊英 0.9	2.4	—	30(mm) 150	長狭(河)	土砂崩落 路肩決壊	(国)410号
道路種別:主要地方道								
市原天津 小湊線	君津 鴨川	君津市黄和田畑 3.7 鴨川市 四方木 2.5	6.2	826	30 150	亀山ダム(河) 清 澄 (河)	落石 土砂崩壊 トンネル	大多喜君 津線 千葉鴨川 線

(2) 特殊通行規制区間及び道路通行規制基準

路線名	担当※	規 制 区 間		交通 量	規制条件 (通行止)	危険内容	迂回路
		自 郡市 町村字 至 郡市 町村字 (km)	延 長 (km)				
道路種別:一般国道							
128号(旧道)	鴨川	鴨川市 小湊 鴨川市 小湊	0.7	2,819	パトロールに よる	崩落 路肩決壊	(国)128号ハ イパス
410号	安房 鴨川	南房総市 西原 11.1 鴨川市 宮山 1.8	12.9	1,759	〃	土砂崩落 地すべり 路肩決壊	富津館山線 鴨川富山線
道路種別:主要地方道							
天津小湊線	鴨川	鴨川市 四方木 鴨川市 天津	7.0	826	〃	土砂崩落 トンネル 路肩決壊	千葉鴨川線 天津小湊夷 隅線
天津小湊夷隅線	鴨川	鴨川市 内浦 鴨川市 内浦	2.1	4,190	〃	路肩決壊 落石	(国)128号
富津館山線	君津 鴨川	富津市 上後 9.7 鴨川市 金束 1.3	11.0	1,368	〃	落石 土砂崩壊 路肩決壊	(国)127号 (国)410号 (国)465号 鴨川保田線
道路種別:一般県道							
西江見(停)線	鴨川	鴨川市 東 鴨川市 西江見	4.4	235	〃	路肩決壊 地すべり	(国)410号 南三原(停) 丸線

(資料:千葉県異常気象時通行規制区間図, 平成19年4月:千葉県道路環境課)

7. 避難計画

7-1 避難施設一覧

●鴨川地区

地区名	施設名	海拔 (m)	所在地	電話番号	風水害		地震災害	
					緊急避難場所	避難所	津波緊急避難場所	避難所
貝渚・磯村地区	八雲神社	38	貝渚 2202	—	●		●	
	白幡神社	16	貝渚 3102	—	●		●	
	心巖寺	24	貝渚 2002	7092-0023	●		●	
	貝渚八幡神社	14	貝渚 801	7092-9231	●		●	
	黒潮荘	27	貝渚 2574	7092-2205	●			
横渚・前原地区	亀田医療大学	5	横渚 462	7099-1211		●		
	長狭高等学校	10	横渚 100	7092-1225	●	●	●	●
	鴨川小学校 (3 階以上)	4	横渚 500	7092-0064	●		●	
	中央公民館 (3 階以上)	5	前原 60	7093-1141	●		●	
西条地区	花房滝口神社	24	花房 847	—	●			
	栗斗公会堂	22	栗斗 287-1	—	●			
	花房青年館	22	花房 438-1	—	●			
	滑谷青年館	12	滑谷 605	7093-1955	●		●	
	西条小学校	35	打墨 220	7092-0243	●	●		●
	打墨公会堂	42	打墨 1341	7092-0944	●			
	福祉センター (福祉作業所を含む)	26	八色 866	7093-7500	●	●		●
	西条公民館	30	八色 1244-1	7093-0733	●			
東条地区	小松原鏡忍寺	15	広場 1413	7092-0604	●		●	
	掛松寺	10	広場 1971	7092-1091	●			
	鴨川中学校	11	広場 2201	7092-1228	●	●	●	●
	東条小学校	15	西町 364	7092-0624	●	●	●	●
	広場区集会所	5	広場 819	7092-5426	●			
	新田公会堂	11	西町 1221-5	—	●		●	
	和泉公会堂	22	和泉 1612	7092-4392	●			
	東条公民館	13	広場 1588-1	7092-3123	●		●	
田原地区	大里神社	13	大里 506	—	●			
	西福寺	28	竹平 533	—	●			
	太尾青年館	13	太尾 130	—	●			
	池田公会堂	33	池田 235-1	—	●			
	日摺間公会堂	40	太田学 11-1	—	●			
	田原小学校	25	坂東 285	7092-0675	●	●		●
	太田学青年館	37	太田学 372-1	—	●			
	田原公民館	24	太尾 368-1	7093-2857	●			
	来秀青年館	39	来秀 198	7092-2635	●			
	川代地区集会所	48	川代 1361	7093-0248	●			

資料編
7. 避難計画

●長狭地区

地区名	施設名	海拔 (m)	所在地	電話番号	風水害		地震 災害
					緊急避 難場所	避難所	避難所
主基 地区	北小町青年館	32	北小町 1777-3	7097-1496	●		
	主基公民館	36	成川 34	7097-1505	●		
	旧主基小学校	37	成川 35	—	●	●	●
	下小原集会所	31	下小原 241	7092-4499	●		
	上小原青年館	36	上小原 64	—	●		
	南小町区民センター	41	南小町 1210	—	●		
吉尾 地区	長狭学園	48	宮山 176	7097-0176	●	●	●
	長狭こども園	39	松尾寺 417	7097-1502	●	●	●
	安国寺	44	北風原 911	7097-0213	●		
	春日神社	60	北風原 307	—	●		
	龍江寺	72	大幡 854-1	7098-0053	●		
	横尾公会堂	47	横尾 38	7097-1497	●		
	吉尾公民館	38	松尾寺 454-2	7097-1111	●		
大山 地区	真福寺	56	釜沼 1177	7098-0207	●		
	平塚区民センター	82	平塚 1905	7098-0962	●		
	大山公民館	72	金束 2	7098-0002	●	●	●
	奈良林青年館	56	奈良林 455	7098-0968	●		
	佐野集落センター	70	佐野 209	7098-0964	●		
	釜沼北集会所	59	釜沼 1029	7098-0983	●		

●江見地区

地区名	施設名	海拔 (m)	所在地	電話番号	風水害		地震災害	
					緊急避 難場所	避難所	津波緊 急避難 場所	避難所
曾呂 地区	西集会所	113	西 747	7092-9320	●			
	畑青年館	76	畑 933	7093-2076	●			
	曾呂小学校	52	仲町 605-1	7092-9309	●	●		●
	代公会堂	40	代 462	7093-4222	●			
	旧江見中学校	28	宮 1451	—	●	●		●
太海 地区	太海小学校	12	天面 442	7092-2173	●	●		●
	鴨川青年の家	21	太海 122-1	7093-1666	●	●	●	●
	太海公民館	20	太海 2030-2	7092-0669	●		●	
	天面善光寺	15	天面 163	7092-2044	●		●	
	太夫崎集会所	17	江見太夫崎 303	—	●		●	
	吉浦青年館	20	江見吉浦 47-1	—	●		●	
江見 地区	西山集会所	48	西山 94	—	●			
	北区公会堂	39	西江見 680-1	—	●			
	東組集会所	12	江見東真門 32-1	—	●		●	
	江見小学校	16	東江見 308	7096-0030	●	●	●	●
	江見公民館	5	東江見 376-5	7096-1111	●			

資料編
7. 避難計画

●天津小湊地区

地区名	施設名	海拔 (m)	所在地	電話番号	風水害		地震災害	
					緊急避難場所	避難所	津波緊急避難場所	避難所
天津地区	神明神社	10	天津 2954	7094-0323	●		●	
	日澄寺	9	天津 1850	7094-0132			●	
	海福寺	14	天津 1553	7094-0537			●	
	萬福寺	9	天津 1276-1	7094-0399			●	
	新町青年館	6	天津 2029-2	—	●			
	谷町コミュニティセンター	4	天津 1848-1	—	●			
	天津幼稚園	12	天津 1166	7094-0111			●	
	芝町コミュニティセンター	13	天津 1016	—	●		●	
	坂本鳥居館	16	天津 3459-5	—	●		●	
	わんぱくハウス	27	天津 78	—	●		●	
	引土青年館	18	天津 70	—	●		●	
	浜荻西青年館	12	浜荻 1145-1	—	●		●	
	天津小湊公民館	10	天津 1092-7	7094-2230	●			
	安房東中学校	5	天津 1033	7094-0635	●			
	天津小学校	12	天津 1166	7094-0104	●	●	●	●
	天津小湊保健福祉センター	7	天津 163-1	7094-2771	●			
	貴船神社	16	浜荻 1185	—			●	
	薬師堂	16	浜荻 1288-1	—	●		●	
小湊地区	大萩神社	25	内浦 354-1	—	●		●	
	高生寺	13	内浦 544	7095-2823	●		●	
	西蓮寺	15	内浦 1726	7095-2618	●		●	
	小湊小学校	6	内浦 1923	7095-2016	●	●		
	吾妻神社	30	内浦 1806	—	●		●	
	コミュニティセンター小湊	4	内浦 563	7095-2803	●			
	誕生寺布教殿堂	7	小湊 183	7095-2621	●		●	
	妙蓮寺	13	小湊 129	7095-2120			●	
	大萩青年館	9	内浦 468	—	●			
	奥谷青年館	28	内浦 1310-1	—	●			
	善龍寺	18	内浦 2738	7095-2038			●	
清澄地区	清澄寺	319	清澄 322-1	7094-0525	●			
	四方木ふれあい館	206	四方木 366	—	●	●		●
	清澄憩いの家	320	清澄 155	—	●	●		●

資料編
7. 避難計画

●津波避難ビル

地区	施設名	用途	所在地	電話	階建(避難エリア)	津波の浸水深(m)
貝渚・磯村地区	イオン鴨川店	デパート	横渚 973-1	7093-6511	6 階(4階以上)	2.67
	文理開成高等学校	学校	横渚 815	7092-0267	5 階(5 階)	3.13
	ビューパレー鴨川	マンション	横渚 855-1	7093-6061	12 階(外廊下)	3.21
	東洋大学鴨川セミナーハウス	学校	前原 356-14	7099-0311	5 階(5 階)	3.21
	サンライズコースト鴨川	マンション	前原 356-3	7098-2381	14 階(外廊下)	2.53
	サンシティ吉田屋	マンション	前原 35-1	7098-2185	15 階(外廊下)	2.3
	ラ・メール鴨川	マンション	前原 41-2	7092-1201	14 階(3 階以上外廊下)	2.68
	鴨川ユニバースホテル	ホテル	前原 69	7092-1361	6 階(屋上)	2.88
	鴨川マリーナハイツ	マンション	前原 359-1	7092-5533	14 階(外廊下)	3.6
	光潮ビル	アパート	横渚 931-3	7093-3240	7 階(屋上)	2.72
	亀田医療大学	学校	横渚 462	7099-1211	4 階(屋上)	1.45
東条地区	介護老人保健施設たいよう	老人ホーム	西町 1101-1	7093-7711	4 階(屋上)	2.79
	亀田総合病院Kタワー	病院	東町 929	7092-2211	13 階(3 階以上)	3.46
	セレーニア鴨川	マンション	東町 1400-2	7093-7028	15 階(5F以上外廊下)	2.66
	ジェネピア鴨川	マンション	東町 1415-1	7093-6004	15 階(5F以上外廊下)	3.02
	鴨川館	ホテル	西町 1179	7093-4111	8 階(3 階)	0.78(一部)
	かんぼの宿鴨川	ホテル	西町 1137	7092-1231	7 階(7 階)	-
	鴨川シーワールドホテル	ホテル	東町 1464-18	7092-2121	6 階(屋上)	3.76
	鴨川グランドホテル	ホテル	広場 820	7092-2111	8 階(4～5 階)	2.66
	ブルーウェーブ鴨川	マンション	広場 752-1	7093-5533	9 階(外廊下)	6.65
	養護老人ホーム 緑風荘	老人ホーム	広場 1311	7092-0644	3 階(オープンスペース)	-
太海地区	ホテル海光苑	ホテル	太海 110	7092-2131	4 階(屋上)	-
	ブルースカイ鴨川	マンション	太海 1857-3	7093-2881	10 階(1 階ロビー)	-
	早稲田大学鴨川セミナーハウス	学校	太海 1619-1	7099-0845	3 階(1階ラウンジ)	-
	城西国際大学観光学部	学校	太海 1717	7098-2800	5 階(1 階ロビー)	-
	ホテル恵比寿	ホテル	太海 2345	7092-2226	4 階(屋上)	-
	チサンリゾート鴨川	ホテル	太海浜 73-1	7092-1341	5 階(屋上)	-
江見地区	南鴨川シーハイツ	マンション	江見青木 102	7096-0955	13 階(屋上)	-
	舟付	ホテル	江見青木 65	7096-1200	3 階(屋上)	-
	リゾートマンション南房総江見	マンション	東江見 430-2	7096-1440	14 階(外廊下)	-
小湊地区	吉夢	ホテル	小湊 182-2	7095-2111	9 階(7～8 階)	7.27
	三水ホテル	ホテル	小湊 182-2	7095-3333	7 階(7 階)	6.91
	鴨川ホテル三日月	ホテル	内浦 2781	7095-3111	10 階(5 階)	5.77
	小湊シーサイドハイツ	マンション	内浦 345-1	7095-2261	11 階(屋上)	5.09
	ジョイライフ鯛の浦	老人ホーム	内浦 56-1	7099-6018	5 階(屋上)	4.41
	ダイアパレス小湊	マンション	内浦 67-5	7095-3071	12 階(外廊下)	-
	豊明殿	ホテル	内浦 14	7095-2334	3 階(屋上)	-
	誕生寺 布教殿堂	宗教法人	小湊 183	7095-2621	3 階(1 階以上)	-
	ホテルグリーンプラザ鴨川	ホテル	天津 3289-2	7094-2525	4階(外廊下)	3
天津地区	宿中屋	ホテル	天津 3287	7094-1111	5 階(屋上)	4.34
	鴨川ヒルズリゾートホテル	ホテル	天津 3164-7	7094-2535	9 階(3 階ロビー)	-
	板橋区立天津わかしお学校	学校	天津 1990	7094-0371	3 階(3 階外廊下他)	1.85(一部)
	蓬莱屋旅館	ホテル	天津 1376	7094-0029	3 階(屋上)	-

●福祉避難所協定施設

名 称	所 在 地
社会福祉法人 東明会 養護老人ホーム 緑風荘	鴨川市広場 1311 番地
社会福祉法人 健仁会 特別養護老人ホーム 千の風・清澄	鴨川市天津 3466 番地
社会福祉法人 太陽会 障害者支援施設 しあわせの里	鴨川市大幡 1243 番地の 2
社会福祉法人 太陽会 障害福祉サービス事業所 らんまん	鴨川市大幡 1245 番地
社会福祉法人 太陽会 特別養護老人ホーム めぐみの里	鴨川市大幡 1222 番地の 1
社会福祉法人 悠仁会 障害者支援施設 嶺岡園	鴨川市太海 630 番地の 4

7-2 様式

避難場所確認票

平成 年 月 日 時 分 現在

確認者 _____

判定 ○=可 ×=不可

区 分		確 認 ・ 点 検 項 目	判 定
体 育 館	体育館	1 窓ガラスの破損・飛散はないか 2 天井の落下・床面の陥没・壁の剥離はないか 3 出入口の扉の状況 4 設備・備品の状況はどうか	
	教室	1 窓ガラスの破損・飛散はないか 2 天井の落下・床面の陥没・壁の剥離はないか 3 出入口の扉の状況はどうか 4 汁器・備品の転倒・落下はないか 5 使用できる教室はどのくらいあるか（ 教室）	
	廊下	1 防火扉は閉鎖していないか 2 渡り廊下は使用できるか 3 非常口・非常階段は使用できるか	
	校庭	1 地割れはないか 2 液状化はないか 3 陥没はないか 4 隆起はないか	
防 災 施 設 ・ 資 機 材	プール	1 プール本体の亀裂はないか（漏水有無） 2 プール周辺の亀裂はないか 3 給排水管の破裂はないか	
	備蓄倉庫 （校内）	1 備蓄倉庫内に異常はないか（天井・壁・床面等） 2 備蓄倉庫は使用可能か 3 収納されている資機材は使用できるか 4 保管されている食料は異常はないか	
備 考		福 祉 的 配 慮	

避難所 → 本部

避難所別避難者の現況報告

避難所名		記入日時	月 日 時 分	記入者名	
避難場所	①体育館 ②講堂 ③教室 (箇所) ④校庭 ⑤その他 ()				

(1) 避難者数	①総数	人	②男	人	③女	人
(2) 世帯数	①世帯数	世帯				
(3) 要配慮者の避難者数	①65 歳以上	人	a. 男	人	b. 女	人
	②乳幼児	人	a. 男	人	b. 女	人
	③視覚障害者	人	a. 男	人	b. 女	人
	④聴覚障害者	人	a. 男	人	b. 女	人
	⑤外国人	人	a. 男	人	b. 女	人
		(国籍:)				
(4) 在宅避難者数	* 当該避難圏域内の在宅避難者を対象とする					
4-1 避難者数	①総数	人	②男	人	③女	人
4-2 世帯数	①世帯数	世帯				
4-3 弱者避難者数	①65 歳以上	人	a. 男	人	b. 女	人
	②乳幼児	人	a. 男	人	b. 女	人
	③視覚障害者	人	a. 男	人	b. 女	人
	④聴覚障害者	人	a. 男	人	b. 女	人
	⑤外国人	人	a. 男	人	b. 女	人
		(国籍:)				
(5) その他特記事項	* 本部への連絡事項					

避難者カード

No. _____

あわてず落ちついて、ゆっくり書いて下さい。

平成	年	月	日	午前・午後	時	分記入	記入者名	
住	所	市					番地	電話番号 ()
区・防災会名							避難所名	
避難場所		①体育館 ②講堂 ③教室 () ④校庭 ⑤その他 ()						
①あなたの家族で「ここに避難して来た人だけ」を記入してください。								
氏	名	性	別	続	柄	年	齢	血液型 病気・けが等があったら
		男・女						
		男・女						
		男・女						
		男・女						
		男・女						
		男・女						
		男・女						
②避難情報		あなたの家族は全員避難しましたか。 ①全員避難した ②まだ残っている。 どなたですか () () ()						
③安否情報		あなたの家族は全員連絡が取れましたか。 ①全員連絡が取れた。 ②まだ、連絡が取れていない。 どなたですか。 () ()						
④あなたがここの避難先で必要なものは、○印をつけてください。いくつでも構いません。 ①医者 ②看護師 ③ボランティアの人手 ④水・食料 ⑤毛布 ⑥その他（詳しく）								
⑤伝言板（何でも構いません。）								

避難所記録用紙

月 日 ()					天気     	
人数確認	就寝 (宿泊)	食 事			新規入所者数	
		朝	昼	夜		
班					退 所 者 数	
班						
班					献 立 朝	
班						
班					昼	
班						
班					夜	
班						
班					本部会議議題（連絡事項・検討事項） 他	
班						
班						
班						
班						
班						
班						
班						
班						
班						

避難所（保管） → 災害対策本部 → 本部食料担当（保管）

食料供給関係受信票 兼 処理表

No. _____

避難所	発信時刻 月 日 午前・午後 時 分		
	避難所	避難所名（住所）	
		発注依頼者（役職名） FAX TEL	
	依頼	避難者用.....食 } 計.....食 うち 柔らかい食事.....食 在宅被災者用.....食	
		その他の依頼内容	
災害対策本部	受信者名		本部食料担当 受信票受取者名
	処理時刻 日 午前・午後 時 分		処理担当者
	処理結果・内容 避難者用.....食 } 計.....食 うち やわらかい食事.....食 在宅被災者用.....食		
	発注業者		FAX TEL
	配送業者		FAX TEL
	到着確認時間 日 午前・午後 時 分		処理担当者

- 行政担当者は、FAXで依頼を行うことを原則とする。
- FAXでの依頼を行うことができない場合は、必ず控えを残す。
- 避難所の行政担当者は、受領時にその旨を災害対策本部へ連絡する。
- 災害対策本部の担当者は、受領確認時に「食料処理台帳」に記入する。
- 避難者用の中には、行政担当者、処理管理者の人数も含めるものとする。

③	出荷日時 月 日()AM・PM 時 分	④	
	配達者名 FAX(TEL)	避難所 受領サイン	
	お届け日時 月 日()AM・PM 時 分		

食料・物資受入簿

[illegible]

８．ヘリコプター離発着場

離発着場 名 称	所在地		施設管理者	広さ		最寄消防 署から	避難所との 競合
	地名・地番	座標		幅×長さ (m)	区分		
鴨川市総合運動施設 陸上競技場	鴨川市 太尾 866-1	N 35° 06' 38" E140° 04' 55"	市教育委員会	100×150	中	3,300m	なし
鴨川市総合運動施設 野球場	鴨川市 太尾 866-1	N35° 06' 38" E140° 05' 00"	市教育委員会	80×80	中	3,000m	なし
鴨川市総合運動施設 サッカー場	鴨川市 太尾 866-1	N 35° 06' 43" E140° 04' 39"	市教育委員会	110×100	大	2,900m	なし
県立長狭高等学校	鴨川市 横渚 100	N35° 06' 19" E140° 06' 00"	千葉県教育庁	100×80	中	1,300m	避難施設と 隣接
長狭学園	鴨川市 宮山 176	N35° 07' 39" E140° 01' 13"	市教育委員会	110×150	中	5,100m	避難施設と 隣接
鴨川市 大川面運動広場	鴨川市 大川面 32	N35° 08' 00" E140° 01' 13"	市教育委員会	50×100	中	5,600m	なし
鴨川市体育センター	鴨川市 横渚 242	N35° 06' 04" E140° 05' 51"	市教育委員会	120×70	大	2,500m	なし
鴨川中学校野球場	鴨川市 広場 2201	N35° 08' 00" E140° 01' 13"	市教育委員会	90m 扇型	中	1,000m	避難施設と 隣接
城西国際大学観光学 部運動場	鴨川市太海 1469-5	N35° 04' 58" E140° 05' 16"	城西国際大学 観光学部	100×120	大	4,300m	なし
フィッシャリーナ鴨 川	鴨川市 前原 359-73	N35° 05' 53" E140° 06' 16"	鴨川市	90×90	大	2,800m	なし
天津小学校運動場	鴨川市 天津 1166	N35° 07' 16" E140° 09' 27"	市教育委員会	60×40	小	4,000m	避難施設と 隣接
小湊小学校運動場	鴨川市 内浦 1923	N35° 07' 28" E140° 11' 51"	市教育委員会	75×70	中	1,000m	避難施設と 隣接

9. 市有建築物の耐震化等

(1) 耐震化が必要な市有建築物

種別	施設名称	種別	施設名称
学校	江見小学校校舎	社会福祉施設	鴨川保育園
	太海小学校校舎		東条保育園
	西条小学校校舎	庁舎等	鴨川市役所
	旧主基小学校校舎		鴨川消防署
	小湊小学校校舎		鴨川消防署 長狭分遣所
	旧江見中学校校舎		鴨川消防署 天津小湊分遣所
	田原小学校屋内運動場	その他	市民会館
	小湊小学校屋内運動場		清掃センター
病院	国保病院本館		衛生センター
	医師住宅		横渚浄水場
公民館等	中央公民館		東町浄水場
	太海公民館		江見浄水場
	曾呂公民館		奥谷浄水場
	東条公民館		消防団詰所
	田原公民館	市営住宅	池田団地
	主基公民館		江見内遠野団地
	吉尾公民館		成川団地
	青少年研修センター		漁民住宅

(2) 移転を検討する施設

天津保育園、江見保育園、太海保育園、鴨川消防署天津小湊分遣所

10. 関係機関一覧

(1) 指定地方行政機関

機関名	所在地	電話番号
関東管区警察局 千葉県情報通信部	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 千葉市中央区長洲 1-9-1	048-600-6000 043-201-0110
関東財務局 千葉財務事務所	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 千葉市中央区椿森 5-6-1	048-600-1111 043-251-7212
関東農政局 千葉農政事務所	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 千葉市中央区本千葉 10-18	048-600-0600 043-224-5617
関東森林管理局 千葉森林管理事務所	群馬県前橋市岩神町 4-16-25 千葉市稲毛区稲毛 1-7-20	027-210-1150 043-242-4656
関東経済産業局	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1	048-600-0213
関東東北産業保安監督部	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1	048-600-0433
関東運輸局 千葉運輸支局(本庁舎)	神奈川県横浜市中区北仲通 5-57 千葉市美浜区新港 198	045-211-7269 043-242-7336
東京航空局	東京都千代田区九段南 1-1-15	03-5275-9292
関東地方整備局 千葉国道事務所 千葉港湾事務所	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 千葉市稲毛区天台 5-27-1 千葉市中央区中央港 1-11-2	048-600-1333 043-287-0315 043-243-9172
第三管区海上保安部 銚子海上保安部 勝浦海上保安署	横浜市中区北仲通 5-57 銚子市川口町 2-6431 勝浦市浜勝浦 499	045-211-1118 0479-22-1359 0470-73-4999
東京管区气象台 銚子地方气象台	東京都千代田区大手町1-3-4 千葉県銚子市川口町 2-6431 銚子港湾合同庁舎	03-3212-8341 0479-23-7705
関東総合通信局	東京都千代田区九段南 1-2-1	03-6238-1600
千葉労働局	千葉市中央区中央 4-11-1	043-221-4312

(2) 指定公共機関

機関名	所在地	電話番号
東日本電信電話株式会社 千葉支店	東京都新宿区西新宿 3-19-2 千葉市美浜区中瀬 1-6 NTT 幕張ビル 8 階	03-5359-4830 043-211-8652
NTTコミュニケーションズ株式会社	東京都千代田区内幸町 2-1-1 飯野ビル 2F	03-5202-9909
(株)NTTドコモ 千葉支店	東京都千代田区永田町 2-11-1 山王パークタワー 35F 千葉市中央区新町 1000 センシティタワー 16F	03-5156-1111 043-301-0500
KDDI 株式会社	東京都新宿区西新宿 2-3-2 KDDI ビル	03-3347-6633
ソフトバンクテレコム株式会社	東京都港区東新橋 1-9-1 東京汐留ビルディング	03-6888-8000
赤十字社 千葉県支部	東京都港区芝大門 1-1-3 千葉市中央区千葉港 4-1	03-3437-1311 043-241-7531
日本放送協会 千葉放送局	東京都渋谷区神南 2-2-1 千葉市中央区中央 4-14-14	03-5465-1111 043-203-0597
東日本旅客鉄道株式会社 千葉支社	東京都渋谷区代々木 2-2-2 千葉市中央区新千葉 1-3-24	03-5334-1167 043-225-9136
日本通運株式会社 千葉支店	東京都港区東新橋 1-9-4 千葉市中央区今井 1-14-22	03-6251-1111 043-226-7600

資料編
10. 関係機関一覧

機関名	所在地	電話番号
東京電力株式会社 千葉支店	東京都千代田区内幸町 1-1-3 千葉市中央区富士見 2-9-5	03-3501-8111 043-391-4118
日本郵便株式会社 千葉中央郵便局	東京都千代田区霞ヶ関 1-3-2 千葉市中央区中央港 1-14-1	03-3504-9945 043-246-0083

(3) 指定地方公共機関

機関名	所在地	電話番号
公益社団法人千葉県医師会	千葉市中央区千葉港 7-1 ホテルニューツカモト 2F	043-242-4271
一般社団法人千葉県歯科医師会	千葉市美浜区新港 32-17	043-241-6471
一般社団法人千葉県薬剤師会	千葉県千葉市中央区千葉港 7-1	043-242-3801
一般社団法人千葉県エルピーガス協会	千葉市中央区中央港 1-13-1 千葉県ガス石油会館 4F	043-246-1725
千葉テレビ放送株式会社	千葉市中央区都町 1-1-125	043-231-3111
株式会社ニッポン放送	東京都千代田区有楽町 1-9-3	03-3287-1111
株式会社ベイエフエム	千葉市中央区中央 1-11-1	043-351-7878
一般社団法人千葉トラック協会	千葉県千葉市美浜区新港 212-10	043-247-1131
一般社団法人千葉バス協会	千葉県千葉市美浜区新港 212-2	043-246-8151
千葉県道路公社	千葉市中央区中央 2-5-1	043-222-8161

(4) その他公共団体

機関名	所在地	電話番号
鴨川農業協同組合	千葉県鴨川市八色 557-1	04-7093-3131
鴨川市鴨川商工会	千葉県鴨川市横渚 643-2	04-7092-0320
長狭支所	千葉県鴨川市成川 34-2	04-7094-0219
江見支所	千葉県鴨川市太海 2179-8	04-7099-1057
天津小湊支所	千葉県鴨川市内浦 405-16	04-7095-2405
鴨川市漁業協同組合	千葉県鴨川市磯村 83-2	04-7093-2111
東安房魚表協同組合小湊支所	千葉県鴨川市小湊 182-3	04-7094-2891

(5) 災害時緊急連絡先

機関名	所在地	電話番号
【千葉県】		
防災危機管理部危機管理課	千葉市中央区市場町 1-1	043-223-2168
安房地域振興事務所	館山市北条 402-1	0470-22-7111
安房農業事務所 総務課	館山市北条 402-1	0470-22-8641
安房健康福祉センター	館山市北条 1093-1	0470-22-4511
安房土木事務所	館山市北条 402-1	0470-22-4341
南部林業事務所	鴨川市広場 820	04-7092-1318

資料編
10. 関係機関一覧

機関名	所在地	電話番号
【航空自衛隊】 第44警戒隊	南房総市丸山町平塚乙 2-564	0470-46-3001
【海上保安庁】 勝浦海上保安署	勝浦市浜勝浦 499	0470-73-3999
【安房郡市広域市町村圏事務組合】 消防本部 鴨川消防署	館山市北条 1087-1 鴨川市横渚 1450	0470-22-2233 04-7093-2131
【東日本電信電話株式会社】 木更津営業支店	木更津市新田 3-1-9	0438-23-4440
【東京電力株式会社】 木更津支社	木更津市貝渚 3-13-40	0438-90-3208
【郵便局】 鴨川郵便局 天津郵便局	鴨川市横渚 1026-4 鴨川市天津 1216-1	04-7092-1099 04-7094-0753

(6) 自衛隊

部隊名 (駐屯地名)		連絡責任者		電話番号 ()は時間外
		時間内 (8:00～17:00)	時間外	
陸上自衛隊	第一空挺団 (習志野)	第3科 防衛班長	駐屯地 当直司令	習志野 047-466-2141 内線 218,235,236(302)
	高射学校 (下志津)	企画副室長	駐屯地 当直司令	千葉 043-422-0221 内線 207(302)
	第1ヘリコプター団 (木更津)	第3科 運用班長	駐屯地 当直司令	木更津 0438-23-341 内線 215(301)
	需品学校 (松戸)	司令室 副室長	駐屯地 当直司令	松戸 047-387-2171 内線 203(302)
海上自衛隊	教育航空集団 (下総)	司令部 運用幕僚	団 当直幕僚	沼南 04-7191-2321 内線 2420(2424)
	下総教育航空群 (下総)	司令部 運用甲幕僚	群 当直士官	沼南 04-7191-2321 内線 2213(2220)
	第21航空群 (館山)	司令部 運用乙幕僚	群 当直士官	館山 0470-22-3191 内線 213,413(222)
航空自衛隊	第1補給処 (木更津)	企画課 運用班長	基地 当直幹部	木更津 0438-41-1111 内線 303(225)